近世・近代期の地方湊町における商人資本

―廻船問屋にみるその源泉と展開―

二〇二〇年九月

新潟大学大学院
現代社会文化研究科
氏名　横木　剛

近世・近代期の地方湊町における商人資本
―廻船問屋にみる その源泉と展開―

目次

■序章　買積廻船と廻船問屋　……5
1　買積廻船による流通
2　市場と買積廻船を結びつける廻船問屋
3　米を移出する湊町の廻船問屋
4　湊町の商人資本と近代化

■第一部　近世の廻船問屋と買積み廻船

はじめに　……13
1　近世から近代の新潟湊の概要
2　廻船問屋の業務
3　廻船問屋の業態
4　当銀屋江口家

第一章　集散地の廻船問屋に投下された北前船資本　……19
一　初期当銀屋の概略　19
1　当銀屋江口家　初代善蔵の来歴
2　蔵宿業務などによる諸藩との関係
3　与板備前屋新潟出店の経営不振と商人の新旧交代
二　天明九年の「春帳」　26
1　「天明九酉年春帳」の記載構造
2　借方項目（資産）からわかる当銀屋の営業内容
3　貸方項目（負債・資本）にみる遠隔地の廻船主との資金関係
三　「天明七未年春帳」との比較　37
1　天明六年の決算
2　各項目からうかがえる日本海海運の姿
小括　44

第二章　廻船問屋の金融機能と商品集積　……48
一　寛政期の取引事例　48
1　土地取得の状況

2　商品担保金融による商品の確保
3　廻船問屋を中心とした金融機能
二　文化・文政期から天保期の決算　58
1　文化・文政期の経営内容
2　天保期と抜荷事件
小括　67
第三章　経営規模の拡大と資本回転の行き詰まり　……70
一　嘉永期の決算内容　70
1　廻船方への積極的な資金貸出
2　損益計算科目と当銀屋の商業規模
3　利益が揃わない貸借と損益の各決算
4　嘉永期の経営内容の実情
二　幕末の不差引　81
1　黒島廻船に対しての不渡り
2　当銀屋の資金繰りがショートした理由
3　角屋孫兵衛との廻船仲間商売と債務
4　角屋孫左衛門へもとめたさらなる借金
小括　90
おわりに　……93
■第二部　近世近代移行期の新興廻船問屋
はじめに　……97
第一章　老舗廻船問屋の廃業　……100
一　新潟町の廻船問屋　100
1　廻船問屋の推移
二　若狭家（大塩）市平　102
1　近世初期から抜け荷事件まで
2　入船帳の記載形態とその役割
3　安政期の活動内容と特徴
4　新潟の若狭屋廻船
5　能登廻船

6　隠岐廻船
7　江差の村上三郎右衛門
8　荒浜の牧口庄三郎
小括　114
第二章　前田松太郎への問屋株譲渡　……118
一　前田松太郎の廻船問屋創業　118
1　廻船問屋株を取得した前田重松
2　廻船側から出された宿替届
3　引き継いだ客がわかる新春進物控
4　廃業前から顧客の権利を散逸させていた若狭屋
5　前田屋松太郎の経営状況
6　株仲間の枠組みと宿替えの実情
二　明治二年から六年の前田屋入船帳　126
1　史料の記載形態
2　扱い客船の増加
3　廻船の小型化と直乗化
4　扱い客船の地域的な傾向
5　扱いが少ない越後船
6　明治四年と五年の低迷
7　株仲間廃止の影響
小括　138
おわりに（前田屋のその後）　……142
■第三部　地方商人資本の近代化
はじめに　……150
第一章　齋藤喜十郎家の企業展開と投資行動　……154
一　齋藤喜十郎家の概要と近代の新潟　154
1　北前船経営の時代
2　四代目による地方財閥化
二　貸借対照表と損益計算書　157
1　史料の概要

2　収入の傾向
3　支出に見る暮らしの様子
4　借入金による有価証券投資
5　他人資本を集め設立された機関銀行
6　新潟硫酸の増資と設備投資
三　財産評価表　166
1　先行研究による投資行動の類型
2　経営事業に関連する投資先
3　投資傾向と地域経済
4　証券流通の転機と投資先
小括　171
第二章　大正期における齋藤喜十郎の経営と政治行動　……176
一　大正期における齋藤家の経営内容　176
1　収入内容の検討
2　大戦好況期の株式投資の傾向
二　実業家齋藤喜十郎の政界進出　183
1　新たな政治主体としての実業家
2　大正初期の新潟市政の諸相
3　一九一五（大正四）年の衆議院議員総選挙への立候補
4　衆議院議員としての活動
三　貴族院議員当選と脱税　190
1　大正十四年貴族院多額納税議員選挙
2　有権者の納税額
3　同族会社の設立目的
4　市会と市民の反応
小括　196
おわりに　……200
■終章　商人資本の源泉と展開　……202
■巻末史料

序章　買積廻船と廻船問屋

1　買積廻船による流通

近世は米納年貢制を基軸として商品・貨幣経済が展開した社会である。年貢米の商品化に関わる市場関係は「領主的商品流通」であり、幕藩領主制を支えたこの大きく太い流通の周辺には、一般農民が農業との兼営や分業によって市場向け商品の生産を担い、城下町や在郷町の商工業者と市場関係を形成する「農民的商品流通」が存在した。これらの流通について、産地と消費地、すなわち地域間の財と貨幣の循環構造について整理をした宮本又郎氏と上村雅洋氏は、近世後期について「大坂中央市場と畿内手工業地帯」、「江戸中央市場と江戸地廻り経済圏」それぞれの地域を市場関係の中心に据え、農産物が「地方領国」から大坂・江戸へと流入し、手工業品は大坂・江戸などから「地方領国」へ流れるという基礎的理解を示した（当然ながら逆の流れもある）(1)。中央市場をハブとして地方領国をスポーク状に結ぶ流通と合わせて、地方領国間の交易も展開し、地方領国の外縁には数々の「地方市場」も形成された。ここでは「中央」と対比する概念として「地方」という言葉が用いられていると理解できるが、これらの地方市場は人口集積や特産物生産を核として全国各地にあらわれた市場圏であり、それらの特性に導かれた主体的な個性をもつ「地域」「地域市場」と呼んでも差し支えないだろう。

広域化と重層化が進展した市場関係の中で、遠隔地間流通を担い商業活動を行った存在として、近年注目されるものとして買積廻船がある。買積廻船は異なる市場間の商品の価格差に着目し、積荷を廻船経営者が商品として仕入れ、それを輸送先で売り払うことで売買差益を得る経営手法である。買積廻船についてその活動と意義についての研究を牽引してきた斎藤善之氏は、十八世紀前半の地方社会に出現した三大買積海運勢力として北前船、尾州廻船（内海船）、奥筋廻船をあげ(2)、輸送の担い手が商業活動も兼営する買積経営は、発展する農民的商品生産を背景として活性化する地域市場を結びつけることに最もふさわしい形態であったこと(3)、買積廻船が活動した海運網によって、大坂と江戸を中心とした幕藩制全国市場とは異質な全国的な流通市場が出現したことを指摘した(4)。地方社会に出現した買積廻船が近代にむけた市場構造の転換を担ったという理解は、近年の大きな研究潮流となり、とくに北前船という呼称は近世から近代の日本海海運に従事した廻船の総称として一般化した(5)。また、中西聡氏は北前船船主の資本蓄積に注目し、近世から続く買積廻船経営の展開によって得られた資本が、その後の地域の近代化に寄与した事例を数多くあげている(6)。

地域市場相互を結ぶ運輸と商業の担い手に着目するということは、同時に各市場において買積廻船の相手をした商人の活動とはいかなるものかという問題を提起する。相対する複数の市場機会を独自に判断して行動する買積廻船とそれぞれの湊の商人との利害関係、その商人に連なる別な商人や生産者の存在、取引方法や価格形成、民間利益と領主利益など多様な論点をそこに設定することができる。運輸の担い手とその相手をした商人、地域市場

内における様々な主体との関係性を明らかにすることは、分析視角を異地点間の輸送という部分からさらに一段深めた部分へと導くことができるであろう。

2　市場と買積廻船を結びつける廻船問屋

地域市場において買積廻船の相手をしたのは地方湊町の廻船問屋である。諸国廻船や遠隔地からの売手・買手を待ち受けた問屋商人の機能や役割を把握することは流通史や商業史の大きなテーマであり、多くの研究が蓄積されている。

中心都市大坂では、ひとくちに問屋といってもその機能が細分化された様々な問屋が活動した。十七世紀前半ではまだ商品別の専業問屋は少なく、特定の領国の多種の物資の販売を行う国問屋が一般的で、例えば薩摩国問屋、土佐国問屋など相手国の名前を冠したものであった(7)。これらは廻船によってもたらされた商品の荷下ろしと荷捌きなどを主に行い口銭収入を得る業態で機能的には荷受問屋である。十七世紀後半になると国問屋にかわって商品ごとの専業問屋が現れ、時代とともにその数と種類は増加した。また廻船問屋と称したものには菱垣廻船問屋や江戸大廻樽船問屋などがあり、商品輸送自体をもっぱら引き受ける積荷問屋の業態になる。遠隔地間の海上輸送において賃積輸送とそれにかかる海難処理に注目している深井甚三氏は、これら大坂・江戸間の定期輸送の積荷問屋のほか、長崎輸入物資輸送の廻船を扱う堺大坂長崎廻船荷物積問屋の存在をあげるとともに、近世中期頃には北国への商い荷の賃積輸送を専業的に担う北国積荷問屋が登場したことを指摘している(8)。直接的に輸送を担う廻船だけでなく、それを扱う問屋との関係性への着目は、斎藤氏の買積み論とも関連し、多様な近世海運と商業のあり方を論点提起している。

江戸問屋に関して木綿や呉服の遠隔地間流通を検討した林玲子氏は、問屋の業態変化と周囲の様々な利害主体との関係性の変化について、近世を通じていくつかの段階があったことを明らかにしている(9)。そこで大きく注目されるのは特産地の在町商人と消費地の荷受問屋が関係を結んだ十七世紀から、十八世紀になると都市の問屋が仕入問屋化し、消費地の問屋が商流の上流側である集荷機構と下流側の販売網を整備するようになったことである。消費地江戸への呉服流通の商権が仲介手数料取引形態をとる荷受問屋から、自己勘定取引による仕入問屋へと移行しその流通支配が広がったことは画期であり、この理解はその後の商業研究の基礎となってきた。しかし近年では商品によって問屋の形態が異なることを指摘した賀川隆行氏による検討(10)や、通説化した問屋の発展段階について身分制の観点から疑問を呈する塚田孝氏の見解(11)もあり、一般的な事例とはいえない部分もある。消費地における廻船問屋は荷受問屋に分類され、売手と買手を仲介する手数料が主たる収入と考えられてきたが、泉州貝塚湊の廻船問屋では幕末期に手数料取引による仲介業務から自己勘定取引による仕入業務にシフトした事例も山田雄久氏によって指摘されている(12)。

買積廻船と江戸の廻船問屋の関係について幕末期の具体例をあげた斎藤善之氏は、廻船問屋について「船頭を宿泊させ酒食でもてなすという従来の廻船問屋のイメージとは異なり、廻船の売り手と専門問屋・仲買・才取ら買い手が出合い、売と買いが交錯する市場空間

をプライベートな商家の中に内包させたもの」とし、船宿業務を発端として仲介業務とそれにかかる取引市場という空間も提供する存在という理解を示した(13)。

問屋の業務の具体例をそれぞれの場所、それぞれの時代などで整理していくことは、つきつめると問屋やその周辺商人の本源的性格に基づく議論に収斂する。このことについて原直史氏は「一方で単純な図式的把握に繋がる危うさを持っている」と指摘し、干鰯取引において中継市場である江戸において問屋が仲買を包摂した展開や、問屋と仲買が兼営されていった大坂の事例も踏まえて、多様性へのまなざしとそれを深化させていくことの必要性を求めている(14)。

これらの視点に学び、地域市場、地方湊町の廻船問屋の経営展開に関する研究を概観してみると取引内容の検討や個別の経営事例の本格的研究とその蓄積は乏しい。中西聡氏の研究に広島県鞆港の廻船問屋片山万右衛門家、徳島県撫養港の廻船問屋山西庄五郎家、和泉国貝塚港の廻船問屋廣海惣太郎家などの取引内容や相手方廻船を整理したもの(15)があるが、分析は幕末から近代に集中しており、近世から近代を通じての状況を把握するには対象が少ない。しかし、廣海惣太郎家については、先にあげた山田雄久氏の研究も含め膨大な史料をもとにした近世からの商家経営の展開と近代における不動産・有価証券投資を論じた研究があり石井寛治氏と中西聡氏によってまとめられている(16)。この一連の研究には商業活動によって得られた具体的な損益の把握、手数料取引と自己勘定取引の分類と時代によるその変容などが含まれ、その視点とそこから抽出された内容は本論でも折に触れて援用する。ただし、ここであげた地方湊町の廻船問屋の事例は、地域的に上り荷を主に扱う消費地に依拠した廻船問屋に偏っており、地方集散地とくに産地に近い湊については未だ分からない点が多いといえるのである。

3　米を移出する湊町の廻船問屋

ここまでにあげた問屋に関する研究からは次の課題が導かれる。まず何より大きな課題は地方湊町の廻船問屋の実態を個別の経営史料に基づいて具体的に究明するという点である。地方湊町における廻船問屋については、船宿から発展して、諸国の廻船を扱い、多様な物資の取引とそれに関わる倉庫業務や金融業務、旅宿業務などを担っていたことが漠然と理解されつつも、具体的取引の把握は進んでいない。次にその対象を産地に近く移出商品が集積される問屋に目を向けることである。例えば米を例にあげれば、消費地に依拠した廻船問屋は季節を通じた日常的な飯米需要に支えられている一面があるが、産地においては収穫期は限定され、また輸送手段についても季節的影響を大きく受ける。買積廻船は異地点間の価格差が利益源泉となるが、取引に参加するそれぞれの主体の間には異時点間の要素も考慮する必要があると考えられる。さらに、従来の研究では物資が生産地から消費地へと流通する点に主眼がおかれ、その逆を辿るであろう対価がどのような手中に収められていったのかについてはあまり触れられていない。特に買積廻船の発展の背景には農民的商品経済の浸透があるとされており、買積廻船の活動によって蓄積された資本の動きと産地地域

経済の関係は問屋経営の大きな鍵になると考えられる。

本論第一部はこのような視点を基本に据えている。米の集積・移出湊である近世の新潟湊で活動した廻船問屋当銀屋の経営を決算史料にもとづいて把握しその展開を描く。当銀屋の発展期は近世後期から幕末にかけて買積廻船が日本海海運において活発に活動した時期と合致する。具体的な収支と資金繰りを明らかにし、廻船方の資金が廻船問屋に投下され金融の形で地域市場に浸透する様子に注目する。当銀屋は幕末期に買積廻船との資金関係の綻びから事業継続が難しくなり廃業に至る。しかしこの時期は「北前船の最盛期」とされた時期でもあり、本来であれば廻船問屋にとっても商機であった。

ところで、前節においては地方湊町の廻船問屋について個別の経営事例の検討が少ないことをあげた。一方で一個別経営から視点を離して各地を見ると、廻船問屋と取引廻船の関係を検討した研究は一九七〇年代以後、廻船問屋が顧客廻船を書き留めた客船帳について分析を行ったものが多く存在する。島根県浜田の廻船問屋の客船帳を翻刻した柚木學氏の成果は(17)、近年の海運研究史の方向性に大きな指針を与え、各地の客船帳資料が注目されるきっかけを作った。柚木氏自身それ以降も西廻り航路沿岸の幾つかの廻船問屋資料を分析し、廻船の動向や性格、積荷などを幅広く把握しようとした(18)。この研究に導かれ、経済史と経営史の観点から各地の廻船問屋資料を検討したのは上村雅洋氏である。難船関連など多様な資料とデータを収集し、商品流通や輸送形態をできるだけ具体的に明らかにすることを試みてきた(19)。柚木氏、上村氏は個々の湊の廻船問屋資料を丹念に読み、統計的手法でその姿を描き出してきたが、資料の性格からそれぞれの成果がどうしても地域的に限定されてしまうという限界があった。両氏はその限界を認識し、複数の地域の研究を重ねていくことで日本の近世海運の時代的傾向や地域的傾向を明らかにしたが、成果は主に廻船の動きに注目したもので、各地域における廻船問屋との関係性の分析は一段下がった位置にあった。

買積廻船と廻船問屋は相互利益を得る関係であるが、その置かれた枠組みは対局にある。近世から近代への廻船問屋の展開を検討する上ではこの点も論点となる。買積廻船は民間的全国市場の拡大と発展を支えた存在であり、自己裁量によって取引地や取引相手を自由に選択できた点に特徴がある。近世的な枠組みを乗り越えるとともに、固定化された市場に動揺をあたえ近代に向けてその流動化を押し進める要素を取引形態に持っていた。一方でその相手をする廻船問屋は株仲間の枠組みと商慣行が近代に移行するまで維持された。

第二部ではその点に注目し、新潟湊の老舗廻船問屋若狭屋市兵衛の廃業とその株を購入した新興廻船問屋前田松太郎の展開を論ずる。ここでは顧客廻船の入津を時系列で記した入船帳を主たる史料として扱う。株の売買にあたっては営業権とともに顧客も附属して異動する。弱体化し廃業に至る廻船問屋は、守られた営業権と商業を継続する経営体力に矛盾を生じつつも、その近世的枠組みから得られる利潤に固執していたことを明らかにする。この過程で新興廻船問屋の前田は本来の競争関係以上に新潟湊の既存廻船問屋と対抗関係に陥るが、その主たる相手は当銀屋であった。

4　湊町の商人資本と近代化

第三部では、続いて新潟港において買積廻船業による商業的蓄積から近代的資本への転換を図った齋藤喜十郎について、その資本主義化の過程と地域の様々な主体との関係を考察する。近世社会から近代社会への移行転換期を商家経営の盛衰にひきつけて見てみると、その商業活動やそこから得られた資本を時代の変化とともに展開させることができた例は新潟では少ない。第一部と第二部で扱った廻船問屋商人はともに近代に入ると程なく廃業を余儀なくされている。齋藤喜十郎は近代の新潟を代表する実業家で複数の企業を経営しその中核には自家の機関銀行も設立した。その源泉は幕末からの廻船業における商業蓄積であり、湊町の旧来の問屋商人とは異なる立場にいた人物である。

廻船業による商業蓄積をもとに、近代以降も地方有力資産家として活動した船持商人の事例をまとめた中西聡氏は、その経営志向性の分析にあたって、展開範囲、展開目的、展開方法の三つをあげている(20)。展開範囲はその経営拠点がどのような地域的広がりを見せたかということであり、展開目的は事業行動の動機が家業と家産の維持に強く向かうものか、地域社会の発展に関心を示す社会指向性をもつものかという点に注目するものである。そして展開方法はハイリスクハイリターンを目指すか、リスク回避に重点をおくかというものであり、それぞれの商人の経営志向性はこれらの線上のいずれかの位置付けで構成されるとしている。これは、その商人がおかれた地域環境や立地条件に大きく依存すると考えられ、一つの論点となる。中西氏は最終的にその活動が日本の資本主義化へどのように貢献したかという点を重視しており、日本海沿岸の多様な船持商人の事例を検討したうえで、その貢献の仕方は各北前船主の存在形態によってかなり異なった経路を辿ったことを指摘している(21)。このことからは個別の事例の検討がさらに必要であり、特にある程度の経済規模をもつ地方都市の船持商人の経営行動にどのような特徴があったかを明らかにすることは個別事例の蓄積の上で意義あるものと考えられる。中西氏は新潟県の船持商人の検討として、西頸城郡鬼舞村（現在の糸魚川市鬼舞）の伊藤家をあげ、その比較として齋藤喜十郎家についても触れている(22)。作場が少なく産業立地にも不向きな西頸城郡の沿岸と近世来の主要湊であった新潟の違いもふまえたうえでの比較であるが、齋藤喜十郎家に関しては研究当時の資料的制約から刊行物などに頼った分析となっている。本論では齋藤喜十郎家の一次史料をもとにその経営展開を明らかにする。

先にあげた和泉国貝塚港の廻船問屋廣海惣太郎家は、近世における問屋経営、近代における廻船経営への参入と自己勘定取引による卸・小売業への転換、その商業的蓄積による有価証券投資と進んだ。一方新潟においては近世社会に規定される旧来の問屋経営から近代的卸商経営へと転換し、近世近代を通じて商業活動を継続できた問屋は少ない(23)。新潟ではなぜそのような過程を辿れなかったのか、そこに固有の事情があったと考えてよいのではないだろうか。廣海惣太郎家の事例と今後の展望は「地域社会との関連を含めてそれがどこまで一般化できるかは今後の事例研究の積み重ねが必要であろう」(24)といわれており、全国的視野で商家の経営展開を位置付けていくうえで更なる事例を示すことは重要である。

ここまでに述べてきた前提に立ち、近世から近代の地方湊町商人の展開を論じる際には、多様かつ重層化した市場間における商品需給や資金循環、すなわち湊町にもたらされる資本の動きに注目することが重要と考える。そして商品を媒介することによって生み出された商人資本と商業的蓄積がさらにどのように発展していくのか、時代による変化などにも触れながら米の出荷地として栄えた地方湊町の百五十年を見通したいと考えている。

註

（1）宮本又郎・上村雅洋「徳川経済の循環構造」（速水融・宮本又郎編『経済社会の成立（日本経済史1）』岩波書店、一九八八年）二八五頁。

（2）斎藤善之「近世的物流構造の解体」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第七巻 近世の解体』東京大学出版会、二〇〇五年）第三節。

（3）斎藤善之「菱垣・樽廻船と内海船」（吉田伸之・高村直助編『商人と流通』山川出版社、一九九二年）六三頁。

（4）前掲「近世的物流構造の解体」（『日本史講座第七巻 近世の解体』）第四節。

（5）北前船については牧野隆信『北前船の研究』（法政大学出版会、一九八九年）が研究成果のさきがけとしてあげられるが、北陸地方の自治体が一九八〇年代から積極的に開催した「全国北前船セミナー」（石川県加賀市）や「西廻り航路フォーラム」（福井県河野村）などによって広く知られるようになった。

（6）中西聡『海の富豪の資本主義』（名古屋大学出版会、二〇〇九年）。

（7）宮本又郎・平野隆「商業」（西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編著『日本経済の２００年』日本評論社、一九九六年）三四四頁

（8）深井甚三「水運と陸運」（『岩波講座日本歴史 第一二巻 近世3』岩波書店、二〇一四年）一五三頁。

（9）林玲子『江戸問屋仲間の研究』（御茶の水書房、一九六七年）。

（10）賀川隆之「元文・寛政期の江戸木綿問屋綿屋惣兵衛店の経営」（『三井文庫論叢』第四〇号、二〇〇六年）。

（11）塚田孝「身分制の構造」（『岩波講座日本歴史 第一一巻 近世2』岩波書店、二〇一四年）。

（12）山田雄久「米穀市場と廣海家の取引活動」（石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営 米穀肥料商廣海家の近世・近代』名古屋大学出版会、二〇〇六年）

（13）斎藤善之「流通構造の転換」（『岩波講座日本歴史 第一四巻 近世5』岩波書店、二〇一五年）一五四頁。

（14）原直史「全国市場の展開」（『岩波講座日本歴史 第一二巻 近世3』岩波書店、二〇一四年）一二八－一二九頁。

（15）中西聡「瀬戸内地方の廻船問屋」及び「畿内地方の廻船問屋」（『北前船の近代史－海の豪商たちが遺したもの－』成山堂書店、二〇一三年）。
（16）石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営 米穀肥料商廣海家の近世・近代』（名古屋大学出版会、二〇〇六年）。
（17）柚木学編『諸国御客船帳 －近世海運資料－』（清文堂出版、一九七七年）、同『近代海運資料－石州浜田廻船問屋記録－』（清文堂出版、一九九二年）。
（18）柚木学『近世海運史の研究』（法政大学出版局、一九七九年）、同『近世海運の経営と歴史』（清文堂、二〇〇一年）。
（19）上村雅洋『近世日本海運史の研究』（吉川弘文館、一九九四年）。
（20）前掲中西聡『海の富豪の資本主義』三頁。
（21）中西聡「北前船と日本経済」（『北前船の近代史－海の豪商たちが遺したもの－』成山堂書店、二〇一三年）。
（22）中西聡「新潟県船主の海運・農業経営－越後国鬼舞・鞍屋伊藤家の事例－」（『海の富豪の資本主義』名古屋大学出版会、二〇〇九年）。
（23）近世新潟湊の廻船問屋で事業形態を変えつつも近代以降まで良好な経営を続けた商家は問瀬屋佐右衛門（鈴木家）のみであり、近代に新潟三大財閥と呼ばれた白瀬家、齋藤家、鍵冨家は近世来の廻船問屋ではない。
（24）前掲石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営 米穀肥料商廣海家の近世・近代』四九九頁。

第一部　近世の廻船問屋と買積廻船

第一部　近世の廻船問屋と買積廻船

はじめに

1　近世から近代の新潟湊の概要

新潟は信濃川と阿賀野川が日本海へ注ぐ河口の町である。内陸を結ぶ河川舟運と全国各地へとつながる日本海海運が交わる地点であり、古くから湊町として発展を続けてきた(1)。近世中期以降は地方の特産品や手工業品、またその原材料などが広範囲に流通するようになり商品経済が全国規模で発達する。その流通を担ったのは諸国の廻船であり、特に船頭が商人を兼務し湊から湊へと自身が買い付けた商品を売買する買積廻船であった。新潟湊にもそういった買積廻船が多く集まり、全国から物資や情報をもたらすとともに、越後の主力産品である米を買い付けては湊を出帆し消費地へと向かった(2)。蝦夷地の開発が進んだ近世後期には、松前方面も大きな交易相手先となり、米や日用品が新潟から移出されるとともに、蝦夷地産品が多く入荷した。松前方面との高利潤の取引は新潟湊の主軸の一つとなり、内陸交通の担い手が鉄道に代わる近代となってもそれは続いていた(3)。

2　廻船問屋の業務

湊には廻船に関わる様々な職種があった。湊に出入りする船を誘導する水戸教、廻船から荷物を瀬取りする際に活躍した天渡船持ちや艀下船道、荷物の陸揚げや積み込みを担った小揚など多くの人々が湊と廻船に関わって暮らしていた(4)。そして、これら湊のシステムの頂点に位置するのが、廻船と商取引を行う廻船問屋であった。

廻船問屋は新潟湊に入った廻船の船頭を宿泊させ、その身の回りと商いの世話を生業としている。廻船問屋には大問屋と小問屋の区別があり(5)、小問屋は扱う客が庄内加茂から越後高田までの地域からくる小型の小回り船に限られていた。廻船問屋の業務の流れは次の通りである。沖に廻船が現れると通辞船を出して新潟の相場を伝え入港と取引を促す。客となった廻船の往来手形は、廻船会所で書き写された上で、沖ノ口番所へ届け出る。積荷の売買の仲介をし、出帆の際に売買目録を作成し口銭の精算を行う。また、取引に課税される仲金徴収のために売買内容をまとめた書類を仲会所へ届け出ることも必要だった。廻船と商人の間に立ち、それぞれが納得できる利益の落とし所を見極めるのは難しい商売である。

廻船の船頭は、一度世話になった廻船問屋とは次回以降の入津時も継続して付き合い、問屋側に落ち度がない限りは別な廻船問屋の客となること（宿替え）はできなかった。これは客の奪い合いを防ぐためである(6)。そして世話になっている廻船問屋以外の商人と直接取引きすることは許されておらず、すべての商取引が担当廻船問屋の仲介の下に行われていた。これらの事項は、古くからの仕来りとして維持されてきたが、享保七（一七二二）年に町奉行の承認を得て掟として定められた(7)。大問屋は享保五年に株数が四八軒に定められ、成文化された商業慣行や株仲間の制限によって、湊において大きな特権を有している存在

であった。地方湊町において遠隔地からの諸国廻船と湊町の商人とを仲介する廻船問屋について検討することは、地域と商業、運輸などの関係性を明らかにする重要な作業であると考える。

3　廻船問屋の業態

それでは、廻船問屋が一手に掌握している廻船との商取引とはどのようなものであろうか。天保十四（一八四三）年十二月に新潟町の町役人が幕府へ報告した「新潟市中風俗書」(8)では、他国からの廻船と取引をする廻船問屋大問屋を廻船宿、近接地域との取引をする小問屋を地廻り廻船宿とし、これらは、表店や他門店など新潟町の品別問屋集団と廻船との取引を仲介する職種であると説明している。しかし、同書では新潟湊の主力商品である米の流通についての記述が乏しく、廻船問屋の職務内容と役割について、遠方からの渡海船を相手にする仲介者であるという部分を前面に強調した記述になっている。

表面的に廻船問屋は仲介者であるとされる一方で、多くは米商人（仲買）を兼ねた複合業態であるという認識もある(9)。伊東祐之氏は仲介を原理的役割と称し、それ以外の業態があることを講演で強調している(10)。廻船問屋は新潟における上層商人であるが、仲介の口銭収入だけで大金を得られるとは考えにくく、自らが自己資金と自己判断で商品を売り買いする商人（仲買）であると説明した(11)。その主たる商品は米であり、買積廻船の船頭はその米を買うにあたって手元資金が不足した場合は廻船問屋から資金融通を受けることも紹介した(12)。伊東氏は廻船問屋は米屋であり金融業であるとしているが、廻船問屋が廻船へ渡す米の取引にあたって、自己資金によって仕入れ、それを販売しているのか、例えば廻船から預かった金を仲介しているのかといったことは個々に事例があると考えられる。問屋と商人（仲買）には根源的な隔たりがあり(13)、新潟の廻船問屋が明確に米商人（仲買）であるという点は、自己計算による売買が記された帳票類をもとに検討されなければならず大きな論点となるが、現段階では具体的資料は乏しく結論は難しい。

業態を明確に分類することは難しいが、扱う主商品が米であり、その集積によって諸国廻船を引きつけているということは、伊東氏の見解とあわせ、資料を用い具体的に検討した原直史氏の研究からも明らかにされている。買積廻船側の資料から越後の米穀流通を検討した研究(14)では、廻船主へ新潟の相場を報知し、在地の蔵の在庫までを含めた様々な条件下の米穀価格を伝え取引を促す問屋商人として小川屋皆五郎や当銀屋善平といった名前が出てくる。また実際に行った米取引の仕切りには石崎弥兵衛の名前もある。三者は新潟の廻船問屋である。また、流通の上流側である在地地主の資料を用いた研究(15)では、地主の米を買い付ける新潟の廻船問屋として高橋次郎左衛門、小川皆五郎、石崎喜兵衛、当銀屋善平、小川屋長右衛門、三国屋金四郎、三国屋茂兵衛、若狭屋市兵衛、吉川勘兵衛、大月屋藤蔵、越前屋太兵衛らの名前があげられている。本論ではこれら問屋商人のなかから第一部において当銀屋善平、第二部において若狭屋市兵衛を具体的に検討する。

このように廻船問屋は、新潟湊の主力商品である米を在地から集積し、買積廻船へ積極的

に売り込む問屋商人である。また、秋に収穫された米は冬季間新潟へ川下げすることは出来ず、買手の廻船も冬季間は動かない。そのため米を早期に売り払うことは困難であり、在地の蔵に集積された米が、春以降に現れる諸国廻船と売買契約の上で商品として価値実現され、さらにその代金が回収されるまでには豊富な運転資金が必要であったことは想像に難くない。廻船問屋は、諸国廻船の要望に応え自らも大きな利益を上げるために、その経営において豊富な資金力の裏付けが必要であった。

4　当銀屋江口家

近世後期の新潟湊を代表する廻船問屋の一つとして当銀屋江口家がある。天保十一（一八四〇）年に新潟町の実情を探索し、のちに新潟奉行となる川村清兵衛修就が記した「北越秘説」(16)では、当銀屋江口家は津軽屋高橋家に次ぐ新潟町第二の豪商で有金は五千両余りになると紹介された。

当銀屋に関する研究は、丹治健蔵氏による初期当銀屋の成立過程を明らかにしたもの(17)と、小村弌氏による廻船方との貸金証文を整理した研究(18)が代表的成果としてあげられる。このうち丹治氏の研究は、当銀屋の前身である与板備前屋の伸長発展と、その新潟出店である初期当銀屋の成立を与板備前屋の史料を中心に検討した。与板備前屋が新潟湊への進出を企てた意図は、上方への廻米を中心とした業容拡大のためであり、新潟湊の既存廻船問屋と取引を行わず、自身の出店という形で進出したことには様々な制約と軋轢があったことを明らかにし、近世的な株仲間の枠組みが強固であったことを示した。この出店はそういった様々な封鎖的な圧力に対抗し一旦は成功するが後に経営不振によって新潟湊から撤退する。本論で扱う当銀屋は、撤退前の店で見習いとして働き、与板備前屋の親戚であった江口善蔵が引き継ぎ再興した当銀屋江口家である。また小村氏の研究は、再興後の当銀屋江口家が残した貸金証文類を年代と相手先地域で分類し、幕末期の少額証文が多いこと、地域的に北陸が多いことを明らかにした。またその証文類のなかから数点をあげ返済方法に為替が取り組まれていることなどを紹介した。またこのほかにも、小村氏が扱った貸金証文類の中からとくに能登廻船とのやりとりに注目した深井甚三氏の研究(19)、備前屋と当銀屋江口家の由緒や家系を辿った江口直禎氏の研究(20)などもある。

新潟湊有数の廻船問屋当銀屋であるが、その詳細についてはあげたように成立の経緯についての基礎的事項及び諸国廻船との取引の一部が明らかになっているにすぎない。とくに貸金証文は時代が幕末に偏っており、その用途(21)からも証文が残されているケースは取引のごく一部分と考えられる。故にこれら貸金証文によって商業や経営の実情を広く把握することは困難である。

全国的に地方湊町における商業についての研究は、海運交通や廻船業に関するものは多くある(22)が、廻船問屋商人の具体的検討は非常に乏しい。酒田(23)や敦賀(24)などに商家の経営を見通した研究が見られるが、新潟では個別の商家の経営実例に踏み込んだものは少ない(25)。廻船問屋は湊町における交易の要であり経済的地位も高い存在と認識されている

が、資産や損益などを示して廻船問屋商人の経営規模を把握することや、その手法を明らかにすることは遅れている。

そこで本論第一部では、新潟市歴史文化課所蔵の「上大川前通 江口家文書」(26)を用いて、その経営内容について具体的な検討を行う。この史料はおよそ千四百点からなり、小村氏が『新潟市史』編纂にあたって整理し、先にあげた成果としてまとめている。史料の八割は幕末期の貸金証文が占め、これは当銀屋江口家四代当主善平の時代のものになる。これらのほかには初代善蔵が書き残した自伝、初代及び二代善平の町役人任命書などがあり、同類のもので残存する最後のものは二代善平が検断を任命された享和三(一八〇三)年のものである。これらを総合し概観すると、史料はその性格を大きく二つに分けることができる。一つは初代善蔵及び二代善平が自家の由緒を残そうという意図で残したもの。もう一つは主に四代善平の時代の少額の貸金証文の一部ということになる。三代善蔵を中心とした時代のものがほとんど無いことから史料群に連続性はなく、またその内容も偏っているが、【表1】に整理したとおり一部に年間の決算内容を記した史料も残されている。天明年間、文化年間、文政年間、天保年間、嘉永年間のものがそれぞれあり、当時の経営規模の把握は可能である。年代間隔も大きく開いており当銀屋江口家創業の十八世紀半ばからの経営全体を連続して見通すことは難しい史料ではあるが、一つ一つを見ていくことでそれぞれの時代の特徴をできる限り明らかにしていきたいと考えている。

【表1】 当銀屋江口家 決算史料

史料番号	決算期			様式		
77	天明6	暮	1786	貸借		落丁と乱丁
78	天明8	暮	1788	貸借		
81	文化3	暮	1806	貸借		
84	文政11年	暮	1828	貸借	損益	乱丁
97	天保3年	暮	1832	貸借	損益	落丁と乱丁
99	天保8年	暮	1837	貸借		
85	嘉永3年	暮	1850	貸借	損益	
85	嘉永4年	暮	1851	貸借	損益	
85	嘉永5年	暮	1852	貸借	損益	
85	嘉永6年	暮	1853	貸借	損益	

※史料番号は上大川前通江口家文書の番号
※84,97,99は表紙欠により決算期が不明だったが毎年定額の積立金残高から比定した

註

(1) 新潟の様子については、新潟市史編さん原始古代中世史部会・新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編一原始古代中世・近世(上)』(新潟市、一九九五年)近世(上)第一章、第三章。新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編二近世(下)』(新潟市、一九九七年)第一章、第二章を参照。

(2) 原直史「越後と北前船」(『国文学 解釈と鑑賞 第六九巻一一号』至文堂、二〇〇四

年）一三九－一四二頁。

（3）本稿第三部第一章では、廻船問屋齋藤支店の取引実例として、鉄道開通後も汽船を利用した北海道との交易が多くを占めていたことを説明している。

（4）新潟市編『新潟歴史双書Ⅰ 新潟湊の繁栄』（新潟日報事業社、二〇一一年）九六頁。同書は一九九八年に新潟市から刊行されているが、その後の市町村合併をうけて新市町村名に訂正されたものが新潟日報事業社から出版された。本稿の参考引用は後者を用いている。

（5）前掲新潟市編『新潟歴史双書Ⅰ 新潟湊の繁栄』九九頁。

（6）前掲新潟市編『新潟歴史双書Ⅰ 新潟湊の繁栄』九七頁。

（7）前掲新潟市編『新潟歴史双書Ⅰ 新潟湊の繁栄』八九頁。

（8）新潟市歴史博物館所蔵。

（9）前掲新潟市編『新潟歴史双書Ⅰ 新潟湊の繁栄』九九頁。また、小村弌「幕末期新潟港の米穀流通 －桜井家文書による－」（『越佐研究 四一号』、新潟県人文研究会、一九八四年）では、蔵宿から廻船問屋が米を落札する文書が示されている。

（10）山崎雄編『みなとぴあボランティア10周年によせて 新潟湊・沼垂湊』（新潟市歴史博物館・みなとぴあボランティア、二〇一五年）一七－二七頁。

（11）伊東祐之氏は廻船問屋の資産規模の大きさに着目し、わずか数パーセントの収入にとどまる仲介取引だけでなく、売買差益が得られる自己勘定による仕入販売取引も並行して行なっていると推測している。

（12）本論で扱う廻船問屋当銀屋の貸金証文類は、伊東祐之氏も講演で取り上げている。

（13）石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営 米穀肥料商廣海家の近世・近代』（名古屋大学出版会、二〇〇六年）二－三頁。もともと近世商人は手数料取引を行う問屋と、自己勘定取引を行う仲買とにはっきり区別されていたが、近代になると問屋と仲買の相互乗入れがなされ両者の区別が現実になくなったことを紹介している。合わせて、政府が課税上の必要から卸商（＝問屋）と仲買の区別を、前者を自己勘定取引、後者を手数料取引という具合に近世とは正反対に設定したため両者の区別がますます混乱したことも述べている。

（14）原直史「新潟湊と蒲原の地主」（『郷土新潟』第五〇号、新潟郷土史研究会、二〇一〇年）。

（15）原直史「地主資料からみた近世蒲原平野の米穀流通」（『資料学研究』第八号、二〇一一年）。

（16）『北越秘説』、新潟市郷土資料館。

（17）丹治健蔵「信濃川沿岸における一豪商の存在形態－越後与板町備前屋と西廻り海運－」（豊田武編『近世の都市と在郷商人』厳南堂書店、一九七九年）。

（18）小村弌「新潟町豪商当銀屋覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第二節、国書刊行会、一九九二年）。これは「新潟町豪商当銀屋覚書一」（『市史にいがた』

二、新潟市、一九八八年）、「新潟町豪商当銀屋覚書二―加州・越中廻船と当銀屋―」（『市史にいがた』三、新潟市、一九八八年）を合わせたもの。

（19）深井甚三「近世、能登黒島の廻船業発展と新潟廻船問屋当銀屋」（『近世日本海海運史の研究』東京堂出版、二〇〇九年）。この論文の初出は『交通史研究』第五七号、二〇〇五年。深井氏は貸金証文のなかから能登廻船に着目し、その能登廻船が長岡藩御用を務めたことがある点や、貸金証文類に抜け荷事件以前のものが少ないことを指摘し、「当銀屋は長岡藩から委ねられて抜け荷取引を行っていた」と述べた。しかし史料から明らかにできていることは限定的であり、拙速で恣意的な結論誘導である。

（20）江口直禎「一回船問屋の盛衰 ―新潟湊・回船問屋「当銀屋」江口家の記録―」（『新潟地理』第二号、新潟地理研究会、一九九三年）。

（21）借金証文は返済がなされた時に返還や破棄、墨抹などが行われるのが一般的である。そのままの状態で残っている証文であれば債務不履行すなわち回収不能になった貸金と考えられるが、残存史料は同じ廻船主との証文がいくつかあり、継続した取引関係のなかで債務は解消されていく筈なので未返済分の証文ということも考えにくい。

（22）代表的なものとして、上村雅洋『近世日本海運史の研究』（吉川弘文館、一九九四年）、柚木学『近世海運の経営と歴史』（清文堂、二〇〇一年）など。

（23）工藤定雄「近世中期湊町商人の一研究 酒田本間家の場合を中心にして」（山形大学紀要 人文科学 五巻四号、一九六四年）。

（24）山口徹「小浜敦賀における近世初期豪商の存在形態―幕藩体制成立期に関する一考察―」（『日本近世商業史の研究』東京大学出版会、一九九一年）。

（25）小村弌「新潟町豪商田巻家覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第一節、国書刊行会、一九九二年）などがあげられるが、売買や金銭貸借の実例は紹介されつつも商家の経営全体を論じたものではない。なおこの論文は『郷土新潟』第一七号（新潟郷土史研究会、一九七五年）から同第二一号（同、一九七九年）に連載された同名論文を合わせたもの。また、当銀屋とともに新潟湊の豪商としてあげられる津軽屋高橋家については、所持廻船の諸国入津状況からの視角や来歴を整理した菅瀬亮司の一連の研究がある。菅瀬亮司「廻船資料にみる新潟町の廻船問屋」（『郷土新潟』第五二号、新潟郷土史研究会、二〇一二年）、同「近世新潟町廻船問屋津軽屋次郎左衛門家覚書」（『郷土新潟』第七九号、同、二〇一七年）。

（26）上大川前通 江口家文書の概要については『新潟市歴史資料だより』第二七号（新潟市歴史文化課歴史資料整備担当、二〇一九年）を参照。

第一章　集散地の廻船問屋に投下された北前船資本

一、初期当銀屋の概略

1　当銀屋江口家 初代善蔵の来歴

まず、はじめにの章で触れた小村弐氏、江口直禎氏の諸研究を参考にしつつ、当銀屋江口家の初期の発展過程を確認する。初代当主の善蔵が晩年に書き記した「永久相続家訓之旧記」（以下「旧記」とする）[1]は、初代善蔵や江口家の天明年間までの様々な出来事が記されている。天明六（一七八六）年に一旦まとめられ、追加でその後の様子が書き加えられており、前半は時系列で善蔵や家の来歴、後半には箇条書きで諸藩との結びつきの経緯なども書かれている。自身の出来事を振り返りながら年表のように記し、一旦の完成をみたところで、さらに加えておきたい出来事を記したという形になっている。まずその来歴部分を読んでみたい。

【史料1】「永久相続家訓之旧記」（前半の一部）

永久相読家訓之舊記

我等儀十一才より長岡八町江参手習素読を習、十三才六月大火ニ而八町□類焼尓付与板江帰里、翌年十四才三月頃新潟出店当銀屋江罷下り店見習相勤、同年霜月与板より登候よう申参罷越候得ハ、本家備前屋店伴頭茂兵衛年来相勤候者故宅江引申度願ニ付、右跡支配致候様叔父善左衛門殿被申付十五才より廿四才迄相勤候所、①新潟店商事次第ニ引合不申年々利分不足ニ相成候ニ付罷越支配仕候様被申渡、尤是よりハ其方之名前ニ切替改候間宜取扱候旨被申付、宝暦二壬申年二月廿一日新潟江罷下る、新潟店之儀者元来与板本家備前屋店ニ候得共、長岡八町新右衛門殿ハ兄弟之事故名前者八町伊右衛門出店与相成居候、依之我等儀当所江参候ニハ伊右衛門養弟ニ相成引越候、尤同年六月叔父善左衛門殿死去ニ而家内不和之義出来、内外殊之外六ヶ敷店仕舞候図り相成②宝暦四酉年売物等不残本家与板江為指登候、我等江者家屋敷并元手金左之通譲請商売致候、尤家材諸道具ハ出店故餘計ハ無御座只今有之分ハ我等調置

本三之町東側表口拾九間川前拾四間三尺之家
屋敷八町新右衛門より譲り証文有之
元手金弐百八拾弐両銭五百拾文
是者其節他門店商物残り并掛方共宝暦三癸
酉春店おろし帳面金高也
外ニ　白山大蔵壱軒小蔵弐軒
右譲証文之儀者宝暦三癸酉年二月十八日
其後善左衛門証文也

（中略）
一　宝暦二壬申年二月廿一日與板より罷越新潟住人ニ成ル、年廿五才是より当銀屋善蔵と名前相改候、尤店之儀者正徳五未年ゟ今年迄出店ニ相成居候、凡三十七年出店ニ有之処名前相改ル
一　③六之町大川前加賀屋津右衛門借金過分有之身上潰連に相成候所、重キ借り金有之家屋敷問屋名代共御上江御取上ケ相成、右之品親類江御渡借金相片付候様被仰付候ニ付売物指出候間、永く家業尓も可相成与存候故与板親類中江及相談右家屋敷并問屋名代都合金三百両ニ買請候之處、宝暦六子年閏十一月金子相渡売券二通請取之、尤此節叔父多仲殿御助力被成下候故相談も出来追日御引立之御厚恩難書尽候、後来三輪本家之御恩子孫たるもの忘却有遍から須
一　宝暦七丁丑年正月廿一日吉辰ニ付六之町江家移り無滞相整
（後略）

当銀屋江口家初代善蔵は十一歳から長岡の八町家にて手習い素読を学び、十四歳で備前屋新潟出店の当銀屋の見習いとなった。その後程なくして与板へ呼び戻され備前屋の支配を任される。その後新潟出店の商売が低迷したため、再び新潟へ向かうこととなりその経営を任せられた。これは宝暦二（一七五二）年のことである－①。備前屋では当主善左衛門の死去からもまもなく経営不振となり、新潟出店の品物も多くが与板へ引き上げられたが、遺言によって家屋敷と蔵、商売の元出金が善蔵に譲られた－②。

宝暦六年、親戚の援助を受け大川前の廻船問屋加賀屋津右衛門から屋敷と廻船問屋株を三百両で入手する－③。これによって当銀屋は、一旦店を畳んだ備前屋新潟出店から、新潟湊の廻船問屋として再スタートを切る準備ができたことになる。【史料2】は廻船問屋株に関する売渡証文である(2)。

【史料2】

永代売渡申大問屋名代之事

長野津右衛門所持之大問屋名代、御取上ケ私共江被下置候ニ付、金百三拾両ニ永代貴殿江売渡し、代金不残請取申処実正ニ御座候、則年行司江相願御月番迄御伺之上売渡申上候故、何方ゟ如何様之儀申出候共、貴殿江少茂懸御苦労申間敷候、為後日大問屋名代売券状仍如件

宝暦六子年閏十一月十二日　　売主　石崎弥惣兵衛
　　同断　小嶋彦右衛門
　　同断　小原八兵衛

当銀屋善蔵殿

前書之通相違無御座候以上

北村弥三次
宮川七右衛門
小嶋彦右衛門

加賀屋の姓は長野（ちょうの）である。売主の石崎から小原は長野の親戚かもしくは債権者ということになろう。廻船問屋株が百三十両ということは家屋敷は百七十両である。廻船問屋株の売買にあたっては営業権のほか、顧客廻船も付属して異動する。加賀屋の顧客の一例がわかるものが次の【史料3】である(3)。これは能登黒島の廻船主に対して加賀屋の不渡りについての処理の一端と考えられる。

【史料3】

覚

一　此度相願候津右衛門方不勘定償ひ金、先達而忠助申上候通、金四百両与納得被下忝奉存候、爰元表向願金高相増申上候得共、右金四百両相違無御座候、為念如件

宝暦弐年申三月廿五日　　加賀屋津右衛門代
久兵衛
喜七

能州黒島
番上屋久右衛門殿
森岡屋久兵衛殿
番上屋平助殿
森岡屋与左衛門殿
同　又左衛門殿

この史料からは加賀屋津右衛門の経営不振は数年にわたって続いていたことが判明するとともに、のちの当銀屋が加賀や能登を中心とした北陸地方の廻船を広く顧客として有することになった端緒は加賀屋から引き継いだものであることがわかる。なお、加賀屋長野家は、この時借金が嵩み廃業、そして親族が廻船問屋株を売り出したのであるが、その後再興し町役人も務めている。

善蔵の商売が順調で、新潟町において一定の力を有する商人として発展していく姿は、町

【表１】当銀屋江口家 新潟町町役人下命日

下命日					役職	
宝暦8	1758		初代	江口善蔵	中老役	表記は原史料の通り
明和3	1766	4月13日	初代	江口善蔵	町老格	
明和4	1767	5月	初代	江口善蔵	町老	
安永6	1777	10月29日	初代	江口善蔵	検断格	
天明2	1782	9月12日	初代	江口善蔵	検断	
天明5	1785		二代	江口善平	町会所見習	
天明5	1785	12月18日	二代	江口善平	町老格	
天明6	1786		初代	江口善蔵	御時服	
寛政2	1790	9月8日	二代	江口善平	町老	
寛政7	1795	9月29日	二代	江口善平	検断格	
享和3	1803	9月29日	二代	江口善平	検断	

※上大川前 江口家文書１２９６より作成

役人として昇進していく様子からも窺える。【表１】は「旧記」に記された町役人の拝命を整理したものである。初代善蔵は、明和三（一七六六）年には長老格。翌明和四年には長老。安永六（一七七七）年には検断格。天明二（一七八二）年には検断となった。この過程では、藩への金銭的支援や新潟町の財政への貢献がたびたびなされており、それにより褒美なども多く受けている。

また安永六年には大坂から杜氏を招き、醤油醸造も開始した。醤油の醸造販売はその後順調に展開されたことも記されており、安永九年には醤油大蔵と小蔵二軒、室蔵一軒を構えた。

「旧記」に記された発展過程から当銀屋江口家は、廻船問屋業による商業資金を蓄積し、その力をもって藩や町の財政に協力することで社会的地位を確保し、さらに醤油醸造業を兼営することで経営基盤をより安定させていったことがわかる。

2　蔵宿業務などによる諸藩との関係

続いて、「旧記」の後半に記された諸藩の米宿業務を整理する。米宿は蔵宿ともいい、諸藩の年貢米や家臣の給米を預かり、その管理や販売を業務としている(4)。藩から委嘱されている者の多くは有力商人である(5)。

【史料４】「永久相続家訓之旧記」（後半の一部）

（前略）

一　松平肥後守様ゟ御目録金五百疋拝領之仕候、尤其節者御国用塩御買上ニ而原田伊織殿与申御役人私宅江御出御用相勤候所右之拝領被仰付候、此外ニも蝋燭等拝領仕候、宝暦十辰年之頃ゟ七八ケ年中右御用有之候所相止候而其後者元形り国中ニ而勝手次第相調候事ニ相成候而御買上塩不相成候

一　①村松堀丹波守様御米宿相勤候ニ付御扶持方弐人被下置其後御上下拝領仕候、御米宿始りハ元文四未年ゟ与聞伝候、天明午六年迄凡四十八年程ニ成ル

一　②三根山牧野半右衛門様御米宿相勤候ニ付折節ハ金子才覚等仕候ニ付御紋付御上下両度并御帷子拝領被仰付、此御米宿之儀も村松様米宿ゟ以前と聞伝申候

一　③新発田溝口主膳正様御米宿被仰付候、是者同所丁子屋新兵衛御用相勤候ニ付私方江相頼右故御米宿相勤候、右御用中御米拾俵被下置候

一　④白川松平越中守様御米宿明和四丁亥年三月廿七日当所町御奉行所江御届申来、私會所江御呼出し被仰付候

一　⑤村上紀井守様御米宿安永元辰年之頃ゟ味方組御米宿夫ゟ引続与板三輪神山ニ而御用御勤ニ付則相勤候

一　⑥上州高崎松平右京太夫様御領分一木戸御役所御支配弐万四千石余御米宿安永三午年ゟ相勤候、尤其已前ゟも相勤候得共此年ゟ私宅江御役人衆御出御宿相勤候、尤才覚金等御用達候ニ付御紋付御上下両度御小袖御帷子其外折々拝領物被仰付御扶持方五人天明三卯九月ゟ被下置候

一　⑦与板井伊兵部少輔様御米宿宝暦二甲年ゟ相勤候

一　長岡表ゟ御目録等拝領之儀ハ其時々不留置候故不相知候、是も度々頂戴仕候

（後略）

天明年間に当銀屋は、村松藩―①、三根山藩―②、新発田藩―③、白河藩―④、村上藩―⑤、高崎藩―⑥、与板藩―⑦の各蔵宿を務めていたことになる。古くは村松藩と三根山藩で、元文四（一七三九）年、もしくはそれ以前からと言われている。これは与板備前屋の出店だった時代から続いていることになる。与板藩の蔵宿は宝暦二（一七五二）年から務めているが、この時期は与板備前屋が経営不振に陥った頃である。なんらかの事情が考えられるが「旧記」からは確認できない。新発田藩の蔵宿は明確な時期を記していないが溝口主膳正直養時代で一七七〇年前後と考えられる。白河藩は明和四（一七六七）年から、村上藩は安永元（一七七二）年、高崎藩は安永三年より前からとなっている。蔵宿は、米が産地から領主層を経由して消費地へと流通する過程の早い段階に位置し、扱う物量も集約されている。当銀屋は、新潟湊を使う多くの藩の蔵宿を兼務することで、諸国廻船や他の商人が求める米について複数の大きな調達先を有し、有利な立場にあったことがわかる。

次項で詳しく触れるが、十八世紀半ばから諸藩は財政事情の悪化にともない年貢米担保の借入先や米の売り払い方法、売却地などを多様化させている。それにより新潟湊における蔵宿の立場も変化を余儀なくされ、その影響が経営に影を落とした商家も多い。当銀屋が十八世紀半ば以降に多くの藩の蔵宿を受託した背景には、新潟湊の他の商家とは対照的に、この時期に経営基盤を安定させ業容拡大が図れたことが大きいと考えられる。しかし、蔵宿業務は領主層に近いことで有利な反面、権力側の事情に否応なく左右されるため、その利権には脆さもあるということは認識しておかねばならない。

3　与板備前屋新潟出店の経営不振と商人の新旧交代

ここで、少し遡って当銀屋江口家が成立するきっかけとなった与板備前屋の新潟出店とその経営不振についても確認しておきたい。

与板備前屋は元禄期（一七〇〇年頃）から商い米の取引に積極的に関わるようになり、その米を新潟湊から上方へ送り込んでいた。宝永六（一七〇九）年から翌七年には新発田、与板、会津藩などへ年貢米を担保とした金融を行うようになる(6)。この頃は新潟湊の碇屋庄兵衛の仲介で米の出荷を行なっていたが、正徳元（一七一一）年には新潟町において白山蔵、その三年後には本三の丁の家屋敷を購入し本格的に新潟湊へ進出し拠点を築いた(7)。しかし、与板の商人が新潟湊で活動するには様々な制約や新潟商人からの反対運動があり、備前屋は新潟湊における権利確保のため長岡藩へ多額の資金供与も行っている(8)。

丹治健蔵氏の研究を参考(9)に、わかるもので備前屋と諸藩の貸借関係を見てみると、享保中期からその在り様が変化をしていることに気付く。享保初期までは備前屋が金主となり諸藩へ貸し付けを行い、これには担保となる引当米がある。その後、享保十（一七二五）年頃から与板藩への貸し付けに引当米の記載がなくなりまたそれ以降、他の与板商人と貸し付けを分担する例もみられる。与板藩への融資がハイリスクの無担保融資となり、そのリスクを他の商人と分担している。また享保二十一年の新発田藩への高額の先納金金融は、金主が大坂の加嶋屋久右衛門になる。売り払われる蔵米の実権が大坂商人にあり、備前屋はその取引で主体的に利ザヤを確保することができない一中間業者の立場になっている。享保中期は米価の下落により諸藩の財政状況の窮迫が顕著になった時期であり、その影響を強く受けたのが年貢米を担保にした先納金金融を主たる収入源としている有力商人であった。備前屋は業容拡大のために幕藩権力に近付くことになるが、経済状況の変化によって思うような収入を確保することが難しく、またそこに大きな負担やリスクがともなうようになっていったことがわかる。

このような例は備前屋に限らず新潟湊の廻船問屋に広く見られる事態である。小村氏は、戦国期から近世にわたって新潟町で活動した商家田巻三郎兵衛家（旧玉木姓）について、田巻家が諸藩の蔵宿を手広く手掛ける中で特に享保期以降の村上藩との関係性の変化に注目している(10)。村上藩は、財政難のなかで資金を大坂蔵元の鉄屋に依存するようになり、享保十六年になると大坂蔵元の商人が新潟へ出張し役人に代わって蔵宿への米の出し入れに立ち会うようになる。小村氏はこの状況について「石高制下において大坂が米穀流通の中心市場としての地位を確立したとき、地方の蔵宿はその独自性を失って、単なる蔵貸料をとる倉庫業者に転落する。その時期は…新潟地方では大名の大坂蔵元依存が顕著になる享保頃であったことがわかる」(11)と分析した。また田巻家は村上藩と大坂蔵元との金融関係の中で連帯保証人になることもあった。これは凶作で大坂へ米が差し向けられない場合は蔵宿が藩の借金を肩代わりするということである。現実に享保十七年には村上藩はこの借金を踏み倒し、連帯保証人の田巻家に債務が発生した(12)。

また、同様に新潟町の廻船問屋であった小川屋長右衛門家が天保十二（一八四一）年に新発田藩に支援を求めた嘆願書(13)には、享保・元文には御用達として藩の財政運営に貢献してきたが、延享の頃には経営不振となったことが書かれている。さらに享保二十一年に新発田藩が年貢米を担保にうけた融資(14)は、小川屋が取次となり金主は丹後由良（現在の京都

府宮津市）と越前三国（現在の福井県坂井市）の商人であった。ここにも十八世紀半ば頃の新潟商人の陰りと、諸藩が金主として遠隔地の商人を頼る様子が見られるのである。なお、具体的な史料は欠くが、後に当銀屋へ廻船問屋株を売却することになる加賀屋津右衛門も同様にこの時期に商売が傾いたと考えられるであろう。

丹治氏は新発田藩が大坂の嶋屋と貸借関係を結んだことについて、その中間に入る備前屋の「営業規模も飛躍的に伸長」(15)と肯定的に捉えたが、小村氏は村上藩が大坂の鉄屋に資金を依存することを新潟湊の蔵宿の地位低下と分析している。その後またたく間に新潟湊の商人たちが経営不振に陥っている現実を見れば、この時期の新潟商人と諸藩、そして遠隔地の米商人との関係は小村氏の考えを基軸に捉えるべきであろう。

あわせて、新潟湊では廻船の入津数の減少も顕著であった。これは享保十六年に発生した松ヶ崎掘割の決壊により、信濃川河口の水深が浅くなったためと考えられている(16)。地勢的事情からもこの時代の新潟湊は不景気で後退する局面にあったのである。

これらの結果として新潟町では従来の有力商人が後退し、新興商人が交易の担い手として力をつけていくことになる。小村氏はこの時期を境に町役人の顔ぶれが変化していったことにも触れ、商人の新旧交代があったことを述べている(17)。備前屋新潟出店の撤退と当銀屋江口家の創業は、まさにこの新潟湊の変化の時期における商人の新旧交代にあてはまる。

経営が悪化した従来型商人と同様の手法では新興商人の発展が望めないことは周辺事情から明らかである。また、新興商人はそもそも経営基盤が脆弱である。この時代からの新潟湊の新興商人には、諸藩への先納金金融によって米を確保していくという従来型の経営とは異なる発展の形があったと考えられる。三百両弱の元手金と家屋敷、そして廻船問屋株を取得した当銀屋江口家がどのような経営手法で発展していったのか、次節以降でその様子を探ってみることにしたい。

二、天明九年の「春帳」

1　「天明九酉年春帳」の記載構造

前述の通り、当銀屋が「身上潰れ」となった加賀屋津右衛門から家屋敷と廻船大問屋の株を取得し、六之町大川前のその屋敷で正式に営業を開始したのは宝暦七（一七五七）年である。その開業からおよそ三十年後の経営内容がわかるものが次に掲げる【史料5】「天明九酉年春帳」[18]である。

【史料5】「天明九酉年春帳」

貸付并有物付立口々覚

一　金七千九百三両　　質入口々貸金〆高
一　金弐百三拾五両　　無引宛貸金〆高
　　七匁
一　金七百三拾壱両弐分　　船手預かへ〆高
　　百六十弐匁七分弐厘
一　金八拾三両　　一木戸上ケ金年賦残り
　　但シ、三百八十三両　　壱通
　　百両　　壱通
　　九拾両　　壱通
　　〆金五百七十三両
　　内
　　金百両　　午差引
　　金百両　　未差引
　　金百両　　申差引
　　金九拾両　　丸江より受込引
　　金百両　　酉差引
　　小以金四百九拾両
一　金四百両　　一木戸上ケ金当年より済口（破損）
一　金三百八拾両弐分　　大豆千百六（破損）買代
　　十五匁四分五厘
一　金三両三分　　右仲
　　三匁弐厘
一　金百七拾七両弐分　　商掛御米五百俵代
　　八匁三分九厘
一　金七拾七両壱分　　町米百六十九俵代
　　三十四匁弐分六厘

一　金百七拾八両弐分　種油弐百十八樽
　　此石三十五石七斗弐升七
　　合、直段弐斗かへ
一　金五拾九両壱分　白締油廿九樽
　　十一匁弐厘
一　金拾三両壱分　作右衛門殿より受込半紙半切代
　　三匁五分三厘
一　金九拾三両弐分　万通丸中荷物割合分
　　十六匁五分三厘
一　金千百九拾三両壱分　醤油酉ノ春仕込高并残り物惣〆高
　　七拾四匁壱分壱厘
一　金七拾壱両壱分　同申ノ残り掛
　　十五匁壱分九厘
一　金三拾四両弐分　味噌仕込残り高
　　九匁六分
一　金三拾壱両弐分　船手作り俵かかり取かへ〆高
　　壱匁六分
一　金弐拾九両　船手買物仲〆高
一　金千百七拾弐両　出入帳有金
一　金七両壱分
　　銭四十三貫三百六十六文、両かへ六貫文
惣〆金壱万弐千八百七拾五両壱分
　　三百六拾弐匁四分三厘

請込

一　金七百三拾七両　船手受込〆高
　　十七匁六分壱厘
一　金八両弐分　売物代受込
　　十弐匁五分壱厘
一　金六千弐百六拾壱両壱分　粟崎差引預り
　　十三匁四分弐厘
一　金千八百両　三輪より質入金
一　金六両　圓城寺より預り
一　金拾五両壱分　三喜より差引残り預り
　　十七匁壱分九厘
一　金弐拾六両三分　平六より

天明四辰年七月より給金弐両弐分、巳年より申年
迄一年五両ツツ年中八分利
一　金三拾両　　おさとより預り、年々五両増し
一　金百三拾両　　不時入用、年々弐拾両増し
一　金五拾五両　　お琴入用高、年々壱割増し
一　金弐両壱分
白山御宮へ御初穂、家普請ニ付上ケて年々壱分増し
一　金弐両三分
未年御巡村御宿ニ付、御目録千疋拝領、申年より年々壱割増し
一　金百九拾五両
恕曜信士おひつ大作へ形見金百両、寅年より年々壱割利足
惣〆金九千弐百六拾九両三分
銀五十八匁七分三厘
指引
残而金三千六百五両弐分
銀三百三匁六分九厘
金三千弐百壱両
銀弐百五拾四匁四分三厘
申ノ春帳之表
残り金詰四百五両
銀十四匁弐分六厘
酉ノ春延金也

この史料は『新潟市史 資料編2』において「新潟町当銀屋店卸帳」(19)と表題が付けられているが、実際の史料の表題は「天明九酉年春帳」である。当銀屋の史料群には類似した様式の他史料が数点あり、その一部の表題が「店卸帳」となっているため、市史においては史料内容の類推性を考慮しこの表題が付されたと考えられる。読み方は「たなおろし」となろう。

現在では「たなおろし」は「棚卸し」と書き、原価計算などのために、ある時点の在庫を把握する実地計数として理解されている。一方、当銀屋の「店卸帳」は、醤油や味噌の仕掛り在庫の金額なども見られるが、各項目の内容はそれだけにとどまらない。当史料について市史では「貸付金、在庫等の金額は、総計一万二八〇〇両に及んでいる。」(20)との説明のみであり、小村弐氏も前掲論文の中で「指引残金三六〇五両余りと記している」(21)とするだけで具体的考察に至っていない。

注目できるのは「貸付并有物付立口々覚」「請込」それぞれの表題が付された項目群の小

計を「〆」として合計し、その金額の差「残而」を「申の春帳之表」と「酉之春述金也」と分けていることである。現代の会計において「貸付并有物付立口々覚」に記された項目群は資産科目であり、「請込」に記された項目群は大きく捉えて負債科目である。そして、これらの科目を用いる現代会計の貸借対照表では両者の差引は資本となる。天明九（一七八九）

【表２】天明八年暮　貸借対照表

借	金		銀	貸	金		銀
	両	分	匁		両	分	匁
質入口々貸金〆高	7903			船手受込〆高	737		17.61
無引宛貸金〆高	235	2	7	売物代受込	8	2	12.51
船手預かへ〆高	731	2	162.72	粟崎差引預り	6261	1	13.42
一木戸上ケ金年賦残り	83			三輪より質入金	1800		
一木戸上ケ金当年より済口□	400			圓城寺より預り	6		
大豆千百六□買代	380	2	15.45	三喜より差引残り預り	15	1	17.19
右仲	3	3	3.02	平六	26	3	
商掛御米五百俵代	177	2	8.39	おさと	30		
町米百六十九俵代	77	1	34.26	不時入用	130		
種油弐百十八樽	178	2		お琴	55		
白締油廿九樽	59	1	11.02	白山御宮	2	1	
作右衛門殿より受込半紙半切代	13	1	3.53	御目録千疋	2	3	
万通丸中荷物割合分	93	2	16.53	形見金	195		
醤油酉ノ春仕込高并残り物惣〆高	1193	1	74.11		*9267*	*11*	*60.73*
同申ノ残り掛	71	1	15.19	負債合計	9269	3	58.73
味噌仕込残り高	34	2	9.6				
船手作り俵かかり取かへ〆高	31	2	1.6	申ノ春帳之表	3201		254.43
船手買物仲〆高	29			（期首資本金）			
出入帳有金	1172			酉ノ春延金也	405		14.26
銭	7	1		（当期利益）			
	12869	*25*	*362.42*	（指引）	3605	2	303.69
資産合計	12875	1	362.42		*12875*	*1*	*362.42*

※上大川前通 江口家文書７８より作成

斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

年の春ということは記載内容の締め日は天明八（一七八八）年末である。資本にあたる「残而」の部分の「申の春帳之表」は期首資本となり、「酉之春述金也」が当期利益すなわち天明八申年一年間に当銀屋が営業活動で得た利益となる。項目の計上方法及び記載順からは、貸金や商品在庫といった資産の把握と負債の概念が明確にあることがわかる。また、その差引計算によって負債と資本についても区別がはっきりとなされ、経年の営業活動によって積み上げられた自己資本の大きさをすぐに把握できている。そして最終的に導かれている金額は当期の純益であり、貸借計算を行う目的の大きな理由に当期の純益の把握があったこともわかる。これらをわかりやすく整理したものが【表2】である。

年末の各科目の棚卸残高にもとづいて、資産・負債・資本の概念による財産計算によって当期の利益を算出しているものであることがわかる。これにより「春帳」は言うなればその前期における当銀屋の決算最終帳簿と言える。現代の複式簿記では財産計算（貸借対照表）と損益計算（損益計算書）の両方が示されるが、天明期の当銀屋においては財産計算によって経営を把握することが行われていることがわかる。

近世の商家について、その帳簿類から経営分析を行った研究は多くあり(22)、そこから帳合法の発展を概観すると、一般的に財産計算を基調としたものから発展し、損益計算も組み込んでいくという展開が見られる。近世の商家帳簿の記載方法を総合的に比較検討した河原一夫氏の研究(23)によれば、大坂鴻池家などは十七世紀後半の寛文年間から資産と損益の両面計算の決算を行なっていたことが知られているが(24)、近江で薬の行商から発展した中井家などは、十八世紀前半の享保年間には資産計算のみである(25)。また、帳簿類の呼称も各商家によってまちまちであり決算最終帳簿に「春帳」という表現を使用している商家の例はあげられていない。一方で「店卸」という呼称は中井家において享保十九（一七三四）年から決算最終帳簿を示す呼称として見られる(26)。帳合法の成立発展過程を整理した田中孝治氏によれば、「帳合法は、門外不出の秘宝であり徒弟制度の中で伝承されていった。それでも、ある程度の共通性がみられるのは、婚姻養子縁組などがあったからである。」としている(27)。複式簿記構成への展開過程は、地域的な隔たりや商業内容、各商家間の結びつきなど様々な要素に影響されると考えられるが、鴻池などに代表される大都市において規模の大きな商業を行なっている商家と比較すればやはり少し立ち遅れたものといえるだろう。

2　借方項目（資産）からわかる当銀屋の営業内容

「春帳」の構造が理解できたので、続いて個別の項目について検討してみたい。「質入口々貸金」「無引宛貸金」「船手預かへ」はそれぞれ有担保、無担保、客方廻船への貸付金と考えられる。廻船問屋の商業顧客である諸国廻船への貸付金は七百両ほどあるが、それと比しておよそ十倍の金額となっているのは有担保の貸付金で八千両近くになる。この金額は資産項目の中でも筆頭にあげられる。年賦金まで含めた貸付金の総額は九千三百両を越え、資産全体の七割以上を占めている。固定資産などが計上されていないので構成比を大きく見せている点は留意しなくてはならないが、この資産構成からは当銀屋の収入は貸金による利

息収入が非常に大きいことが言えよう。また、現存する史料に多くが残されている廻船方への貸金は貸付金全体のなかではそれほど多くはない[28]。

続いて記された八十三両「一木戸上ケ金年賦残り」は上州高崎藩一ノ木戸陣屋への貸金について年賦返済分の残高である。前節で述べたとおり、当銀屋は高崎藩の米宿を安永三（一七七四）年以前から務めており、安永三年からは役人が私宅に来て務めるなど密接な関係がある。この項目にはさらに詳細な記載があり、貸付金の総額は三百八十三両、百両、九十両を合わせた五百七十三両であり、それを年賦で毎年百両が返済され残高が八十三両ということである。丸江は与板の備前屋の分家筋にあたる家であり当銀屋江口家とは親戚になる。九十両はそこからの預かり金によって差引されているがその詳細までは不明である。その次には新たな貸付四百両の記載があり、一木戸陣屋との間では年賦返済百両程度の貸付金が繰り返されていることがわかる。

大豆、商掛御米、町米、各種の油などは商品在庫と考えられ、主たる業が原理的に仲介者とされる廻船問屋業においても、自身が売り手や買い手となり自己勘定による商品の売買が行われその在庫を保有していることが推測される。廻船問屋において仲介業と自家商業が並行して行われている例は、広く漠然と認識されながらもその実態が詳細に明らかにされた研究は少ない。和泉貝塚の廣海家について検討した谷本雅之の論考[29]があるが、そこでは明治以降に株仲間の枠組みが廃止されてから問屋業から小売業に近づいた例が紹介されている。当銀屋の場合も詳細はわからないが、少なくとも廻船や他の商人に対して厳密な仲介業のみを営んでいるのではないことだけはこれらの在庫計上からわかる[30]。また万通丸中荷物についても、自分荷物が廻船に載っていることになり自己勘定の商業を行なっていることが推測できる。

あわせて注目できるのは大豆についての仲である。仲は通常、取引に応じて廻船問屋側が納める税金であるがここに記載されているということは何らかの取り決めによりこの金額分は留保されている（当銀屋に権利がある金額）ものと考えられる。後々当銀屋へ戻される金額である。船手買物仲〆高も同様と考えられる。

このように、「春帳」に記載された科目名からは、最終的にこの状態にまとめられるまでに多くの補助帳簿があったことが推測できるが残念ながらそれらは残っていない。また固定資産が現れないことからも当銀屋江口家全体の資産規模をこの「春帳」のみによって測ることは難しい。しかし、この「春帳」によって当銀屋の主たる収入は金融業による利息収入であることや商業のうえでは仲介業だけでなく自己資金による仕入れと在庫計上を行う販売業も行なっているということが把握できた。

3　貸方項目（負債・資本）にみる遠隔地の廻船主との資金関係

ではこれら資産がどのようなものによって生み出されているのか、貸方である負債と資本を見てみたい。

資本の部は三千六百両程で貸方全体の三割弱を占めるが、そのほかに金額が大きく突出

しているのは負債の部にあげられる「粟崎差引預り」のおよそ六千二百六十両である。「預り」は当銀屋が他者から預かっている資金でありいうなれば当銀屋にとっての借金である。この金額は貸方全体の五割に迫るほどの高額である。小村氏もこの金額に注目し、粟崎は加賀の粟ケ崎であるとして、粟ケ崎の廻船主木谷、嶋崎屋、辻屋などの名前を上げている(31)。粟ケ崎は現在の金沢市粟崎、内灘町向粟崎である。廻船主の筆頭にあげられる木谷家の当時の当主六代藤右衛門は天明四年に苗字として粟崎を認められている(32)。

木谷家はその屋号からも分かる通り、材木取引を主たる業務とし、遠隔地の材木を自らの廻船によって輸送・販売することで発展してきた家である。産地に対して先納金を渡して商品集積を強力に進め(33)、材木だけでなく諸藩の払い米なども扱い急速に成長した。加賀藩の財政にも大きく貢献し、苗字が許された六代の頃には歴代の功績によって商人としては破格の待遇をうけていた(34)。なお、木谷家の廻船商売は当銀屋の廻船問屋創業よりも古いことから(35)、宿替えが禁止されている商慣習の上で従前は廃業した加賀屋の顧客であったと考えられる。

木谷藤右衛門と当銀屋の商業関係を示す史料としては、まず売買仕切りがあげられる。断片的であるが安永五（一七七六）年から元治元（一八六四）年のものが残されており(36)、木谷廻船は新潟湊で塩や蝋などを売り、米や大豆を買っている。売買仕切りは廻船の個別の取引の一例であるが、続いて紹介する史料(37)は、木谷が買積み廻船業を複数の直乗船頭や沖船頭を擁して行い、その取引相手として当銀屋が重要であったことを示すものである。

【史料6】

平六為指登候ニ付一筆啓上仕候、向暑罷成候、御家内弥御堅勝被成御座珎重奉存候、当方無異罷存候、然者旦那様御儀御免被為仰蒙重畳御目出度奉存候、従而今般御悦申上度平六為指登申候、宜御執成可被下候

一　伝右衛門殿御下り、越州様ゟ御拝領之御酒一樽旦那様ゟ被下置其上御老母様ゟ母方へ結構之御菓子一箱贈被下忝受納仕候、御序之砌宜御礼被仰上可被下候、委細者右伝右衛門殿御登ニ申上候得共、尚又御礼申上度如斯御座候

一　伝右衛門殿先達而差引不足金之儀、追而親方様差引ニ入候様被仰遣致承知候、此度御主家ゟ弐拾五両為替同人此度之差引ニ相立申候間、左様思召可被下候

一　大宝丸長次郎殿先月廿日御入船、吉祥丸平作殿同廿二日御入船、両艘共ニ積立当月二日御出船被成候、別紙積附遣申候、御落手可被下候

（中略）

一　万徳丸万作殿御儀先月十五日御積入被成候得共、水戸浅ク御座候而不残瀬取不被成候而ハ御出船成兼、一番艀者御城米并御大名様御廻米出船故売米積者二番艀相成申左候而ハ取入夜ニ入候而者不埒ニ付無拠御滞船罷成候而気之毒千万奉存候、御城米并御廻米も今拾艘斗ニ相成申候間、三四日日和も候得者右船出船仕候間、其跡者一番艀売米も相成可申与奉存候、委細者平六ゟ御承知可被下候

（中略）
一　米之儀近年無御座物沢山之處、入船存之外無数之上長持成兼候、三田米ゟ売崩し目切与景気悪敷罷成候、蔵米ハ左程ニも無御座候得共、悪米ニつ連引下り申候、何分下直成米ニ御座候間、此節能買物とも奉存候、御考弁之上平六へ被仰付可被下候、且又大豆之儀同事引下り申候、併米ゟ者未高直ニ御座候、則相庭別帋申上候、御覧可被下候、何分旦那様へ宜被仰上可被下候、尚相替儀跡ゟ追々可申上候
恐惶謹言

五月七日　　当銀屋
　　善平
木谷佐次右衛門様

これは当銀屋二代善平が手代の平六を遣わして木谷へ送った書状で、新潟湊における木谷廻船の様子を報告したものである。廻船は、新潟を出帆したあとは本拠地の粟ヶ崎へ戻らず次の交易地へ向かうのが一般的であるため、当銀屋と木谷の間にはこのような書状が頻繁にやりとりされたと考えられる。文書中に年代の表記はないものの冒頭に「旦那様御儀御免被為仰蒙重畳御目出度奉存候」とあることから、木谷藤右衛門が商い方不筋の咎めから出牢した寛政三（一七九一）年の書状と推定できる。宛先の木谷佐次右衛門は、この時代の木谷家宛の文書によく見られる名前で、売買仕切りや金銭貸借に藤右衛門と連名で書かれることもあり木谷の番頭であろう。木谷から当銀屋への贈答品があることからは両者の親密な関係性が推測され、伝右衛門に関する取引の記述などからは当銀屋に「親方様差引」と称される木谷藤右衛門の継続的な差引勘定があることがわかる。また万徳丸に関する記述からは諸藩の廻米ではなく新潟湊で取引された「売米」を扱っていることが読み取れる。米の相場の様子や買い時の進言など、米を主力商品として新潟湊での取引を呼び込む当銀屋の商業を非常に強く感じることができる書状である。

また、当銀屋が木谷へ送った新潟湊の相場の様子としては、次の史料が残っている。詳細な年代は欠くものの、前史料と同時期の寛政年間のものと推定されている(38)。新潟湊において諸国廻船と取引される主な品物がよくわかるものである。

【史料7】

青陽之御竈追日不可有際限御座目出度申納候、先以御家内御揃弥御堅勝被遊御超歳珎重奉存候、当方無別条嘉寿仕候、右年始之御祝詞申上度如斯御座候、依而旧冬売留相庭之事
一、長岡蔵米　　廿九俵
一、柴田蔵米　　廿四俵六分
一、白川蔵米　　三拾弐俵九分

一、村上蔵米　三拾弐俵半
一、高崎蔵米　右同断
一、三歩一米　三十三俵七、八分
　　三十四俵半
一、大豆瀧谷　壱石四斗壱、弐升
　　大川　壱石四斗七、八升
一、小豆　壱石三斗弐、三升
一、小麦　壱石四斗弐、三升
一、荏粕　六十七貫匁
一、竹原塩　十弐俵七、八分
　　十四俵半
一、備中くり綿　四十壱、弐匁ゟ四、五匁
一、もめん　七反半ゟ十弐、三反
一、ふるき　四、五匁ゟ廿壱、弐匁
一、砂糖白　八斤半
　　玉　四十七、八斤
一、種油　壱斗八升五合
一、若竹油　弐斗四、五升
一、くしら　十貫五百匁ゟ
　　十弐貫匁
一、長わり鉄　十三貫五、六百匁ゟ
　　十五、六貫匁
一、銭丁　六貫三百七十文

右之通御座候、年明未売買無御座候、当津御用向不相替被仰付被下度奉頼上候、尚期永陽之時候、恐惶謹言

正月十一日　当銀屋善平

木谷佐次右衛門様

さらに当銀屋文書には木谷藤右衛門との強い関係を示すものとして次の高額の貸金証文も残っている(39)。

【史料8】

覚

一　金千六百両小判也

右者於津軽表買米代入用ニ付借用申所実正ニ御座候、追而加州親方ゟ御請取可被下候、為後日之借用証文仍而如件

寛政八丙辰十二月　　加州
木谷藤右衛門
代宗兵衛（印）
越後新潟
当銀屋善平殿

これは津軽にて米を買い付けるにあたって不足した金銭を新潟の当銀屋から木谷の手代が借用している証文である。千六百両という高額でありながら、担保保証や返済時期、利息などまったく取り決めがなく、追って親方の木谷藤右衛門が返済するという内容である。当銀屋と木谷双方の資金力と信用関係を物語る史料といえるだろう。

これらの史料からわかるように、当銀屋は米や大豆を集め、それを加州粟ケ崎の木谷藤右衛門に売り込む存在であり、木谷藤右衛門にとっても商品を一括して大量に入手することができる効率的な仕入先ということになる。そして前述したように木谷の特徴的な商業手法は、商品集積を強力に進めるため産地に多額の資金を預けておくことである。次章で取り上げる文化四年の春帳(40)には千百五十両余りの金額で「木谷勘定之表預り」があり、当銀屋の会計には独立した「木谷勘定」が継続して存在することが推測できる。この天明八年暮の「粟崎差引預り」も木谷藤右衛門からの商業資金の預り分と考えて間違いないだろう。

また、【史料7】の相場表からもわかるが、新潟湊に諸国廻船が持ち込む品は塩など単価が安いものが多く、逆に積み出される品は米や穀物類など単価が高いものが主力である。このことから新潟湊における諸国廻船との物品売買では自然と差引不足が生じることになり、廻船側は廻船問屋に対してそれなりに現金の支払いか、または債務が生じることとなる。小村氏の研究(41)ではそのような差し引き不足にあたって、廻船が消費地において品物を売り払った際に、その代金から精算する事例をあげている。これは【史料5】における「船手預かへ」（廻船への貸付金）にあたる。これは産地の廻船問屋にとっては売上金の回収が先延ばしされていることになる。そこにはその債権から得られる利息など重ねた収入も期待できるが、一方で事故や貸し倒れのリスクも大きい。廻船側が信用として多額を産地の廻船問屋に預けておくことは廻船問屋の運転資金にも余裕を持たせることになり、両者には強力な補完関係があるといえよう。

なお、木谷藤右衛門から当銀屋への預け資金は連続性があるものと推測できるが、木谷側において天明六年に書き上げられた貸付金の一覧(42)には当銀屋の名前が見えない。この書き上げは、木谷藤右衛門が天明六年に加賀藩の財政改革に関連し入牢を命じられた際に留守を預かった一族が書き上げたものである。留守を預かったものが記憶を断片的に記したもので全てではないとの断り書きもあるが、その内容をみると諸藩に対しては貸付高であるが、諸国問屋に関しては貸金というよりは商品ないし金銭の未決済分のまとめであり、対当銀屋に限らず将来の仕入れのための預け金という性格のものが書かれていない。加賀藩

の財政に多大な貢献をしてきた木谷藤右衛門が逮捕・入牢となった罪状は商い方について不筋の取り組みがあったということであり、また米の買い占めをしているという噂もあったといわれている。そういった事情から、今後に渡って米を集積するための預け金は、敢えて記さなかったのではないかと考えられる。

三、「天明七未年春帳」との比較

1　天明六年の決算

当銀屋文書には前章で取り上げた春帳のさらに二年前のものも残っている。次に掲げるものである(43)。なお、短い破線と長い破線はそれぞれ史料において頁の境目が紙の折り目によるものか綴り方によるものかを示している。

【史料9】「天明七未年春帳」

一　金六両　　桶屋仁左衛門
一　金拾両　　小嶋屋弥次兵衛
一　金三両　　桶屋与兵衛
一　金三両　　桶屋仁左衛門
一　金百九拾壱両壱分　　中嶋屋吉六
　　銀弐匁壱厘
一　金三百両　　嶋崎屋市郎左衛門
　　銀拾六匁四分八厘
一　金拾六両　　木屋吉次郎
　　銀拾匁七分七厘
一　金弐分　　同人
一　金百三両　　木屋勘七
　　銀三拾六匁弐分四厘
……
一　金百六拾三両弐分　　嶋田屋太兵衛
　　銀三匁六分
一　金弐百五両三分　　牛房屋文四郎
　　銀拾弐匁七分七厘　　直江屋長八
　　川崎屋与助
一　金三百七拾三両　　一木戸上ヶ金年賦残り
　　但シ高五百七十三両之内
　　午春百両引
　　当年も百両引
　　如此
一　金四百両　　一木戸上ヶ金年賦金残り
一　金四拾壱両
　　竹原塩弐百拾俵

吉和塩四百俵
巳年買入之分

一　金弐百五拾六両
　　弐匁七分
　　三田米五百三拾俵
　　直弐拾俵七分かへ

同

一　金四百拾四両弐分
　　五分四厘
　　一木戸蔵米八百俵
　　直拾九俵三分かへ
　　但し大坂近江屋買之分
　　受込

一　金三百両
　　酒田柿崎孫兵衛
　　米大豆代ニ下ス

一　金拾壱両弐分　　櫛屋勘兵衛
　　五匁弐分五厘
　　蒲原蔵米千俵
　　四月延過金之分
　　取かへ

一　金弐拾八両壱分
　　七匁七分三厘
　　深江屋弥八郎殿
　　取かへ

一　金四拾七両三分　店残り掛
　　但シ高五拾四両三分
　　拾壱匁三分三厘

一　金千六拾両壱分
　　九拾八匁八分三厘
　　醤油仕込高

一　金五拾八両
　　拾弐匁
　　同午ノ残り掛

一　金弐百弐拾両
　深江屋勘兵衛殿
　京粕代当テ為登

一　金弐拾八両三分
　拾五匁弐分九厘
　味噌仕込残り
一　金百六両三分
　拾四匁壱分三厘
　一木戸米弐百俵
　売代若狭屋市兵衛へかし
一　金弐百三拾七両三分
　出入帳有金
一　金四拾九両弐分
　銭三百拾弐貫文
　両かへ六貫三百文

〆　金壱万九両弐分
　銀三百七匁七分壱厘

一　金壱両三分
　白山御宮江初穂
　但家普請ニ付上ヶ金
　年々壱分ツツ増
一　金九拾両
　〇江一木戸年賦金
一　金拾三両三分　　平六
　天明四辰年
　給金弐両弐分
　巳年五両午年五両
　〆十弐両弐分
　年中八分利足
〆　金七千六百拾九両三分
　銀弐拾八匁九分六厘

残テ金弐千三百九拾三両弐分

銀拾六匁弐分五厘
金弐千七拾六両
六匁弐分六厘
午ノ春帳之表
残り金三百拾七両弐分
銀九匁九分九厘
未春延

貸附并有物附立口々覚

一 金百両　大山屋惣兵衛
一 金弐百両　三国屋茂兵衛
一 金三百両　塩屋三四郎
一 金弐百両　津軽屋次郎左衛門
一 金三百両　三条屋仁右衛門
一 金百両　津軽屋次郎左衛門
一 金弐百両　右同人
一 金三拾両　河野屋甚四郎
一 金四百拾両　播磨屋六郎右衛門

一 金弐百両　吉川屋次六
一 金百七拾両　近江屋孫四郎
一 金五拾両　二木屋藤蔵
一 金百三両三分　長谷川重兵衛
銀七匁六分六厘
一 金拾両　播磨屋伊兵衛
一 金拾五両　備前屋善左衛門
一 金弐拾両　長岡長興寺様
取かへ分未年ゟ
亥年迄五ヶ年
年賦年中壱割
ツツ利足
但シ稲垣友左衛門様　御証文有
陶山善四郎様

一 金拾両　能登屋三九郎
一 金五両　苅部藤右衛門

【表３】天明六年暮　貸借対照表

借	金		銀	貸	金		銀
	両	分	匁		両	分	匁
桶屋仁左衛門	6			白山御宮へ初穂	1	3	
小嶋屋弥次兵衛	10			○江一木戸年賦金	90		
桶屋与兵衛	3			平六	3	3	
桶屋仁左衛門	3						
中嶋屋吉六	191	1	2.01				
嶋崎屋市郎左衛門	300		16.48				
木屋吉次郎	16		10.77				
木屋吉次郎		2					
木屋勘七	103		36.24				
嶋田屋太兵衛	163	2	3.6				
牛房屋文四郎ほか	205	3	12.77				
		2					
一木戸上げ金年賦残り	373						
一木戸上げ金年賦残り	400						
竹原塩、吉和塩	41						
三田米	256		2.7				
一木戸蔵米大阪近江屋買之分	414	2	0.54				
米大豆代	300						
櫛屋勘兵衛	11	2	5.25				
深江屋弥八郎	28	1	7.73				
店残り掛	47	3					
醤油仕込高	1060	1	98.83				
醤油午の残り掛	58		12				
京粕代	220						
味噌仕込残り	28	3	15.29				
若狭屋市兵衛	106	3	4.13				
出入帳有金	237	3					
銭	49	2					
大山屋惣兵衛	100						
三国屋茂兵衛	200						
塩屋三四郎	300						
津軽屋次郎左衛門	200						
三条屋仁右衛門	300						
津軽屋次郎左衛門	100						
津軽屋次郎左衛門	200						
河野屋甚四郎	30						
播磨屋六郎右衛門	410						
吉川屋次六	200						
近江屋孫四郎	170						
二木屋藤蔵	50						
長谷川重兵衛	103	3	7.66				
播磨屋伊兵衛	10						
備前屋善左衛門	15						
長岡長興寺様	20			およそ7500両分が落丁			
能登屋三九郎	10						
苅部藤右衛門	5			負債合計	7619	3	28.96
ここまでの小計	7051	33	236				
	およそ3000両分が落丁			午ノ春帳之表	2076		6.26
				（期首資本金）			
				未春延	317	2	9.99
				（当期利益）			
				（指引）	2393	2	16.25
資産合計	10009	2	307.71		*10013*	*1*	*45.21*

※上大川前通 江口家文書７７より作成

斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

一見して天明九（一七八九）年のものと書式が異なることがわかり、表題である「貸附并有物附立口々覚」が途中頁から現れる。また各項目の小計額が記載小目と揃っていない。このことから当該史料には乱丁と落丁があることがわかる。『新潟市史』の編纂にあたり史料の取捨選択が行われた中で「不完全な史料」と認識されたと考えられるが、前章で取り上げた天明九年のものと比較することで内容の理解を深めることができるので詳細に見ていきたい。前節と同様にこの春帳を現代的な貸借対照表にまとめたものが【表3】である

2　各項目からうかがえる日本海海運の姿

乱丁であることを考慮しつつ記載方法を天明九年のものと比較すると、内容の記載順はほぼ同じだが、天明七年のものは科目内の小目を逐一記し、天明九年のものは科目小計のみを記載する形になっている。年ごとに記載方法の試行錯誤が行われ、後年のものはより整理と清書がなされた形になっている。

表題に続いて記載されている百両以上の貸金の相手は主に新潟町の商人である。その中でも合わせて五百両を貸している津軽屋次郎左衛門は、幕末に当銀屋とともに新潟湊の廻船問屋の最有力にあげられる津軽屋である。そのあとに続く貸金は船手への貸付で、嶋崎屋、木屋、直江屋など多くが加州粟ケ崎の廻船主である。天明九年の春帳では「質入口々貸金〆高」「無引宛貸金〆高」「船手預かへ〆高」の順になっている部分がここにあたるものであろう。金融業としての当銀屋が主に貸付している相手は新潟町の商人であり、その金額も各々が数百両と大きな金額になっている。負債側にも落丁があり内容は不完全だが、天明九年の状況から推測すれば、そこには多額の木谷資金と親戚からの借入金があてはまるものと考えられる。これは近世後期の日本海海運において、主たる商品である米穀類の取引をめぐってその周囲にある資金の流れが多様になっていることを示している。遠隔地を母港とし買積み経営を行なっている廻船主のまとまった資金が、産地湊町の廻船問屋に預けられ、その資金が湊町の別の商人へ商業資金として貸し付けられ拡散している民間金融の様子をここから読み取ることができる。一方で「一木戸上ヶ金年賦金残り」は領主金融である。年賦金は二口計上されているが、天明九年の残高と比べても返済は順調になされたことがわかる。

竹原塩と吉和塩はそれぞれ現在の広島県竹原市と廿日市市を産地とする瀬戸内の塩である。これは醤油の原材料として仕入れがされ在庫計上されているものと考えられる。「巳年買い」と注記があることから、持ち越した量や期間を原価計算に反映させていると推測される。

続いての三田米は蔵米に対し商人が扱う作徳米である。借方に計上されていることから当銀屋が所有する在庫米となる。また次の一木戸蔵米八百俵は売り先として大坂の近江屋が確約されている在庫となる。これらのことから、やはり当銀屋の商業は、売り手と買い手を仲介し口銭を得る原理的な仲介業だけでなく、自己資金で品物を売買することも行なっていると考えてよいだろう。

またこの年、米の相場は著しく高い。三田米の相場は十両で二十俵七分となっており、天明八年の暮の「商掛御米」（【史料５】）の相場が十両でおよそ二十八俵二分、その後寛政年間の相場（【史料７】）では「三歩一米」が十両で三十三俵七、八分となっていることと比較すると非常に高い相場ということがわかる。一木戸蔵米も十両で十九俵三分となっており三田米と同程度の相場で、こちらも寛政年間の相場では十両で三十二俵半ということから考えると異常な高値である。天明の飢饉の影響が米相場を著しく押し上げていると考えられるが、取引金額に応じて口銭収入を得る廻船問屋商人にとっては相場の高騰は好機である。飢饉の発端であった天明三年浅間山の噴火の年、越後の作柄は例年の六～七割程度であったが、不作が著しい奥州へ米を送るため翌春には新潟町の米が払底したと言われてる。町方の困窮に対して、当銀屋は銭百貫文を拠出したことが「永久相続家訓之旧記」には記されている。

なお、この年は借方と貸方の金額に三両ほどの違いがある。一方で前節で扱った天明八年の暮の決算は金額がきれいに揃っている。見方を変えれば丹念に数字を揃えて合わせたということであり、記載方法が整然と清書されていることからも「天明九年春帳」は当銀屋にとって店舗運営とその記録方法が完成した域に達したものと想像できる。

小括

本章で検討した内容により明らかになったことをまとめると次のようになる。天明年間、当銀屋はすでに名実ともに新潟湊有数の廻船問屋商人に成長している。商業面のみならず、町役人の最高職である検断の地位にあることやその昇進過程においてなされた藩や町政との財政的な結びつきからもそのことは言える。この頃の資産は一万二千両余りで、廻船問屋業のほか、金融業や醤油醸造業などを兼営することで年間の純利益は四百両ほどになっている。

初代江口善蔵が自身が当銀屋を興すことになってから三十年ほどの間で商業を大きく成長させることができた理由は、領主層と密接な貸借関係を結び米を確保していく従来型商人の経営ではなく、新潟湊で売買される米の取引(44)を中心に、それを買積み廻船に売り込む手法をとったからである。その過程は買積み廻船の旺盛な需要に支えられた一面が大きく、新潟湊は米という単価が高い商品の出荷地であるという土地柄から廻船側の大量の資金が廻船問屋へ蓄積された。当銀屋はこの資金をさらに自分の金融資本として柔軟に運用することで買積み廻船の需要に応えるとともに自己の利益を大きくしていった。

遠隔地の廻船主加州粟ヶ崎の木谷藤右衛門からの資金、すなわち他人資本を柔軟に運用する当銀屋の経営内容は、湊町の様々な資本が廻船がもたらすものに支えられているという一端を示している。

第二節で述べた通り、木谷資金は商品仕入れを前提とした産地への先納金の一種である。このように遠隔地の廻船主や商人が、新潟湊から積み出される米を買い入れるために廻船問屋を介して事前に資金を融通する例は多く見られる。第一節で触れたように、資金を必要としている領主層に対して秋に収穫される年貢米を担保として資金を融通するものは本論で述べる従来型商人の手法である。これは貸し手と借り手が一対一の関係であり、さらに資金の裏付けとなる担保も特定の物品をあげた直接金融の形態になる。

一方で木谷資金を運用する当銀屋の事例は、直接金融やそれを取り次ぐ存在ではなく、自身が媒介者となり広く資金が融通されていく間接金融の在りようを示している。木谷資金の宛先は米の生産地や領主層ではなく湊町の仲介商人である当銀屋に向けられている。当銀屋はさらにその商業資金を金融資金として回転させることで利息収入を得ている。金融先は湊町の他の有力商人や領主である。木谷資金には最終的に相応規模の商品取引が必要であり、当銀屋から他の商人や領主へ渡った資金には米の融通など担保的な裏付けがあったと考えられる。これは廻船問屋を媒介とした間接金融であり、現代の銀行業のような役割を廻船問屋が担っていることになる。廻船が遠隔地からもたらした資金が、廻船問屋を介して他の商人に広がっていくことで、商品流通や金融といった経済連関の円滑化が図られているのである。

本章では天明期の決算内容を中心に当銀屋の経営を検討した。これは創業からの上昇期にあたる。最終的に当銀屋は幕末から明治にかけて経営が大きく傾き廻船問屋としての家

業を徐々に縮小している。成長から衰退へと転ずる背景など今回扱った時期以降の経営について、次章以降でさらに検討を深めていく。

註

（1）上大川前通 江口家文書１２９６、新潟市歴史文化課。
（2）上大川前通 江口家文書７５、新潟市歴史文化課。
（3）中谷藤作家文書２、石川県輪島市。
（4）新潟市史編さん原始古代中世史部会 新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編１ 原始古代中世 近世（上）』（新潟市、一九九五年）一七六頁。沼垂町の例であるが蔵宿の辞書的定義を説明している。
（5）前掲新潟市史編さん原始古代中世史部会 新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編１ 原始古代中世 近世（上）』四六八－四七〇頁。蔵宿の業務内容や天保期の新潟町における蔵宿の一覧をあげている。
（6）丹治健蔵「信濃川沿岸における一豪商の存在形態－越後与板町備前屋と西廻り海運－」（豊田武編『近世の都市と在郷商人』厳南堂書店、一九七九年）一三三－一四〇頁。
（7）上大川前通 江口家文書１２９５、新潟市歴史文化課。
（8）上大川前通 江口家文書１２９５、新潟市歴史文化課。
（9）前掲丹治健蔵「信濃川沿岸における一豪商の存在形態－越後与板町備前屋と西廻り海運－」（豊田武編『近世の都市と在郷商人』厳南堂書店、一九七九年）一四一－一五一頁。
（10）小村弐「新潟町豪商田巻家覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第一節、国書刊行会、一九九二年）三一四－三五八頁。
（11）前掲小村弐「新潟町豪商田巻家覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第一節、国書刊行会、一九九二年）三三九頁。
（12）前掲小村弐「新潟町豪商田巻家覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第一節、国書刊行会、一九九二年）三四三－三四四頁。
（13）「鈴木文書」、東京大学史料編纂所。同史料については横木剛 原直史「史料紹介 東京大学史料編纂所架蔵『鈴木文書』について」（『佐渡・越後文化交流史研究』第十八号、新潟大学大学院現代社会文化研究科 新潟大学人文学部 プロジェクト佐渡・越後の文化交流史研究、二〇一八年）も参照。
（14）「鈴木文書」、東京大学史料編纂所。
（15）前掲丹治健蔵「信濃川沿岸における一豪商の存在形態－越後与板町備前屋と西廻り海運－」（豊田武編『近世の都市と在郷商人』厳南堂書店、一九七九年）一五四頁。

（16）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世（下）』（新潟市、一九九七年）三七頁。
（17）前掲小村弐「新潟町豪商田巻家覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第一節、国書刊行会、一九九二年）三一一－三一四頁。
（18）上大川前通 江口家文書78、新潟市歴史文化課。
（19）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 資料編2 近世Ⅰ』（新潟市、一九九〇年）五三八頁。
（20）前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 資料編2 近世Ⅰ』五三八頁。
（21）前掲小村弐「新潟町豪商当銀屋覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第二節、国書刊行会、一九九二年）四五二頁。
（22）本論と同時代の地方商人を扱ったものとして、小松和生「近世後期における商人資本の帳合法」（『神戸学院経済学論集』第二巻第一号、一九七〇年）、同「近世後期備後酒造業の経営形態」（『神戸学院経済論集』第二巻第二号、一九七一年）など。
（23）河原一夫『江戸時代の帳合法』（ぎょうせい、一九七七年）。
（24）前掲河原一夫『江戸時代の帳合法』二六二頁。
（25）前掲河原一夫『江戸時代の帳合法』二九九頁。
（26）前掲河原一夫『江戸時代の帳合法』二九八頁。
（27）田中孝治『江戸時代帳合法成立史の研究』（森山書店、二〇一四年）三九頁。
（28）残存する貸金証文の多くは幕末のもので単純に比較はできない。しかしそれら証文は少額で差引不足などによるものが多いので、天明期から通じて廻船方との貸金実態はこのように全体の構成比としては小さいと考えられる。
（29）谷本雅之「廻船問屋廣海家の商業業務」（石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営 米穀肥料商廣海家の近世・近代』第九章、名古屋大学出版会、二〇〇六年）。
（30）ただし、新潟湊の場合この春帳がまとめられる冬季には諸国廻船の出入船はなく取引は行われない。仲介するうえで季節を跨ぐ場合に在庫をどこで計上するかを考慮する必要はあると考えられる。
（31）前掲小村弐「新潟町豪商当銀屋覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第二節、国書刊行会、一九九二年）四六三頁。
（32）木谷藤右衛門家文書981、内灘町教育委員会。
（33）木谷藤右衛門家文書192、内灘町教育委員会。
（34）木谷藤右衛門家の概要は、北西弘編『木谷藤右衛門家文書』（石川県内灘町、一九九九年）七－三七頁。『木谷藤右衛門家文書目録』（内灘町教育委員会、二〇〇六年）二三三－二四七頁を参照。
（35）越後・佐渡における木谷藤右衛門廻船の初見は、享保十一（一七二六）年五月の佐渡真更川への入船記録（「諸廻船入津留帳」土屋三十郎家文書）である。
（36）木谷藤右衛門家文書には、年不詳や断片のものも含め二十数点の当銀屋差出しの売

買仕切り状がある。

（３７）木谷藤右衛門家文書２０６、内灘町教育委員会。

（３８）金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編８』金沢市、一九九七年）四六八頁。

（３９）上大川前通 江口家文書４１０、新潟市歴史文化課。

（４０）上大川前通 江口家文書８１「文化四丁卯年春帳」、新潟市歴史文化課。

（４１）前掲小村弌「新潟町豪商当銀屋覚書」（『近世日本海海運と港町の研究』第三章第二節、国書刊行会、一九九二年）四五七－四六二頁。

（４２）「木谷家累世記録」、金沢市史編さん委員会編『金沢市史 史料編８』（金沢市、一九九七年）に抄録されたものによる。この「累世記録」は明治四十年に木谷家手代の木谷政次郎が寛永年間からの木谷家の記録をまとめたもの。

（４３）上大川前通 江口家文書７７、新潟市歴史文化課。

（４４）本章【史料６】によれば当銀屋が廻船に対して扱った米は「御城米」「御廻米」に対して「売米」と表現されている。新潟で売り払われる領主層の一部の米のほか、この時代の新潟湊から出荷される米には三田米も多くあった。これについては、新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編２ 近世（下）』（新潟市、一九九七年）三九頁を参照。また、原直史「地主資料からみた近世蒲原平野の米穀流通」（『資料学研究』第８号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、二〇一一年）では、巨大地主白勢家が売却した米の買人に当銀屋善平の名前が見られるとともに、その他津軽屋をはじめ当銀屋が融資をしていた新潟商人の名前も多く見られる。

一、寛政期の取引事例

1　土地取得の状況

【表１】

文書番号	年月日			物件	場所	表口	裏行		金額	売主	宛先
1295	正徳1年	1711	7月25日	白山蔵		三間	拾五間三尺		35両	齋藤仲右衛門	碇屋庄兵衛
1295	正徳4年	1714	不明	土蔵	不明	三間	七間		275両1分23文	詳細不明	
1295	享保6年	1721	7月17日	白山蔵		四間	拾八間		120両	若狭屋市兵衛	
1081	元文3年	1738	10月14日	浜蔵	浜蔵所	三間三尺	拾間	前蔵半分	40両	三条屋九郎右衛門	当銀屋安右衛門
1084	延享3年	1746	12月17日	白山嶋蔵	白山嶋蔵所	五間	九間		40両	小川屋長右衛門	当銀屋安右衛門
1085	延享4年	1747	11月9日	白山嶋蔵	白山嶋蔵所	五間	拾間半		68両	敦賀屋善右衛門	大山藤兵衛
1088	寛延4年	1751	3月11日	浜蔵	浜蔵所	五間	拾八間	前蔵共	50両	玉木彦兵衛	当銀屋善六
1089	宝暦4年	1754	11月4日	白山浜蔵	白山浜蔵	五間	弐拾間五寸	前之蔵	60両	齋藤仲右衛門	大山理助
1094	安永8年	1779	12月22日	土蔵		弐間半	三間		13両	村杉屋武兵衛	江口善蔵
1108	天保12年	1841	12月6日	浜蔵	浜蔵所	三間	拾九間		90両	津軽屋次郎左衛門	江口善平
1116	慶応3年	1867	2月9日	板蔵					60両	苅部喜兵衛	江口新兵衛

※上大川前通江口家文書のうち、蔵の売買がわかる文書をまとめたもの

当銀屋の発展過程を考察する上では不動産の取得状況も参考になる。初代江口善蔵が宝暦四（一七五四）年に備前屋新潟出店から引き継いだものは、本三之町東側表口拾九間川前拾四間三尺の家屋敷と白山蔵の大蔵一軒と小蔵二軒であった(1)。この家屋敷は、名義上八町新右衛門から譲られたことになっており、八町が正徳四（一七一四）年に伊藤安左衛門から三百両で購入した物件である。購入時の証文(2)では表口は十七間内弐間三尺となっているが、裏行は拾四間三尺で揃っているので同一物件と考えて差し支えないだろう。本三之町東側は現在の本町通六番町で、平行する上大川前通側まで続く通し屋敷である。また蔵については【表１】にまとめたように備前屋新潟出店は正徳元年を皮切りとして複数の蔵所を取得している。それぞれの蔵の大きさから考えると「大蔵」は行間が二十間程度、「小蔵」は十間程度の蔵を指すと推測され、譲られた蔵はこのうちのどれかであろう。注目されるのは延享三（一七四六）年に小川屋長右衛門から白山蔵を取得していることで、第一章で述べたとおり小川屋がこの時期に経営不振に陥っていることを示す一例である。

初代江口善蔵は、この後宝暦六（一七五六）年に加賀屋津右衛門から廻船問屋株と六之町大川前の家屋敷を三百両で取得し、宝暦七年正月廿一日にそこへ移り住み営業を開始する。六之町大川前は現在の上大川前通九番町で、この場所が廻船問屋当銀屋の店となった。第一章でも述べたが、この時に廻船問屋株は百三十両で譲渡されており、家屋敷分の価格は百七十両と推

定される。明和八（一七七一）年の町並絵図【図1】では間口八間で敷地が鉤形の通し屋敷となっている。本三之町の表口十七間の通し屋敷から比べると手狭な店であるが、廻船問屋としての立地や加賀屋からの引き継ぎ顧客に対する利便性を考えれば居抜きで営業を開始するほうが良い選択であっただろう。

【表2】は当銀屋が取得してきた家屋敷のうち、証文が残るものをまとめたものである。わかるもので移転後にまず取得した家屋敷は五之町大川端の表口五間弐尺の家屋敷で見村安兵衛から明和七年に取得している。次に掲げる【史料1】(3)がその際の売買証文である。

【史料1】

表書之通り相違無之者也

月番町老　高田与十郎

五之町大川端、表口五間弐尺裏行町並ミ家屋敷、金弐拾両ニ永代売渡代金不残請取申処実正也、　御公儀様御地子并諸役等町並ニ御勤可被成候、此家屋敷ニ付外ゟ何様之出入申来候共、五人組之内致加判候上ハ急度埒明可申候、為後日売券状仍如件

明和七寅年八月九日　　売主　見村安兵衛

五人組之内　川上屋藤九郎

右同断　金巻屋彦七

江口善蔵殿

前書之通遂吟味申候処相違無御座候以上

町代　前川弥次兵衛

【図1】では「江口善蔵外屋敷」と記載され（A）、北側隣地が川上屋藤九郎、南側一軒あけて金巻屋彦七となっている。裏行は町並となっているが、天明六年には裏側の小林昌省の家屋敷（B）を取得しているので(4)後に通し地となった。家屋敷を売買した証文は、ほぼ全て定型化された書式になっており、連印している者は「五人組之内」か「両隣」かの2パターンある。大川前など向かい側がない場合は両隣になっている例が多いようだが統一はされてはいない。また、奥書は町代が行い、それを裏書で町老が承認するという形式はどれも同じである。こういった史料からも町役人の交代変遷や町の自治の一端がのぞけるもので興味深い。

【図１】明和八年町並図（新潟市歴史文化課）

六ノ町大川前の店家屋敷の周辺は天明年間から文化年間にかけての期間に隣地が次々と取得され、最終的に大川前から本六之町までの通し地が坂内小路まで達する大きな敷地となった。【表2】の番号はそれぞれ【図1】に示された場所に対応している。四間間口で裏行が町並の敷地は四十両ほど、通し地になるとその倍程度の値段のようである。

この土地取得は、初代善蔵が寛政二（一七九〇）年に死去し、二代善平の時代になって急速に進められている。初代善蔵は当銀屋を創業から急成長させ経営手腕に長けた人物であるが、この屋敷地に限らず土地取得についてはあまり積極性が見られない。当銀屋は新潟商人に対して広く金融を営んでおり、質流れによる土地取得やそういった不動産の賃貸しも経営の一つの手法として考えられるが、残存する売買証文からはその傾向は見られない。一方で、天明年間以降に特に店家屋敷の隣地を積極的に取得しているのは、新潟町において土地の流動化が進んでいた可能性も考えられる。

【表２】

文書番号	【図１】番号	年月日			物件	場所	表口	裏行	金額	売主	宛先
1295		正徳4年	1714	11月10日	家屋敷	本三之町	拾七間	町並通し	300両	伊藤安左衛門	八町新右衛門
1079		享保13年	1728	5月20日	家屋敷	十四軒町大川端	四間	町並	3両？	苅部藤右衛門	苅部勘助
1080		元文2年	1737	11月7日	家屋敷	四之町大川端	四間三寸五分	町並	6両	鍋屋六兵衛	下田定七
1082		延享3年	1746	2月14日	家屋敷	十四軒町大川前	四間半	町並		苅部勘助	高桑九内
1083		延享3年	1746	12月13日	家屋敷	本三之町西側	四間三寸五分	町並	23両	仕立屋七右衛門	当銀屋七郎兵衛
1086		延享4年	1747	11月18日	家屋敷	十四軒町大川端	四間	町並	19両2歩	永原彦次	高桑九内
1087		寛延2年	1749	8月17日	家屋敷	本五之町西側	五間	町並	8両	白木屋彦右衛門	当銀屋善六
1090	A	明和7年	1770	8月9日	家屋敷	五之町大川端	五間弐尺	町並	20両	見村安兵衛	江口善蔵
1091		明和7年	1770	12月21日	家屋敷	鍛冶片原町	四間	町並	20両	中村屋彦十郎	江口善蔵
1092		安永2年	1773	11月14日	家屋敷	片原五之町	四間弐尺	町並	16両	大谷屋半四郎	当銀屋仁左衛門
1093	①	安永8年	1779	9月3日	家屋敷	本六之町東側	四間	町並	20両	伊藤潜庵	江口善蔵
1095	②	天明3年	1783	10月27日	屋敷	六之町大川端	三間	町並	16両1歩	稲川善左衛門	江口善蔵
1097	B	天明6年	1786	2月26日	家屋敷	本五之町東側	四間	町並	20両	小林昌省	江口善平
1098		天明6年	1786	3月22日	家屋敷	拾四軒町	拾弐間	町並	100両	苅部藤右衛門	河内久蔵（大嶋村）
1099	③	寛政6年	1794	4月29日	家屋敷并土蔵	本六之町東側	四間	町並	45両	三条屋善大夫後家	江口善平
1100	④	寛政12年	1800	12月2日	家屋敷土蔵	六之町大川端	四間	町並	40両	七尾屋吉兵衛	江口信平
1101	⑤	文化2年	1805	閏8月6日	家屋敷	六之町大川端	四間	通し	75両	三条屋九郎右衛門	江口善平
1102	⑥	文化5年	1808	10月19日	家屋敷并土蔵	六之町大川端	四間	町並	70両	舘宗碩	江口善平
1103		文化6年	1809	9月	名子地	毘沙門御口地之内	三間	町並	22両	三国屋松五郎	江口善蔵
1104	⑦	文化7年	1810	9月29日	家屋敷	本六之町東側	四間	町並	40両	鍋屋次郎右衛門	江口善蔵
1105		文政12年	1829	12月	名子家	本五之町東	弐間	六間三尺	30両	池留兵衛	当銀屋雄吉
1107		天保8年	1837	12月29日	家屋敷	片原六之町東側	四間	町並	32両	越前屋弥太郎	当銀屋太七
1109		天保14年	1843	8月13日	家屋敷	四之町大川前	八間七寸（本町四間	通し	70両	三国屋茂兵衛	河内屋およせ
1114		安政6年	1860	11月28日	家屋敷	古新田町東側	四間	町並	120両	当銀屋儀平	江口新兵衛
1115		慶応1年	1865	8月18日	家屋敷并川前板蔵	大川前五之町	三間四尺五寸	町並	500両	当銀屋半助	当銀屋宗作

※上大川前通江口家文書のうち、家屋敷の売買がわかる文書をまとめたもの

2　商品担保金融による商品の確保

続いてこの時期の金銭貸借証文を見てみよう。当銀屋が市中の商人へ貸し付ける金銭には、大きく二つの性格があると考えられる。ひとつは単純な金利収入を目的とした商業資金の融通であり、もう一つは商品集荷を目的とした商品担保金融である。ここでは後者に着目して、商品が廻船問屋から廻船へと渡っていく様子を考察してみたい。

当銀屋の史料には、寛政期を中心に、金主が与板の大坂屋三輪九郎右衛門、借主が新潟町や三条町の商人、引当（担保）として米や塩が記載された借用証文がある。与板の大坂屋三輪九郎右衛門は備前屋江口家と並ぶ豪商で(5)、当銀屋江口家とも姻戚関係がある。これらには宿として当銀屋江口善平の名前がある。次に掲げる【史料2】(6)はその一例である。

【史料2】

致引宛借用申金子之事

一　金六拾両者　　元金上小判也

右金只今慥に請取借用申所実正ニ御座候、利足之儀者当月ゟ金百両ニ一ヶ月金壱両壱分之加利足、来丑ノ三月晦日限り元利共無相違急度返済可申候、為此引宛三分一米弐百四拾俵、私借置候白山浜蔵へ入置戸前封印ヲ請錠鍵相渡預り置申候、万一極月及遅滞候ハバ、右引宛御勝手次第御引取御売払元利御引取可被成候、其節不足金御座候ハバ、増金ヲ以急度勘定可申候、為後日之引宛借用證文依而如件

寛政四子年　　金子借主
十二月廿八日　　笹屋伊左衛門　印
　　請人
　　笹屋兵右衛門

金主与板町
三輪九郎右衛門　殿
御宿
江口善平殿

笹屋伊左衛門は新潟町の商人で、【図1】内のアに示された大川前通と吹屋小路の角地に店がある。引当の米は「私借置候白山浜蔵へ入置」となっている。金主は与板の三輪であるが、引当米は白山浜蔵に置かれており、取引の主体は新潟湊にある。暮も差し迫った十二月二十八日の借金であり、笹屋は晦日の決済にあたって資金繰りに窮したものと考えられる。返済期限は翌年の三月で、毎月百両につき壱両壱分の利足も決められている。証文が残って

いることからも三月の段階で返済はされず、引当の米は当銀屋に流れたと考えられる。三月という期限は、新潟湊に米の買い手である諸国廻船が多く現れる時期であり、本来であれば笹屋が米を在庫として維持しておきたい期限である。しかし、そこまでの金利分を負担してでも十二月に現金化したい事情があったのであろう。この貸金は引当米がいわゆる質流れになることがほぼ想定されている取引なのである。引当米がなぜ債権者の三輪ではなく当銀屋に流れるのかという点であるが、敢えて宿として当銀屋の名前が記されていること、新潟商人が手元の蔵に保管してある米を引当としていて新潟湊からの出荷が想定されること、そもそもこの証文が当銀屋に残っていることなどから当銀屋を介して買い手に流れたと考えられる。このように三輪が債権者となっている商品担保金融が、商品を買い手と取り次ぐ廻船問屋の当銀屋に渡って決算に計上されたものが第一章で扱った「天明九年春帳」や次節で扱う「文化四年春帳」の請込（負債）に現れる「三輪より質入金」「三輪質入貸金ニ而預り」になる。第一章において当銀屋は諸国廻船からの預かり金を運用していることを示したが、それと合わせて親戚筋の有力商人の債権を預かっておくことで、諸国廻船への提供商品を確保しているのである。もちろん、三輪の債権を預かるということは当銀屋は三輪に対して債務を負うことになり、売却された引当米から相応の金銭が三輪には戻されている筈である。また、場合によっては当銀屋が三輪に対して債権者となる立場の場合もあり、その際は引当が売却されるとともに三輪の債務は相殺されたであろう。その一例が推測されるのが次の【史料3】(7)である。

【史料3】

覚

一　金八百両也

右之通御才覚相頼致借用候処実正也、此手形ヲ以大峡盛蔵殿江右之金高無相違御渡可被下候、為後證依而如件

寛政二庚戌七月　　三輪九郎右衛門　印

当銀屋
善平殿

大峡盛蔵は米沢藩士と推測され(8)、これは三輪九郎右衛門が米沢藩から受けた才覚金の納入を、当銀屋が代わって行っていることを示すものである。三輪家は米沢藩に対しても多額の金銭融通を行っていたことが知られている(9)が、その一部にはこのように親戚筋から調達されたものもあったことがわかる。この事例では当銀屋は三輪に対して債権者であり、

この寛政二年以降に当銀屋の手元に残っている三輪の商品担保金融の証文類は、さきほどあげた笹屋のものも含めてその相殺に当てられたという可能性が高い。

ここまであげた例は、商品担保金融の金主として三輪という第三者が介在していたが、当銀屋が直接貸付を行う例ももちろん多くある。次に掲げるものはその一例である(10)。

【史料4】

借用申金子之事

一　金八拾両也

此引当米として村上御米

六百俵御所持御蔵江蔵入仕候

右之通引当米を以借用仕候処実正ニ御座候、然ル上者売払候節之利御勘定可仕候、尤利足之儀壱ケ月百両毎ニ壱両弐分之定、為後日之借用金手形依而如件

三条町

清水屋金兵衛　印

寛政四子年

四月九日

新潟

当銀屋善平殿

三条町の清水屋は自身が所持していた村上米六百俵を引当として当銀屋から八十両を借金した。米はすでに川下しされ新潟湊の当銀屋の蔵へ入れられている。返済期限が決められておらず、米の買い手である諸国廻船が新潟湊へ集まる四月の取引であることからも、引当米はほどなく当銀屋から売り払われたことであろう。そもそもこの証文では「売払候節」と謳われており、借主の三条屋は返済によって担保を取り戻すことは考えておらず、当銀屋に売り払ってもらうことが前提の借金である。

このように廻船問屋当銀屋は、顧客である諸国廻船がもとめる米を確保するために、親戚の豪商が越後・蒲原一帯に築いていた金銭貸借のネットワークのもとで商品担保金融に関わり、また自身も貸し手としてその引当米を入手していた。【図2】はその取引内容の概念図である。

3　廻船問屋を中心とした金融機能

廻船問屋はなぜ仕入れという形ではなく、商品担保金融によって商品を確保するのであろうか。その理由の一つは相場変動によるリスクの回避にあると考えられる。引当米と貸付金額の関係、すなわち担保評価額についてある程度まとまって同時期に比較ができる寛政

七（一七九五）年の春の貸金証文を見てみると評価額が米の価格よりも著しく低いことがわかる。俵の拵えは様々であるが、【表3】に示したように概ね十両で四十俵程度の価格によって当銀屋は市中商人へ貸し出しを行い引当米を押さえている。

一方で当銀屋が廻船に売った価格を見てみると、寛政七年七月に木谷藤右衛門が買った沼垂古米八百五拾俵の値段は十両で二十七俵七分の値段である(11)。詳細な年は欠くが第一章であげた相場表も同様の水準で、これらはあくまでも一例であるが、おおむね十両で三十

【図２】

俵程度の相場が実勢と考えられる。

では、この貸付から売却に至る価格差の差益分がどの主体の手に落ちるのかということであるが、一般的な例で言えば借主、すなわちもともと米を手放した商人との間で相殺がされるのが通例であろう。当銀屋に残る貸金証文類には【史料2】の笹屋との証文にあるように「引当米が売却された際に損失がでた場合は、借主が負担する」という一文が入ったものが多く、その逆は規定されていない。しかし売り払った際にはそこから「元利」を引き取ってほしいとなっており、債権者の権利は元金と利足のみであると読み取れる。【史料4】であげた三条屋との証文の場合は「売れた際の利は勘定する」となっており、笹屋証文とは異なる表現であるが売却時の差益は借主に渡る取り決めとなっている。また、他の廻船問屋商人が残した商品担保金融の貸金証文では、差益が出た際には借主に相殺するという明確な文言があるものもあり(12)、これが新潟湊における商品担保金融の一般的な商慣習と考えられる。その理由は次のいくつかの点で補強できる。借主にとっては一旦著しく低い担保評価を受け入れても、実際に米が市中に流れた際にはその分の穴埋めがされれば損失感は軽減される。早い時期に不利な条件で借金の引当として手放すか、それともなるべく売却できる時期まで持ちこたえて売り払うかという選択からは解放される。緊急に金銭が必要とされる時に、利足分の負担だけを考えればよいのである。廻船問屋側にとっても少ない金額で商品が確保され、さらに実際に売却されるまでの金利収入も期待できる。また、商品を自分が仕入れるという形を取らないことによって相場変動のリスクから切り離されることになる。売却額と貸付額の差は借主が負担するからである。また、もしこの担保評価額と実際の売却額の差が廻船問屋に全てが落ちることになるのであれば、この率の競争が廻船問屋間で発生する可能性もある。借主がなるべく有利な廻船問屋を選んで米を渡すようになれば自ずと高率は軽減されていく筈であるが、そのようになっていないことからも差損益は相殺されると考えられる。

【表3】

文書番号	年月日	借主	金主	借用金額	引宛
399	寛政七年　4月15日	三条屋善九郎	三輪九郎右衛門　宿　江口善平	四拾両	三田米　百八拾俵
400	寛政七年　4月17日	小林屋半助	三輪九郎右衛門　宿　江口善平	六拾五両	切替米　三百俵
401	寛政七年　5月12日	細野屋藤吉	三輪九郎右衛門　宿　江口善平	七拾両	弐百弐拾俵
402	寛政七年　5月16日	小林半助	三輪九郎右衛門　宿　江口善平	百五拾両	村上三田米　六百四拾五俵
403	寛政七年　5月20日	櫛屋庄左衛門	三輪九郎右衛門　宿　当銀屋善平	弐百五拾両	三田米　千俵
404	寛政七年　6月朔日	櫛屋庄左衛門	三輪九郎右衛門　宿　当銀屋善平	百弐拾両	三田米　五百俵
407	寛政七年　7月22日	三条屋善九郎	三輪九郎右衛門　宿　江口善平	百両	三田米　四百俵

※上大川前通江口家文書から、新潟商人に対する寛政七年の貸金証文をまとめたもの

次節以降で紹介するが、当銀屋の決算帳簿において具体的な利足収入額が把握できるのは損益計算が残っている文政十一年と嘉永三年から六年のものである。とくに嘉永期のものは益金に利足が計上され、損金に利足戻しという金額が計上されている。嘉永三年を例に取ると、益金で計上された利足は三千七百両を超えている。売買口銭から把握できる商業規

模や資産にあげられている貸付金の額と利足の関係は文政十一年に比べて大きい額となり辻褄が合わないが、損金で計上されている利足戻しの額と差引すると利足収入は千両程度になり規模が揃う。利足戻しとなっている分が引当米が実際に売却された際に借主と相殺された戻し分と考えられる。

とくに新潟湊のように主たる交易品に季節性がある場合、金融の円滑化をはかる手法として商品担保金融は広く機能していたと考えられる。金銭を必要とする借主にとっては、手早く資金調達ができ、さらに決済時における売却額も担保されることで早々に現金化した損失を回避できる。貸主である廻船問屋は、有利な金額で商品を確保し、売却までの利足収入も得ることができる。また商品を自身の在庫として仕入れず、貸金の引当として計上しておくことで相場変動のリスクからも切り離される。このように廻船問屋を中心とした商品担保金融は、緊急に金銭を必要とし、短期に決済ができる場合に各主体にそれぞれメリットがある仕組みであるといえよう。

二、文化・文政期から天保期の決算

1　文化・文政期の経営内容

文化三（一八〇六）年の決算内容【表４】は、それ以前に詳細がわかる天明期の金額と比べて総じて縮小したものとなっている。

資産合計は一万両を下回り、貸金の額も大きく減じている。計上された科目名も少なく、事業内容が天明期と比較して縮小または低迷している印象を受ける。当銀屋の運転資金を支えていた廻船側からの預かり金も減少し、木谷藤右衛門からの独立した勘定も千百両程

【表４】文化三年暮　貸借対照表
貸附金并有物書立口々改覚

借	金			銀
	両	分	朱	匁
無引宛取替〆	291			
岡旅人取替〆	646			7.29
船手取替〆	5	1		14.18
質入貸金内済引如此	2320			
三輪元り不足	41			13.11
醤油卯ノ春仕込改并残りもの	1030			108.96
同残りかけ	74	3		13.37
穀物立入口々代金〆	2462	2		16.86
商内渡其外□□品々代	358			13.71
十弐〆入 銭十二叺	20	2		5
文銭弐百二十〆	22			
戸棚有金	2412	2	2	
店残りかけ	72			14.43
北村弥惣右衛門塗物仕込金取替	135			
	9888	*10*	*2*	*206.91*
〆	9893	3	2	206.91
資産合計	9896	3		5.66

貸	金			銀
	両	分	朱	匁
元祖父不喝居士より御譲金	5000			
三輪質入貸金ニ而預り	795			
木谷勘定之表預り	1150	2		5.06
請入金〆高	441			35.07
浄泉寺永代灯明ニ而預り	5	1		19.98
白山宮へ御初穂	6	3		
御上様より御目録	15			57.29
元祖知法様御預り金	39			
おひろより預り金	25			
如覚入用除け金	100			
おゑ嫁入支度除け金	156			64.49
不時入用金ニ而除け金	490			
客方売物代預り	12			3.84
	8234	*6*		*185.73*
〆	8235	2		185.73
負債合計	8238			10.73
寅ノ春帳之表（期首資本金）	1433			15.92
酉ノ春延金也（当期利益）	225	2		17.01
（指引）	1658	3		12.43

※上大川前通江口家文書８１より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

度に減少している。またその他の預かり金も少ない。そしてその減少分を補填しているのが初代善蔵からの形見金五千両である。家屋敷などが計上されていないことから家計と経営は分離していたとみられるが、娘の嫁入り支度金の積立が店の経営に計上されるなど、その

【表５】文政十一年暮　貸借対照表

貸附金并残物着立口々改覚　　請込

借	金			銀	銭	貸	金			銀
	両	分	朱	匁	文		両	分	朱	匁
大福帳〆高	763	1		298.47		元祖父不喝居士御譲金	5000			
金銀取替預帳同断	685		1	524.83	700	元祖母知法尼御預金	10			
貸金帳同断	4618	3	2	17.39		知秀尼御預金	70			
醤油仕込并懸	852	3		101.09		子供仕附金	83	3	2	
荒物帳并小買物帳〆高	19			15.44		白山宮へ上げ金	12	1		
口荷物帳同断	30	3		9.21		大福帳貸金帳金銀取替預帳預り〆高	1630			8.67
金銀勘定帳尻藤助	1224	1		8.63						
一ノ木戸御米代	248			5.08						
戸棚有金	693		8	11.66						
							6805	*4*	*2*	*8.67*
						負債合計	6806		2	8.67
						去子春帳之面	1789	2		8.77
						（期首資本金）				
						當丑春延金也	553	1	2	1.51
						（当期利益）				
	9132	*11*	*11*	*991.8*	*700*	（指引）	2343			1.53
〆	9135			991.8	700					
資産合計	9149	1		1.45						

※上大川前通江口家文書８４より作成

斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

線引きは現代の感覚では掴めない部分が多い。

春延金（当期利益）は前年の春帳の表（当期の期首資本金）に加えられ、翌年の期首資本金となるが、この金額も天明期から半減しており千五百両程度になっている。資本金の減少はこの期間に赤字決算があったことを示すが、一概に当銀屋の経営が低迷しているとは言い切れない側面もある。関連帳簿が残されていないために、春帳（決算帳簿）における各科目の計上方法やその経過はまったく不明である。合わせて家計と店経営の分離が曖昧であり、当主が代わり経営主体が新たになると一旦そこで精算され、いうなれば決算がリセットされている可能性もある。前当主の形見金が経営に投入されることなど、家計と店経営には当主の代という概念もあると考えられるからである。

ただし、この時期の新潟湊の景況はたしかに良好な状態ではなかった。新潟市史によると、寛政期の新潟湊からの米穀移出量は減少傾向にあり入船数も少なかったことを述べている(13)。米穀類の移出量が減少した理由は、災害などにより蒲原平野の生産高が低下したためなのか、または周辺の他の湊からの移出量が増えたからなのかははっきりしない。しかし、少ない入船数も寛政期がそれ以前と比べて極端に減少はしておらず、当銀屋周辺の市況をはっきり結論づけられる史料や根拠はこの段階では乏しいが、前節で述べた隣接地の断続的な取得は、新潟湊の景気低迷によって土地の流動化が進んでいたという可能性は高まったといえよう。

文政十一（一八二八）年の決算【表5】は、残存する当銀屋の決算帳簿のなかで初めて損益計算【表6】が見られるものである。これによってより廻船問屋の業務内容と業態を知ることができる。

売目録帳は廻船が当銀屋を通して売った品物や金額を記載する帳面で、口銭は仲介手数料、庭銀はそのような移入品の保管料である。買目録帳はその逆で、蔵敷も移出品に関わる

【表６】文政十一年暮　損益計算書（突合）

	金			銀
	両	分	朱	匁
売目録帳 口銭庭銀〆	150			4.34
買目録帳 口銭蔵敷同断	320	2		5.56
出役替銀 入役被下	95	1		3.24
利足〆高	253	1		0.34
蔵賃并荷物庭銀	38			2.56
請入徳	44	1		12.77
家賃	26	1		
御客方雑用	88			
醤油方利潤	228			9.41
	1242	*6*		*38.22*
〆	1243	2		38.22

	金			銀
内	両	分	朱	匁
小払帳〆高	386	2		19.63
普請入用	46	3		10.24
薪代	17	1		7.7
人足賃払帳	11			13.53
大福帳表 小買物代	29	1		433.24
飯米并味噌大豆	76			15.05
醤油代	10	3		15.35
頼母子懸金	119	3		13.61
御初穂并請込金利足	7	3	2	
	701	*16*	*2*	*528.35*
小訳	705		2	528.35
引残而	531	1		8.62

※上大川前通江口家文書８４より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

保管料である。出役、入役は仲と同様に廻船問屋が徴収し領主側へ納めるものであるが、なんらかの取り決めにより還付された金額が九十五両ほどある。利足収入は二百五十両ほどが計上されており、これは前述した借主との相殺分が計算された収入と考えられる。入徳は何を指すのかわからない。計算ミスはなく小計が揃っており、損益計算上ではこの年の利益は五百三十両ほどとなっている。

これらを見てみると、主たる収入は売買口銭（仲介手数料）と利足収入であり、売買差益の計上がない。入徳という科目の詳細が不明であるが、金額は口銭や利足の収入に比べて小さく、当銀屋の主たる収入といえるほどのものではない。廻船問屋の業態は手数料取引を行う「問屋」であり、自己勘定取引による「商人（仲買）」ではないということがここからわかる。ただし、廻船との売買目録（仕切）は仲介取引であっても自己勘定取引であっても、そこに現れる取引主体は廻船と廻船問屋の二者となる。自己勘定分の差益が口銭と合わせて記帳されている可能性も排除できないが(14)、資産計算側に商品在庫の計上が見られないことから自己勘定による仕入れ行為はおこなわず、専ら仲介取引といって差し支えないと考えられる。第一章であげた天明期の決算では商品在庫と推定できる品物の計上があり当銀屋における自己勘定取引を否定することはできないが、この年にはそれらが見られない。はじめにの章で紹介したが、廻船問屋の業態について従来は「口銭収入では大金が得られない」と考えられてきた。しかし、この時の当銀屋の例では収入のおよそ4割が口銭収入でそれと利足収入を合わせると収入全体の6割となる。低率の口銭であっても取引高が大きければそれなりの額となり、取引に付随した利足収入を合わせれば収入全体の大きな部分を占めるものとなる。また、当銀屋は醤油醸造業を兼営しており、その部分の利益が確保されている点も経営安定上は大きい要素と考えられる。

創業初期から続けられている資産計算（貸借）【表5】を見てみると、総資産は九千百両ほどで文化三年からさらに規模が小さくなっている。一方で資本金は増加し、負債は減っている。資本金の増加額は文化三年からの二十二年間で約三百五十両であり、年平均にならすと十六両ほどとなる。年間の利益額としては少なく、成長が非常に鈍いことから、この期間には資本を減じる赤字決算の年もあったと考えられる。やはりこの時期の新潟湊の景況は芳しくないようである。また、資産規模縮小のなかで資本金が増加していることにより、他人資本すなわち負債は減少している。文化期に見られた木谷勘定も独立した科目とはなっていない。預かり金は千六百両ほどあるが、損益で計上された年間の支払い利足は僅か七両ほどであり、預かっている資金に対しての利息の支払いはない。当銀屋の運転資金は他人資本といえども、利息負担のない預かり金を運用しており、自身が利息を負担しなくてはならないいわゆる借金はほとんどないと推測できる。

帳簿の記載方法について一段進んだ様子が窺える時期ではあるが、文政十一年は三代善蔵が三十代半ばで亡くなってからまだ数年、四代善平もまだ幼児の頃になる。文政九年の町役人には三代善蔵智養子の名前が見え(15)、大正時代に書き残された家伝(16)では「番頭政治」と評された。当銀屋にとって明るい時代ではなかったといえよう。

2　天保期と抜荷事件

「番頭政治」といわれた時期の決算を続けて見てみよう。

【表７】と【表８】に示した天保三年の決算は、著しい落丁と乱丁があるが、前節で示した低迷期のその後が把握できる貴重な史料である。経営内容を知ることができる資産合計の金額や負債と資本の内訳が記された部分は残っており、損益計算の部分も全てが残っている。まず注目したい点は期首資本金の額である。四年前の文政十一年には二千三百両あまりあった自己資本が、天保三年の期首の段階で約千両まで減じている。このわずかな期間に大きな赤字決算があったことを示している。次に確認したい点は商業の実情がわかる売買口銭の額である。売口銭は約百三十両、買口銭は約二百両で、それぞれ文政十一年の九割弱と六割ほどの額となっている。買口銭の大きな減少は新潟湊からの移出が少ないことを示している。損金には町方難渋者への救米の支出が記されており、諸国廻船への積み込みが少ない理由も、町方困窮も米の不作によるものと考えることができる。文政十一年は十一月に信濃川下流域で大地震があり、三条町を中心に大きな被害が出た。地域

【表７】天保三年暮　貸借対照表
貸附金并残物着立口々改覚

借	金			銀	銭
	両	分	朱	匁	文
（落丁）					
醤油仕込并残り□	825	3		156.98	
同残懸	119	1		8.94	
戸棚有金	601	2	2	9.07	
資産合計	9551	2	2	269.96	

貸	金			銀
	両	分	朱	匁
元祖父不喝居士御譲金	5000			
元祖母知法尼御預金	10			
知秀尼御預金	70			
子供仕附金	122	3		
白山宮へ上げ金	13	1		
金銀取替預帳之表預り〆高	1289	2		17.05
古貸帳同断	116	2		6.78
小買物帳同断	3	1		2.61
買物代書抜帳□□渡不□之分	1409	2		3.35
	8032	*11*		*29.79*
負債合計	8034	3		29.79
去辰春帳之面（期首資本金）	1060	3		16.79
當丑春延金也（当期利益）	458	1		4.63
（指引）	1519	1		3.92

※上大川前通江口家文書９７より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

的な地震の被害だけでなく、この年の秋は全国的に不作で翌年春は米価が高騰した(17)。続く文政十二年、十三年も風害や虫害のため米は不作で、文政十三年十一月には新潟町で大規模な打ちこわしが起きている。廻船問屋や米商人が標的となり津軽屋などが襲撃されたが、当銀屋は打ちこわしの目標とはされず、困窮人へ粥を施したことが伝えられている。続く天保二（一八三一）年も不作で新潟湊には他国から米を積んだ船が度々入津し「前代未聞」のことと驚かれたという(18)。なお、文政十三年の打ちこわしによる津軽屋の商品被害は米が十四万俵と伝えられている(19)。これが前述した商品担保金融のスキームで確保された米と仮定し同様に十両で四十俵程度の相場であれば被害額は三万五千両となる。この概算は米価高騰の時期でありさらに高額となる可能性もある。文政十一年時点での当銀屋の資産総額は一万両にすら達していないので津軽屋の在庫高はまさしく桁違いの大きさと言えよう。そして、当銀屋には津軽屋のように米価高騰時に在庫を積み上げて高値で売り抜けようとすることができなかったことも明らかである。

長年続いた新潟湊の景気低迷と連年の凶作が重なり当銀屋の商業は極めて低調であるが、天保三年は貸借計算、損益計算ともに五百両弱の利益が出ている。益金には頼母子の入金が三百八十両ほどあり、この臨時収入によって利益が下支えされている。また、損金には古懸帳面相除之分として二百四十五両余りが計上されており古い貸金の貸し倒れ分を損失として処理していることがわかる。この時期以前に自己資本を大きく損じてきている理由には、貸し倒れとその損失処理が行われてきた可能性もある。現金在高は六百両ほどしかなく、経営体力はきわめて弱くなっているといえるだろう。

その状況が急激に好転していることがわかるのが五年後の天保八年の決算【表9】である。資産規模が五千両以上増加し、一万五千両近くに達している。期首資本金は四千二百両余りで四年間で三千二百両ほどを蓄積したことになる。この年の利益は八百両を越えてい

【表8】天保三年暮　損益計算書（突合）

	金			銀
	両	分	朱	匁
売目録口銭	132	3		14.46
買目録口銭	196			13.03
仲出入役替銀被下	65			17.05
利足	224	1		6.44
蔵敷	77			11.94
届荷物庭銀片	30	2		2.59
御客方雑用	25	1		9.53
家賃	53	3		4.38
諸入徳	2	2		5.11
頼母子	383			17.15
醤油方	383	2		0.33
	1570	*14*		*102.01*
〆	1573	2		102.01

	金			銀
内	両	分	朱	匁
大福帳 小買物代	26	1		5.99
白山蔵入用	20	1		9.69
人足帳	30			3.08
薪代	19	3		
頼母子懸金	42	1		4.57
飯米	104			8.91
味噌醤油	16	3		2.51
小払帳	499			2.62
客方*ち*小物直買之分	15	2		0.66
醤油方入用	10	2		11.2
御初穂并請込金利足	11	1		8.75
町方難渋者へ白米手当之分	31	2		10
稲葉牧野両家へ用達之分	20			
古懸帳面相除之分	245	3		9.77
	1088	*19*		*77.75*
小訳	1092	3		77.75
引残而	481			6.76

※上大川前通江口家文書９７より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

るので、同様の利益が続いていたと考えられる。この年は損益計算が残されていないので商業実態を詳細に把握することは難しいが、資産項目に俵物や請物などの在庫資産が多く計上されていることや、負債項目の預かり金が増えていることから、諸国廻船との取引が急速に回復していることが読み取れる。しかし、この期間は「天保の飢饉」の時期にあたり越後

【表９】天保八年暮　貸借対照表

貸附金并残物覚　　請込

借	金			銀	銭	貸	金			銀
	両	分	朱	匁	文		両	分	朱	匁
大福帳并届蔵物勘定〆高	2137	1	3	1142.37		元祖父不喝居士御譲金	5000			
金銀取替預帳之表〆高	812		2	81.14		元祖母知法尼御預金	10			
古貸金帳焼失手当賃	32	2				知秀尼御預金	70			
同断	7	2				子供仕附金	193	2		7
古貸金帳焼失手当賃	15	2				白山宮へ上げ金	14	2		
同断	21					丸江問屋株売払代年々一割利足	133			7
古貸金帳　三輪	450					金銀取替預帳之表預り〆高	3835	3	2	165.72
古貸金帳　三輪藤右衛門	100					買物代書抜帳之表同断	431	2		95.04
古貸金帳　一ノ木戸御役所	359	3		3.5						
古貸金帳　年賦	20									
古貸金帳　苅部藤右衛門	24	1		2.5			*9686*	*9*	*2*	*274.76*
古貸金帳　同人	195			9.11		負債合計	9688	1	2	274.76
古貸金帳　寺山恭介	20	1								
貸金帳〆高	2781	3	1	79.25	4212	（期首資本金）	4246	1	3	2442.39
小買物帳〆高	85	3	2	81.61	97098					
荒物帳買附□	138			11.09		當春延金也	856			497.48
俵物蔵入帳取替〆高	2204	2	2	557.38		（当期利益）				
請物蔵入帳買置米代	2820	3		95.91						
醤油仕込并残物	1256	6		102.25						
同残り掛	84			3.04						
戸棚在金	1223	2	3	0.73						
	14783	*31*	*13*	*2169.88*	*101310*	（指引）	5102	1	3	2939.82
資産合計	14790	3	1	3214.58						

※上大川前通江口家文書９９より作成

斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

各地は不作の年が度々であった。加えて天保四年十月には庄内沖地震があり沿岸の村々は津波被害を受けている。各藩は穀留を実施しつつも、村松藩では藩の蔵米に関しては津出しを行っていた例もある(20)。奥州諸藩は米の確保のために新潟湊へ役人を出張させ米の買い付けを行っており(21)、「量はともかく、廻船が米を買うことはできた」(22)という状況である。おそらく当銀屋には米を確保するルートとチャンスがあり、それを高値で売ることができたと考えられる。連年の史料を欠くため詳細は明らかではないが、天保三年と八年を比較すれば結果的に飢饉は当銀屋にとっては起死回生の追い風だったといえよう。

十九世紀初めの文化・文政期は総資産が一万両を割り込む状態が続き、米の著しい不作の影響を受けた天保年間の初めまでその状態は続いている。その状況は天保年間の半ばを境に急激に好転した。商品が確保され、諸国廻船との取引が順調に行われれば年間八百両程度の利益は確保され、自己資本やキャッシュフローが急速に回復している。低迷期から回復期は二代当主善平の晩年、若くして亡くなった三代当主善蔵、そして番頭政治という時期であり、めまぐるしく世代交代が進んだ時期であるが、前節で可能性を指摘したような当主の代によって負債と自己資本がリセットしている様子は見られない。負債項目は初代当主の形見金五千両が固定化されるとともに自己資本は経年の利益と損失で増減しており、資産規模の増加の要因はひとえに諸国廻船との取引状況によっているからである。

経営状況は急速に好転したかに見えるが、天保八年の決算からは今後の懸念材料も見える。資産項目には千両を越える金額が古貸金帳として別掲され、これはこの時点で長期に返済がされていない貸金と考えられる。与板の三輪家、高崎藩一の木戸陣屋、長岡藩の役人などに数百両単位の債権を抱えており、これらは今後貸し倒れとなる可能性がある。

また、あわせて触れておかねばならないのは、当銀屋当主の代替わりの空白期に発生した天保十一年の「唐物抜荷事件」である。新潟湊では天保六年に発生した薩摩船と新潟の廻船問屋北国屋・若狭屋を中心とした唐物抜荷事件以降も抜荷の噂は絶えず、天保十一年十一月には二度目の唐物抜荷の摘発があった(23)。摘発の直前九月に川村修就が幕府へ報告した『北越秘説』では、廻船問屋の津軽屋と当銀屋の両人が抜荷交易をしているといううわさがある、とされたが実際に摘発を受けたのは廻船問屋小川屋であった。小川屋は石州の廻船が長崎から積んできた唐物が手板の付いていない密貿易品であると知りながら買い受け、それを売り捌いたという罪で裁きを受けることになったが、この取り調べと裁きの過程で、津軽屋と当銀屋も江戸への出頭が求められた。しかし、程なくして「関与なし」として放免されている。当銀屋は「うわさ」によって江戸まで出頭させられたが無罪だったのである(24)。

しかし、「当銀屋イコール抜荷」のイメージは現在でも市中から拭い切れていない。これは旧版の『新潟市史』における次の記述が大きく影響していると考えられる。「高橋次郎左衛門・当銀屋善平等其外の徒が如何に処罰されしかは、全く資料を欠き不明なるも、事件後、此等の富豪が資産俄に一半に減じ、次いで凋落の運命に陥りたるに見れば、その懲罰の相当の苛酷なりしを推すに足らん。」(25)と抜荷事件を締めくくっているからである。実際に当銀屋は幕末から近代にかけて経営規模を縮小し廃業へと進むが、きっかけは抜荷事件ではな

い。その経緯は章をあらためて次章で詳しく述べるが、旧版市史が出版された昭和初期においては、すでにその存在は市中の「語り草」のようなものであったのだろう。また、日本海海運における抜荷について論考を多く重ねている深井甚三氏も「当銀屋は長岡藩よりゆだねられて津軽屋高橋家とともに新潟での抜荷取引を行った家であった」(26)としており、この論考も当銀屋と抜荷事件に関するイメージを作り出す一つの要因になっていると考えられる。江口家文書には抜荷事件との具体的な関わりを示す史料はなく、その点を深井氏は「抜荷に関わっていた時期の史料がなく処分された可能性がある」(27)としたが、はじめの章でも述べたとおり、史料の性格からみて当主が経営の中心にいなかった時期のものは他の時代に比べて少なく、またこの時期の史料が一切残っていないわけではない。

当銀屋の四代当主江口善平は、抜荷事件摘発があった天保十一年は十六歳であった。摘発と同時期に幕府は長岡藩へ川越への転封を命じる。当銀屋はこれを受けて長岡藩から要請された引越経費拠出にあたって千石積み廻船と六百石積み廻船各一艘の提供を申し出ている(28)。また事件以後、弘化元（一八四四）年には年寄役、安政四（一八五七）年には検断役に命ぜられている。こういったことからも当銀屋の経営は抜荷事件の吟味中やその後も順調であり、また周辺からも町の自治を中心的に担う立場として期待されていたことがわかる。前述した市史の記述は後年の空想に過ぎないのである。

小括

本章では十八世紀後半から十九世紀前半にかけての史料を中心に、取引の具体的内容の考察を深めた。第一章では、廻船問屋が市中商人へ貸付を行なっていることを指摘したが、その手法は商品担保金融によるものである。湊町の米商人などへ商品を担保として資金融通を行い、廻船がもとめる商品を集積していくとともに利足収入を得ている。これは、米が収穫され翌年春に廻船へ積み込まれ価値実現がされるまでの異時点間を金融で支えているということである。廻船問屋はこの金融スキームによって、仲介者である問屋の立場にいることが明確である。後に商品となる担保米は、あくまでも担保であり自己勘定による仕入れ品ではないからである。仲介者という立場の廻船問屋であるが、ここまでに述べてきたことは産地側の地方湊町の廻船問屋ならではの事例であるといえよう。斎藤善之があげた消費地かつ中継地である江戸の廻船問屋の例では、売り手と買い手を仲介する立場として、その売りと買いを相対させる市場空間を提供する役割が重視されていた。一方で産地側の地方湊町の廻船問屋は、取引の場を提供するのではなく、季節性が大きい商品を中間集積する役割が大きい。これにより湊町では資金循環と物流荷役などの円滑化が図られている。

また、仲介者として得られる手数料収入は、自己勘定取引による売買差益と比べてそれ自体は低率で少ないものであるが、それなりの取引高があればそれに応じてある程度の規模となる。合わせて取引に付随した利足収入が廻船問屋の主な収入である。廻船問屋が行う金融の資金源泉は買積廻船にあり、廻船との小さな口銭収入の積み上げを廻船がもたらす資金運用による利足収入で補うという構図になる。廻船問屋は湊町の有力者で大金を動かすイメージがあるが、その商業は細かく堅実なものである。また、手数料取引は資本が少なくとも可能であるが、その薄い収入で経営を成り立たせるためにはある程度の取引高が必要であり、また繰り返し述べるように仲介行為に時間差があるためその分を埋める資本回転が必要である。それにより損益分岐もシビアであり、湊の景況によって経営が大きく左右されることになる。

この時期の当銀屋の経営は良好な状態ではなく、赤字決算も度々あったことが想定される。その状況が好転したのは天保飢饉による米の高騰と新潟湊に米を求める廻船が集まったことで取引高が上向いたことによるものであった。

註

（1）　上大川前通　江口家文書１２９６、新潟市歴史文化課。
（2）　上大川前通　江口家文書１２９５、新潟市歴史文化課。
（3）　上大川前通　江口家文書１０９０、新潟市歴史文化課。
（4）　上大川前通　江口家文書１０９７、新潟市歴史文化課。

（5）前波善学『与板財閥史話』（与板町教育委員会、一九六六年）二九頁。大坂屋三輪家の記録や史料は備前屋江口家に比べて少なく不明な点が多い。

（6）上大川前通 江口家文書３７１、新潟市歴史文化課。

（7）上大川前通 江口家文書３４９、新潟市歴史文化課。

（8）『上杉家御年譜』第２３巻（米沢温故会、一九八六年）三二六頁。米沢藩与板組の藩士として大峡家の系図が記されており、名前に蔵の字があてられている者が見られる。扱った史料の時期に存命していた者には大峡辰蔵がおり、なんらかの過程で盛と辰の字を誤記した可能性もある。

（9）前掲 前波善学『与板財閥史話』四一頁。

（10）上大川前通 江口家文書３５８、新潟市歴史文化課。

（11）木谷藤右衛門家文書A-71、石川県内灘町。

（12）小村弐「幕末期豪商桜井家覚書 付、津軽屋次郎左衛門家」（『近世日本海海運と港町の研究』国書刊行会、一九九二年）五〇四頁。安政二年に稲月屋が桜井勘蔵から米を引当に借金をした証文では売り払った際に元利を引いた余り金があれば戻してほしいという一文がある。

（13）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編二近世（下）』（新潟市、一九九七年）三八－三九頁。

（14）谷本雅之「廻船問屋廣海家の商業業務」（石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営 米穀肥料商廣海家の近世・近代』名古屋大学出版会、二〇〇六年）三三二－三三三頁。廻船問屋が商業業務においてどのような帳簿を順に記帳していくかが説明されており、口銭が計上される仕切りと、自己勘定による売買は別な帳簿の記載となっており口銭と売買差益を合算している可能性は低い。

（15）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 資料編２近世１』（新潟市、一九九〇年）四七頁。

（16）上大川前通 江口家文書１０９７（江口章蔵『系譜 江口善蔵家』）、新潟市歴史文化課。

（17）新潟県編『新潟県史 通史編５ 近世三』（新潟県、一九八八年）一四一頁。村上地方の具体的米価を示している。

（18）前掲新潟県編『新潟県史 通史編５ 近世三』１８頁。

（19）前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編二近世（下）』１３４頁。

（20）前掲新潟県編『新潟県史 通史編５ 近世三』１３１頁。

（21）前掲新潟県編『新潟県史 通史編５ 近世三』４４１頁。

（22）前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編二近世（下）』４３頁。

（23）抜荷事件の概要は前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編二近世（下）』第六章第一節第一項を参照。

（24）中野三義『新潟奉行 川村修就の治政の総合的研究』（松美台書房、二〇一五年）二

五頁。

（２５）新潟市役所編『新潟市史 上巻』（新潟市役所、一九三四年）三七七－三七八頁。

（２６）深井甚三「近世、能登黒島の廻船業発展と新潟廻船問屋当銀屋」（『近世日本海海運史の研究』東京堂出版、二〇〇九年）三一〇頁。この論文の初出は『交通史研究』第五七号、二〇〇五年。

（２７）前掲深井甚三「近世、能登黒島の廻船業発展と新潟廻船問屋当銀屋」（『近世日本海海運史の研究』）二九三頁。

（２８）前掲中野三義『新潟奉行 川村修就の治政の総合的研究』十四頁。

第三章　経営規模の拡大と資本回転の行き詰まり

一、嘉永期の決算内容

1　廻船方への積極的な資金貸出

引き続いて整理された形で決算内容がわかるのは嘉永期になる。表題が「従嘉永四辛亥年店卸帳 同七寅年まで」となっている綴り(1)で、表紙には江口善平長雄の署名がある。四代当主善平が二十代後半の頃のものである。他の決算史料と同様に各前年暮の内容をまとめたものであり、嘉永三（一八五〇）年から嘉永六年の決算となる。各年ともに財産計算、損益計算、醤油方棚卸しが行われている。

嘉永三年暮（嘉永四年春）を例に、創業期から行われている財産計算の内容【表1】を見てみたい。

【表１】嘉永三年暮　貸借対照表

借	金		銀	貸	金		銀
	両	分	匁		両	分	匁
貸附金〆	8455	3	10.85	元祖不喝御譲金	5000		
古貸附金〆	8063	2	9.56	二代堅教居士三代除冥居士御譲金	5000		
大福帳□表取替	2457	1	15.68	元祖母知法尼御預け金	10		
荒物帳之表同断	388	1	7.57	二代知秀尼御預け金	70		
俵物蔵入帳取替〆	21501		1.57	子供仕附金	658	1	1.16
買物代書抜同断	5	1	5.05	白山宮上金御初穂	17	3	
客方小買物帳同断	406	1	0.4	丸江問屋株売払代金	459	1	11.31
醤油方仕込并残物〆	1130		83.77	又	595	3	1.03
同残掛〆	344	1	16.35	預り金〆方	16905		10.45
有金	6345	1	11.99	買物代帳之表預り金〆	6800		
					35514	*8*	*23.95*
				負債合計	35675	3	48.36
				内	10640	3	160.06
				（期首資本金）			
				当春延金也	2770	□□□	
				（当期利益）			
	49094	*11*	*162.79*	残而金	13420	3	137.21
資産合計	49096	2	180.87		*49095*	*6*	*185.57*

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

借方科目は用途に応じた各種補助帳簿の内容を整理して小計した金額が並んでいる。科目名の記載方法はこの後の各年で若干の違いが見られるが、同じ内容を踏襲していると理解して問題ないであろう。大福帳や荒物帳についての取替は各種取引における売掛金、俵物蔵入帳の取替は貸付金のうち引宛として預かっている米穀類などを計上した金額と考えられる。貸付金について、第一章で扱った天明期ではそれぞれ有担保貸付、無担保貸付、対顧客廻船との少額貸付という分類がさ

れていたが、嘉永期ではひとまとめの概念となっている。俵物蔵入帳の取替については、有担保貸付の引宛品、当該年に契約し翌年春に積み出される際に精算される品物両方の属性が含まれていると考えられるが、その額の大きさからも廻船問屋が自身の上流側と下流側双方に融資を行い利息収入を得るとともに商品を確保している様子が窺える。これらの科目を合計した資産総額は四万九千両を超えている。嘉永三年より前に資産規模がわかるのは前章で示したとおり天保八（一八三七）年暮で一万五千両弱であった。十年少しの期間で三倍以上の増加となっている。金額を押し上げている内訳はまず貸付金と古貸付金である。貸付金は天保八年におよそ二千七百両ほどであった金額が、嘉永三年には三倍以上の八千五百両ほどになる。同様に古貸付金については計千二百両ほどから八千両あまりになっている。古貸付金は天保八年の貸借で初めて見られる科目で「古貸金帳焼失手当」の記述もある。貸金証文や帳簿類が火災によって失われ、貸し倒れになっている金額である。ただし、滞っている元金とそこに利息が加算され続けたとしても十数年で金額が六倍以上になるとは考え難く、また天保八年の貸付金額と比較しても十数年での急激な増加には少し疑問が残る。一方でこの期間に残された貸金証文類をみてみると、能登黒島の廻船主へ高額の貸付がおこなわれていることも判明する。天保九年九月にはおよそ二百四十三両が浜岡屋弥惣兵衛へ(2)、天保十二年と十四年には六百両と二千四百二十五両が中屋藤八に貸し付けられている(3)。一度の貸付額が天保八年単年の総貸付額に匹敵する規模のものもあり、この期間で当銀屋は積極的な資金貸し出しによって急激な経営拡大を図ったといえるだろう。

あわせて資産規模の急激な増加と要因となっているのが俵物蔵入帳の金額である。天保八年には二千二百両ほどであったが、嘉永三年には二万千五百両も計上されている。これは、当銀屋側の積極展開と合わせて米価高騰の側面も強いと考えられる。嘉永三年は諸国で不作が見込まれ、米を求める廻船が夏から新潟湊に集まり米価が高騰した。この高値は翌年夏頃まで続いており(4)、当年暮の決算に反映された価格は高値水準であった筈である。これらの影響から現金有高は六千両を超え、単年の利益も二千七百七十両となった。これは他の年と比較して群を抜いて大きい金額である。

資産を支えている貸方科目、負債と資本についてもこの期間に大きな変化が見られる。注目されるのは二代善平の形見金五千両があらたに投下されている点である。これは初代からの形見金五千両と合わせ史料上では「請込」すなわち負債に計上されている。現当主の善平にとっては先祖からの預かり金という認識なのであろう。資本にあたる部分が利益の積み上げ額のみであるので、このような記載方法になっている点もあると解釈できるが、所有権と裁量は現当主にある固定化された資金であり、負債に組み入れるのであれば現当主からの無利子貸付、資本に計上するとすれば五千両の増資である。先に述べた能登黒島の廻船主中屋藤八に対しての高額貸付が天保十四年に行われていることから、この資金投下はそれ以前の時期に実行されたと考えられる。当銀屋は抜荷事件の嫌疑から当主善平が捕らえられ取り調べを受けており、それが解かれたのが天保十二年である。おそらくこれ以降天保十四年までの短い間とみて間違いないだろう。

この中屋藤八への高額貸付は長岡藩への資金提供の可能性が高い。当銀屋と能登黒島の廻船主との関係に注目している深井甚三氏は、弘化三年に浜岡屋弥惣兵衛が当銀屋へ差し出した次の一札(5)をあげ、能登黒島の廻船主が長岡藩の米取組による御用金に応じるにあたっては、当銀屋からの資金援助が重要であったことを指摘している(6)。

【史料1】

差入申一札之事

今般長岡様御米取組調達金仕候儀ニ付、御規定之通月々操出し金国元ゟ差送り候得共、不都合之節者貴殿ゟ借用致度旨御頼申候所、先年同所中屋藤八右御米取組之砌借用金御頼申候得共、御断被成候訳柄も有之候間、右取組一条ニ付難取替旨被申聞候ニ付、手船共差引残金ニ而御取替被下候様御頼申上候所、早速御得心之上御取替被下忝奉存候、萬一此度之一条ニ付如何様之儀出来仕候共、右取組ニ不抱借用金之儀急度返済仕貴殿聊御損御苦労相懸申間敷候、為後日證之差入一札依而如件

能州黒嶋浦

弘化三午年　　浜岡屋弥三兵衛　印

九月廿一日　　□□

当銀屋善平殿

弘化三年の段階で浜岡屋は長岡藩への資金調達に応じており、決められた額を月々国元から送金していたがその資金繰りがこの時期に滞ってしまった。そこで当銀屋に計上されている売買取引の差引残金を代わりに振り出してほしいという依頼で、その分の補填も追って行い迷惑をかけない旨の申し入れである。深井氏は、浜岡屋が所持廻船（もしくは当銀屋持ち船）を引き当てに当銀屋から借銀したと理解されているが、「手船共差引残金」は浜岡屋の船団が当銀屋と取引を続けている上での売買決済の差引残高を示すものであり、所持廻船と考えるのは誤認である。一方で中屋藤八も長岡藩の御米取組に応じているが、それについての資金提供を当銀屋が断ったことに触れ、中屋藤八が天保十二年と十四年に合わせて三千両を当銀屋から借りているが、それが未返済であった可能性を推測されている。なお証文の上では、借金理由は拠所ない要用で数ヶ月後の返済を約束している。浜岡屋と中屋は、長岡藩に対して藩米を引き当てとした御用金に応じているが、潤沢な自己資金によって行われていたわけではないことがこの史料からわかる。時期的にも資金規模の大きさからも中屋が当銀屋から借り出した資金は、最終的に長岡藩へ廻っている可能性は高いだろう。

資金投下によって積極的な貸し出しを行った手法は、すくなくとも嘉永三年までは大きく成功しているように見える。天保八年の期首資本金は四千二百両ほどであったが、それが

嘉永三年には一万六百両に増加している。この期間で六千四百両の積み上げとなり、単純な平均をしても一年で五百両ほどの利益が続いたことになる。また、親族を除いた他者からの預かり金の小計は、天保八年には四千三百両弱だったが、嘉永三年には二万三千七百両余りとなっている。経営規模の拡大は自己資本の増強と合わせて、他人資本を取り入れて商品調達から売却までを金融活動によって回転させることで展開されていることがわかる。第一章で取り上げた天明期の経営内容と同様の手法がみられ、積み出し商品が集積する地方湊町の廻船問屋の経営は他人資本の回転で成立し、そこから得られた利益で自己資本を増強していくという形が一般的であるといえよう。

2　損益計算科目と当銀屋の商業規模

続いて損益計算【表2】についても見てみよう。売口銭は廻船が商品を新潟湊で売った際の売買手数料、逆に買口銭は廻船が新潟湊で商品を買った際の売買手数料である。それぞれ約五百二十両、約九百八十両が計上されている。同時期に諸国廻船が当銀屋と取引した売買仕切(7)を確認すると、売口銭は品代の1．5％から2％、買口銭は品代の1．5％から2．5％を当銀屋は徴収している。率の差は、相手先によるものか売買商品によるものか、また時期などによるものか判別はつかない。この時期に強い貸借関係と活発な取引があった能登黒島の浜岡屋と中屋の廻船を例に見ると、当銀屋に対して売却する主力商品の塩は2％、当銀屋から購入する主力商品の米は1．5％の口銭となっている。大雑把な計算になるが、それぞれの率で年間の口銭額を割り返して取引総額を導いてみると、売取引（売口銭を2％で除す）はおよそ二万六千両、買取引（買口銭を1．5％で除す）はおよそ六万五千両となり、当銀屋が廻船問屋として諸国廻船と取引する総額は年間九万両を越える規模であることが把握できる。なお、売買それぞれの口銭総額は倍近い差が例年あり、新潟湊における諸国廻船の取引は、買い取引（廻船にとっての仕入れ）が売り取引（廻船が積んできた商品を

【表2】嘉永三年暮　損益計算書（突合）

	金		銀
	両	分	匁
売口銭〆	524	3	16.23
買同断	976	3	7.36
利足金〆	3732	1	14.04
水戸賃〆	5	3	11.67
家賃〆	38	3	16.46
庭銀片〆	79	1	13.62
蔵敷〆	29	3	12.26
御仲金□□下	81	3	11.18
入徳〆	112	1	10.37
雑用金〆	187	3	20.22
醤油方利分	249	1	40.6
	6012	*25*	*174.01*
〆	6017	3	118.47

	金		銀
	両	分	匁
節季小払〆	1060		12.68
普請入用〆	472	2	40.71
大福帳之表小買との〆	22	1	14.22
横丁蔵所入用	23	2	10.67
市中小前之者并出入之者江手当見積	40		
臨時買もの并小遣ひ	120		
年中口銭訳ケ	68	1	6.43
刺米代	149	2	2.44
利足戻り〆	2689	2	16.72
買物代帳同断	187		12.38
壱分引之方分	10		6.02
与荷	57	2	
	4897	*12*	*122.27*
〆	4900		89.68
差引			
当春延也	1118		11.38

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

売却）よりも金額が大きくなることがわかる。これは取引される物品の量と単価の違いによるものと考えられる。新潟湊は米の津出し地という性格の移出超過の湊だからである。

また、益金と損金ともに一番大きなものは利足金であり、今まで見てきた貸金証文や売買仕切りなどからも廻船問屋が湊町における商品取引の円滑化のために、大きな金融活動を行っていることがここからもわかる。この他の科目はその性格と詳細が不明なものもあるが、庭銀は売取引、蔵敷は買取引に関わる商品保管料である。醤油方利分は、別掲の醤油方の棚卸しから算出された額と一致している。そして益金と損金の差し引きとして、およそ千百両の利益が算出されている。

ここで醤油方棚卸し【表3】についても触れておきたい。この帳面は醤油製造に関わる期末在庫の額と当期利益を算出するために記帳がされているもので、例年その記載構造は同じとなっている。まず初めに記入された一群は、期中に使用した原材料と仕掛品の小計になる。原材料の額については、金額の上に「平」と書かれており、仕入額の平均で計上されている。あげられている品物のなかで興味深いものは京粕である。天明七年春帳(8)には「京粕代当て為登」の記載もみられ、当銀屋は醤油製造を開始した当初から発酵の補助原料となる酒粕を上方から仕入れていた。また、文政十一（一八二八）年には大山酒を京粕不足のため仕入れて調合したとの記述もある(9)。大山酒は高品質で知られた庄内の酒で、加茂港から沖出しされ日本海海運の買積み廻船の主たる積荷でもあった(10)。新潟町や近在でも酒は作られていたが、当銀屋はそれらの酒粕を使わず敢えて遠方から調達している。京粕が不足した際も手近な地元の酒粕ではなく庄内の酒を使っていることから、このこだわりは品質面を考慮したものと推測される。当銀屋が醤油醸造を開始するにあたって招聘した職人は上方の人間であり、その製法を頑なに踏襲している一面もあるのであろう。続いてまとめられた一群は原材料の期末在庫の額であり、この小計は財産計算（貸借対照表【表1】）の資産の部に計上された醤油方残物〆の額となる。期末在庫は当年に仕入れたものだけでなく、

【表3】嘉永三年暮　醤油方棚卸し

	金			銀
	両	分	朱	匁
戌之春仕込并残り物〆	980	2		92.73
同残り掛	347	2		16.78
小麦	236			95.57
大豆	250	2		15.44
塩	62	2		16.78
京粕	48	1	2	
薪	29	2		10.38
給金并買もの代	119	2		0.09
醤油店ニ而小払	6	2		12.57
	2077	15	2	260.34
〆	2080	3	2	260.34

	金			銀
	両	分	朱	匁
酉小麦	170	3		15.82
同大豆	141	1		1.48
同塩	56	3		7.98
戌之小麦	210			8.84
戌之大豆	163	2		3.37
戌之塩	56	3		9.31
戌残小麦	78	3		0.51
同大豆	198	2		1.1
同塩	19	1		14.44
同残粕	16			8.75
同薪	18	2		12.16
	1125	20		83.76
〆	1130			83.77

	金			銀
	両	分	朱	匁
年中売溜 小払入ニ〆	810	3		0.45
戌残掛	344	1		16.39
内遣ひ用	17	3		6.83
諸品代	29	2	2	
	1200	9	2	23.67
〆	1202	1	2	23.67
	2332	1	2	107.44
二口〆	2332	1	2	107.44
	252	-2	0	-152.9
引残金（利分也）	249	1	0	4.6

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

前年に仕入れたものも例年在庫として残っている。原材料の在庫が多く積んでおくことは作柄などによる調達リスクの回避と考えられる。最後にまとめられた一群は製品となった額の小計で、先にあげた期末在庫の額と製品額を合計し、そこから使用した原材料の額を引いたものが利分として記載されている。この金額は損益計算（【表２】）の益金に記入された醤油方利分の額となっている。

【表４】嘉永四年暮　貸借対照表

借	金			銀	貸	金			銀
	両	分	朱	匁		両	分	朱	匁
大福帳〆	1868			707.57	元祖不喝御譲金	5000			
貸金〆	15477			1.68	二代堅教居士三代除冥居士御譲金	5000			
古貸金〆	8408	2		13.42	元祖母知法尼御預け金	10			
俵物蔵入帳〆	6121			621.61	二代知秀尼御預け金	70			
客方小買もの帳〆	1178	3		17.41	子供仕附金	735			6.41
醤油方残物〆	1130	3		76.56	白山宮上金御初穂	18			
同残掛	360	1		14.94	丸江問屋株売払代金	505			23.56
有金也	4232	2	2	169.1	預り金〆方	14229			13.43
上納帳表取替	10	3		6.86	荒物帳之表差引□□預〆	394	2		11.32
在懸り帳表同断	10			8.02	穀買物代帳之表預り〆	1105			1.78
					買物代帳之表預り〆	98	3		0.55
						27164	*5*		*57.05*
					負債合計	27165	1		57.05
					内	13420	3		137.21
					（期首資本金）				
					当春延金也				
					（当期利益）				
	38794	*14*	*2*	*1637.17*	残而金	11632	1	2	1580.12
資産合計	38797	2	2	1637.17		*38797*	*2*	*2*	*1637.17*

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

当春延金の記載なし
およそ1800両の赤字

3　利益が揃わない貸借と損益の各決算

現代の複式簿記では、財産計算（貸借対照表）と損益計算（損益計算書）の当期利益は一致するが、嘉永三年の当銀屋の決算では両者はまったく一致せず、財産計算における当期利益は二千七百両以上であることに対して、損益計算から算出された当期利益は千百両ほどである。これ以前に貸借と損益の両面で当期利益が示されている文政十一（一八二八）年と天保三（一八三二）年はほぼ金額が揃っていることから、嘉永期の当銀屋の経営は帳簿上で複式簿記の両面をそろえることができない問題が潜んでいると考えられる。

この状況がどのように展開しているのか、嘉永四年以降の内容からは当銀屋の経営の実情が窺える。

資産の部は俵物蔵入帳の額の大きな増減により合計も一万両程度の幅で大きく変動するが総じて減少傾向にある。合計が減少する資産の中で貸付金と古貸付金は増加し、一方で有り金が急激に減少する。詳細が判明する最後の年である嘉永六年を見てみると、通常の営業活動の上で資金が回転していくと考えられる貸付金が一万二千両ほどあるが、回収が見込めない古貸付金もほぼ同程度の一万一千両近くが計上されている。これは貸し倒れが懸念される不良債権である。有り金は八百両ほどしかなく、急速にキャッシュフローが悪化している。負債の部の額は年毎に大きく変わらないため、俵物蔵入帳の金額が大きく資産合計を押し上げている年は当期利益が計上されるが、そのほかの年は利益の額が小さくなるかマイナスの赤字となる。これらに該当する嘉永四年と六年は当春延金の具体的数字の記入はないが、それぞれ約千八百両の赤字、百十両ほどの少額の黒字である。

損益計算を見てみると、その規模は年によって財産計算ほど大きな変動はない。損益計算から算出される当期利益は嘉永四年は千五百両ほどが計上され、財産計算で算出された千八百両の赤字とは大きく数字が離れている。嘉永五年、六年とも数百両の当期利益となっているが、やはり財産計算とは揃わない。売口銭と買口銭の額を見てみると極端な増減はなく、取引廻船の入津数やそれらとの取引額が大きく変化した様子は見られない。財産計算の

【表５】嘉永四年暮　損益計算書（突合）

	金			銀
	両	分	朱	匁
買口銭	887			2.63
売口銭	419	3		8.15
雑用〆	140			7.06
利足	4758	1		1.22
庭銀片〆	89	3		2.8
御仲被下	181	2		9.01
増懸り被下	28	2		1.22
蔵敷	25	3		17.47
水戸賃	6			4.02
家賃	33	3	2	
入徳	74			12.45
醤油方利分	199	3		14.33
	6839	*20*	*2*	*80.36*
〆	6841	2	2	117.5

	金			銀
	両	分	朱	匁
小払帳〆	1036	1		11.81
臨時買もの入用并昨年分廻り共	211	3		12.27
大福帳買もの〆	33	1		10.75
蔵所入用〆	29	3		11.63
給金〆	199	3	2	7.05
出入之者共小前の者江手当	13	3		15.7
刺米代	143	1		5.35
口銭訳ケ	44	3		14.59
古かし金并小買もの帳占落引	25	1		10.12
出入帳之表附込有之与荷相成ル	21			
年中与荷〆	37	1		7.5
壱分引同断	1	3		3.51
利戻り	3228			11.9
買もの代帳同断	219	3		5.44
薪代	41			6.19
	5280	*26*	*2*	*133.81*
〆	5286	1	2	151.75
残而金	1554	3		1.15
御預け金利分	112	3		17.5
臨時□□	24	1		16.66
同断	150			
出入帳并年中□□□□	23 □□□			
差引				
当春延也	1244			5.27

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

【表７】嘉永五年暮　損益計算書（突合）

	金		銀
	両	分	匁
売買目録口銭〆	1243		15.25
利足〆	3562	2	5.18
庭銀〆	82	1	5.73
水戸賃	7		1.53
蔵敷	10	1	8.06
諸入徳	209		9.71
御役御仲之内被下分	218		15.63
家貸賃〆	30		15.08
醤油方利分也	310	1	10.1
勘定不足過　差引金過	10		
客方雑用〆高	113	3	
	5794	*8*	*86.27*
〆	5796		86.27

	金		銀
	両	分	匁
年中諸入用	1450		17.84
給金〆	174	1	14.17
白山宮江石鳥居寄進	89		7.12
亥年入用分当年相廻し	221		
臨時入用并品々出入不足共〆	272	3	56.18
大福帳之表買物〆	48	1	201.02
白山蔵入用	48	2	5.88
口銭訳ケ口払	35	2	1.08
薪代	8	3	14.38
年中醤油代	11	1	0.83
刺米代〆	114	3	1.01
諸与荷分	50	3	6.76
壱分引差引戻り	8	1	15.61
利戻り	2846	1	4.02
	5374	*21*	*345.9*
〆	5379	1	350.9
残而	299		15.37
客方飯料高	113	3	
当春延金也	412	3	15.37

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

【表６】嘉永五年暮　貸借対照表

借	金		銀	貸	金		銀
	両	分	匁		両	分	匁
貸附金	12244	3	12.78	元祖不喝御譲金	5000		
大福帳表貸附金	1589	2	15.55	二代堅教居士三代除冥居士御譲金	5000		
取替帳表同断	671	2	16.31	元祖母知法尼御預け金	10		
荒物帳表同断	1001	3	99.5	二代知秀尼御預け金	70		
俵物蔵入帳表同断	12750	3	883.99	子供仕附金	808	2	6.41
客方小買物帳表同断	1349	3	15.05	白山宮上金御初穂	18	1	
買もの代帳同断	24	1	16.48	丸江問屋株売払代金	555	3	6.06
古貸附金	10724	2	14.72	預り金〆	15872	3	6.02
在掛帳表取替金	14	2	12.72	買物代帳之表預り金〆	5779		8.63
御仲帳表同断	35	3	0.68				
醤油仕込并残物高	1434		86.32				
同残懸	331	3	6.8				
有金也	3216	1	77.55		*33112*	*9*	*27.12*
				負債合計	33114	1	27.12
				内	11654	3	13.87
				（期首資本金）			
				当春延金也	637	1	9.96
				（当期利益）			
	45382	*28*	*1258.45*	残而金	12292	1	6.33
資産合計	45389		1258.45				

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

【表９】嘉永六年暮　損益計算書（突合）

	金			銀
	両	分	朱	匁
買口銭				59030.11
売同断	65			25071.46
利足	4530	1		15.08
蔵敷	3			1166.18
家賃	41			12.91
庭銀片	3	1	2	3571.96
水戸賃				420.04
一分引き仰分	28	2		9.66
御仲御役ニ而被下	162	1		823.8
客方飯料	103			1.44
醤油方利分	181	1		15.65
	5116	*6*	*2*	*90138.29*
〆	5118		2	90133.79

	金			銀
	両	分	朱	匁
利足戻し	3854	1		1.81
入徳之蔵差引不足仝年中口下	8	1		5.86
大福帳并小買物〆	15	3		128.62
白山蔵所入用〆	74	2		13.76
亥ゟ丑三カ年勘定違分引	485	2		21.95
年中口銭訳ケ	29	3		4.12
同飯米	225	3		65.28
小前之者共手当	19			15.6
刺米代	140	1		16.42
年中給分金〆	183	3	2	49500
同人足賃		1		398200
同大工作料普請御入用	34	3	2	20.4
御地子諸懸り入用		3		2176.11
年中売物代〆	25	1	2	7.26
同肴代〆	62	2		29.16
同小払〆	294	2	2	1752.17
臨時入用并ニ買物〆	105			
専次郎殿江御口義料として	100			
	5652	*31*	*8*	*451958.5*
〆	5677			4265.43
残而	266	2		2.89
御預け金利足口分	136	2		12.25
当春延金也	129	3		8.14

※上大川前通江口家文書８５より作成
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

【表８】嘉永六年暮　貸借対照表

借	金		銀	貸	金		銀	
	両	分	匁		両	分	匁	
貸金帳〆	12015	1	9.44	元祖不喝御譲金	5000			
荒物帳取替〆	493	3	9.37	二代堅教居士三代除冥居士御譲金	5000			
在懸り帳同断〆	11	1	15.1	元祖母知法尼御預け金	10			
大福帳同断〆	1776	2	16.46	二代知秀尼御預け金	70			
小買物帳同断〆	1026		24.73	子供仕附金	889	1	13.41	
取替帳〆	4693		4.38	白山宮上金御初穂	18	2		
古貸金〆	10942	3	6.96	丸江問屋株売払代金	611	1	11.31	
醤油仕込并残物〆	1311	1	90.75	預り帳〆	10173	1	9.77	
同残掛	418	1	11.58	穀買物代帳預り〆	3065		3.85	
在金也	804	2	16.24	買物代帳同断〆	59	2	16.44	
俵物蔵入帳取替〆	3817	1	10.36	俵もの残預り	3	2	14.27	
				仲帳〆預り分	8		14.41	
					24906	*9*	*83.46*	
				負債合計	24908	1	83.46	
				内	*12292*	*1*	*6.33*	前年から転記
				（期首資本金）				
				当春延金也	*111*	*0*	*3.08*	
				（当期利益）				
	37306	*15*	*215.37*	残而金	12403	1	9.41	
資産合計	37309	3	215.37					

※上大川前通江口家文書８５より作成　　期首資本金、当期利益とも記載なし
斜字は原史料に記載はなく筆者が算出したもの

振れ幅は大きいが、商業の実態はこの期間でそれほど大きな変化はないのである。嘉永六年は金額のほとんどが銀高で記帳されているので数字が小さく見えるが、銀七十匁が金一両で換算すると買口銭は八百四十両ほど、売口銭は四百二十両ほどとなり他の年とほぼ同額である。口銭はその徴収率から一回の取引で得られる額は小さく、銀高で計上される場合が多い。決算ではそれらを合計し金高としていると考えられるが、この年はそのような計算がされていない。おそらく年間で銀と金の両替相場が大きく変化したと推測され、そのため一括して換算することを躊躇したのではないかと考えられる。安政期の売買仕切り(11)では銀百匁を金一両と換算しており、銀の価値が下がっていることがわかる。先ほど述べた金高による売買口銭の推定額は、三割程度の幅で押し下げられた数字となる可能性も大きいことを添えておきたい。

4　嘉永期の経営内容の実情

嘉永期を中心とした当銀屋の経営をまとめると次のようになる。天保期の抜荷事件での混乱が一段落して以降、当銀屋は取引廻船の要求に応える形で資金投下をし経営規模を拡大した。投下した資金は二代当主善平の形見金であり、その金額は五千両である。取引廻船が資金をもとめた理由は長岡藩の米取組による御用金に応じるためであり、当銀屋から廻船側へ一旦は三千両程度の資金が渡ったが、その後の貸金については当銀屋は慎重な行動をとった。

形見金の投入によって自己資本を増加させ貸付金を増やす拡大手法は、少なくとも嘉永期までは成功したかに見える。財産計算による当期利益は年平均五百両ほどで推移し大きく積み上げられるようになった。しかし、嘉永三年から六年までの四年間の決算の詳細をみると、財産計算と損益計算それぞれで算出された当期利益に大きな差がある。損益計算の規模は大きく変わらず利益も数百両程度であるが、財産計算による利益は二千七百両の黒字となる年もあれば千八百両の赤字となる年もあり変化が大きい。またその金額も損益計算による数字よりも高い金額を示している。その大きな理由は古貸付金の増加により資産の総額が押し上げられていることにより、負債との差引で求められる当期利益の部分がそれに引きずられて大きくなっているからである。古貸付金は貸倒れとなっている不良債権であり、本来であれば引当金などによって処理されなければならない。しかし当時の当銀屋ではそのような処理はされず、年々増加するにもかかわらず資産として計上され続けたことで利益が多く出ているような見せかけになっていたのである。このように財産計算によって算出された利益は現実とは乖離しており、損益計算で導かれた利益が実態に近かったと考えられる。嘉永三年は米価の高騰もあり五万両近い資産合計と六千両以上の現金在高となったが、嘉永六年には資産合計は四万両を大きく下回り現金在高は八百両程度となった。一方で古貸付金は一万一千両に迫り資産全体の三割近くになっている。不良債権を大きく抱え込み、キャッシュフローも急激に減少したことで資金繰りはかなり悪化していると考えられる。取引廻船との商業は大きな変化なく順調に推移しているので事業は継続できて

いるが、実態は綱渡りといってもよいであろう。この状況は改善されることなく、明治元年には経営危機が表面化する。次節ではその事態を分析する。

二、幕末の不差引

1　黒島廻船に対しての不渡り

明治元（一八六八）年十二月、能登黒島の廻船主たちは、加賀藩産物方から合わせて一万両の資金を借り受けた。これは取引相手の当銀屋との間で資金決済ができなくなり翌年春の商業資金に窮する事態に陥ったためである。次にあげる史料はその証文であり、借金の事情だけでなく当時の黒島廻船の規模や序列などが具体的にわかるものである。

【史料2】

御金奉請証文之事

一　壱萬両代

但　七百石積　天社丸持主孫左衛門船　沖船頭三右衛門
七百石積　威力丸持主右同人船　沖船頭弥吉
六百石積　佳利丸持主右同人船　沖船頭次三郎
六百石積　朝日丸持主右同人船　沖船頭専三郎
七百石積　神力丸持主藤五郎船　沖船頭輿三左衛門
四百石積　威力丸持主右同人持　沖船頭弥三吉
九百石積　住吉丸弥三兵衛船　沖船頭新左衛門
四百石積　政徳丸持主右同人船　沖船頭弥三右衛門
弐百石積　三得丸持主又四郎船　沖船頭弥兵衛
五百石積　政寶丸持主甚蔵船　沖船頭長蔵
五百石積　加徳丸持主弥右衛門船　直乗船頭
五百石積　盛類丸持主藤右衛門船　沖船頭二男藤助
参百五拾石積　順吉丸持主右同人船　沖船頭弥五郎
八百石積　加徳丸持主宗四郎船　直乗船頭
参百七拾石積　幸徳丸持主右同人船　沖船頭傳左衛門
八百石積　永久丸持主太助船　沖船頭伜清次郎
六百石積　長永丸持主右同人船　沖船頭万右衛門
六百石積　住吉丸持主重左衛門船　沖船頭千右衛門
参百石積　金比羅丸持主右同人船　沖船頭勝兵衛
六百石積　大寶丸持主半左衛門船　沖船頭勘助
六百石積　永福丸持主金右衛門船　沖船頭甚五郎
六百石積　永徳丸持主藤三郎船　沖船頭伜弥之助
四百石積　金栄丸持主金助船　直乗船頭

〆

利足拾貫文に付壱カ月百文相添元利正金を以、来巳十一月中返上之極

右私共儀是迄渡海船稼仕来申儀に御座候処、当年越後新潟問屋当銀屋善平儀不指引之儀有之、来春船出方指支、無拠前段之銭高中前代興して拝借仕候処相違無御座候。尤元利返上方私共拾四人組合相請合、脇書之通返上可仕候。為其証文如件。

明治元年辰十二月

黒島浦

角屋孫左衛門
中屋藤五郎
浜岡屋弥三兵衛
森岡屋又四郎
浜岡屋甚蔵
浜岡屋弥右衛門
中屋藤右衛門
樽屋宗四郎
玉屋太助
酒屋重左衛門
角屋半左衛門
松葉屋金右衛門
中屋藤三郎
北野屋金助

御産物方

この史料は、中谷藤作『黒島村小史』（昭和十三年）一四七－一四八頁に活字化して収録されており浜岡慶雄氏蔵となっているが現在の所在は不明である。これまで見てきたように廻船側は当銀屋から大きく品物を仕入れる存在であり、当銀屋側へ金銭を支払うものである。史料中にある「当銀屋の不指引」により廻船主らの資金が底をつき来春の船出に差し支えるというのはどのような事態であろうか。この証文で筆頭に名前があげられ、七百石から六百石積みの大型廻船を四隻所有している角屋孫左衛門と当銀屋の間には、この明治元年から数年に渡って当銀屋の債務をやりとりした史料(12)が残されているので合わせてみてみたい。

【史料3】

借用金年済証書之事

一　金五千六百弐拾八両　　借用高

永四拾三匁四厘

右者去々辰年中御手船達中荷金之内、書面之金高慥ニ借用仕候処実正ニ御座候、早速返納可仕候処、近来拙者家事向不如意打続難渋罷在候ニ付、延引之条重々申訳も無御座次第、依之返済方之儀親類談判仕候処、来未年より御手船達口銭被下置候内、七分通ヲ以返達相立度旨一統歎願仕候処、格別之以御慈愛早速御聞済被成下以御蔭渡世向相営可申難有奉存候、就而ハ御手船達上下毎差引ニ相加ひ、右分通無相違返済可仕候、萬一相滞候節者、御手船達外方江御差向ニ相成候共其節御故障ヶ間敷儀一切申間敷候、為念借用金証書如件

明治三庚午年十月

借用人

当銀屋

善平　印

親類

当銀屋

専次郎　印

角屋孫左衛門殿

「去々辰年」は明治元（一八六八）年（＝慶応四年）になる。この時、当銀屋は角屋に対して「御手船達中荷金」五千六百弐拾八両あまりを借金した。これがすなわち【史料2】で述べられた当銀屋の不差引である。買積み廻船は廻船問屋との間で積荷を売買し、その差引勘定がそれぞれの船ごとにある。従来から見てきたように米の一大移出地である新潟湊においては、廻船側は商品仕入れを前提として廻船問屋に差引勘定を積み増しておく。この商品資金、すなわち中荷金は当銀屋にとっては預かり資金である。通常であればこの資金から商品が調達され差引勘定が相殺されていくが、この年はそれが滞ってしまいその回転が停止した。

その事情を探るため、まずこの年の世情を把握しよう。越後は戊辰戦争の主戦場となり、新潟町は奉行所の支配も行き届かない混乱の地と化した(13)。三月九日に予定されていた開港は延期となり、六月の米沢藩支配によって一応の治安は回復したが、七月二十九日には新政府軍が新潟町を占領する。沖合からは新政府軍の軍艦が大砲で威嚇しており、湊は軍事品以外の商業取引ができるような状況ではなかった。

この時期の買積み廻船の動きの一例をみてみよう。残念ながら黒島廻船の詳細な航行事例は見当たらないので、周辺で同様の活動を行っている他の廻船の史料を引用する。上方や瀬戸内と日本海沿岸諸湊との間を往復し、新潟湊では当銀屋と取引をしている能州赤神の小橋屋彦七の永徳丸（船頭又三郎）の売買仕切りからは、慶應四（一八六八）年の前後で例

年と異なる動きをしていることがわかる。例年は春・夏・秋と新潟へ三回入津し、塩や蝋を売り、米を買い付けている。しかし、慶応四年は四月のみ新潟へ入津しているが、その後瀬戸内を往復し戻ってきた七月には新潟へ入らず尼瀬に入津し取引を行っている。なお、春に新潟で買い付けた品物は新井郷と佐々木の三田米であった。四月は新潟町の治安の悪化が著しい時期で、市中では暴行や略奪もあったというが、当銀屋に関しては蔵の米は維持され、商業は成立していたことになる。そして翌明治二（一八六九）年の春、小橋屋の永徳丸は佐渡で魚肥を買い付けている。前年は戦禍だけでなく、五月には信濃川下流一帯で降り続いた雨によって洪水が発生し(14)著しい凶作となった。例年の春は新潟で米を買うが、この年は前年の凶作の影響で新潟では米を買うことができなかったのである。

このような動向は同様に黒島廻船にもいえよう。すなわち、角屋孫左衛門らは通常当銀屋と継続した取引があり多額の差引勘定がある。しかし、一八六八年の特に夏以降、新潟湊での取引が戦争の影響でできなくなってしまった。新潟湊へ入津し、資金を預けてある当銀屋から米を買い付けたいが、それがままならないということである。しかも、この年の越後は凶作で収穫が期待できない。そのため翌年春も新潟湊で米を仕入れることは難しい。取引地を自由に選択できる買積み廻船が新潟ではなく他の湊を仕入れ地として目指すことは当然の意思決定であろう。先にあげた小橋屋の永徳丸は、新潟湊で米を調達するという選択肢を切り捨て、登り荷として同じく需要がある魚肥を佐渡で調達するという意思決定をした。他の湊へ廻船を差し向けるにあたって、当銀屋に対しては差引勘定の精算をもとめ資金を戻してほしいという要求がなされることになる。しかし、当銀屋はこれに応じることができなかった。米を渡すこともできず、そのために預かっていた資金を返すこともできないという事態である。角屋孫左衛門に対してはその額が【史料3】のとおり五千八百両以上にのぼっていた。当銀屋に資金を使い込まれてしまった黒島の廻船主たちは、翌年春に他の湊で商

【表１０】能州赤神 小橋屋彦七船　永徳丸又三郎　売買仕切り

年月日			取引先		商品
慶應三年	1867	5月15日	寺泊　米屋津右衛門	売	黒砂糖
		5月20日	新潟　当銀屋善平	買	魚油
		5月22日	新潟　当銀屋善平	買	小麦
		9月15日	寺泊　米屋津右衛門	売	冨浜塩
		9月15日	寺泊　米屋津右衛門	売	白砂糖
		9月15日	寺泊　米屋津右衛門	売	晒蝋
		9月20日	寺泊　米屋津右衛門	売	市山芋
慶應四年	1868	4月17日	新潟　当銀屋善平	買	柴田米
		4月20日	新潟　当銀屋善平	売	生蝋
		4月20日	新潟　当銀屋善平	売	生蝋
		4月22日	新潟　当銀屋善平	売	生蝋
		4月22日	新潟　当銀屋善平	買	新井郷三田米
		4月22日	新潟　当銀屋善平	買	佐々木三田米
		6月21日	尾道　油屋友太郎	買	吉和塩
		7月14日	尼瀬　泊屋	売	生蝋
		7月14日	尼瀬　泊屋	売	半綿
		7月14日	尼瀬　泊屋	売	大和紺加寿利
		7月14日	尼瀬　泊屋	売	吉和塩
明治元年		12月13日	新潟　当銀屋善平	預	生蝋
明治二年	1869	3月16日	佐州　信濃屋	買	鯡〆粕
		3月16日	佐州　信濃屋	買	筒鯡
		3月16日	佐州　信濃屋	買	笹目鯡
		3月16日	佐州　信濃屋	買	鰯〆粕
		3月	佐州　信濃屋	買	砂干鰯
		3月	佐州　信濃屋	買	白干鰯
		4月21日	新潟　当銀屋善平	買	種粕
		6月5日	尾道　油屋友太郎	売	小女子粕
		6月6日	尾道　油屋友太郎	売	鯡〆粕
		6月18日	尾道　油屋友太郎	売	瀧谷大豆
明治三年	1870	2月16日	新潟　当銀屋善平	買	村上米
		2月	新潟　当銀屋善平	買	三田米
		2月	新潟　当銀屋善平	買	新発田米
		2月	新潟　当銀屋善平	買	三田米
		7月9日	新潟　当銀屋善平	売	三盆白砂糖
		7月14日	新潟　漆屋	売	繰り綿
		7月18日	新潟　当銀屋善平	売	晒蝋

※門前町史 資料編４より作成
慶應三年～明治三年 永徳丸の売買仕切状のうち場所が特定できるもの

品を仕入れるための資金に窮し、本節冒頭であげた【史料2】のとおり加賀藩へ援助を求めることになる。

2　当銀屋の資金繰りがショートした理由

この時当銀屋の資金繰りが立ち行かなくなった理由は次の四つが考えられる。

一つ目は、前節で述べたとおりキャッシュフローの悪化である。回収不能となった貸金が多くあり、それらの不良債権は貸し倒れ処理がなされておらず資産として毎年計上され続けている。不適切な帳簿処理上の計算で導かれた利益は実態と乖離しており、現実には資産規模は減少し、現金有高も急激に減少している。見かけ上の利益は出ているが、当銀屋には現金がないのである。

二つ目は、幕末期に重なったさらなる貸金や御用金の負担である。第一章で述べたとおり当銀屋は従来から領主層に対して商業規模に合わせた資金供与を行ってきた。古く与板備前屋の出店であった時代は、米の調達を前提とした権力側との関係維持の資金であったが、それ以後江口家の時代は、町役人としての社会福祉的役割、周辺商人との協調の意味合いでの拠出を多く行ってきた。これらは表面上に現れているものであるが、実際は拠出金だけでなくこの他に多くの貸金があったと考えられる。大正期に書かれた江口家の家伝によれば、諸藩への貸金はみな貸し倒れになったとのことである(15)。重ねて、幕末期に新たに加わった貸金は新潟奉行榊原忠義への貸金である。【表11】のとおり、元治元年から慶應元年にかけて百両から五百五十両にのぼる借金が新潟町の町役人に対して繰り返されている。借主は家臣のものもあれば榊原の領地である下総郡豊田郡古澤村（現在の茨城県下妻市）の大庄屋がなっているものもある。家臣が榊原の帰府にあたって資金調達のため家財道具を質入れしたものに関しては「大廻り船積み荷物」で返済期限は翌年三月となっている。慶應元年の八月の時点で引越し荷物を質入れし、翌年春に返済が完了した際に船積みをしてほしいという内容である。榊原忠義は慶應元年八月に死去しており、これらの借金は返済されなかった可能性が高い。また、同時期には合わせて数百両となる冥加金を度々拠出している(16)。

三つ目は軍事徴発である。当銀屋の史料群には詳細な年月日の記載は無いものの、薩摩藩橋口次郎から分家の高桑屋江口家に対して運送船の調達指示などを行った文書が散見される(17)。これらは内容から考えて戊辰戦争時のものと考えられる。また明治元年の八月から十月にかけて薩長の官軍が新潟に逗留した際、当銀屋には長州の前原一誠と奥平謙輔が、高桑屋江口家には薩摩の西郷隆盛が宿泊したと伝わっている(18)。これらの対応にもかなりの資金を費やしたことが想像できる。そして、ここまで上げた資金枯渇に関する内容は、店部門だけでなく家計部門である江口善平の個人資産にも食い込んでいると想定される。この時期に急に重なった新潟奉行や薩摩への資金提供は店部門からはすでに拠出不能であったと考えられるからである。

四つ目は一八六八年に戦禍の混乱によって廻船が入津することができず、さらにその年

の不作によって翌年春の積み出し米も見込めなくなったことである。この二つの事情によって黒島の船団は当銀屋との差引勘定を引き上げて現金化し、他の湊で仕入れたいという選択をしたが、資金が枯渇した当銀屋は勘定の精算を行うことができなかった。あくまでも可能性としての内容であるが、もし戊辰戦争の混乱がなく、夏に廻船が入津できて米を積むことができていたら、廻船との差引勘定は回転するので当銀屋の資金ショートは起きなかったかもしれない。またこの年が不作ではなく翌年春に当銀屋から廻船が米を積むことができたら、差引勘定の精算引き上げはなかったかもしれない。資金の回転で利潤を生み出す湊町の商業にとって、世情がもたらした顧客の離散と商品集積の不調は致命的だった。

3　角屋孫兵衛との廻船仲間商売と債務

この他、当銀屋は角屋孫左衛門の本家である角屋孫兵衛に対しても同時期に債務があり、この債務に関しては明治三年の暮の手仕舞い迄に口銭の相殺で残金精算をする旨の証文が残されている(19)。角海孫兵衛は本家の五代目で天保三年生まれ、分家の孫左衛門に雇われ、船頭や新潟出店の支配をしていた。晩年は廻船業から離れており、明治三十年漁業中に水死した(20)。また詳細は不明だが、明治三年閏十月に孫兵衛船の中荷金の分散勘定と思われる証文があり(21)、難船事故が発生したと考えられる。この難船処理は最終的に船玉や荷物の売却などで明治四年二月に精算がされている(22)。当銀屋は新潟湊の斉木庄兵衛(23)とともに角屋孫兵衛と共同出資の廻船仲間商売をしており、難船した船玉は【史料4】(24)にある弐拾三反の廻船と考えられる。

【史料4】

仲間船規定書之事

一　去十二月中糸魚川山本勘四郎殿ゟ
　弐拾三反帆船魂代金五百七拾四両
　　百拾一文
　外仲持口銭附ニ而譲請此度仲間
　商売ニ付規定取極之事

一　金弐千弐百両程
　　但し船魂譲り請代金并中荷金
　　雑用金共凡見図かし
　　右之内
　一金三百両　角屋孫兵衛
　　持出し金
　一金六百両　斉木屋庄兵衛

持出し金
一金三百両　当銀屋善平
右同断
〆金千弐百両
残テ金千両程
当銀屋御店ゟ借用金
相成り候分
但し借用方之儀者前書持出し
金高ニ可應事
一　売徳利金分配之儀持出し金應し
算用可致事
但し渡海御往来之儀者
熟談之上斉木屋庄兵衛
名前ニいたし置候事
右之通銘々得心之上規定取極申候所、相違無御座候、然ル上者後日ニ至り銘々心得違無之様相守可申候、萬一心得違之者御座候ハバ、此書附ヲ以取捌可申候、為念連印規定書仍而如件
文久三年　角屋孫兵衛　印
亥二月　斉木屋庄兵衛　印
当銀屋善平　印
当銀屋御店

当銀屋善平（江口善平）と斉木屋庄兵衛、角屋孫兵衛はそれぞれ資金を出資し、弐拾三反の中古船を糸魚川の山本勘四郎から五百七拾四両ほどで購入した。この購入資金と合わせ、廻船商売の元手金は総額弐千弐百両とされている。なおそのうち千両は当銀屋御店が貸し出した。このことからも当銀屋は当主（家計）と店が別人格であることがわかる。経営が行き詰まっている幕末の当銀屋に千両の貸出し資金があったとは考えにくいが、この千両にあたる分の多くは廻船へ積み込む商品の代金に充てられるものであり、現金で千両が調達されたものではなく商品分として見積もられたものであろう。

4　角屋孫左衛門へもとめたさらなる借金

当銀屋は黒島の廻船主・角屋孫左衛門に対して五千八百両を超える差引勘定に関する債務があることは先ほど確認した。これと合わせて当銀屋は角屋に対して明治三年に二万両の借金を申し込んでいる。その借金証文が【史料5】(25)である。

【史料5】

借用金証書之事

一　金弐万両也　　通用金借用高

右者別紙之通引宛ヲ以借用仕候処実正ニ御座候、然ル上者来未年三月中限返済可仕候、萬一延滞ニおよび候節者、品物御勝手ニ御売払可被成候、其節御願ケ間敷儀申間敷候、為念借用金証書依而如件

明治三庚午年十月

当銀屋

善平　印

角屋孫左衛門殿

この史料中に書かれた引当には【史料6】(26)のとおり屏風、掛物、御親筆、八角卓、香炉など、十一の家財や美術品が担保として差し入れられている。

【史料6】

覚

一　屏風　弐間半立　一双
　但　金臺ニ書画張交分
一　同　弐間半立　一双
　但　菊ニ牡丹通画芳明之筆
一　同　弐間立　一双
　但　金地武者絵浚明之筆
一　同　弐間立　一双
　但　人物之通絵右同筆
一　同　弐間立　一双
　但　金臺書廣澤之筆
一　掛物　壱幅入　壱箱

但　鷹之画應挙之筆
一　同　　弐幅寄入　　壱箱
　　但　柳之間九楼ニ尾長絵常信筆
一　御親筆　壱冊入　　一箱
一　八角卓　壱ツ入　　一箱
一　鶏香炉　壱ツ入　　一箱
一　屏風　　　　　　弐枚折
　　但　蔦葉ニ鹿画森蘭斎筆
〆已上拾壱品
右之通り差入置申候以上
午十月
　　当銀屋善平　印
角屋孫左衛門殿

また、佃和雄氏は「角海家の仏壇は、幕末の頃、新潟一の廻船問屋当銀屋の事情で、角海家が一万両で引き受けた新潟仏壇で、一本の大木を彫刻して造ったすばらしい仏壇である。」と紹介しており(27)、当銀屋と角屋の間にはさらに他の貸借関係もあったようである。当銀屋の経営体力から考えてもこれらの借金は返済されなかったと考えられる。

なお、差引勘定の不足に関してはその後引当が差し入れられることはなく、取引口銭のなかから数年間にわたって返済がされている(28)。これは継続した取引の中で口銭のうち七分を戻す取り決めとなっている。明治五年の夏頃からこの債務は当銀屋から漆屋 嶋吉次郎(29)に引き継がれ、嶋吉次郎から角屋孫左衛門への返済は明治十二年まで続いている。また、明治五年からは七分が五分になり口銭から返済に回る率が減っている。

当銀屋は明治五年ごろを境に廻船問屋商売を徐々に縮小し、やがて廃業する。

小括

前章までに見てきたように、当銀屋の収益は買積廻船との取引勘定の差引預かりを運用することで生み出されてきた。すなわち当銀屋の資金繰りを支えていたのは買積廻船の資金であった。そして当銀屋は湊町の商人に対して商品を担保としてこの資金を融通し、買積廻船への積み込み商品を確保するとともに産地での米収穫期から地域市場内の流通を経て廻船に渡されるまでの期間を金融的に支えていた。この構図に異なる様子が見られるようになったのが本章で取り上げた幕末期である。

主たる取引相手は近世後期にみられた加州粟ケ崎の廻船から幕末期には能登黒島の廻船へと変化し相互的な強い貸借関係が目立つ。第一章で紹介したが黒島廻船との取引は、廻船問屋株の前所有者である加賀屋津右衛門から引き継いだものであり、当銀屋初期には番匠屋、森岡屋といった廻船主との取引があったが幕末期になると浜岡屋、中屋、角屋が主要な取引相手となる。このなかでも浜岡屋と中屋に対して当銀屋は高額の商業資金を融通しており、その資金源は家計にあった二代目当主の形見金五千両であった。浜岡屋と中屋は商品米確保を目論み長岡藩の調達金に応じてきたが、この資金繰りは当銀屋からの借金によって維持されていた。これは買積廻船が産地の廻船問屋に頼らない商品確保ルートへと取引形態をシフトしたこと、財政に窮する領主層が従来の大坂蔵宿や地方湊町の米商人に依存しない資金調達を模索していることなど様々な論点を提起する事態であるが、当銀屋の経営にあっても従来とは正反対の手法といえよう。家計からの資金投入と貸付金の増加は一旦は当銀屋に利益をもたらしたが、程なくして貸し倒れを招き、合わせてキャッシュフローが減少し急激に経営体力が低下した。資金繰りの悪化によって買積廻船からの預かり金を取り込む事態にまで至り、凶作と戊辰戦争の混乱が重なったことにより商品調達が著しく滞ったことでその取り込みが露見し取引不履行の大事態となった。当銀屋のこの窮地に手を差し伸べたのは黒島の廻船主角屋で取引不履行分の債権を長期返済に切り替える措置を認めるとともに、当銀屋の当座の資金についても融通をした。

この取引不履行は古く加賀屋津右衛門の倒産と同じ図式であることから、ここまでに明らかにしてきた当銀屋の経営展開は固有のものではなく、産地側の地方湊町廻船問屋の典型的事例と言っても構わないだろう。この経営展開と買積廻船との関係が一般化されたものと言えるかは更に多くの個別事例の蓄積が必要であるが、現段階においては廻船問屋の経営は買積廻船からもたさられた他人資本を回転させることで維持され、その資金繰りと商品調達の両方が行き詰まったときに倒産するという例証は得られたことになる。

註

（1）　上大川前通　江口家文書８５、新潟市歴史文化課。

（2）　上大川前通　江口家文書５４１、新潟市歴史文化課。

（3）上大川前通 江口家文書578及び631、新潟市歴史文化課。
（4）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編二近世（下）』（新潟市、一九九七年）一〇九頁。
（5）上大川前通 江口家文書233、新潟市歴史文化課。
（6）深井甚三「近世、能登黒島の廻船業発展と新潟廻船問屋当銀屋」（『近世日本海海運史の研究』東京堂出版、二〇〇九年）三一〇－三一二頁。
（7）浜岡屋文書、中屋文書（ともに石川県輪島市）には当銀屋との間の仕切り状が多くあり、嘉永期の口銭は品物によって1．5％から2．5％の率となっている。また、前後の天保期や文久期も同じである。
（8）上大川前通 江口家文書77、新潟市歴史文化課。
（9）上大川前通 江口家文書84、新潟市歴史文化課。
（10）斎藤正一・佐藤誠朗『大山町史』（大山町史刊行委員会、一九六九年）二五三－二六〇頁。
（11）浜岡屋文書（石川県輪島市）、木谷藤右衛門家文書（石川県内灘町）にある当銀屋との仕切り状は安政期には金銀の換算率が変わっている。
（12）角海家文書 Ⅰ－36「当銀屋善兵衛引込之事件」（包紙・一式十六点）、石川県輪島市。
（13）新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編3 近代（上）』（新潟市、一九九六年）序章。
（14）新潟県編『新潟県史 通史編6 近代一』（新潟県、一九八七年）八一頁。
（15）上大川前通 江口家文書1097（江口章蔵『系譜 江口善蔵家』）、新潟市歴史文化課。
（16）上大川前通江口家文書5、6、7、新潟市歴史文化課。
（17）上大川前通江口家文書10、11など、新潟市歴史文化課。薩摩藩の橋口次郎は別名吉之丞。文久二年の「寺田屋事件」で亡くなった橋口壮介の弟。
（18）上大川前通 江口家文書1097（江口章蔵『系譜 江口善蔵家』）、新潟市歴史文化課。
（19）角海家文書Ⅰ－37－5「借用金返済方に付書状」、石川県輪島市。
（20）角海家文書研究会編『角海家文書調査報告書』（輪島市教育委員会、二〇一四年）三六〇頁。
（21）角海家文書Ⅰ－39「孫兵衛分金子差引覚」、石川県輪島市。
（22）角海家文書Ⅰ－37－6「金子返済方に付念書」、石川県輪島市。
（23）新潟湊（毘沙門島）の廻船主。安永二年（一七七三）に小問屋名代を小野屋次郎兵衛より譲り受けた証文（上大川前通江口家文書76）がある。
（24）上大川前通 江口家文書86、新潟市歴史文化課。
（25）角海家文書 Ⅰ－36「当銀屋善兵衛引込之事件」（包紙・一式十六点）、石川県輪

島市。

（２６）角海家文書　Ｉ－３６「当銀屋善兵衛引込之事件」（包紙・一式十六点）、石川県輪島市。

（２７）佃和雄『北前船で栄えた能登の黒島町』（二〇一七、輪島市黒島公民館）九頁

（２８）角海家文書Ｉ－３９「当銀屋善平差引扣帳綴」、石川県輪島市。

（２９）嶋吉次郎はもともと問屋株をもっている廻船問屋商人ではないが、当銀屋を介して能登黒島の廻船主と豊富な取引関係があった。

おわりに

当銀屋江口家の盛衰は、近世後期に活発な活動を見せた買積廻船とともにあった。地方湊町において地域市場と全国市場を結びつける役割を担い、買積廻船の旺盛な需要と後背地にあたる米産地からの供給を仲介しそれを進展させてきた。

当銀屋の経営内容とその展開は、各章の小括で述べてきたので、最後に本論で辿り着くことができなかった課題と今後の論点を示したいと思う。

本論では決算書類から主として資産額と資本の動きに注目し、そこから経営展開の傾向を把握し検討してきた。【表1】は主要科目を整理したものである。その過程では各科目にあげられた各種補助帳簿類の存在は認識しつつも、それら帳簿類が残存していないことからその性格と詳細な内容の把握には至っていない。また商品担保金融についても貸金証文からの検討にとどまっており、廻船問屋を介して商品が動く各段階の詳細はわかっていない。これは同じく補助帳簿類が残っていないため商業業務の実態が不明瞭なためである。今回見てきた商品担保金融は、限月を過ぎて引当品の所有権が問屋の手中に移っても、最終的にその品が売れた際には商品代の精算を前所有者である借主との間で行うという特徴があるが、その帳票や帳簿の類を示すことはできなかった。これらのことから次の課題が考えられる。

まず一つ目は、商品担保金融による商品集積と引当品売却行為は一種の委託販売の要素をもっているのではないかということである。本論では手数料取引を行う主体について広義に「仲介」という言葉を用いてきた。仲介は売手と買手を結びつける行為であり、序章で述べた江戸の廻船問屋などはまさしく売手と買手が同じ場に登場し取引を行うもので、それを媒介する廻船問屋の行為は仲介である。しかし、当銀屋の商品担保金融は、最終的に廻船問屋に入る収入は手数料と利足であるが、売手から商品が離れ買手に渡るまでには一般的に数ヶ月の時間がある。これは見方をかえると、廻船問屋が商品を預かって買手を探して売買を成立させているということになり、単純な仲介の枠を越えた委託販売と考えられないだろうか。またその際の価格がどのように決定するのかということもわかっていない。

二つ目は、折々に触れてきた自己勘定取引の有無とその規模である。残存している決算の中ではじめて損益計算があらわれた文政十一年をはじめとして、当銀屋の主たる収入は手数料収入であることがわかった点は意義があったと考えられる。一方で引当品とはまた異なる商品在庫が資産に計上されている年や地主からの米の買手として当銀屋が現れる場合もあり、手数料取引と自己勘定取引が店の中で並行してどのように行われていたのかを知る必要は大きい。

そして三つ目は店と家計の関係がまったくわからないという点である。当銀屋の商業資金は、その多くが他人資本でまかなわれておりその資本を回転させることで利潤が生み出されている。この活動は店部門で行われており、本論で分析した決算帳簿はこの店のものになる。一方でこの店部門の負債にはしばしば先代当主からの形見金が投入されておりその

【表１】

		資産合計				現金				貸付金				俵物蔵入帳取替				古貸付金				期首資本金				売口銭				買口銭			
		金			銀	金			銀	金			銀	金			銀	金			銀	金			銀	金			銀	金			銀
		両	分	朱	匁	両	分	朱	匁	両	分	朱	匁	両	分	朱	匁	両	分	朱	匁	両	分	朱	匁	両	分	朱	匁	両	分	朱	匁
天明六年暮	1786	10009	2		307.71	237	3			−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2076			6.26	−	−	−	−	−	−	−	−
天明八年暮	1788	12875	1		362.42	1172				8869	4		169.72	−	−	−	−	−	−	−	−	3201			254.43	−	−	−	−	−	−	−	−
文化三年暮	1806	9896	3		5.66	2412	2	2		2616	1		14.18	−	−	−	−	−	−	−	−	1433			15.42	−	−	−	−	−	−	−	−
文政十一年暮	1828	9149	1		1.45	693		8	11.66	4618	3	2	17.39	−	−	−	−	−	−	−	−	1789	2		8.77	150			4.34	320	2		5.56
天保三年暮	1832	9551	2	2	269.96	601	2	2	9.07	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1060	3		16.79	132	3		14.46	196			13.03
天保八年暮	1837	14790	3	1	3214.6	1223	2	3	0.73	2781	3	1	79.25	2204	2	2	557.38	1243	11		15.11	4246	1	3	2442.4	−	−	−	−	−	−	−	−
嘉永三年暮	1850	49096	2		180.87	6345	1		1199	8455	3		10.85	21501			1.57	8063	2		9.56	10640	3		160.06	524	3		16.23	976	3		7.36
嘉永四年暮	1851	38797	2	2	1637.2	4232	2	2	169.1	15477			1.68	6121			621.61	8408	2		13.42	13420	3		137.21	419	3		8.15	887			2.63
嘉永五年暮	1852	45389			1258.5	3216	1		77.55	12244	3		12.78	12750	3		883.99	10724	2		14.72	11654	3		13.87	1243			15.25	この年は売買合わせての金額を記帳			
嘉永六年暮	1853	37309	3		215.37	804	2		16.24	12015	1		9.44	3817	1		10.36	10942	3		6.96	12292	1		6.33	65			25071				59030

※　天明八年と文化三年は貸付金と考えられる科目の小計
　　記載がない年、または落丁などで不明な部分は「−」を記した

金額はそれぞれ五千両というまとまった金額になっている。商業利潤が家計や個人に回って蓄積されていることが推測されるが店の帳簿にはその痕跡が見られない。また、本論で分析した中では資産合計の底は文政十一年の九千百両あまり、自己資本（期首資本金）の底は天保三年の千両あまりである。幕末の廃業時を除けば、この時期が当銀屋の経営体力が一番弱かった時期と考えられるが、その後二代当主の形見金五千両を店の商業資金に投入しており、家計には五千両以上の蓄積があったことになる。結果的に当銀屋の経営展開は他人資本によってまかなわれていることと合わせて、赤字や貸し倒れなど資本の毀損があった際に家計からの蓄積を投入することでそれを補ってきている。また幕末の廻船仲間商売の際は当主江口善平からの資金と当銀屋御店からの資金がそれぞれ投入されている。商家の経営を検討する際に家計と店の関係を詳細に把握することは重要であると考えられる。またその中には二番目にあげた課題とも関連するが、廻船問屋当銀屋をフロントとしてその当主が自己勘定取引による商業を営み、店とは別計で収益を蓄積しているという可能性もある。

あわせて四つ目は醤油醸造業についての分析である。当銀屋の経営は醤油醸造部門からの利益によって安定化が図られている側面も大きい。今回扱った決算帳簿では原材料の棚卸しが記されているのみで、そこから醤油醸造業の経営を復元させることはできなかった。しかし原材料として現れた品物は瀬戸内の塩、京都や庄内の酒粕など遠隔地に頼るものが多くある。地方都市における手工業の成り立ちとともに、そこに関連する様々な物資が遠隔地からの流通によってもたらされている点は興味深い事実である。新潟の醤油醸造業が日本海海運とその市場圏でどのように位置付けられるかは検討が必要であろう。

廻船問屋は湊町を中心とした市場圏において経済連関の円滑化を図る上で重要な役割を担っている。それは様々な資本を需要と供給に基づいて結びつけること

であるが、その循環に隘路や障害が発生した場合はそれを乗り越えるために自分自身でその資本を補う必要がある。資本の循環に行き詰まりが生じた幕末の当銀屋は、度重なる領主層などへの資金提供によって自己資本を減じており経営危機となる。能登の有力廻船主から資金援助を受けるが最終的にはその後数年で廃業に至った。一方で同時期、本論でも度々取り上げてきた泉州貝塚の廣海家は諸色問屋としての手数料取引と合わせ自己勘定取引も行い近代的卸商への転換を図っている。自己勘定取引には多額の商業資金が必要であるが、その規模を拡大していく過程では大坂の両替商などから資金調達している(1)。また主として扱った商品が納屋米（地主・農民米）と魚肥であり、領主米を扱う近世的な特権商人とは少し異なった立ち位置にいたことで幕藩体制崩壊後もスムーズに商業活動が継続できたと考えられている(2)。

近世後期から近代へ、社会の枠組みが流動化し変化していく過程で商家の意思決定がどのような方向へ向かうのか、そしてその結果が連続性をもつものとなるか。様々な立場の商人の事例検討が今後も求められていくことになるであろう。引き続き第二部では、幕末に創業した新興廻船問屋と取引廻船の関係から、廻船問屋の経営と近世的な枠組みの変化を見ていきたい。

註

（1）石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営　米穀肥料商廣海家の近世・近代』（名古屋大学出版会、二〇〇六年）終章。

（2）前掲石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営　米穀肥料商廣海家の近世・近代』序章。

第二部　近世近代移行期の新興廻船問屋

第二部　近世近代移行期の新興廻船問屋

はじめに

第二部では近世から近代への移行期における新潟湊の廻船問屋について検討する。序章でもあげたが、廻船と廻船問屋に関する研究は一九七〇年代の柚木学氏による廻船問屋の客船帳の分析が先駆的な成果としてあげられ、各地の客船帳資料が注目されるきっかけを作った。

新潟においては一九八〇年代以降、新潟県史(1)、新潟市史(2)が相次いで刊行されている。両自治体史とも流通や都市社会形成などに多くのページが割かれ、廻船問屋は湊機能の中核となる存在で特権を持ち、幕末から明治にかけては蝦夷地向けで大きな利益と賑わいがあったことが認識されている。しかし、このような流通交易の実態理解は、新潟側に史料が乏しいため、江差をはじめとした他所の廻船問屋の客船帳から新潟廻船や新潟産商品の動きを抽出することで分析が進められている。また廻船問屋の商業についても制度的な面を記した各種の掟や決まりに依拠し商業慣行を説明するにとどまっている。執筆を担当した小村弐氏(3)、中村義隆氏(4)、菅瀬亮司氏(5)らが、刊行と前後して幾つかの論考をまとめておりその後の研究への大きな足掛かりを築いているが、繁華な湊として知られた新潟の規模に比して具体的な個別事例の蓄積はその後あまり進んでいない。近年では斎藤善之氏が全国的な市場レベルで論じた買積廻船と地域市場形成を結び付けるモデルを、地域レベルに細分化した市場圏にも用い、重層的に存在する地域市場圏の事例として、新潟の廻船問屋と商業慣行に則した新潟町の空間的特性を説明した(6)。廻船動向と地域の市場圏、それを担う廻船問屋に代表される商業主体をシンプルに切り出した斎藤氏の視座は参考になるが、あまりに単純化されすぎているモデルで、地域レベルの個々の実情を理解する上では疑問も残る。

このような研究動向を踏まえつつ、第二部では幕末から近代への新潟湊における廻船問屋の実態検討を深めるため、近年発見された廻船問屋若狭屋市兵衛、前田松太郎の入船関係史料(7)を用いる。今回主として扱う史料は次の通りである。

① 安政四（一八五七）年から六年までの入船帳【巻末史料1】。入港日、船主の地名と氏名、船名と大きさ、出し、出帆日が入港順に記載されている。安政四年から六年五月にかけては若狭屋大塩市兵衛、その後は前田松太郎となっている。

② 安政七年の前田松太郎新春進物控。顧客の地名と名前が列記されており、その地域は寺泊から西、北陸までの記載になっている。一部の顧客には具体的な贈答品の記載がある。

③ 明治二（一八六九）年から六年の前田松太郎入船帳【巻末史料2】。記載内容は①と同様である。

①と③については昭和一一（一九三六）年に周悟氏によって表紙が綴り直されており、その際に記された由緒には、「主家一九が八百両で若狭屋から廻船問屋株を買った」との記述が

ある。このことから、若狭屋の廻船問屋株が営業を継続したまま、安政六年五月を区切りとして前田屋に譲渡されたことがわかる。周悟氏は前田家の子孫であろう。

このように廻船問屋が顧客廻船を書き留めたものは類似する記載内容で異なる性格を持つ二つの形態が存在する(8)。一つは廻船を入津順に書き留めた「入船帳」で、もう一方は廻船をある一定期間、地域的に整理して記した「客船帳」である。入船帳は入津廻船への役金徴収業務のために作成される一種の公的業務を担う書き留めと理解され、客船帳はそれに対し一種の顧客名簿として作られるもので、廻船問屋の商業ベースの書き留めと考えられている。廻船と廻船問屋の関係は固定化され、廻船問屋仲間では宿替え禁止の申し合わせがなされている近世の海事商業慣行において、特に客船帳は顧客の権利を明確にするものと言われている。本論で主に使用する①と③の史料は前者の「入船帳」にあたるものである。

前述したように入船史料を扱った先駆的研究として柚木氏の成果があるが、その内容を受けて平野俊幸氏は分析の上での史料的性格の限界を喚起している(9)。それは特に「客船帳」に関するもので、次の三つをあげている。まず、一つの客船帳では一つの港における一つの問屋の動向しか示されていないこと。次に客船帳の存在する港の位置と航路の関係において、輸送経路や市場の変化によって廻船の傾向は変わること。三つ目に廻船数からは、廻船規模による輸送量の違いを把握できないことである。これらの点は史料を検討する基礎的事項として留意が必要である。

本論では、先行研究で示された知見を共有しつつ、従来未活用の廻船問屋の顧客入船史料を用いて、近世から近代へと進む時代背景の中で廻船問屋と顧客廻船の関係がどのように結ばれ、それが変化していたのかを明らかにする。そして前田屋という新興廻船問屋の発展過程と新潟湊における他の商業主体との諸関係を論ずる。この検討にあたっては具体的に次の諸点が課題としてあげられる。まず一つ目は、他の湊の入船資料なども活用しつつ顧客廻船の属性や動向をできるだけ詳細に捉え、安政期と明治初期の特徴を明らかにすることである。二つ目は廻船問屋株の譲渡過程を顧客廻船側からのアプローチで見て行くことである。これは史料の性格に依るものでもあるが、問屋側からの視座だけでなく、顧客廻船がどのような対応を見せたのかということに注目する。最後に三つ目として、これらの動きを他の商業主体との関係性の中で捉えることである。ここからは日本海海運の動向や新潟湊の位置付けの再構成につながる可能性と論点が提示できる。本論では時間軸を構成の中心に据えているため、関連する検討内容が章を跨いでいるが、最終的にそれらをまとめ、新潟湊における一つの新興廻船問屋の実態を見通したいと考えている。

註

(1) 新潟県編『新潟県史 通史編5 近世三』(新潟県、一九八八年)。

(2) 新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世(下)』(新潟市、一九九七年)

(3) 小村弋『近世日本海海運と港町の研究』(国書刊行会、一九九二年)。

（4）中村義隆『幕末維新の港町と商品流通』（刀水書房、二〇〇一年）。
（5）菅瀬亮司「廻船資料にみる新潟町の廻船問屋」（『郷土新潟』第五二号、二〇一二年）。
（6）斎藤善之「流通勢力の交代と市場構造の変容」（斎藤善之編『新しい近世史3　市場と民間社会』新人物往来社、一九九六年）。
（7）新潟ハイカラ文庫所蔵。
（8）柚木學「海運史料としての入船帳と客船帳」（『交通史研究』第八号、一九八二年）。
（9）平野俊幸「客船帳の史料的性格について」（『北陸歴科研会報』第二〇号、一九八五年）。

第一章　老舗廻船問屋の廃業

一、新潟町の廻船問屋

1　廻船問屋の推移

廻船問屋を営む者の名前を、近世を通して網羅した資料はないが、幾つかの文献などから近世後期以降の廻船問屋の名前をまとめたものが【表1】である。この推移を見ると、継続して商売を続けている者もあれば、入れ替わる者も見られる。安政期に見られた若狭屋の名前は慶応期にはなく、一方で前田松太郎の名前が見られる。

問屋株の売買には客も付随して移動した。本論の事例に近い時期の一例として、安政七（一八六〇）年に越前屋太兵衛とその息子越前屋良八が小河屋松右衛門に対して売った株がある(1)。この株は、時代とともに複数の人間のもとを経て安政六年に越前屋良八が購入したものであったが、良八はその株についてきた客を太兵衛の株へ付け替え、さらにもとの株には別な客をつけて翌年に小河屋松右衛門へ売った。越前屋良八が購入した際は越中国の客廻船が付いていて四三〇両だったが、その客を切り離し自身が持っていた陸旅人の客を付けて翌年に小河屋へ売った際の金額が五五両だった。小河屋は慶応期に廻船問屋として名前が見られるようになるので、この株の取得によって廻船問屋業へ新規に参入した者であろう。

また、営業者数を見ると、天保期は半分が休眠株となっている。新潟湊の入津廻船は元禄

【表1】

天保十一（1840）年	安政二（1855）年	慶応元（1865）年
塩屋弥之助	笹屋兵右衛門	小川屋長右衛門
塩屋弥三郎	河内屋弥助	越前屋太兵衛
三国屋茂兵衛	和田屋八兵衛	高橋次郎左衛門
津軽屋次郎左衛門	塩屋弥之助	山崎屋利左衛門
近江屋利右衛門	塩屋慶次郎	鈴木屋長八
櫛屋勘兵衛	大坂屋久平	敦賀屋吉左衛門
田巻屋定右衛門	玉木屋喜兵衛	小原屋半兵衛
笹屋伊八郎	三国屋茂兵衛	小川屋喜兵衛
北村屋又左衛門	土屋忠兵衛	大月屋藤蔵
当銀屋善平	津軽屋次郎左衛門	小松屋弥右衛門
大月屋利平太	近江屋利右衛門	間瀬屋佐吉
間瀬屋佐右衛門	加賀屋吉左衛門	石崎喜兵衛
小松屋八右衛門	櫛屋勘兵衛	苅部喜兵衛
大西屋甚助	田巻屋定右衛門	苅部藤右衛門
小川屋長右衛門	塩屋久兵衛	苅部屋藤蔵
會津屋佐兵衛	笹屋伊八郎	前田屋松太郎
若狭屋市平	笹屋国蔵	小河屋松右衛門
高山屋得八	津軽屋俊次郎	池屋仁兵衛
小川屋皆五郎	北村屋弥三郎	加賀屋吉左衛門
敦賀屋吉左衛門	当銀屋善平	当銀屋善平
田中屋吉左衛門	大月屋藤蔵	近江屋井吉
市嶋屋喜平	間瀬屋佐右衛門	間瀬屋佐右衛門
北国屋藤右衛門	小川屋長右衛門	斎藤屋六左衛門
北国屋藤次郎	小松屋弥右衛門	小川皆五郎
石崎屋喜兵衛	會津屋佐兵衛	碇屋末吉
（以下休眠株）	若狭屋市平	鈴木屋清太郎
笹屋兵左衛門	富山屋徳左衛門	笹屋伊八郎
河内屋弥助	小川屋皆五郎	西村屋治郎吉
高田屋与十郎	越前屋太兵衛	吉川勘兵衛
小原屋収蔵	敦賀屋吉左衛門	大山藤兵衛
大坂屋久平	田中屋吉之助	栗林屋茂右衛門
玉木屋彦兵衛	嶋屋喜平	能登屋由兵衛
長濱屋市蔵	山崎屋利左衛門	米屋平治郎
藤野屋新左衛門	北国屋藤右衛門	田中屋松五郎
櫛屋庄左衛門	北国屋ちよ	□屋清右衛門
平野屋吉兵衛	小松屋正太郎	越中屋七左衛門
塩屋久兵衛	高田屋与十郎	岸田屋富五郎
津軽屋与兵衛	平野屋栄次郎	礒辺屋惣五郎
山崎屋利左衛門	大西屋甚助	佐渡屋九し清
三国屋金四郎	鍋屋長蔵	近江屋徳助
小原屋善兵衛	小原屋善兵衛	角屋忠治郎
信濃屋與兵衛		大西甚助

出所：
天保十一年：北越秘説（※１）
安政二年：東講商人鑑（※２）
慶応元年：日和山「住吉神社勧進帳」（※２）

※１　新潟市郷土史料館編『初代新潟奉行川村修就文書』（新潟市郷土史料館、1978年）
※２　沢村洋『新潟の廻船問屋』（新潟市社会教育課 部内用、1982年）

期に一つのピークがあり、そこから時代とともに減少している。その底は寛政期で、天保期はかなり回復していた時期である(2)。

この問屋株の売買事例と営業者数の変化からは、幕末期における廻船問屋の業界模様の特徴が見えてくる。営業者の減少によって、休眠株に付いていた客は営業を継続している問屋が引き継ぐことになる。すなわち回復期の天保には、低迷を乗り越えられた問屋に客の多くが集中しているということである。その後、安政期、慶応期には四〇軒以上の営業が確認されるが、新潟湊の入津廻船数は、天保期以降大きく増加していない。前述した越前屋太兵衛・良八と小河屋松右衛門の株売買の例から考えても、客のほとんど付いていない株であれば数十両で手にすることができるのである(3)。幕末期の新潟湊の廻船問屋は、多くの顧客を抱える力のある問屋と、それらによって既に客が整理されてしまった株を取得した新規参入者に両極化しているのである。固定客をほとんど持たない新規参入者の立場は非常に厳しく、難しいスタートを強いられることがわかる。そして、廻船側には勝手な宿替えが制限されつつも、廻船問屋側の主導によって、顧客廻船の整理と再編は行なわれている。廻船問屋の休業や廃業のように別な宿へと移動することが避けられない事情以外にも、廻船問屋側が顧客の権利を売買したり付け替えたりすることが一般的にあったことがわかる。また、この事例では、顧客廻船を地域の属性で分類し、それらを一括りのグループとして再編している。

二、若狭屋（大塩）市兵衛

1　近世初期から抜け荷事件まで

若狭屋は中世新潟津の頃から商人であった。姓は大塩という。市兵衛の先祖若狭屋常安は同じく新潟の商人玉木屋大隅とともに上杉謙信に仕え、船持ち商人として軍事物資の輸送にあたっていた。天正十四（一五八六）年に上杉景勝が新潟・沼垂を攻略した際には、景勝方に内応しその勝因を作ったことが知られている(4)。

明暦元（一六五五）年に新潟町が現在地に移転した後は、本十七軒町の東側、広小路との角地に屋敷を構えた。近世後期の新潟町の絵図【地図1】でその場所を確認しよう。毘沙門島へ渡る橋の付近、大塩と記載されている場所が若狭屋である。この図には大川（信濃川）に面して大塩より上手に、松浦・江口・大月、下手には北国・石嵜の名前が記されている。これらは皆有力な廻船問屋で、店が並んでいる通りが現在の上大川前通である。

新潟町は移転に際して計画的な町割りがされた。海側の砂丘地にあった旧新潟町から移転する際に、信濃川の汀線を生かし、町の中心部に河川と平行な堀を貫流させた。店舗や町家は堀に面して立ち並び、さらに五本の直交する堀によって大川と結ばれていた。これらの水路は湊の物流と商業、そしてそれを支える都市生活を有機的に結合させる機能を持っており、繁華な湊を支える重要な社会インフラであった。若狭屋の立地は、湊から広小路堀によって街へと入ることができる角地である。廻船問屋として正しく一等地の場所と言えるだろう。この場所は近年発掘調査がされており「わかさや」の文字が読める木片や一七世紀から一九世紀の肥前系陶磁器などの食器類が出土している(5)。大皿の肥前系磁器は、近世初期の日本海海運の交易圏、そして若狭屋の財力を推し量るものとして注目されている。

近世の中期から後期にかけて、新潟において経営基盤を強く持っていた廻船問屋商人の上昇過程には大きく二つの要素があった。一つは幕藩権力との結びつきであり、この成果は蔵宿運営をはじめとする米の集積力につながる。新潟湊は支配の長岡藩以外にも近隣の多くの藩が米の積み出し湊として利用しており、売り捌かれる蔵米は支配藩のものだけではなかった。このタイプの商人の筆頭は当銀屋江口家である。そしてもう一つは廻船業の兼営で、このタイプは津軽屋高橋家、間瀬屋鈴木家などがあげられる。幕末に至って問屋業に専念する商人が多い新潟であっても、その過程の中で買積経営の廻船収益によって資本蓄積をした商人は多くあった。またもちろんこう言った商業活動に付随して金融収入を多く得ていた商人もあると考えられるが、表面的にはわからない

若狭屋も廻船持ち廻船問屋の一つであった。若狭屋市兵衛の名前は江差関川家の宝暦六（一七五六）年の「永代御客帳」にあり、同じく江差の岸田家には取引の際に交わされた仕切状が残っている(6)。少し時代が下がり寛政年間、文化年間には備後尾道の廻船問屋鰯屋徳右衛門の論船として若狭屋市兵衛の廻船が取り上げられている(7)。また、江差には若狭屋が送った新潟湊の相場表も数点あり(8)、これらから廻船問屋業を窺い知ることができるとともに近世後期に蝦夷地と活発な取引をしていたことが想像される。

【地図１】

新潟ハイカラ文庫所蔵

有力商人であった若狭屋が廃業に至る大きなきっかけは、薩摩船による天保六（一八三五）年の唐物抜荷事件に連座し処罰を受けたことと考えられている。その際、主人の市兵衛は「経営は下男の仙蔵に任せていた」と証言したが、仙蔵の抜荷を知りつつ放置したとして家財没収と江戸払いの処分を受けた。下男の仙蔵は獄死した(9)。

なお、天保七年に作られた「北越雪之競」に記されている新潟町の画人、大塩嘉月は若狭屋市兵衛で、家業の傍らで画も修めている(10)。

2　入船帳の記載形態とその役割

それでは、具体的に安政四（一八五七）年から六年までの入船帳を見ていこう。綴られた横型長帳の形式で、一枚あたり二から三艘の記載となっている。各船の記載内容は、まず入港日、続いて船籍地、船主名、沖船頭名、水主人数が一まとまりの記載である。そして積石数、船名、出しが一まとまりとなっている。各船の間は余白が多めに取られており、そこに出帆日が記されている。出帆日の記載は、筆跡や筆の違いが読み取れることから、まず入港時に船の詳細を記し、その後出帆時に日付のみ書き継ぎがされていることがわかる。そのため、あらかじめ次の入港船を書く際に前の船と余白を大きく取っているのであろう。従来紹介されてきた他地の資料(11)では、廻船の帆を簡略化して描き、そこに帆印を記したものがあるが当資料にはそのような記載はない。出しが顧客廻船の目印となっている。また、綴りの冒頭には次の書き込みがある。

入船書上
覚

一　何所　　何屋何船
何百石積　　沖船頭何右衛門乗
〆
右者前々ゟ私方へ参候客船ニ御座候
乗組一同切始丹耶蘇宗門之者無御座候
若シ訴人御座候ハバ如何様ニも被仰附
依之此段御届ケ奉申上候以上
洲崎
御番所　　前田屋
松太郎

これは、入船時に洲崎番所へ届け出る書式の覚え書き、記載例である。綴りの冒頭にあることから、のちに前田松太郎が加えて綴り直したものと考えられる。内容は文章が繋がらない部分があり少々不明瞭である。時代が前後するが、明治期の資料に同様の記載例があり文章が完全な状態となっているので、ここで先に紹介しておきたい。

入船届ケ覚

一　何百石積　　何国何所
　　何人乗　　何屋何太郎船
　　沖船頭たれ乗

右者前々ゟ私方へ参候客船ニ御座候乗組一同切始丹耶蘇宗門
之ものニ無御座候、若訴人御座候ハバ如何様ニも可被仰附候
依之此段御届ケ奉申上候、以上

……　　……

洲崎
御番所　　仕切印

まずこの客が、従来から自分の客であることが述べられている。そして禁宗の者ではなく、万が一の場合は廻船問屋が責を負うことが表明されている。合わせて、出帆の届けについても記載例がある。こちらは日付の事実のみの簡素な内容である。

出帆届ケ之控
覚

一　右同断
……乗　　……船
　　沖船頭……乗

〆
右之通　今日出帆仕候間　此段御届ケ奉申上候　以上
……　　……印

右同断

さらに初めての客廻船を扱う場合には初廻状を出す。安政六年四月十七日（巻末史料1・79番）に入津した松前泊の中川利右衛門の廻船には「此度初而ニ付初廻状出し」の注記がある。その初廻状の書式は次の通りである。こちらも明治期の綴りに記載されている。

初廻状覚

覚

一　何国何郡何村何屋誰船沖船頭誰乗水主共何人乗
今（昨）日入津当所始而之由私方へ参り候間
此段為御断如此ニ御座候以上

年号月日

……

仕切印

年行司衆中

この廻状の宛先は洲崎番所ではなく、廻船問屋年行司となっている。宛先の違いから、これは問屋間の権利を明確にするものであり、入出帆の扱いとは性格が異なることがわかる。

以上のことから、入船帳の記載について、その目的と役割を整理して考えると、異なる二つがあることがわかる。まず一つは、湊における旅人管理という一種の公的業務である。入津順に日付と船、水主の人数などを書き留め、入出帆の届けを番所へ提出する行為がそれにあたる。都市行政側の関心として他所の人間は宿に管理させて把握する。廻船問屋は商業機能だけではなく、都市における宿という仕事の一面を持っている。廻船問屋を船宿・廻船宿などともいうのはその原始的役割を強調した表現であろう。また別な公的業務として、廻船問屋には取引によって生じる仲金の計算根拠となる書類の提出も義務付けられていた。仲は湊を出入する船荷に課せられる税金で、正徳三（一七一三）年に、当時新潟湊を支配していた長岡藩によって徴収が開始された。新潟が幕府領になってからも制度は継続し、新潟奉行所が設置した仲会所がその徴収と出入品の改めを担っていた。この入船帳には仲金や仲会所への届け出に関する記述は見られないが、廻船問屋は業務の上で沖の口（洲崎）番所へ逐次届け出る入出帆の内容と、一定期間をまとめて仲会所へ届け出る取引内容の人別の整合には気を遣っていた(12)。例をあげれば、安政五年一〇月五日（巻末史料1・62番）に入津した新潟の若狭屋利助の廻船には「往来当所櫛屋三助船」の書き込みがある。便宜上他人の往来手形のもとで航行・入津した場合にその旨を明記することは、その点に配慮した記述であろう。入船帳は直接的に仲金徴収の根拠となる書き留めではないが、入津廻船に関する記録の基礎的部分を担うものとして位置付けられる。そしてもう一つは商業上の顧客管理

で、一度扱った顧客は次回以降も固定化して扱うという商業慣行における根拠としての書き留めである。顧客廻船の目印となる出しについての書き留めはその重要な役割を担っている。また、前述した他人の往来を提出した場合の記載や、船主と船頭の関係を特記した廻船が見られる点、初めての客の場合は確認のために他の問屋へ廻状を出すしきたりなどは商業上の権利関係のトラブルを避けるためと考えられる。

3　安政期の活動内容と特徴

続いて安政期の若狭屋の取引客船の動向を概観してみよう。【表2】は入出船の時期と扱った廻船の船籍地と大きさを整理したものである。

まず、船が動く時期は現在の季節における春から晩秋で、冬季には船囲いをするものもあ

【表２】安政期　若狭屋市兵衛・前田松太郎　月別入出船数及び船籍地と積石数

安政４年（1857年1月26日～1858年2月13日）

	正月	2月	3月	4月	5月	閏5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船			1	2	3	3	7	8	2	3		1				30
出帆			1		3	2	7	9	1	1				2	4	30

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
新潟	8			3									11
佐州	1												1
松前				1	4								5
津軽				1									1
越中					1								1
能州			4		1								5
隠州				2	2		1						5
御船	1												1
													30

安政５年（1858年2月14日～1859年2月2日）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船	4	1		7	7	4	2	4	1	5	1				36
出帆	3		1	5	5	2	2	1	6				7	4	36

正月は乗り込みが3、新規合船が1。2月は乗り込みが1。

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
新潟	8			1									9
越後									1				1
佐州	1	2	2										5
松前				1	2								3
津軽					1								1
能州	4		2										6
隠州			1	1	9								11
													36

安政６年（若狭屋）（1859年2月3日～）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船	2	2	1	4									3		12
出帆		4	2										6		12

正月は乗り込みが2

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
越後	1								1				2
佐州			1										1
松前					2								2
能州	5												5
隠州				1	1								2
													12

安政６年（前田屋）（～1860年1月22日）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船					3		2	2	1	3	1		1		13
出帆					1		3		2	3			2	2	13

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
新潟				2		3		1					6
越後						1							1
箱館					1								1
能州			1										1
隠州					3	1							4
													13

る。年が明けた正月には「乗込」という記述（巻末史料1・31番など）があり、船頭たちが再び船のもとへ現れ、おおよそ一ヶ月間程度の準備期間を経て二月の中旬から下旬に出帆していく。冬季航行が難しい日本海海運の典型的な(13)季節感と動きが読み取れる。

次に扱い数であるが、これは年間三〇艘ほどであり、年間約二〇〇〇艘の入港があった(14)新潟湊全体からは極端に少ない。およそ四〇軒の問屋が営業していたとすれば一軒平均は五〇艘。それほど少ないようにも感じないかもしれないが、問屋間にも経営規模の違いがあり、強い問屋は多くの廻船を集めているという点を考えれば、若狭屋の様子は閑散とした商いである。

続いて、扱い客の地域である。廃業直前という状況で老舗の有力廻船問屋でありながら年間扱い数が極端に少ないことは平時の姿とはいえず、その内容を割合や多寡で検討するのは必ずしも適当とは言えないが、敢えて比較すれば割合として多いのは新潟、松前、能州、隠州の客船である。日本海海運の発展過程では、文化文政期を画期として廻船数が急増し、その主力が上方・瀬戸内の廻船から北陸・山陰の廻船へと移っている(15)。能州や隠州の廻船を多く扱う状況も当時の典型的な日本海海運を表していると言えるだろう。

そして扱い船の平均的な大きさは三百石程度の中型船である。これは扱う廻船の地域的傾向と関連があると考えられる。古くから廻船が発達した上方や瀬戸内東部地域では廻船の大規模化が比較的早い時期から見られた。新潟でも近世中期に城米輸送に従事する上方・瀬戸内の大規模廻船が入津していたことはよく知られている(16)。若狭屋が主力として扱った北陸・山陰地方の廻船は、近世後期から幕末期にかけて中規模廻船の増加によって発展を遂げている(17)。廻船規模の面でも若狭屋の顧客廻船はこの時期の日本海海運の特徴に沿った様子を表している。

次節以降、これら各地域の客の様子を周辺資料なども補いながら個別に検討していく。なお、本章で入船帳に記載されている廻船を番号で称した場合は、特に注記をしないかぎり【巻末史料1】に対応している。

4　新潟の若狭屋廻船

入津数として新潟の割合が大きいが、これは全て廻船主若狭屋利（理）助の船である。船名は一方丸、至誠丸、勢乗丸、寶珠丸の名前が見え、複数の手船を擁していることがわかる。若狭屋利助の廻船に関しては極端に記載が省略されており詳細な入出帆状況は不明であるが、これらの船が概ね一ヶ月程度の間隔で入出帆を繰り返していることから数値が大きくなっているものである。若狭屋利助と若狭屋市兵衛の関係を明らかにできる資料は今のところ見当たらないが、明和八（一七七一）年の「新潟町村絵図」(18)では、若狭屋市兵衛の裏手（本町通十七軒町側）に若さ屋理左衛門の屋敷があり、名前の関連から利助は理左衛門の子孫という可能性もある。若狭屋市兵衛の屋敷地は明暦二（一六五六）年の地子帳によれば、五間間口で大川端（上大川前通）から十七間町（本町通側）までの通し屋敷となっており（当時はわかさや吉左衛門）、その後市兵衛と理左衛門に分割されていることになる。この様子

から市兵衛家を本家、理左衛門家を分家と推測する考えもある(19)。また、若狭屋利助は安政五年に新規に寶珠丸を合船している。新規に設備投資を行う様子から見ても、利助は弱体化している若狭屋市兵衛とは異なる経営主体であろう。なお、若狭屋利助の廻船は、この時代に常陸那珂湊（現在の茨城県ひたちなか市那珂湊）に入港記録がある(20)。

【巻末史料1】の安政四年の年末を見ると、若狭屋利助の手船は至誠丸と一方丸の二艘が囲船となっている。同年の新潟町における船囲いについては、各問屋が扱っている囲船の状況を廻船問屋年行司が取りまとめた「安政四巳年囲船調帳」が残っている(21)。この調帳によると若狭屋利助の手船は廻船問屋小川屋長右衛門（大上）の扱いとなっており四百石と三百石の二艘が浮囲と申告されている。この状況は若狭屋利助の手船は入出帆の往来の届け出は若狭屋市兵衛のもとで扱われるが、その廻船を世話する実務は小川屋長右衛門によって行なわれているということである。これは一つの廻船（客）に対して複数の廻船問屋が介在している事例となっている。

5　能登廻船

能登の廻船で当史料に複数回名前が見られるのは能州赤神（現在の石川県輪島市門前町赤神）の小橋屋彦七、同剱地（現在の石川県輪島市門前町剱地）の中屋弥左衛門である。

赤神の小橋屋彦七は、石州湯泉津（現在の島根県湯泉津町）木津屋の延宝八（一六八〇）年「能登国客船覚帳」にて明和五（一七六八）年に名前が確認でき、近世後期には西廻り海運に従事していたことがわかる。また江差関川家の文化三（一八〇六）年～明治三（一八七〇）年「間尺帳写」では天保期の入津に小橋屋、中屋とも何度か名前があり、ともに沖船頭を乗せた中型船であった。両者は西国から蝦夷地までを行き来する廻船主であることがこれら各地の様子からわかる(22)。

能登地方の有力廻船は北陸各藩の大坂への藩米輸送を受託する事例が多くあるが、小橋屋彦七も安政二年に越中岩瀬から大坂への登米輸送に従事している。この際に小橋屋が宮腰町奉行へ書き上げた届け出では、船の形は弁才船、建造から七年で三百五十石積。船主は赤神村彦七、沖船頭は伝吉で水主共五人乗りとなっていた(23)。前述した各地の入船資料と藩米輸送で北陸から大坂へ向かう実績を合わせて考えれば、小橋屋は幕末期の日本海海運においてかなり名前の知られた実力者であったと言えるだろう。なお、沖船頭の伝吉は37番安政五年四月二日に白山丸で入津している。

小橋屋と中屋の両者は、若狭屋を介して米沢藩の軍備増強に伴う鉄の調達にも携わっている(24)。弘化三（一八四六）年、米沢藩は大砲の鋳造などのため鉄購入斡旋方を関川村の渡辺家に求めた。渡辺家はこれを若狭屋市兵衛と小川屋長右衛門に依頼し、伯耆・出雲地方からの鉄買い付けにあたって若狭屋が手配したのが小橋屋と中屋であった。渡辺家が御用を託したということから推測すれば、若狭屋と小川屋は山陰地方からの鉄の移入に豊富な実績があったということであろう。そして同様に小橋屋と中屋が山陰での取引や航海に若狭屋の信頼が厚かったということも合わせて言えることだろう。

また、中屋は新潟にて船を新造している。45番安政五年五月二日の亀寿丸で十六反の船であった。

赤神、剱地が位置する門前町地域の一番大きな浦は黒島であり、廻船主の数もひときわ多くいるが(25)、若狭屋は黒島廻船の扱いがなく、その多くは当銀屋の扱いであった(26)。このことから幕末期の新潟湊では、廻船と廻船問屋の関係性に、地域的なつながりで廻船問屋が選択されている様子が見られるが、その明確な取り決めや決定方法は不明である。

6　隠岐廻船

新潟では郷土史家の間で「隠岐西郷の北前船が多くやってきていた」ということが語られてきていた(27)。あくまでも口伝でどう比較した場合に多いといえるのかこの根拠となる資料は提示されず主観的な印象と考えられてきたが、当史料から隠岐廻船の活発な往来の様子がわかった。若狭屋が扱っている隠岐廻船のうち入津回数が多いものは隠州島後地域の布施村（現在の隠岐の島町布施）の熊屋熊右衛門、宇屋町（同隠岐の島町東町＝西郷）の塩

屋和助の廻船である。本論で扱う史料には積荷に関する記載がなく、商品売買の状況や当該廻船の往来範囲を知ることはできない。しかし、これらの隠岐廻船は新潟と隣接する出雲崎にも同時期に入津している。【表3】は出雲崎の廻船問屋の入船帳から熊屋と塩屋を抜粋し整理したものである。これらの資料を検討した小村弌氏は記載されている商品は積荷全体ではなく、出雲崎にて売買されたものと比定している(28)。記された品物は塩を中心に西国からの品ばかりである。登り荷と考えられる荷物の記載はなく、滞在日数も翌日ないし数日間であることから、隠岐廻船にとって出雲崎は下り荷を売る地であり、商いが成立し日和が良ければすぐに発つ湊であることが読み取れる。

隠岐は長崎俵物に代表される海産物の生産地であり、天保期の廻船資料から上り荷として海産物を長崎や赤間関、上方などへ売り込み、下り荷として塩、砂糖、米などを積み帰る活動が分かっている(29)。さらに幕末期になると、中規模廻船を用いて自国商品だけでなく、西廻り海運広域の買積経営に積極的に参入しており(30)、【表3】における下りの積荷はその傾向と一致する。

新潟での取引には注目される事例もある。56番安政五年八月朔日に入津した塩屋和助船は一ヶ月ほど滞在し、出帆は九月三日となっている。その際には「九月三日辰之助殿者当所御残り御船玉者松前江差運賃ニ而御下り」の内容が付記されている。そしてこの塩屋和助の船は在地の大秋村と車場村から出された米を積んだ上で津出し許可を待っていることがわかる史料が残っている(31)。入船帳に敢えて「運賃積」を記入する背景には、通常買積取引であるということもあるが、凶作で市中の米の値段が上昇し津留の処置がされていることも影響していると考えられる。諸国廻船への売り渡しではなく、若狭屋が自分荷物として津出しの許可を得て廻船へ積み込んでいるのである。

【表3】若狭屋取扱隠岐廻船の出雲崎入出帆状況

入津　　出帆

年号	年	月	日	廻船問屋	国	地域	船頭名	積荷	月	日
弘化	5	7	9	泊屋	おきの国	本布せ	熊屋八蔵	大浜塩千二百俵	7	10
弘化	5	9	4	泊屋	おキノ国	フセ	熊屋菊治		9	5
嘉永	2	6	6	泊屋	ヲキノ国	布セ	熊屋駒次郎	鶴浜六百俵、生蠟三十叺、七嶌百束	6	7
嘉永	3	4	16	泊屋	ヲキノ国	布セ	熊屋駒次郎	鶴浜塩千俵、蠟十叺	4	19
嘉永	3	5	7	泊屋	ヲキノ国	布セ	熊屋八蔵	綿六十本斗、木綿五箇、古手七箇	5	9
嘉永	6	3	25	泊屋	隠岐国	布施	熊屋駒次郎	立ケ浜八百俵余、綿七十本、白太二十丁、外ニいろいろ	3	27
嘉永	6	4	8	敦賀屋	隠州	宇屋町	塩屋和助		4	22
嘉永	6	6	朔日	敦賀屋			塩屋和助、仮船頭甚八		6	9
嘉永	6	7	7	敦賀屋	隠岐国		塩屋和助		7	7
安政	元年	4	4	敦賀屋	隠岐之国		塩屋和助		4	8
安政		4	4	敦賀屋			亀屋次兵衛		4	8
安政	2	3	20	敦賀屋	隠岐之国		亀屋辰之助		3	6
安政	2	5	4	泊屋	ヲキノクニ	フセ	熊屋駒次郎	塩三百俵、生蠟十叺、綿百七十本斗	5	7
安政	2	7	6	泊屋	ヲキノ国	布施	熊屋駒次郎	塩千俵、生蠟二十五叺、切そうめん四十箱	7	8
安政	3	4	8	泊屋	隠州	布施村	熊屋浦助	三田尻塩千二百俵、くじら二十五丁、かつふし十叺、半紙半切		
安政	3	12	16	敦賀屋	隠岐国		塩屋和助、代八重吉	佐州小木ゟ松前干いか御持参御出被成候		

出所：出雲崎町史海運資料集（三）

7　江差の村上三郎右衛門

村上三郎右衛門は江差の廻船問屋である。江戸時代後期から江差問屋仲間に名前が見ら

れ、明治になり制度が様々に変わる中でも同業者の中心として活動していた(32)。一貫して有力な商人であったことがわかる。江差では廻船問屋が荷受問屋としての営業にとどまらず、手船を運行し自ら廻船業者となり生産地から直接商品を仕入れる動きが顕著であった。松前藩は地場商人保護の立場から地場商人荷と旅人荷で沖の口口銭の率を変えており、江差商人が手船で「地場商人荷」として遠隔地商品を持ち込む方が極めて有利であったからである(33)。当史料には村上三郎右衛門の手船として三百五十石積の万悦丸(沖船頭六右衛門)と二百石積の善通丸(沖船頭善吉)が見られる。万悦丸の沖船頭村上六右衛門は越後間島(現在の村上市間島)の人間である。これにより例年新潟にて船囲いをしており、安政四年の調帳でも若狭屋から申告がされている。

前述のように江差には若狭屋が送った相場表が多く残されており、新潟と江差の間の活発な取引が窺える。若狭屋にとって村上三郎右衛門は上得意であったと考えられるが、安政四年と五年の入津状況は一定しておらず、安定的な取引ができたとは決して言えないようである。さらに万悦丸については3番安政四年四月二十四日に「小川屋方書上」の記載があり、先ほどの若狭屋利助廻船と同様に、他の廻船問屋が介在していることがわかる。これについては次章で詳しく考察を深めたい。

8　荒浜の牧口庄三郎

入船帳である当史料には廻船の出入りのほか、囲い船や新規合船の記載がある点について前述したが、船に関する記載として興味深いものがもう一つある。それは中古船の売買の事例である。26番安政四年八月二十六日の佐渡北五十里の本間善十郎は船を求めて出雲崎から新潟へやってきた。新潟では佐渡屋伊兵衛の九反帆の船を諸道具付代金拾八両三分弐朱百十一文で購入することができ、翌年まで囲い船となった。おそらくこの間に整備を行ったのであろう。明治の入船帳にも中古船売買の記載がいくつかあり、多くの船と人が行き交う新潟には中古船の売り手と買い手双方が存在し売買の市場機能があったことがわかる。

このような事例の一人に越後荒浜(現在の柏崎市荒浜)の牧口庄三郎がいる。牧口庄三郎は通称米庄、米屋庄三郎とも呼ばれた廻船主である。牧口家は十五世紀後半に荒浜近在で作られていた漁網を蝦夷地に持ち込み、ニシン漁の漁法に革新をもたらしたことで知られ、古くから蝦夷地交易に従事していた(34)。また江差に出店も張っていた(35)。65番安政五年十月二十四日に牧口庄三郎の御代である米平は、新潟の小川屋喜兵衛が所持していた廿弐反帆の船を代金七百廿両ト百拾壱文で購入し囲い船となった。翌年安政六年の正月二十日に米平たちは再度新潟へやってきて二月十六日に出帆している。この際の記載を見ると船は七百五十石積で興栄丸と名付けられたことがわかる。さらに牧口は安政六年の年末にも中古船を購入している(36)。当銀屋専次郎の客であった能州黒島の森岡屋又三郎から六百石積八人乗の廻船を購入し、前田松太郎の扱いで囲船とした。中古の大型船を毎年増船していく様子は、蝦夷地開発の発展を背景とした牧口庄三郎の急成長を物語っている。

73番安政六年二月には「御手船中荷与板御米御下し御上乗被成御越被成候同十四日品田

御子息御同伴御出立」の記載があり、牧口廻船の主商品の一つとして与板藩の米があることがわかる。荒浜村は与板藩の飛び地支配を受け、牧口家は与板藩の御用達を務め多額の御用金を拠出していた(37)。牧口は与板藩と強い結び付きを持ち、その米の遠隔地出荷に深く関わっていたことが読み取れる。牧口は若狭屋の客であったが、他の廻船主とは異なり、新潟の廻船問屋に頼らない独自の米集積ルートを持っていた。

なお、前述した興栄丸はこの年の八月、荒浜から米を積み箱館へ向かっている(38)。箱館でその米を売り払った後、一旦酒田へ向かい、米・大豆・小豆・紙類を積んでまた箱館へ入った。その年は気象の影響もあり箱館で冬を越した。翌万延元年閏三月十五日に出帆し蝦夷地の子モロ場所にて鮭塩引・魚油・雑粕等を積み込み、登り始めたが五月十一日に時化に遭い箱館の北方数里の尻岸村で難船をした。その際に船頭の米平は海死した。居た堪れない事故であるが、この動きからも牧口廻船は新潟や庄内の米を蝦夷地へ売り、蝦夷地産物を積み帰るという動きを取っていたことがわかる。

小括

若狭屋の客は、新潟と蝦夷地の間を主な活動範囲とする松前江差の村上三郎右衛門や越後荒浜の牧口庄三郎、新潟と西国の間を主な活動範囲とする能州赤神の小橋屋彦七や隠州布施の熊屋熊右衛門など各々が得意とする範囲と相手先顧客を持ち、そこへ複数の手船を投入し買積経営を行っている有力廻船主ばかりである。また、彼らは中型船から大型船を中心に活動しており、取引量の規模もそれなりのものがあったことが推測される。この様子からは老舗の廻船問屋とその上得意である各地域の有力廻船主の結びつきが浮かび上がる。

買積商法の原則は、特定の荷主を持たず、商品相場に合わせて湊から湊へ柔軟に動くものだが、従来から廻船や廻船主は得意とする地域や湊があったのではないかと考えられてきた(39)。この問いに対し、若狭屋の客の動きを見ればそれは当てはまる事になる。そして、米を主力商品として北へ向かう廻船と西へ向かう廻船がある様子は、全国的な流通の上で新潟が拠点の一つであることを表している。

顧客のそれぞれに視点を向けると、馴染みの固定客といえども入津回数は年によってまちまちであり、決まった時期に決まった数の手船が必ず入津するという様子ではない。例年新潟で船を囲う江差の村上三郎右衛門廻船や新潟が本拠地の若狭屋利助廻船であっても同様である。扱い客数全体が低下している状況では、わずかな客数の変動も経営状況に大きく影響したことであろう。廃業直前の安政六年の春を見れば、出帆日はほとんど記載されておらず、店としての業務すらも混乱停滞している。

従来の見解では新潟湊の廻船問屋は、湊機能の頂点に位置し、豊富な物資を海陸と仲介することで極めて優位な経営を行ってきたとされていた。日本海海運と信濃川・阿賀野川を中心とした河川交通の結節点として機能し、流域の生産地と遠くの消費地を結ぶネットワークの重要拠点となる空間的特性は、人も物資も惹きつける繁栄の湊として新潟を描き出す説得力のある考えであった。

しかし老舗の有力問屋若狭屋の扱い船数は極端に落ち廃業に至っている。抜け荷事件とその処罰は大きな動揺だが、営業そのものは継続されており、固定客が離れなければ経営は維持できたのではないだろうか。

廻船と廻船問屋の結びつきが明確な権利として認識されている商業慣行のもとで実態として客が離れていく様子。次章ではその要因や事情について、廻船問屋株を購入し、この経営を引き継いだ前田松太郎の様子から追及していく。

註

(1) 新潟市歴史博物館編『新潟市歴史博物館開館一〇周年記念特別展 大新潟湊展 図録』(新潟市歴史博物館、二〇一四年)二八頁。

（2）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世（下）』（新潟市、一九九七年）三六―四四頁。

（3）越前屋の事例の他にも、第一部で扱った上大川前通江口家文書（新潟市歴史文化課）には、当銀屋が数十両で廻船問屋株を売却した文書があり、この時代に休眠状態、または客がほとんど付いていない株はわずか数十両が相場であった。

（4）新潟市史編さん原始古代中世史部会・新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編1 原始古代中世 近世（上）』（新潟市、一九九五年）二六八頁

（5）新潟県教育委員会編『新潟県埋蔵文化財調査報告書第一八七集 一般国道7号万代橋下流橋関係発掘調査報告書』（新潟県教育委員会、二〇〇八年）

（6）新潟県編『新潟県史 資料編10 近世五 流通編』（新潟県、一九八四年）五三六頁、「（欠年）巳八月 江差岸田治兵衛宛新潟若狭屋市兵衛売仕切状」。

（7）『日本都市生活史料集成 七 港町篇Ⅱ』（学習研究社、一九七八年）三六四頁、「去申三月川崎や庄三郎方論船願書写」。

（8）江差町関川家文書三二二、三五三、三五四、三五五、三七一。新潟市歴史文化課。

（9）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世（下）』（新潟市、一九九七年）三八八頁。

（10）前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世（下）』四七六頁。

（11）出雲崎町教育委員会編『出雲崎町史 海運資料集』（出雲崎町、一九九五年）。

（12）原直史「越後の新興廻船」（『近世庶民の脱封建性 越後と佐渡の近世民衆史』高志書院、一九九九年）一八七頁。文久年間に朝鮮へ漂流した越後国頚城郡鬼舞の廻船が新潟において届け出た往来について、扱った廻船問屋は「（前略）御番所前は勿論、御仲役所は、やはり右往来にて（中略）届け済みにあいなりおり申し候（後略）」と述べていた。これにより届け出が二箇所に必要なこと、その整合性に配慮していることがわかる。

（13）兵庫県今子浦における享保期の事例として柚木學『近世海運史の研究』（法政大学出版局、一九七九年）三三九頁。新潟県佐渡の浦川港における享保期から明治期の事例として上村雅洋『近世日本海運史の研究』（吉川弘文館、一九九四年）四三八頁。などがあり、いずれも春から秋に廻船が活発に動く傾向を示している。

（14）前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世（下）』四一頁。

（15）前掲上村雅洋『近世日本海運史の研究』四四頁。

（16）前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世（下）』一五五頁。近世中期の上方・瀬戸内の大規模廻船の具体例として新発田藩の大坂回米船をあげる。

（17）前掲上村雅洋『近世日本海運史の研究』四四頁。

（18）新潟市歴史博物館所蔵。

（19）前掲新潟県教育委員会編『新潟県埋蔵文化財調査報告書第一八七集 一般国道7号

万代橋下流橋関係発掘調査報告書』一四頁。

（20）原直史監修『北前船データブック』CD-ROM（考古堂、二〇一六年）、「那珂湊南部屋廻船入津覚」。月日の記載はないが、安政五年の入津として記録されている。

（21）安宅俊介「近世新潟町の船囲」（『新潟市歴史博物館研究紀要第一〇号』新潟市歴史博物館、二〇一四年）。

（22）門前町史編さん専門委員会編『新修門前町史 資料編4 海運』（石川県門前町、二〇〇五年）一九五―二四二頁。日本各地の入船資料から門前町関連の廻船を抜き出し、整理したもの。

（23）門前町史編さん専門委員会編『新修門前町史 通史編』（石川県門前町、二〇〇六年）三〇七頁。

（24）新潟県編『新潟県史 通史編5 近世三』（新潟県、一九八八年）四三〇―四三一頁。

（25）前掲門前町史編さん専門委員会編『新修門前町史 資料編4 海運』一九四頁。各地の入船資料を集計した結果、旧門前町の廻船の累計は二〇〇八隻で、黒島の船はその約半数の九九六隻だった。以下順に剱地、赤神、皆月、腰細、鹿磯、吉浦、五十洲、大泊、深見となっている。これは純粋な廻船数ではなく、各地の入船回数の集計である。

（26）本稿第一部を参照。

（27）沢村洋『新潟の廻船問屋』（新潟市社会教育課 部内用、一九八二年）一一頁。

（28）小村弌「幕末日本海の商品流通について ―越後国泊屋文書を中心に―」（『日本海海運史の研究』福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会、一九六七年）

（29）西郷町誌編さん委員会編『西郷町誌 上巻』（西郷町役場 一九七六年）九五二―九五四頁。

（30）前掲西郷町誌編さん委員会編『西郷町誌 上巻』九五五頁。竹谷素信『布施村の廻船業』（布施村役場、一九六八年）七三頁。

（31）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 資料編2 近世Ⅰ』（新潟し、一九九〇年）五〇四頁、「新潟奉行所ヨリ各番所へ示達」。

（32）江差町史編集室編『江差町史 第五巻 通説一』（江差町、一九八二年）第五章第四節。

（33）前掲江差町史編集室編『江差町史 第五巻 通説一』七六二頁。

（34）前掲新潟県編『新潟県史 通史編5 近世三』四五三頁。

（35）前掲江差町史編集室編『江差町史 第五巻 通説一』七八四頁。

（36）安政六年の入船帳の最後に「囲船地代銀覚 十二月五日」の一枚があり、当該記述がある。入船帳には記されていない。

（37）前掲新潟県編『新潟県史 通史編5 近世三』八一〇頁。

（38）前掲新潟県編『新潟県史 資料編10 近世五 流通編』一四六頁、「差出申詫書一札之事」。

（39）新潟市編『新潟歴史双書Ⅰ　新潟湊の繁栄』（新潟日報事業社、二〇一一年）一二八頁。

第二章　前田松太郎への問屋株譲渡

一、前田松太郎の廻船問屋創業

1　廻船問屋株を取得した前田重松

前田一族、前田重松・重四郎はもともと当銀屋を名乗り廻船業を営んでいた。その船の出しは「一九」で、数隻の廻船を動かしていたことが各地の入船資料からわかる(1)。嘉永五（一八五二）年には、能州時国村の時国左門（上時国家）が新造した七百五十石積の太幸丸について、能州鹿磯村の角屋喜兵衛とともに廻船仲間商売の取極めを結び、蝦夷地から大坂までの北前船経営を行っていた(2)。同じ屋号を持つ新潟町の有力廻船問屋である「八上」当銀屋江口家との関係は血縁ではなく、古く主人と従業員の関係であったと考えられる(3)。また、当銀屋前田家の廻船は新潟では北国屋の扱いであり(4)、当銀屋江口家とのつながりは特に強いものではなかったと推測される。

前田重松は安政六（一八五九）年四月に八百両で若狭屋市兵衛から問屋株を買い、その経営を前田八十兵衛・松太郎親子に託した(5)。休眠状態の廻船問屋の株であれば、そもそも既に客も付いておらず売買によって固定客が移動することはないが、直前まで営業を行っていた若狭屋の株には引き継ぎ客が付いている。はじめにの章で述べた越前屋の例では、具体的な客数は不明だが、一廻船問屋が扱う越中廻船の顧客権利が四百両ほどであった。八百両には相応の客が付いていたと考えるべきであろう。一つの目安として、重松が行ってきた廻船業を発展させるのであれば大型船一艘を調達できる金額である。実際の買積経営には設備投資だけでなく商業のための資本も必要なので簡単な物差しではないが、重松の意思決定はハイリスクハイリターンの廻船業への再投資ではなく、廻船問屋業への進出であった。廻船問屋株への八百両の投資がどの程度の意味を持つか推測の域を出ないが、前章で述べた各地の有力廻船主らとの活発な取引が実現されれば、数年で償却できる金額であろう。前田重松は、この開業では当銀屋を名乗らず、前田屋を名乗った。当初の屋号は「一九」だったが後に「一上」となった(6)。なお、本論では特に注記しない限り、これ以降の「当銀屋」は当銀屋江口家を指す。

2　廻船側から出された宿替届

本章では、若狭屋から前田屋へと廻船問屋株が移った前後の様子を、周辺資料を補いつつ見ていく。まずは若狭屋から前田屋へ株が譲渡された際に、客廻船側が問屋年行司へ出した宿替えの届け【史料1】(7)である。この史料は前述の小橋屋彦七が出したもので、宛先は問屋年行司と前田屋重松であるが残っていたのは当銀屋である。実際の印影が無い文書であることから、当銀屋が書き写したものと考えられる。

【史料1】

能州赤神浦小橋屋彦七船沖船頭与三吉、旧来若狭屋市兵衛支配之處、問屋株御引請之由ニ附、改而前田屋重松殿方江差向候間、双方共心得ニ可被成候、依而一札差上申候頓首

申十一月　　小橋屋彦七　印

来酉年
問屋年行司衆
宿　前田屋重松殿

出された時期は申年となっているので万延元（一八六〇）年であろう。問屋株が譲渡された年の翌年に当たる。自身の手船（沖船頭与三吉）が以前は若狭屋市兵衛の支配であったが、問屋株の譲渡があったので以後は前田屋重松の世話になるということを述べている。敢えて与三吉の船と記していることから推測すると、廻船問屋と客の結びつきは、廻船主単位ではなく廻船（または沖船頭）が人格を持ち、その単位で定められているようである。

安政七年の新春進物控は越後寺泊から加州までの諸浦ごとに顧客の名前が記されているが、複数の手船を擁している廻船主の場合は、沖船頭の名前も続いて列記されている。こちらの史料からも廻船問屋は客を廻船（または沖船頭）単位で把握しているということがわかる。なお、与三吉の船は元治元（一八六四）年に越中岩瀬からの大坂登米に従事しており、その際に宮腰町奉行へ届けられた内容は、三百石積の弁才七年船で船頭水主共五人乗りとされていた(8)。

3　引き継いだ客がわかる新春進物控

安政七年の新春進物控をもう少し詳しく見てみよう。いわゆる顧客名簿である客船帳が見当たらない現在において、この新春進物の控帳は、若狭屋から前田屋への移行時の顧客を把握する唯一の史料である。記載されている地名と人数を整理したものが【表1】である。

まず、地域的な傾向を考えてみたい。記載が越後寺泊から加州までに留まり、遠方の松前江差や隠州島後が記されていないのは、史料の欠損や不完全な記述ということではなく、当時における書状到達の地域的時間的制約ではないだろうか。この点を考慮し、遠隔地の顧客を入船帳から補えば、若狭屋の客の多数を占めたのは越後船と北陸、特に能登の廻船であり、このほかに松前江差と隠州島後などの廻船があったということになる。さらに、この控帳が丁寧に作成されたものであると考えられるのは、地名の記載が海岸線を西へ忠実に辿っていることである。加州の部分で前後する地名があるが、他の部分は一つ一つの小さな浦まで位置を齟齬することなく順に西へトレースしている。そして最後に加州まで進んだところで、能登の黒島、時国に戻り、他に小松が記載されている。前述のように、時国の時国

左門は前田重松と廻船仲間商売の関係にあることから、寺泊から記載が続く若狭屋の顧客に、最後に前田と近しい関係があった人間とその地域を書き加えたものであると考えるのが妥当であろう。

次に贈り物の内容である。一部の顧客名の上には具体的な品名の記載がある。これは送ったものが書状だけでなく贈答品も添えられているということである。その人名と内容は、半襟の牧口庄三郎（荒浜）、白足袋の小橋屋彦七（能州赤神）・中谷藤五郎（能州黒島）・時国左門（能州時国）、鬢付け油の角屋孫左衛門（能州黒島）などである。贈り物の品物にどのような序列や意味があったのかということは判断できかねるが、これらの人物たちを前田は特に上得意と認識していたということになるだろう。

しかし、引き継いだ安政六年の入船状況にこれらの客の名前は見られなかった。しかも前年よりもさらに少ない客数になっている。後述するが、明治期の入船状況にもこれらの客の名前はない。末期の若狭屋は扱い船数が極めて少なくなっていたことは前章にて述べた。しかし、つながりのあった顧客は越後と北陸だけでも五百人近くあった。その中には複数の船を擁し経営規模の大きな廻船主も多くいた。引き継いだ前田はこのような廻船主を上得意として手厚く付き合いを続ける意思があったが、その思惑はうまく機能していない。

【表１】前田松太郎 安政7年新春進物控 集計

越後	寺泊	4
	出雲崎	7
	石地	2
	椎谷	15
	宮川	52
	大湊	2
	阿ら浜	14
	土底	1
	片町	1
	今町	3
越中	東岩瀬	13
	西岩瀬	8
	伏木	2
能州	七尾	4
	穴水	9
	乙ヶ崎	2
	中居	3
	鵜川	3
	鵜出津	11
	真脇	1
	小木	3
	松浪	5
	鵜飼	2
	飯田	16
	加納	6
	正院	27
	正院川尻	3
	蛸島	23
	小泊	2
	引砂	2
	粟津	1
	寺家	5
	狼煙	2
	折戸	3
	高屋	13
	馬ツナギ	2
能州	大谷	1
	ナシミ	1
	片岩	1
	輪島	13
	大澤	7
	皆月	4
	五十洲	4
	鹿磯	9
	赤神	14
	腰細	5
	大泊	1
	剱地	26
	前浜	2
	赤崎	3
	千ノ浦	4
	酒見	2
	風戸	3
	風なし	1
	シミス出村	1
	富木	12
	福浦	19
	阿部谷	6
	阿部谷川尻	4
	神代川尻	2
	羽咋	3
	千里浜	3
	柳瀬出村	7
	今浜	3
加州	高松	2
	本吉	9
	湊	7
能州	黒島	7
	時国	4
加州	小松	7
		469

4　廃業前から顧客の権利を散逸させていた若狭屋

その原因を窺い知ることができるのが次の【史料2】⑨である。これは文久二（一八六二）年に若狭屋市兵衛が当銀屋へ宛てたもので、前述の宿替届けと同じく当銀屋に残っていた文書である。

【史料2】

覚

一　元私客船能州赤神浦小橋屋彦七殿手船儀、先年不調法筋有之、貴殿方江御宿替ニ相成候後、私儀追々難渋仕候処、御頼申入、訳口銭与荷貫受候処、猶又此度折入而御頼申入与荷金ニ預候ニ付、時々訳口銭仕訳書此度不残御返し可申候処、年来相立何方江歟見失候ニ付、為其念書差入申候、猶穿鑿之上、見当り次第無相違御返し可申候、為念証札如件

文久二戌年
閏八月

当銀屋専次郎殿

若狭屋市兵衛

文書の主旨は金銭のやりとりを記したものが見当たらないという内容だが、そこへ事態が至る経緯として書かれている内容に注目する。それは若狭屋が廃業前から顧客の小橋屋彦七を当銀屋へ譲っているということである。若狭屋は資金力がないために小橋屋廻船の取引を当銀屋へ委ね、もともとの権利として訳口（分け口）、すなわち手数料の分配を受けている。若狭屋の入船帳には小橋屋彦七廻船の入出帆が記載されていることから、往来の扱いはもともとの扱い廻船問屋である若狭屋で執行するが、その廻船が行う取引の主体は当銀屋となっているのである。前章で述べた若狭屋利助廻船と同様に、一顧客に対して複数の廻船問屋が介在している事態がここにも見える。

また、この文書が書かれた文久二（一八六二）年閏八月は、若狭屋の廃業から三年少々が経過している時期である。しかし、小橋屋関連の口銭は問屋株を買った前田屋へ引き継がれるのではなく、若狭屋が継続して握っている。この状況では、小橋屋廻船が前田と取引をするとは考えにくい。実際に小橋屋の仕切状はこれ以降も、当銀屋善平のものばかりで前田松太郎と取引をしたものが残っていない【巻末史料3】。若狭屋が権利を譲った取引は、廻船問屋株譲渡後も前田に主導権が戻ることはなく、当銀屋の客として存続して行ったのである。ここであらためて入船帳の付記内容から、このような事例が考えられる顧客を整理してみたのが【表2】である。江差の村上三郎右衛門も取引実態は「大上」小川屋長右衛門に移っている。明治三年九月十五日（巻末史料2・292番）では村上屋廻船について「右船宿儀ハ大上ニ候得共御往来之儀ハ拙方ニ而取扱申事ニ前々ゟ執極候事」との記述があり、前田松

太郎は後年にわたって村上屋廻船の権利が小川屋へ移っていることに固執していたことがわかる。若狭屋の有力顧客は、名目上は若狭屋の顧客でありながらも、かなりの部分で他の廻船問屋に取引実態が移っているのである。

若狭屋が小橋屋廻船について述べたように、廻船問屋側に資金力がないと、売り上げを与えてくれる顧客廻船を維持できないということはどういうことだろうか。これまで述べたように、新潟の廻船問屋の主力商品は、仕入れから売り上げ代金回収までに時間を要す米である。また、売買をスムースに成立させる上では、買い手である買積廻船へ資金融通をしなくてはならない局面もある。第一部で述べたとおり当銀屋はこの時期に廻船主へ商業資金の融資を積極的に行っていた。買積廻船側が「商品を豊富に集積し、更に資金需要にも応えてくれる廻船問屋」と取引を望むのは合理的な意思である。複数船を擁する有力廻船主は、その需要も旺盛で大きなものとなる。弱体化した若狭屋は顧客ニーズに応えられない状況にあり、力のある廻船問屋へと顧客廻船が集中、引きつけられていく実態をここに見ることができる。

【表２】

船主	実際に世話をする廻船問屋	理由
若狭屋利助	小川屋長右衛門	船囲いの世話と届けは小川屋
村上三郎右衛門	小川屋長右衛門	「小川屋方書き上げ」の記載
小橋屋彦七	当銀屋善平	当銀屋文書

5　前田屋松太郎の経営状況

株仲間という守られた特権を取得した前田だが、有力顧客と有力廻船問屋が結びつきを強めている状況の中では、新興問屋は特権だけでは市場において有利なポジションを得ることが難しい。幕末期の前田の苦しい経営の様子を続けて次の【史料３】(10)から見てみよう。

【史料３】

乍恐以書附奉願上候

廻船問屋松太郎奉申上候、当四月より七月迄四ヶ月分増掛り銭残り八百三拾両余上納之儀、精々心配仕候得共何分不行届延引ニ相成奉恐入候、何卒格別之以御憐愍当十八日迄御猶豫被成下度奉願上候、左候得者精々心配仕無相違上納可仕候間、右之段御聞済ニ相成候様奉願上候、以上

慶応三年
卯十一月　　右　　松太郎

米方御掛り
御役人中様

増掛かりとは、米価高騰の際に窮民対策として実施されるものである。窮民に提供される値安米確保の費用に充てるため、米の買い主が津出しをする際に銭を町へ納めさせる制度で、その率は米の値段が高いほど高率となり、年によって変動した。幕領になってからの新潟町では、嘉永三（一八五〇）年の夏頃からの米価高騰に際して発動されたが、幕府は米の買い付けに支障が出るとして翌嘉永四年八月末にはこの制度を取りやめた。しかし、実際には慶応元（一八六五）年、翌二年とも徴収されたことがわかっている(11)。これと合わせ、前田の嘆願からは慶応三年にもこの措置がとられていたことがわかる。

四月から七月といえば、日本海海運の諸国廻船が多く集まる時期で、年間取引の大部分を占める時期である。この際に行った取引にあたって、増掛かり金の納入不足八百三拾両余りを十一月十八日まで日延べして欲しいという嘆願である。晩秋に至ってまで納入することができない様子からは、運転資金が枯渇している状況を読み取りことができる。これと対応するのが次に紹介する【史料4】(12)である。なお慶応三年については周辺資料が乏しいが、前年同時期の慶応二年の四月から七月は、新潟町全体では三万二千両を越える増掛かり金が徴収されている(13)。

【史料4】

乍恐以書附奉願上候

大川前通拾七軒町前田屋八十兵衛奉申上候、当五月以来津出し米増掛り銭、早々上納可仕候処、家事向差支節有之無余儀融通仕置奉恐入候得共、当節調達方不行届其外無余儀要用金差支当惑仕候間、居掛家屋敷并土蔵弐ケ所引宛書入ニ仕、組合連印御役印申請沽券証文相添差上可申候間、市中御備金之内来辰三月中迄金五百両拝借被仰付被成下置度奉願上候、何卒以御慈悲願之通被仰付被成下置度偏ニ奉願上候、以上

慶応三卯年十一月　　前田屋
松太郎

米方御掛り
御役人中様

こちらは増掛かり金の納入にあたって、市中御備金から五百両を借りたいという嘆願である。住まいの屋敷と土蔵二棟を担保として差し出す旨も記されている。増掛かり金の残金納入を日延べしてもらいつつも、その具体的な金策はなく借財に頼らざるをえない苦しい状況なのである。

増掛かり金の徴収が継続されているということは、市中に窮民が多いということである。この時期には増掛かり金のほか、市内の有力者二十二人から値安米確保のための資金提供

がされている(14)。一人当たり二十両から二百両と寄付の額には差があるが、これらを行った人物は有力な廻船問屋や材木問屋、塩問屋などであり、新興問屋前田の窮状とは対照的である。また、自身の窮状にあたって、他の商人からではなく、市中御備金からの借金を申し出る点は、独立して経営を維持したい前田の強い意志であろう。

6　株仲間の枠組みと宿替えの実情

ここまで、廻船問屋の株の譲渡に関連する出来事を追ってきた。新潟において近世後期から多く見られた休眠株の売買ではなく、顧客を持ち営業を継続していた問屋の株譲渡には、その周囲に次のような事例が見られた。

資金に困窮し、商品確保や資金融通など顧客廻船のニーズに応えられなくなり経営が極めて不安定となった若狭屋は、旧来からの顧客の権利を維持しつつも実態取引を他の有力廻船問屋へ譲っていた。廻船の宿替えという一元的なものではなく、入出帆に関する往来等の執行と商業取引を分離し、旧来からの取引権利を有している廻船問屋は、形式的に廻船の入出帆の処理を行い、取引を委ねた別な廻船問屋から取引口銭を得るというものであった。

従来の研究では、近世の海事慣行として定められてきた「他問屋との取引禁止」や「宿替えの禁止」といった点を踏まえて、廻船と廻船問屋の取引関係は強いものと認識されていた。そしてこの部分が強調され、客の奪い合い、いわゆる客論・論船が取り上げられてきた(15)。着目点が禁止制度の一側面に偏在してしまったことは、廻船と廻船問屋の様々な局面を理解していく上で少し不十分な視座だったと言えよう。

しかし、本史料の検討からは、問屋側の経営力が買積廻船との関係において実情に合わないケースが生じてきた場合、廻船問屋仲間が従来の枠組みを流動化させない合理的意思として、宿替えを行っていることがわかる。第一章であげた例では、株の売買に伴うものだけでなく、所持者の意思によって客が株から分離し別な問屋へ売られる様子があり、また次節で検討する明治期の入船帳には、一年だけ問屋を変える（巻末史料2・343番）。不都合があり問屋を変える（巻末史料2・448番）という記述が見られ、宿替えがごく一般的に発生していることがわかった。

米の巨大集散地新潟では、廻船問屋が単なる「宿」「売買の世話をする仲介業」ではなく「主体的に主産物を集積する問屋商人」である。そしてその商売は株仲間によって顧客廻船との取引の独占、新規参入の制限が行なわれている。そのため彼らによって価格や流通量が支配されることになる。自由競争ではない不完全な市場が形成されており、さらにその市場における買い手は商品だけでなく資金融通をも求める買積廻船である。豊富な資金力を持ち市場に大きな力を及ぼす有力な廻船問屋へと廻船が引きつけられて行き、一方で弱体化した問屋はその廻船についての既得権を請求するだけの存在となる。その実態が「往来・取引分離」という現象に表れているのである。若狭屋の場合は、特に経営規模の大きい顧客廻船が、相応の経営規模を持つ廻船問屋へと移る様子が見られた。

弱体化した問屋の株の実態は良品ではなく、購入した前田屋は、株に付随する既得権の多

くを得ることができなかった。その後の借金の様子からも、安泰な経営状況でなかったことは疑問がないであろう。

若狭屋から前田屋への廻船問屋株譲渡は、表面的には幕末期における老舗廻船問屋の衰退とそれに代わる新興廻船問屋の登場である。しかし、資金力で圧倒する他の有力廻船問屋が市場に大きな力を及ぼしている状況において、新興商人が従来型商人を乗り越えていこうとするのは非常に難しいことであった。

二、明治二年から六年の前田屋入船帳

1　史料の記載形態

前節までで、老舗の有力廻船問屋の廃業の顛末、その理由として資金力低下による客離れがあげられること。そして廃業前から顧客が他の廻船問屋へ散逸することによって、問屋株を購入し営業継続を目論んだ新たな商人前田松太郎が苦戦する様子を見てきた。その状況が一転し活況の様子を見せるのが明治期である。

明治期の入船帳も記載形態は、安政期のものと大きな変化はない。入船日、積石数、乗組員数、船籍地、船主名、船頭名、帆印、反数、出し、船名、そして出帆日の記載となっている。また、一部に積荷の記載や新潟に至るまでの寄港先の記載がある。残念ながら分析するほどの量ではないが、買積廻船の一端が垣間見える興味深いものではある。【表3】は積荷の記載があった廻船を整理したものであるが、記載の品物が積荷全体を表すものか、前田と取引が成立したものなのかは判別できない。【表4】は航跡の記載があった廻船を整理したものである。

また、明治六（一八七三）年は冬季になっても地域の小型船は動いている。これは斎藤善之が明らかにした点(16)と同様の様子である。

では、内容を整理して明治二年から六年の入船帳を見てみよう。【表5】は月別の入出船数及び船籍地と積石数をまとめたものである。第二章で検討した安政期の様子とも対比しつつ考えると特徴的な点としていくつかがあげられる。なお、本節で入船帳に記載されている廻船を番号で称した場合は、特に注記をしないかぎり【巻末史料2】に対応している。

2　扱い客船の増加

まず一つ目であるが扱い数が大きく増えていることである。特に明治二年と三年は扱い数が年間百隻程度となっている。安政期の年間三十隻程度からは飛躍的に伸びているといえよう。明治二年に関しては新潟港に入港した船を地域別に整理した統計が残っており【表6】(17)、それによれば全体の入港数は二千八百隻程度である。少し乱暴な計算だが、およそ四十軒の問屋が活動していたことから平均を考えても年間百隻を扱う前田は新潟港全体から考えても多い。この統計は外国向けのものであり船の大きさはトン数で表されている。このうち、伊予の一隻と豊後の一隻に注目すると、前田の入船帳ではそれぞれ182番八月九日の伊予越智郡今治城下の柳瀬屋亀之助の幸若丸九百石積み、153番六月十九日の豊後杵築郡富来の福来屋敬作の住吉丸三百石積みである。重さとトン数の換算は一石＝一五〇キログラム。百石が一五トンで換算されていることがわかる。

前田の扱い数が増加している一番の要素は能登廻船の多さである。史料の期間を通じて全体のおよそ半数は能登廻船である。また、新潟港全体と比較が可能な明治二年で言えば、新潟に入った能登廻船のおよそ三分の一は前田の扱いであった。

【表３】入船帳に積荷記載がある廻船

番号	入津年月日	船主		沖船頭	積石数	船名	積荷
357	明治　5　3　16	越前　宿浦	岩倉丈太郎		三百石積	伊勢丸	前浜塩＝四百俵、白砂ト＝百丁、玉砂ト＝三百丁
358	明治　5　3　16	能州鳳至郡　黒島	北野金助		四百石積	金栄丸	松永塩＝千俵、玉砂ト＝三十丁、繰綿＝廿本
359	明治　5　3　23	能州　阿部谷	小川屋小兵衛	幸吉	二百石積	大寶丸	能登塩＝六百俵

【表４】入船帳に新潟入津前の行程記載がある廻船

番号	前航跡	入津年月日				船主			沖船頭	積石数	船名
424	6月5日蛸島→	明治	6	6	13	能州珠洲郡	高谷村	坂尻四平		百十石積	久寶丸
425	4月13日新潟→　5月25日南部　6月13日→	明治	6	6	21	越中国新川郡	生地村	能登甚七		百八十四石積	年徳丸
427	5月24日堅来→　6月11日蛸島　6月14日→	明治	6	6	28	豊後国国東郡	堅来村	一井伴蔵	富蔵	五百石積	弁天丸
428	6月13日伏見→	明治	6	6	29	能州珠洲郡	伏見村	坂本七郎平		百五十石積	寶久丸
429	4月10日小木→　4月12日高谷　4月20日→　4月26日伏木→　6月6日敦賀→　6月17日高谷→	明治	6	7	1	能州珠洲郡	高谷村	藤谷藤五郎		百二十五石積	多福丸
433	7月2日敦賀→	明治	6	7	9	越前国丹生郡	道口浦	米谷又平		百二十七石積	長福丸
435	6月3日大坂→	明治	6	7	16	大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	二百二十五石積	回向丸
438	7月4日新湊→	明治	6	7	21	越中射水郡	新湊六渡寺町	竹ノ内庄吉		四百四石積	妙天丸
439	7月6日下海浦→	明治	6	7	21	越前丹生郡	下海浦	寶来庄三郎		二百三十八石積	永寶丸
440	7月6日安芸国豊田郡御手洗→	明治	6	7	25	隠州知夫郡	知夫村	鹿島弥吉	元吉	二百十四石積	権現丸
441	7月24日甄城郡直江港→	明治	6	7	28	能州珠洲郡	飯田村	米谷又六	三太郎	百石積	加徳丸
442	7月28日佐州水津湊→	明治	6	7	29	佐州加茂郡	下久知村	菊地善太郎		四十七石積	善寶丸
443	7月26日敦賀→	明治	6	7	29	越前国丹生郡	宿浦	富田太三郎		二百三十三石積	長永丸
444	7月27日東岩瀬→	明治	6	7	29	能州羽咋郡	川尻村	米澤又右衛門	傳四郎	九十五石六升五斗五合積	蛭子丸
445	7月27日小浜→　7月27日敦賀　7月30日→	明治	6	8	9	越前国丹生郡	海浦	梅谷治郎平		百二十一石積	常宮丸
446	8月10日坂井→　8月16日松ヶ崎　8月17日→　8月18日	明治	6	8	17	越前国	上海浦	恩田長十郎		四十六石積	長宝丸
456	9月16日函館湊→	明治	6	9	23	越中国新川郡	生地村	能登屋甚七		百八十四石積	年徳丸
462	10月17日越前坂井湊→	明治	6	11	7	越後国岩船郡	早川村	斎藤三五郎		百十七石積	栄福丸
464	11月1日松ヶ崎→	明治	6	11	7	能州鳳至郡	輪島浦	磯見次郎八		百石積	栄福丸
465	10月9日夷→	明治	6			佐州加茂郡	和木浦	畠山善太郎		五十石積	八幡丸
466	10月9日備後国糸崎湊→	明治	6	11	8	摂州大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	二百二十五石積	回向丸
467	10月29日水津湊→	明治	6	11	14	佐州加茂郡	下久知村	菊地善太郎		四十七石積	善寶丸

【表５】明治期　前田松太郎　月別入出船数及び船籍地と積石数

明治２年（1869年2月11日～1870年2月1日）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船		3	11	16	12	19	16	11	11	4			2		105
出帆			4	22	12	13	14	13	9				9	9	105

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
新潟			3		4								7
越後		4		1									5
佐州				1	1								2
松前			1										1
越中			1			1							2
能州	2	2	33	4	4	3	4	1	1	2	1		57
加州			1										1
越前			6	2	4	1	1						14
大坂				1	5	3					1		10
雲州												1	1
隠州			2	1									3
伊予											1		1
豊後					1								1
													105

明治３年（1870年2月2日～1871年2月18日）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	閏10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船		2	8	15	11	15	23	10	7	7	2					100
出帆			11	3	19	8	19	15	7	2				16		100

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
新潟			2		1	2							5
越後		1											1
佐州						1							1
松前			1					1					2
羽州				1									1
越中			1										1
能州		4	29	3	3	5	3	1				1	49
加州			3	1			1						5
越前		1	8	2	3	1		1					16
大坂			1	1		4	1	2	1				10
隠州			1	2	2								5
豊後					1	1	1						3
不明					1								1
													100

明治４年（1871年2月19日～1872年2月8日）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船		5	10	16	7	5	5	1	2						51
出帆				17	9	5	5	3	5				7		51

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
佐州		3	2										5
松前			1										1
能州		2	19	5	2	1							29
加州										1			1
越前		1		1	2	1	1						6
大坂		1											1
隠州			1	1	3								5
豊後					1	2							3
													51

明治５年（1872年2月9日～1872年12月31日）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船			8	7	2	8	12	3	7	1					48
出帆				10	4	8	7	10	6	2			1		48

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
越中			2										2
能州		2	14	3		4							23
加州		1									1		2
越前			4	2	2								8
若州				1									1
大坂			2	5			1						8
隠州				1									1
肥後								1					1
豊後						2							2
													48

明治６年（1873年）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	囲い船	計
入船				2	12	9	15	3	10	4	5	1	3		64
出帆				1	9	9	13	7	6	4	1		14		64

	不明	百石未満	百石積～	二百石積～	三百石積～	四百石積～	五百石積～	六百石積～	七百石積～	八百石積～	九百石積～	千石積～	計
佐州		10											10
越中			2			1							3
能州		12	16	1									29
越前		2	5	4									11
大坂				3									3
隠州			5	2									7
豊後							1						1
													64

【表６】明治二年 新潟港入港の和船　国別の隻数及び積トン数

国名	新潟	越後	佐渡	松前	津軽	南部	出羽	越中	能登	加賀	越前	若狭	丹後	但馬	因幡	伯耆	隠岐	出雲	石見	長門	周防	安芸	備後	備中	讃岐	阿波	伊予	播磨	大坂	筑前	豊後	日向	薩摩	計
隻数	203	1156	329	25	14	23	203	278	166	124	62	14	19	47	2	2	10	24	40	12	12	3	1	1	5	3	1	1	84	1	1	1	2	2869
トン数	6964	24612	5312	1235	491	1146	2693	8184	6458	5163	3869	387	937	2425	149	119	536	1577	2009	565	878	238	89	45	253	223	134	89	5461	134	45	89	298	82807
平均トン数	34.3	21.29	16.1	49.4	35.1	49.8	13.3	29.4	38.9	41.6	62.4	27.6	49.3	51.6	74.5	59.5	53.6	65.7	50.2	47.1	73.2	79.3	89	45	50.6	74.3	134	89	65	134	45	89	149	28.86
うち前田扱い隻数	7	5	2	1				2	57	1	14						3	1									1		10		1			105

出所：青柳正俊『開港場新潟からの報告　イギリス外交官が伝えたこと』40頁より作成

3　廻船の小型化と直乗化

次にあげられることは、廻船の小型化と直乗船頭の増加が顕著ということである。前田の主力客である能登に代表される北陸の廻船の多くは百石から百五十石積み程度のものとなっている。これは年毎に一層この傾向が強くなる。またそれらの船の多くが直乗船頭である。船頭についての記載が省略されているなど史料に不完全な点もあるが、扱い船のおよそ半分は直乗の船となっている。安政期は三百石程度の中型船を複数擁している廻船主とその廻船が顧客であったが、明治初期には一艘乗りの直乗船頭が動かす百石程度の小型廻船が主たる客となっている。能登は近世後期に廻船業に進出する人間が急増したと言われている(18)。これは沖船頭で力をつけた者が廻船主から独立し直乗船頭として新規参入をしているのである。一つ一つの直乗船頭の出自や経営内容を判断できる資料は乏しくそれを論ずることは難しいが近世中期からある程度の商業資本を持って参入している廻船主から比べれば小規模で零細経営であったことは否めないであろう。また、百石積程度の小型廻船が多い中で107番の四百五十石積み、112番の五百石積みなどの中型廻船の存在は目立つが、一ノ宮（現在の石川県羽咋市一ノ宮）の西村屋忠五郎、輪島の浜屋忠左衛門なども、幕末から廻船業に進出している人物である。西村屋は初代忠兵衛が天保五（一八三四）年に十六歳で大坂の綿屋喜兵衛に奉公し、後に綿屋の廻船大栄丸の沖船頭として頭角を現した。大坂の綿屋は忠兵衛と同郷の出身であった。嘉永期には自身の船を持ち直乗船頭となり、その後も増船を重ね明治初期には政徳丸や政吉丸など複数の船を持つ廻船主へと成長した(19)。また、輪島の浜屋は文化十四（一八一七）年に質屋を始め、文政期からは御用銀の納入者となり大きな財力を持った。廻船業への進出は安政五（一八五八）年からである(20)。それぞれ船の大きさや経営規模の違いはあれども、日本海海運の中では新興船主であることに変わりはない。

小型で直乗タイプである前田の客の多くをこの時期に新たに多く現れた「新興船主」と見た場合、安政期の入船帳に名前を残した中型で複数船を動かす「従来の廻船主」の動向はどのようなものであろうか。前述した小橋屋彦七の仕切状群【巻末史料3】からは、安政期から明治六年頃までは継続して当銀屋と取引していることがわかる。有力廻船主を取り込んできた当銀屋だが、第一部で述べたとおりこの時期には経営が悪化している。近世から近代の移行期に幕藩権力と結びつきの強かった廻船問屋がまず再編されていくが当銀屋もその例に漏れなかった。当銀屋は能登廻船のうち黒島浦の廻船と多くの取引があったが、この時期に黒島廻船の船主が連名で加賀藩へ資金援助を依頼した文書が残っている。資金援助の理由は当

銀屋の資金不足が自身の廻船経営に影響したからである。ここに現れる船主は複数船を擁した経営規模の大きな船主ばかりである(21)。廻船と廻船問屋の関係には相応の経営規模があったという様子をここにも見ることができる。

当銀屋の経営不振は日本海海運に大きな動揺となったと思われるが、この文書に出てくる廻船主のうち後に前田の客となったのは比較的経営規模が小さい北野金助のみであった。すなわち、前田の活況はこの時期に日本海海運に湧き起こった比較的小規模な新興船主たちを取り込むことに成功しているからである。

4　扱い客船の地域的な傾向

前項とも関連するが、次にあげられるのは扱い客の地域的な分布は安政期と比較的似通っているということである。まず、主力の客は能登を中心とした北陸方面であるが、安政期のように能登のごく限られた浦という様子ではなく越前や加賀、越中の客も扱うようになる。特に越前は当史料の期間中には比較的継続して様々な船が入っている。百石積み程度の小規模で直乗の廻船が多いのは前述した能登客の傾向と同様である。中規模廻船も若干あり、その中でも複数回入津しているのは越前蒲生浦（現在の福井県福井市蒲生）の青木勝左衛門・勝左右の廻船である。

青木家は漁業及び酒造業を営んでいた家であるが、この時期には神力丸・開運丸・宝寿丸・住幸丸の四隻の渡海船を持ち北前船経営に参入していた(22)。開運丸は慶応三（一八六七）年に小浜で建造され、その大きさは長三丈四尺三寸・巾一丈八尺九寸・足五尺六寸七歩・三百六十七石積みであったという。宝寿丸は慶応四年三月に大坂で建造され、大きさは丁先三丈七尺・腰当壱丈八尺九寸・あし五尺六寸、建造費一三五五両であった。両方とも同程度の大きさの船であることがわかるが、新潟入津時では両船とも五百石程度の船として記録されている。建造時の記録とは積石数が異なるが、建造時の届けと航海時に実際に積み込む量には違いがあったのだろう。なお、船主は青木家で船頭は沖船頭を乗せているが、小浜で建造された開運丸は小浜港の船問屋嶋屋長右衛門の傭船、大坂で建造された宝寿丸は大坂の船問屋室積友三郎の傭船であり実質的なオーナーは商業地の問屋商人である。

大坂の商人が北陸の廻船を傭船している例は当史料に多く見られる。123番の大坂南堀江二丁目鍋屋常吉の船は能登一ノ宮塩屋次郎作であり、297番298番の大坂薩摩堀東町桜井屋重太郎の船は加州本吉の船である。380番も桜井屋で届けがされているが、実際には能州西出屋與三郎の船であり、佐州で自身の往来を紛失したので桜井屋の往来を提出したという複雑な事情の記述もある。また、308番能州剱地の中塚屋甚四郎、330番の能州輪島の中川屋九郎平は同人の名前で入船帳に記載されているが、御番所へ届けた往来は大坂油屋吉蔵のものであった。さらに167番209番236番263番300番の大坂油屋吉蔵の船は、能州黒島の北野金助を傭船していると考えられる。北野金助はもともと当銀屋の客であったが、油屋吉蔵の傭船として前田の客となり、それ以後も前田の客として継続している。記載の表面上として安政期には見られなかった大坂の比較的規模の大きい廻船があるが、これらは往来手

形については大坂のものを持参しているが、実質的には船や船頭以下水主は多くが北陸地域から傭船されているものである。

また、安政期によく見えた隠岐の廻船は担い手が変わっている。隠岐においても北陸同様に近世来の商家経営の廻船主から独立した直乗り船頭が増えている(23)。明治期の前田屋の客は、新たな客ばかりだがその地域は大きく変わっていないということがわかる。

このように見てみると、廻船問屋の顧客は、問屋の営業規模と扱い廻船の経営規模や属性には関連する傾向があり、さらに問屋どうしには得意とする地域の住み分けがあったのではないかという推定ができる。そしてこの傾向は安政期から変わらないものであった。

5　扱いが少ない越後船

顧客の地域的な特徴にはもう一つ大きな点がある。越後船の扱いがほとんどないということである。前田が若狭屋から引き継いだ客の多くは越後廻船だった筈であるが、明治期にはその姿が見えなくなる。これは新潟湊の有り様の中では非常に特異な傾向と言えるのではないだろうか。しかしながらその理由は本史料からはわからない。

明治二年の統計【表6】では、越後船は一一五六隻。新潟と佐渡も合わせれば、一八〇〇隻ほどになり、入港船の六割になる。統計から平均的な船の規模を計算すると佐渡船は百石程度、新潟や越後の船も比較的小型の廻船が多くあったと読み取れる。また、多数の船が入港しその規模が小さいという観点で見ると出羽も同様である。このことから新潟港に出入りする船の多くは近隣の小型船なのである。近世来の問屋の規定でも、羽州加茂から今町までという範囲は地廻り海運として位置付けられており(24)、この範囲は一つの市場圏として機能している。このことは、新潟港の移出入品の統計(25)からも読み取れる。新潟港を行き交う品物は、遠距離を動く商業物資の中継だけでなく、都市生活を支える物資が近隣から多く新潟に入ってきているのである。

こういったことを念頭に置きつつ、新潟から見た場合の近隣船の役割を考えてみたい。まず一つ目は、近隣市場圏を動き、人口の大きな都市や逆に田畑の乏しい小さな浦の生活必需品を運ぶという役割がある。これは小廻船が多い。具体的には新潟へ薪などを運び、逆に米を持ち帰るといった動きである。生活を支えるものを相互に補完する流通である。併せて、新潟で中継され遠隔地と移出入される産品の流通である。これは材木のようなものから手工業品まで様々なものがある(26)。また、新潟の開港と外国船の需要によって信州方面の蚕卵紙が直江津港を経由し新潟へ入るという動きも見られた(27)。そして、地域の市場圏を超えて遠隔地と行き来する規模の大きな廻船である。これは特に蝦夷地北海道との交易があげられる。江差の二つの廻船問屋、甲屋、関川家双方の資料とも扱い数として越後佐渡の廻船が多く数えられている(28)。問屋にはそれぞれ得意客の地域的な偏りがあるが、特に関川家は経営規模が大きく江差を代表する問屋である。また、新潟県出身者による開発もあり蝦夷地産物は新潟へ多く移入されている。蝦夷地と新潟との交易にあたっては越後と佐渡の廻船がその多くの部分を担っているのである。

新潟港に入港する船のおよそ六割を占める近隣船は概ねこのような動きを取るが、前田屋はこれらの流通には深く関与をしていないということである。442番明治六年七月二九日佐渡下久知の菊池善太郎善宝丸は積荷に竹千四百本、薪千把という内容が見え、佐渡の特産物かつ遠隔地需要がある竹、新潟の都市生活を支える薪という積荷であるが、前田屋の全体からすれば小さな例に過ぎない。また、買積廻船は様々な品物を積んで各地を動く。148番中塚屋の二徳丸は新潟出帆後、江差の関川家に入っている。越後船の扱いがないので北海道との結びつきがないと一概に言うことはできないが、本拠地を北陸の特に西側に持つ廻船の扱い数が多いこと、そしてこれらの地の廻船は古くから西国品を下り荷として扱っていたこと、そして本節の第一項であげた積荷の例などを総合すると、前田屋の経営が他の廻船問屋と比較しても西からの下り荷に力点を置いていたことは明らかであろう。

前田屋が下り荷を商品として積極的に取り込んでいたことは次の【史料5】(29)からも窺える。前田松太郎が隠岐布施村の熊屋熊右衛門に宛てた書状で、入港と取引を促す内容である。

【史料5】

寒冷之砌　愈御安泰被遊御座恐賀候、当秋者下り物大気配追々而入込候得共、在方三年分も取入候次第ニテ買進み居り候間、明春者御手早御下り被下候得者、塩蝋鰹節砂糖品々不足にて御座候間、品物御懸引奉願上候、

一米相場三田米八俵壱弐歩、

大豆六俵壱弐歩、

品沢山ニ御座候、来四月切大切ニ候間、金詰莠々引締之能御買場可有之候哉ニ奉存候、何卒御考弁早春御下り被成下置度奉願上候、頓首

十二月十二日　　前田松太郎

熊屋熊右衛門様

具体的な年が不明だが、印には湊町通一とあり、このことから明治二年以降の書状と比定できる。また内容に米の流通在庫は豊富であることが記されており、明治二年や三年といった早い時期ではない。また熊屋熊右衛門が積極的に廻船経営を行っていた時期を考慮すればおそらく明治五年から八年あたり(30)の手紙と推定される。前田は下り荷を求めていること、新潟で積み込む米と大豆の値段、及び品が豊富であることを伝え、船が動く早春には早めに入港してほしい旨を述べている。

時代は少し後になるが、隠岐の廻船との具体的な差引状もある(31)。明治一七年六月二三日に前田松太郎が山口兼平(32)宛に書いた差引で、兼平から前田へ売った物として記されているのは、半紙、白砂糖、玉砂糖、若布、空豆、綿、木綿、塩、生蝋などである。逆に前田

が兼平に売ったものは三田米、白米であった。

このように、前田が一次的に取り扱い、得意としていた品物は、北陸や西国からの下り品であった。そしてそれらを担った北陸を中心とした廻船への米の売却を営業の主軸としていた。

6　明治四年と五年の低迷

さらに史料内容の検討の上で注目しておかねばならないのは、明治四年と五年の扱い数が前年までに比べて半減している点である。翌年の明治六年は若干増え状況は反転している。これが前田という一廻船問屋の商売が低調であるのか、それとも新潟港全体が停滞し、その影響が前田の扱い数にも現れているのかということを検討しよう。

前述したように前田のこの時期の顧客属性とその動向は、安政期のように複数の廻船を擁している廻船主を相手顧客とし、それらの船が年に数回出入りをする様子ではない。そのため、この扱い数の減少は何らかの大口顧客が離れた、入港しなかったという状況とは考えにくい。実際にそのような可能性がある名前も見つけられない。この史料の中からは理由が推測できず、総じて減少しているという状況である。

【表７】明治初期の新潟港における沿岸交易の状況（金額）

単位：ドル

	移入					移出				
	外国船	日本船				外国船	日本船			
		蒸気船・帆船	平底船	小計	合計		蒸気船・帆船	平底船	小計	合計
明治2年	542,471	記録なし	1,576,792	1,576,792	2,119,263	177,501	0	1,793,297	1,793,297	1,970,798
明治3年	405,075	5,444	1,560,635	1,566,079	1,971,154	227,448	30,440	1,076,778	1,107,218	1,334,666
明治4年	105,234	28,386	999,904	1,028,290	1,133,524	3,448	38,886	946,290	985,176	988,624
明治5年	50,108	3,114	1,015,439	1,018,553	1,068,661	8,918	18,110	599,760	617,870	626,788
明治6年	85,292	29,786	1,543,970	1,573,756	1,659,048	2,714	33,476	1,312,234	1,345,710	1,348,424
明治7年	161,740	33,492	2,003,026	2,036,518	2,198,258	43,035	54,722	1,700,640	1,755,362	1,798,397
明治8年	60,968	91,200	1,512,656	1,603,856	1,664,824	14,558	126,806	1,135,246	1,262,052	1,276,610

出所：青柳正俊『開港場新潟からの報告　イギリス外交官が伝えたこと』123頁

【表８】明治初期の新潟港 船舶の出入港状況

	外国船		日本船				平底船の
			蒸気船・帆船		平底船		
	隻数	積トン数	隻数	積トン数	隻数	積トン数	平均積トン数
明治２年	18	6,340	4		2,869	82,807	28.9
明治３年	25	15,506	8	5,391	3,332	79,940	24.0
明治４年	3	1,323	9	2,588	2,528	78,622	31.1
明治５年	1	194	2	866	2,444	60,012	24.6
明治６年	3	5,100	3	874	4,693	70,030	14.9
明治７年	6	3,476	2	1,616	4,463	64,836	14.5
明治８年	2	834	9	4,436	3,198	58,018	18.1

出所：青柳正俊『開港場新潟からの報告　イギリス外交官が伝えたこと』123頁

【表７】は開港以降の国内交易の金額の推移、【表８】は同じく出入港状況の推移である。出所資料は新暦で統一されている。明治五年までは旧暦である点を考慮せねばならないが、船が動き港が機能する時期は主に春から秋であるので集計が年をまたいでいる可能性は極めて少ないと考えてよいだろう。

統計を作成したイギリス外交官トゥループは年によって交易が落ちている原因は米の収穫が減少していることが要因と報告している(33)。その根拠と思われる統計【表９】には米の移出量と併せて砂糖、鉄、繰綿の移入量が記されており、米の出荷が減ると廻船が集まらなく

なり、それによって移入品も減るという実態が見える。

明治三年になると新潟通商司の下に同じく政府主導で新潟商社が作られ地元商人が強制的にそこへ加入させられる。政府は新潟港の主力商品である北海道産物の取り扱いを通商司と新潟商社を通じて行う流通統制を布告し、さらに交易品に税金や手数料、商社への積立金などを課す布告も伝えられた(34)。不服を申し立てた検断の更迭や商人たちから旧来の取引慣行に戻してもらえるようにとの嘆願が出るなど事態は大混乱に陥り、四月下旬から五月にかけて商業が一時機能停止をした。混乱の収束には政府、外国公館、新潟の通商司及び商社のせめぎ合いがあったが程なく沈静化し、流通統制や高率賦課の措置は夏頃までに是正された。この混乱では、入津した廻船が滞留させられ、そして商品を積み下ろしすることなく他の湊を目指すなど廻船側にも不利益な事態が見られた。この混乱情報が翌年以降も尾を引き、米の不作と合わせて新潟を廻船が避けたと考えることもできる。

これらの事情から、明治四年、五年と扱い数が落ちている要因は前田固有にあるのではなく、新潟港全体が低調であった結果と判断できる。

また、この統計からは廻船の小型化と多数化がさらに進んでいる様子。期を通じると交易規模が低下傾向にあることを示している。これは新潟港に土砂が堆積し、船の通行が容易でなくなってきていることが大きな理由であろう。

【表９】明治初期の新潟港における主要商品の移出入の推移

単位：量＝ピクル、金額＝ドル

	移入						移出	
	砂糖		鉄		繰綿		米	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
明治2年	24,396	207,440		56,534	3,238	151,445	139,891	453,711
明治3年	13,336	98,613	12,136	48,654	2,756	85,929	309,978	783,357
明治4年	16,775	116,882	6,662	26,436	4,197	83,940	311,884	467,826
明治5年	16,638	126,510	5,451	35,790	1,486	29,730	356,245	448,790
明治6年	22,345	163,278	9,164	55,014	5,005	120,114	532,956	676,014
明治7年	12,732	112,718	20,463	128,113	4,232	84,640	479,757	984,435
明治8年	23,338	184,565	26,320	112,052	4,923	101,597	382,493	795,760

出所：青柳正俊『開港場新潟からの報告　イギリス外交官が伝えたこと』124頁

7　株仲間廃止の影響

この時期にもう一つ注目しなくてはならないのは、株仲間の解散である。新潟町では明治三年十二月に廻船問屋の株仲間は解散させられている。また、この際に従来の大問屋・小問屋・付船宿などの業態区分が廃止され、名称を全て「船宿」に統一するとされた(35)。自由商売となった影響が前田の扱い数低下に影響はしていないだろうか。

株仲間廃止後も問屋名目復活の嘆願がしばしばあり(36)、明治六年には解散していた問屋会所を復活させ、新たに廻船問屋会議所が上大川前通十番町に開設されている。この動きの中心人物は高橋次郎左衛門・江口善平・松浦五平・小川皆蔵・片桐十蔵の五人で、皆旧大問屋である。彼らの主導によって他七十人ほどの商人が参加している(37)。廻船問屋とその周囲の問屋商人が旧来の商慣習と既得権を守ろうという動きである。この人数の多さからも

わかるように、廻船問屋会議所を旧来の廻船大問屋主導で開設するのは、旧来商人と自由商売以降に廻船問屋を名乗るようになった者との対立ではなく、それぞれの立場が旧来の商慣習を守りたいという思惑なのである。明治五年に新潟県令に着任した楠本正隆は新潟商人について「古い習わしにとらわれ（中略）商売は目の前の小さな利益をむさぼっていて、皆で大きな仕事をしようという気持ちがない。」(38)と評し、イギリス領事のトゥループは明治四年一月の報告で「新潟の商人が覚え始めた商売のやり方にはまだ正すべきことがあることは否定できない」と言っている(39)。こういった発言からも当時の商人の様子が想像できるだろう。また、明治九年に間瀬屋清吉が廻船問屋を廃業した際には、「問屋名代之儀、享保五子年古来之通売買被仰付候・・・」「御客帳勿論家屋敷共家業之儘同業西村治郎吉殿へ跡式譲渡候ニ付、・・・」といった書状があり(40)、客付きの株として西村へ譲られていることがわかる。株仲間の廃止から五年以上の時を経ていても、既得権と商慣習は大きな存在として継続していることがわかる。

しかし、株仲間の廃止は確実に自由商売の方向へと開けていっている。株仲間廃止後の新潟では廻船問屋を名乗る者が増え、その数が整理されてわかる明治十三年には百十人になっている(41)。自由商売以降、まず廻船問屋を名乗るようになったのは、従来の付船宿や廻船問屋から仲介された物資を扱っていた問屋商人であった。トゥループの統計にも見られるように新潟に大量に移入される主力商品は塩、砂糖、鉄、繰綿などであり、それらを扱う問屋商人の中には廻船問屋以上の経営規模を持つ者もいた。また商流上は廻船問屋の仲介を受けつつも物資は廻船と直接やりとりする例もあり(42)、実態として廻船問屋と変わらない部分もあった。

前田の入船帳には新たな廻船問屋との対抗を窺わせる記載がある。それは安政期と同様に一つの客に対して他の問屋が介在している記述である。422番と432番、客は能登剱地の中塚平治郎である。「右船玉御往来之儀ニ付 入船之節ハ塩勘ニ御座候共出帆免状之儀私才ニ而願置候事」とあり、塩勘は塩屋勘六、後の塩屋清水芳蔵のことである。清水芳蔵は廻船問屋塩屋（松浦）久兵衛に幼い頃から学び、明治三年以降に廻船問屋を名乗り始めた商人である(43)。勘六は芳蔵の父である。屋号の通り塩を主に商う商人で元々の経営規模も大きく、明治初期の新潟において政治や商業の旗振り役となる有力者であった(44)。問屋商人が自由商売以降に廻船問屋を名乗るようになり、従来の廻船問屋の客と直接結びつくようになった一例である。

前に述べた【巻末史料3】小橋屋の仕切り状群にもこの時期の傾向というものが現れている。断片的な史料から全ての取引を把握することはできないが、取引の相手先が多様になっていることは読み取ることができる。明治四年の春までは売買仕切の相手人はほぼすべて当銀屋善平である。明治五年以降は能越屋雄作、塩屋勘六、碇屋三左衛門、清水芳蔵といった名前が見られるようになる。能越屋雄作は当銀屋江口雄作と同一人物と思われ、この時期に当銀屋の経営が再編されている事情も考えられるが、廻船が旧来の廻船問屋に縛られずに多数の商人と直接取引を結んでいる様子がわかる。このような様子から自由商売の流れ

は確実に市場に浸透しつつも、それは明治三年十二月を区切りとして急進的に展開しておらず、この明治四年五年、二年間の前田屋の低調との因果関係は薄い。

小括

近世から近代への移行期には制度的に様々な変化があり、それが経済規模の拡大とともに前田の経営に影響を与えている。影響は長短あるが、そこに通じて言えるキーワードは「新興」である。

前田松太郎の商売は、明治期に入り活況を呈す。商品流通の増加と多様化、様々な需要地の発生は、従来の比較的規模の大きな廻船による遠隔地輸送だけでなく小規模廻船の需要を喚起した。渡海船稼業に携わる人間が多く、造船技術もあった北陸地方は、廻船業への技術的な参入障壁が他の地域よりも低い。沖船頭で力をつけた者たちが直乗船頭として百石程度の小規模廻船を持ち、数多く独立を果たした。また、船の建造には大坂の商業資本が投入される様子も多く見られた。廻船の小型化と多数化、船頭の直乗化が進む中で、前田はそれらの新興廻船主を顧客として確保していた。

顧客の地域的特徴は、若狭屋が得意とした方面と同じであり北陸地方と隠岐が主力である。一方で越後船の扱いはほとんど見られなかった。顧客動向から考えられる前田の主な取引は西国からの商品移入とそれらの客に対しての米の積み出しである。自治体史をはじめとする様々な概説書では、この時期の新潟港の様子として北海道交易の賑わいを上げているが(46)、前田の取引はそれとは少し離れたところにあった。

新潟では明治三年十二月に廻船問屋の株仲間が廃止されている。新規に参入してきた商人の多くは、従来廻船問屋の仲介を経て品物を売買していた問屋商人らであり、彼らが直接廻船と取引をするようになった。自由商売による変化は急進的ではなかったが、前田の客にもそのような問屋商人から上昇してきた新興廻船問屋と取引をする者が見られた。幕末期の新興廻船問屋である前田は、さらに明治の自由商売によって参入してきた次の世代の新興廻船問屋との競争にさらされるようになった。新興といえども、従来から新潟湊において鉄や塩といった物資を大量に取引してきた問屋商人であり、廻船問屋として改めて参入した際の経営基盤はすでに盤石な者が多かった。

註

(1) 原直史監修『北前船データブック』CD-ROM（考古堂、二〇一六年）。能登福浦の佐渡屋三郎右衛門の「諸国客船帳」では安政三年八月四日に当銀屋重松の白山丸（沖船頭佐吉）、出し「一九」の入津が記録されている。また、青森の滝屋伊東家の「文久三年諸国客先日記」では、新潟の当銀屋重松について「徳太夫殿始五、六艘有」との記述がある。

(2) 泉雅博「能登と北前船交易 ―「上時国家文書」の整理作業のなかから―」（神奈川大学日本常民文化研究所編『歴史と民俗 神奈川大学日本常民文化研究所論集

１０』、一九九三年）

（３）上大川前通江口家文書（新潟市歴史文化課）には、差出人重松・宛先「旦那様」という文書が何点か見られる。

（４）安宅俊介「近世新潟町の船囲」（『新潟市歴史博物館研究紀要第一〇号』新潟市歴史博物館、二〇一四年）では、前田松太郎が廻船問屋を創業する以前の当銀屋重四郎廻船は、北国屋で囲い船の届け出がされていた。また、前掲の泉雅博「能登と北前船交易　―「上時国家文書」の整理作業のなかから―」によれば上時国家廻船も北国屋の扱いであった。

（５）入船帳の表紙にはその旨の記載があり、購入した先祖について「主家一九様」と記されている。また前田松太郎が明治三年一月に入牢した際に八十兵衛以下親戚連名で出した嘆願（新潟町会所文書一一五六）では松太郎を伜と述べている。

（６）安政七年の新春進物控に押されている印では「一九　前田屋」となっている。

（７）上大川前通江口家文書二五、新潟市歴史文化課。

（８）門前町史編さん専門委員会編『新修門前町史　通史編』（石川県門前町、二〇〇六年）三〇七頁。

（９）上大川前通江口家文書二四七、新潟市歴史文化課。

（１０）新潟町会所文書一一二一、新潟市歴史文化課。

（１１）新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史　通史編２　近世（下）』（新潟市、一九九七年）一〇九―一一一頁。

（１２）新潟町会所文書一一二〇、新潟市歴史文化課。

（１３）前掲新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史　通史編２　近世（下）』一一〇頁。

（１４）新潟市役所編『新潟市史　下巻』（新潟市、一九三四年）一一三四―一一三五頁

（１５）中村義隆『幕末維新の港町と商品流通』（刀水書房、二〇〇一年）一三頁では、宿替えについて「きびしく規制されるもの」「問屋相互の自己防衛策」と説明し、それが「競争の激化によって破られていった」とした。また新規客船をめぐっての争論を扱ったものとして柚木學「雲州鷺浦における船問屋と北前船（『近世海運史の研究』法政大学出版局、一九七九年、第一二章）などがある。これらは皆、宿替えや論船を廻船問屋同士の対抗として捉えている。本論で見られる宿替えは、廻船問屋どうし合意の上で、顧客廻船も含め三者がともに不都合が無いように治める事例となっている。

（１６）斎藤善之「流通勢力の交代と市場構造の変容」（斎藤善之編『新しい近世史３　市場と民間社会』新人物往来社、一九九六年）四九―五〇頁。斎藤氏は明治六年から八年の岩船港の入出港記録を検討し、小型廻船が冬季間も途絶えることなく運航されていることに注目した。同論では岩船港を出入りする小型廻船は新潟港とも密接に結びついていたことが明らかにされており、本史料の内容はそれに対応している。

（17）『新潟市史』『新潟湊の繁栄』などではこの統計を明治二年から四年の合計としているが、それは誤りで、明治二年単年のものである。

（18）深井甚三編『越中・能登と北陸街道』（吉川弘文館、二〇〇二年）一一七―一二〇頁。

（19）西村屋については、堀田成雄『北前船と西村屋忠兵衛』（羽咋市教育委員会、一九六三年）。西村通男『海商三代』（中央公論社、一九六四年）に詳しい生い立ちや事業展開がまとめられている。

（20）石川県教育委員会編『歴史の道調査報告書 第六集 海の道と川の道・補遺』（石川県教育委員会、一九九九年）三七―三八頁。

（21）本稿第一部第三章第二節【史料2】。これは中谷藤作『黒島村小史』（一九三八年）一四六―一四八頁。典拠は浜岡家文書「御金奉請証文之事」。この文書の差出人と廻船数は次の通りであった。角屋孫左衛門四隻、中屋藤五郎二隻、浜岡屋弥三兵衛二隻、中屋藤右衛門二隻、樽屋宗四郎二隻、玉屋太助二隻、酒屋重左衛門二隻、角屋半左衛門一隻、松葉屋金右衛門一隻、中屋藤三郎一隻、浜岡屋甚蔵一隻、浜岡屋弥右衛門一隻、北野屋金助一隻、森岡屋又四郎一隻。

（22）越廼村誌編集委員会編『越廼村誌 本編』（越廼村、一九八八年）六二一―六二二頁。

（23）竹谷素信『布施村の廻船業』（布施村役場、一九六八年）一〇二頁。

（24）新潟市編『新潟歴史双書Ⅰ 新潟湊の繁栄』新潟市、一九九八年、八四頁。

（25）青柳正俊『開港場新潟からの報告 ―イギリス外交官が伝えたこと―』（考古堂、二〇一一年）六四―六五頁。明治三年の移出入品目のうち、移入が移出を大きく上回るものとして薪や材木、塩、繰綿などが目立つ。これらは他所から新潟へ運び込まれ、新潟で消費ないし加工されるものである。同書は新潟に駐留したイギリス領事が報告した開港後数年間の様子をまとめたものである。当時の混乱する新潟港の様子が記述されるとともに交易内容についての統計があり、従来の日本側史料だけでは知られていなかった事情などが明らかになっている。廻船について詳細部分が比較できる明治二年は、前田屋の入船帳と数値は揃っており、慎重かつ正確に集計された統計と捉えて良いだろう。当時の新潟港や廻船問屋周辺の動きを検討するには非常に意義のある参考資料である。

（26）前掲斎藤善之「流通勢力の交代と市場構造の変容」五三―五五頁。

（27）新潟県編『新潟県史 通史編6 近代一』（新潟県、一九八七年）四四四頁。

（28）新潟県編『新潟県史 通史編5 近世三』（新潟県、一九八八年）四五四―四五八頁。

（29）布施村誌関係資料、島根県隠岐の島町教育委員会。

（30）前掲竹谷素信『布施村の廻船業』六五頁。布施港の浜口銭徴収状況の表を見ると、熊屋長田家は明治九年以降の浜口銭の納入がない。熊屋はこの時期に廻船業から撤退したと考えられる。

（３１）前掲竹谷素信『布施村の廻船業』七八―七九頁。仕切状の原本は現存していない。
（３２）山口兼平は通称で、本名は森田兼次郎という。山口常八、賀十の廻船の沖船頭を務めていたことからこの通称の方が有名であった。
（３３）前掲青柳正俊『開港場新潟からの報告　―イギリス外交官が伝えたこと―』一〇七頁。これは明治一〇年二月にトゥループが公使パークスに宛てた報告である。開港以来の新潟港の概要として述べている。
（３４）新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編３ 近代（上）』（新潟市、一九九六年）一五三―一五四頁。前掲青柳正俊『開港場新潟からの報告　―イギリス外交官が伝えたこと―』五二―五三頁。
（３５）前掲新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編３ 近代（上）』一五四頁。
（３６）新潟市役所編『新潟市史 下巻』（新潟市、一九三四年）三四二頁。
（３７）前掲新潟市役所編『新潟市史 下巻』三三六頁。
（３８）前掲新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編３ 近代（上）』一〇一頁。
（３９）前掲青柳正俊『開港場新潟からの報告　―イギリス外交官が伝えたこと―』五三頁。
（４０）山﨑雄編『みなとぴあボランティア10周年によせて 新潟湊・沼垂湊』（新潟市歴史博物館・みなとぴあボランティア、二〇一五年）二六―二七頁、六一頁。資料所蔵は酒田市立図書館。
（４１）前掲新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編３ 近代（上）』一五六頁。
（４２）前掲山﨑雄編『みなとぴあボランティア10周年によせて 新潟湊・沼垂湊』七〇頁。伊東祐之は講演の配布資料で塩仲間が廻船に出向いて直接塩の買い付けをしている例をあげている。
（４３）前掲新潟市役所編『新潟市史 下巻』八五二頁。
（４４）小林力三編『新潟商工会議所六十周年史』（新潟商工会議所、一九五八年）二頁。
（４５）前掲新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編３ 近代（上）』一七一頁。明治前半期の新潟港の内国貿易は幕末期と同様の構造であり、新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編２ 近世（下）』（新潟市、一九九七年）四一―四四頁では幕末期の様子として蝦夷地との取引が多いことを説明している。

おわりに

以上、各章を通じて明らかにしてきた点をここで再びまとめてみたい。

まず、若狭屋市兵衛、前田松太郎という廻船問屋の顧客廻船から、日本海海運の一断面を見ると、安政期における日本海海運には北陸・山陰・松前・新潟などを本拠地とし、三百石積み程度の中型廻船を複数擁して買積経営を行う廻船主たちが一つの勢力としてあった。積極的な取引を行うこれら廻船の対応は、新潟では比較的経営規模の大きな有力問屋が扱っていた。これらの廻船主たちは、それぞれの本拠地や得意とする航行範囲や商品を持っていたが、新潟に期待することは同じである。新潟は、諸国廻船がもたらす西国品や蝦夷地産品の消費地・中継地であり、これらの廻船へ米を積み出す供給地としての役割を担っている。この役割は時代が明治へと変化しても変わらないものであった。

一方で対する廻船は時代とともに変化が見られた。明治初期の新潟港に多く見られるようになった諸国廻船は経済規模の拡大とともに増加した直乗り船頭の小型廻船で、このような新興船主を多く取り込んだのは、同様に経済規模の拡大によって資金を蓄積し問屋株を取得し新規に参入してきた新興廻船問屋であった。廻船と廻船問屋の関係について、経営規模が相応のものどうしが結びつきやすいという結果だが、比較している期間におよそ一〇年間の幅があることには留意が必要である。新興廻船問屋が新興廻船を取り込むことができた明治初期には、特に幕藩権力と強固な関係を持っていた大規模廻船問屋の衰退があり、この結果を単純な経営規模による棲みわけ・分担とは捉えられない。

明治初期になり小規模廻船の増加が見られた点については、旧来の廻船が小型化したのではなく、沖船頭の直乗り化や新規参入者による廻船市場全体の増加である。しかし、これによって新潟港の入船数は増加せず、幕末期からほぼ横ばい、もしくは年によっては減少している。廻船市場の拡大とともに新潟は港として成長していない様子がわかる。この要因については、米の不作や開港問題、維新期の行政混乱、河川港における土砂堆積問題など新潟側の問題点があげられる。では、相場情報やその見通しなど買積経営の経験値が長けている旧来の廻船勢力がどの湊を目指したのか。本論の分析からは廻船市場の構造変化が読み取れ、そこに扱い量の大きな一つの湊の実情を重ね合わせることで流通市場も流動化していることがわかる。新潟を例として得られた知見が日本海海運全体の中で検討され、各廻船や各湊の位置付けが再構成されていくことは今後の論点となるであろう。

また、同時期には、外国船や蒸気船による商品輸送も活発化してきているが(1)、前田屋が扱った廻船にはそのよう勢力は見られない。小規模廻船の増加と合わせ、外国船や蒸気船勢力による国内廻米や外国貿易と新潟商人がどのように関わったのか、低迷する湊に対してどのような行動を起こしたか。個別の実態検討は今後の課題である。

続いて、視点を今一度若狭屋と前田屋という一経営のレベルに戻し、廻船問屋商人が時代とともに交代していく過程を整理する。中西聡氏は、幕末から近代へと進む商人の展開過程を、次のように整理した(2)。

幕府の天保改革失敗に対し、諸藩は積極的に流通統制を進めたため、この時期は諸藩の御用商人が活躍する。これら商人の中には多角的経営展開や遠隔地展開などで経営規模を急拡大させた者も多く、近代以降に続く有力資産家としての基盤を築く例が見られた。一方で幕府や藩に密着しすぎた商人は、支配権力の衰退と運命を共にする者もあった。農民的商品生産の拡大に伴い、幕府・藩権力から相対的に自立した船持商人が所有船拡大・遠隔地間取引に参入し、多様な商品を沿岸諸湊で取引することで、各地に生まれてきた地域市場を結びつけ、全国市場の質を変える役割を果たした。この動きは明治維新で封建的な「特権」が廃止されるとさらに促進され、これら新興勢力は一八七〇年代まで積極的に活動した。

【図１】

中西氏はこの中でそれぞれの時代の商人を特徴付けるキーワードとして、地方「特権」商人、非「特権」的な新興商人という点をあげた。【図１】はそのキーワードを幕末から近代の新潟湊に当てはめ、廻船問屋のタイプとその変化を図式化したものである。

本論の検討により、前田屋は新潟における廻船問屋の変遷過程において、従来知られてきたタイプの間に位置する存在であることが明らかになった。幕藩権力と結びつく近世型の廻船問屋。自由商売の中で力をつけた明治の廻船問屋。廻船問屋の歴史的展開を論ずる上で、この二つの流れに収斂しない様子を示せたことは、湊町新潟の地域経済を検討していく上での一つの基礎的成果となろう。

支配勢力から空間的に離れた外港であった新潟は、後背地に大きな生産基盤と需要を持つ優位性に支えられ、様々な性格を持った多くの人や物資が行き交う地であった。そこには権力の

管理を受けない抜け荷も横行し、商人の一部はそれによって大きな利益を得ていた。若狭屋はその一人であった。新潟を代表する老舗の大店であり、町役人を務めるなど支配勢力とも近い関係にあった若狭屋は事件の処罰を受け、事件をきっかけとして上知された新潟で再上昇することはなく、資金繰りの悪化から安政期に廃業に至る。

安政期の廻船問屋周囲の商流は制度的に不完全な市場であるだけでなく、市況は米の作柄の影響も受け決して良好な状態ではなかった。近世中期からの湊の盛衰によって再編されてきた廻船問屋は、この時代には多くの顧客を囲い込んでいる有力問屋と、ほとんど客を持たない新規参入者に両極化していた。株仲間の旧来の権利は維持されつつも、入津船の数は大きく増えず、長期的には廻船が小型化する非成長の市場であった。若狭屋は弱体化しているといえども、両極化している中では前者の立場であった。

一方の前田屋はもともと廻船業を営み、経済規模の拡大によって得られる新たな利潤を確保してきた新興商人である。その利潤を投資して得たのが若狭屋の客付き株であった。しかし、その株は若狭屋の家督として顧客は維持されつつも、商業権利は他の有力廻船問屋に多くを握られており、前田屋が株とともに顧客を引き継ぎ、その権利を他に侵されない特権として自己のものとすることはできなかった。これは、本来一元的に一つの廻船問屋が担う番所への入出帆管理の届け出と商業取引が分離し、商業取引を第三者の廻船問屋が行っていたからである。資金力が弱まり、顧客廻船のニーズに応えられなくなった若狭屋は、顧客廻船の商業取引を他の廻船問屋に委ね、自身はその取引口銭を得ていた。廻船問屋の経営力の強弱が顧客廻船の問屋間異動の動機となる状況下において、自身の家督を維持しつつ、顧客廻船との間で良好な商業活動を継続するための合理的な枠組みである。若狭屋がこのように散逸させていった顧客は、経営を引き継いだ前田屋に戻ってくることはなかった。

前田屋は明治に入ると主に北陸地方の新興廻船を受け入れることで活発な商況を見せる。しかし時代は自由商売へと進み、旧来の商流において廻船問屋が仲介していた専業問屋商人たちが廻船問屋を名乗って廻船と直接取引を行うようになり、その競争の中に巻き込まれていった。旧来の商業慣行が維持されてきた時代と、外的環境が劇的に変化した時代の間に位置するのが前田屋の経営であった。

買積廻船稼業によって新たな利潤確保を成し遂げ、その利潤を近世的な特権に投資した前田屋は、その枠組みに入ったことで逆に利潤確保が難しくなった。それは廻船問屋として参入した市場が限定的かつ非成長で、さらに制約が存在する不完全な市場だったからである。そして、苦戦する廻船問屋前田屋にその後利潤をもたらしたのは、自分荷物を持ち自由意思によって複数の市場圏を行き来する、近世的な枠組みにとらわれない買積廻船たちであった。旧来型商人は、支配構造の変化の中で急速に力を弱め、商売を盛り返した前田屋であったが、近世的枠組みが廃止され自由商売の時代になり、新たな問屋勢力が前田屋を越えていくようになった。

前田屋、前田松太郎がその後どのような展開を見せたのかということをまとめて結びとする。本論では廻船問屋として安政期の開業から明治初期の様子を見てきたがその事業の

ピークは明治二十年頃と考えられる。それは豊富に残る各種広告印刷物や従来の廻船問屋業に加えて事業内容の多角化を行っているからである。

明治一七年、内国博覧会に多様な産物が陳列されたことを参考として、古町通六番町に勧商場が開業した(3)。勧商場とは一つの建物を小規模に区画し小売業者に貸し出すことで多数の商品を陳列させ、商人と買い物客双方に便宜を図ろうというものである。現代の百貨店のはしりとも云われている。小売業者が繁華な地に建てられた一つの建物に集うというのは小売業の新しい形態であった。この勧商場は新潟の商人五人が発起人となり開設されたが、前田松太郎はその一人である。創立出願の趣旨は「百貨を陳列し正格の定価を附し売買上の便宜を計るとともに当市物産の振興に努める」とされていた。同時期には他にも同様の業態を行う建物が数軒相次いで開業したが、不況の時期でもあり程なく閉店した。前田が発起人となった勧商場は営業を継続し、明治三三年には合資会社に組織を改め、昭和初期には鉄筋コンクリート4階建の建物に改築された(4)。

またこの時期には様々な印刷物を発行し、各地に配布している。従来から廻船問屋では取引を呼び込む媒体として相場書が用いられてきた。前田松太郎が発行した相場書は品目を木版刷りし、相場を手書きで書き込んだものがあったが(5)、明治二〇年頃には活字印刷による「相場報告」が発行されている。越前河野浦の右近家にはその明治二〇年五月からのものがあり(6)、各地の廻船主や廻船問屋のもとへ送られていたことがわかる。相場を示し、直接的に取引を促す印刷物のほか、デザイン性豊かな引札が発行されたのもこの時期である。これは現代における企業価値向上のためのイメージ広告のようなものである。北越商工便覧(7)で湊町通の大きな店と立ち並ぶ蔵を前に多くの人や物が動く様子が描かれたのは明治二二年であった。

明治一七年引札(8)

明治一九年引札(9)

明治二〇年「新潟水戸図」(布施の上田屋)(10)

廻船問屋業を盛り立て活発な商取引を行っていたことはこういった印刷物から想像できるが、合わせて株式会社経営による近代汽船業へも進出している。明治一七年、新潟と佐渡夷港の間に汽船度津丸が就航している。これは佐渡の秋田藤十郎、市橋藤蔵、新潟の早川正利、前田松太郎らが出資をして購入した船である。当初は度津丸社と言ったようであるが、後に越佐汽船株式会社となる。就航以来の利益は配当せずに積み立て、明治二一年にはそれが五千円となった。その資金に秋田藤十郎と市橋藤蔵がそれぞれ千五百円、前田松太郎が千円を加え横須賀にて第二度津丸を調達した(11)。この年の一一月には夷港の正覚寺にて一週間にわたって株主総会が開かれている。社則の改正、役員改選などがこの時に行われ前田松太郎が社長に就任している。六百株で創業した同社は、この頃までに増資を重ねて千二百株の会社となっていたが、この総会でその株式を新潟七名、佐渡三名計十名の株主にまとめることも話し合われ、本社が新潟へ移されている(12)。また同

社は将来ウラジオストク航路を開設することを目論んでいた(13)。

明治二二年には市会議員にも当選し(14)、商売も成長拡大しているように見えるが、前田は新潟市における上層町人ではない。近世において廻船問屋商人は様々な場面において優位な存在であった。しかし、明治二〇年代ではすでにその地位は薄れている。新潟市をリードし商業や政治に影響を及ぼしていたのは、幕末期に得た商業資本をもとに松方デフレ以降に地主化した商人で、代表的な名前をあげれば廻船業から地主となった齋藤喜十郎(15)や、米相場の投機取引から有力米商・地主となった鍵冨三作(16)である。

明治二三年は米価が高騰し、港では津留も実施され不穏な年であった。津留以前に移出契約がなされていた廻船の出航準備が市中に知られるようになると、市民はその廻船を扱っていた廻船問屋を標的にし、市中には「湊町通りの前田松太郎を焼払に付近隣荷物を仕末せよ」の貼り札がされた(17)。一方でこの頃、安米を放出し米価の沈静化と貧民救済を図ったのは齋藤喜十郎や鍵冨三作であった(18)。

詳しい事情は不明であるが、前田松太郎はこの頃に湊町通の店と土地を手放している(19)。また、越佐汽船は社長が齋藤喜十郎に代わり、株式の多くが齋藤一族で占められるようになった。その後、前田の店は上大川前通十二番町に移転するが、この場所は小澤七三郎家からの借地であった(20)。小澤家は幕末期に在宿から商売を始め、明治初期には廻船業に進出している。齋藤喜十郎家とも姻戚関係を結び近代の新潟財界に着実な根を下ろした商家である(21)。移転後は前田松太郎から前田周吉となり廻船問屋業を続けているが、その後の新潟の商業界に名前が現れることはなかった。

引札明治三一年(22)

引札明治三二年(23)

註

（1）青柳正俊『開港場新潟からの報告　―イギリス外交官が伝えたこと―』（考古堂、二〇一一年）一八―四五頁。

（2）中西聡「近世・近代の商人」（桜井英治・中西聡編『新体系日本史12流通経済史』山川出版社、二〇〇二年）。

（3）新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編3 近代（上）』（新潟市、一九九六年）一五七―一五八頁。

（4）新潟市役所編『新潟市史 下巻』（一九三四年）四一七頁。

（5）江差町関川家文書三六〇、新潟市歴史文化課。この文書は江差の塚田彦右衛門宛の正月の挨拶状で年号不詳であるが、挨拶状には「去冬相場」と題した相場書が添付されており品名は全て木版刷りになっている。

（6）髙部淑子「北前船の情報社会」（斎藤善之編『新しい近世史3 市場と民間社会』新人物往来社、一九九六年）二八八頁。このほか東京大学明治新聞雑誌文庫には前田松太郎『相場報告 第二九号』が所蔵されており、この発行年月日は明治二〇年一〇月一六日である。

（7）川崎源太郎『北越商工便覧』（一八八九年）。新潟ハイカラ文庫所蔵。

（8）新潟ハイカラ文庫所蔵。

（9）新潟ハイカラ文庫所蔵。

（10）竹谷素信『布施村の廻船業』（布施村役場、一九六八年）一九―二〇頁間の添付図版。なお、この図版のもととなった現物は現存していない。

（11）『北溟雑誌 第九號』（北溟社、一八八八年七月二五日刊行）一九頁。

（12）『北溟雑誌 第十五號』（北溟社、一八八九年一月二五日刊行）一七頁。

（13）『北溟雑誌 第九號』（北溟社、一八八八年七月二五日刊行）一九頁。

（14）『新潟新聞』一八八九年四月二八日。

（15）齋藤喜十郎家の発展過程については、本稿第三部を参照。

（16）鍵冨三作家の発展過程については、鍵冨馨『追憶』私家版を参照。

（17）『新潟新聞』一八九〇年七月一九日。

（18）阿部恒久「明治23年米騒動の展開過程　―新潟県を中心に―」（『新潟史学 第7号』新潟史学会、一九七四年）五三頁。

（19）旧土地台帳（新潟市湊町通壱ノ丁弐千六百五十弐番甲、同番乙）。

（20）『新潟市商業明細家全図』移転後の明確な地番は不明であるが、この一帯は全て小澤七三郎の所有であった。

（21）新潟市編『旧小澤家住宅ガイドブック』（新潟市、二〇一一年）。

（22）新潟ハイカラ文庫所蔵。

（23）新潟ハイカラ文庫所蔵。

第三部　地方商人資本の近代化

第三部　地方商人資本の近代化

はじめに

第三部は、近代の新潟市における地方財閥(1)の筆頭にあげられた齋藤喜十郎家の経済活動を検討し、商人資本の資本主義化の過程と地域経済との関係を考察する。

近代の地方における経済主体の行動に関する研究は社会経済史の分野で豊富な研究の蓄積がある。①石井寛治氏に代表される地域経済のアプローチから統一的市場形成を論ずるもの(2)。②中村政則氏、西田美昭氏らによる地主や商人の個別史料の検討から出自や家業と経済構造の関係性を研究するもの(3)。③名望家、企業家といった分類と位置づけを行う属性や類型化を整理検討するもの。特に③について新潟市においては伊藤武夫氏の連続した研究が代表的なものとしてあげられる。

伊藤氏は、守田志郎氏による地主と地域資本の関係性の研究(4)を念頭に置き、ダイヤモンド社編『全国株主要覧』大正7年度版を用い、新潟県の株主像の特徴を浮かび上がらせた(5)。農地所有規模と投資額や投資先の関係を明らかにし、さらに土地以外に蓄積基盤をもつ地主資本家の台頭が見られ資産額規模の序列に変化が生まれたことを導いた。

また、新潟市の企業における資本構造に特化した研究(6)では、企業勃興期に設立された企業の形成過程と、役員層及び経済的地位について論じた。新潟市は商人的蓄積が多いことが特徴で、主要な上層商人を中心とし姻戚関係や取引関係で構築された共同出資グループが複数存在することを明らかにした。強固な人的連関は、地域における金融的支配、政治的支配の姿でもあった。

そして営業税納税額の多寡をもとに実業性向が強いか投資性向が強いかを検討し、そこに都市地主、在郷地主とさらに階層を細分化し深めた研究(7)で類型化、概念化のひとつの帰結をみた。

これら伊藤氏の研究は、地域の経済主体の特徴を様々な物差しで多面的に導き出し、産業資本の形成過程とそれを構成する経済主体の社会的地位を明らかにしているが、地域経済の中での経済主体の役割についての検討は不十分である。また、扱う資料の制約から特徴や変化の検討が断片的にならざるをえないという限界もある。この点については、個別事例の考察が今後の課題と同論の中で伊藤氏も認めている。さらに、新潟県における経済主体の原資は稲作によるものが大きく、その資金が向かう投資先や産業化の面では石油資源に関連する企業の設立が多い。地方経済の近代化過程を論ずるには、その地域が持つ空間的特性をどう位置づけるかも課題の一つとなる。

加えて、近年の研究では注目される問題意識として中村尚史氏による地域経済を基盤とした企業勃興とその地域的展開を支えた優位性の検討(8)があげられる。中村氏は従来の研究を踏まえて同論の前提として、中林真幸氏による地域社会と産業発展の関係についての視座(9)を参考に、地方における企業勃興の過程と産業革命進展の優位な条件について、経

済主体が非匿名的な地域社会のネットワークを通じて資金や資材、人材などの融通を効かせていたということをあげた。そして岩手県や福岡県などの事例を用いて諸経済主体の動向と地域経済の発展を実証的に明らかにした。市場が未成熟な状態と産業革命の進展や地域経済の活性化を結びつけた論証は、経済主体の行動や役割を考察するうえで参考となる視角である。

まず第一章では、筆者の手元にある一九〇三（明治三六）年から一九一四（大正三）年までの齋藤喜十郎家（齋藤本店）の決算書類綴りを検討し、一事業家を連続した視点から内在的に分析することを試みる。先行研究における認識を共有しつつ、地域の環境や外的要因にも留意することで、日本の近代化における地域的展開の一つの見通しと地域経済における経済主体の役割を導きたいと思う。

続いて第二章では、地域における実業家と政治の関係に注目する。企業勃興期から大正期にかけて、社会資本の整備が進む中で事業機会を得た実業家たちは、その経済活動を通じて地域社会のリーダーとなり新たな政治主体として期待されるようになっていった。地域利害の代弁者となった彼らは政治的影響力を拡大し、地域社会への浸透を目指す国政政党と様々な局面で親和や離合を重ね、複雑かつ流動的な関係性が結ばれていた(10)。このような実態を踏まえて、地方における実業家・財界人の経済活動の内容と政治的位置を把握しその実例を分析していくことは、近代日本の地域社会を考える上で重要な意味を持つ。

その先駆的な成果としてあげられるのは、有馬学氏らによる北九州の安川敬一郎についての一連の研究(11)である。安川家の経営戦略、大正期の対外政策と事業の展望、地域社会での政治的位置などを豊富な一次史料にもとづいて実証的に描き出している。また最近では、港湾整備という地域利益に直結するテーマに特化し、その中で実業家が中央政界と地域社会をどのようにつないだかを検討した稲吉晃氏の論考(12)などもある。

第二章の目的は、このように現在の近現代史研究で進められている地方実業家の政治進出について、新潟市における事例を検討し、経済や政治それぞれの社会集団との関連を提示しつつ、実業家の社会的位置を論ずることにある。明治後期から大正期にかけての新潟県下の政治情勢の研究は阿部恒久氏(13)や芳井研一氏(14)によるものが代表的成果としてあげられるが、これらは政党勢力と地域の名望家、地域利害と格差などを論じたものであり、本論が焦点と考えている「実業家と政治」を深めたものではない。新潟市は近世に発展した湊町で海運と商業の上に成り立つ都市である。明治以降は商人のなかから齋藤喜十郎をはじめ新潟三大財閥(15)と称される経済人が出現し地域社会に大きな影響力をもつが、その具体的検討は乏しく不十分である。

齋藤喜十郎家は幕末からの北前船経営で伸長し後に地主化、明治期には機関銀行を設立しそこへ集積した資金によって汽船会社や化学肥料会社などを経営した。そして大正期には衆議院議員、貴族院議員に立候補し当選している。第一章では、おもに明治期における齋藤喜十郎家の発展過程と地域経済の関係について、続く第二章ではその経済力が政治的影響力と同質性を持つものか注目しつつ、大正期の社会情勢との関係などを見ていく。

註

（1）渋谷隆一・森武麿・長谷部弘『資本主義の発展と地方財閥－荘内風間家の研究－』（現代史料出版、二〇〇〇年）では地方財閥の研究史を整理し「地方財閥」の概念規定として①家族ないし同族による閉鎖的所有と支配、②多角的事業経営、③コンツェルン形態をあげている。齋藤喜十郎家は銀行を中心として地域社会の有力企業を経営し、同族法人による株式所有もありこの規定に当てはまるが、新潟市において齋藤家を「財閥」と称するのは地域の資産家に対する通俗的な呼称の側面が強い。

（2）石井寛治『日本流通史』（有斐閣、二〇〇三年）。

（3）永原慶二・中村政則・西田美昭、松元宏『日本地主制の構成と段階』（東京大学出版会、一九七二年）。同様の研究は各地に存在するが、先駆的なものとして山梨県の地主を扱ったこの著作をあげる。

（4）守田志郎『地主経済と地方資本』（御茶の水書房、一九六三年）。

（5）伊藤武夫「第一次世界大戦期の株式市場と地方投資家＝新潟県の場合その1」（『新潟大学経済論集』第二五号、新潟大学経済学会、一九七八年）十九－四八頁。特に伊藤は農地所有規模三〇〇町以上を大地主とし、それより少ない中小地主、商工業者層といった階層認識を目安として分析した。新潟県の株主像として、地元企業に出資し地域経済に根を張りつつ他方で東京や大阪の企業へも投資する姿が見られるとしている。

（6）伊藤武夫「産業資本確立期における地方資本の存在構造」（『立命館産業社会論集』第三五号、立命館大学産業社会学会、一九八三年）六三－一〇二頁。

（7）伊藤武夫「第一次世界大戦期の株式市場と地方投資家＝新潟県の場合その2」（『立命館産業社会論集』第三六号、立命館大学産業社会学会、一九八四年）三七－七四頁。

（8）中村尚史『地方からの産業革命』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）。

（9）中林真幸「問屋制と専業化」（武田晴人編『地域の社会経済史』有斐閣、二〇〇三年）二〇－五四頁。市場が未成熟な条件下で、ある地域を中心に、非匿名的な（特定の顔が見える相手）取引が行えることが地方ならではの優位な条件であったということを述べている。

（10）この時期の政治と経済界の関係を概観するものとして、飯塚一幸『日本近代の歴史3　日清・日露戦争と帝国日本』（吉川弘文館、二〇一六年）六八－九〇頁を参照。東京市会の事例をあげ、事業家と政治が結びついていく様子と、それによって引き起こされた汚職事件にも触れている。

（11）有馬学編『近代日本の起業家と政治　－安川敬一郎とその時代－』（吉川弘文館、

二〇〇九年)。

(12) 稲吉晃「地方政治と実業家　―明治・大正期の洞海湾開発をめぐって―」(『法政理論』第四十五巻第一号、新潟大学法学会、二〇一二年)。

(13) 阿部恒久『近代日本地方政党史論』(芙蓉書房出版、一九九六年)、同『「裏日本」はいかにつくられたか』(日本経済評論社、一九九七年)。

(14) 芳井研一『近代日本の地域と自治　―新潟県下の動向を中心に―』(知泉書館、二〇〇八年)。

(15) 白勢家、齋藤家、鍵冨家。新潟市においてこの三家を「財閥」と称するのは、同族による資本関係や経営形態によらず、資産家に対する通俗的な呼称の側面が強い。

第一章　齋藤喜十郎家の概要と近代の新潟

一、齋藤喜十郎家の概要と近代の新潟

1　北前船経営の時代

齋藤喜十郎家は新潟市において幕末から明治初期に廻船業で急成長した商家である。

初代喜十郎（記三次）は東堀通七番町（当時の町名は片原通り片原四之町西方）で酒問屋を営み、先祖は越前三国湊からやってきたと云われている。屋号は三国屋を名乗り、商標から「三喜（サンキ）」「山三（ヤマサン）」とも呼ばれた(1)。同じく東堀通七番町にある有力造酒家の三国屋齋藤喜八家は宗家であり、文政年間に初代喜十郎が分家し齋藤喜十郎家が成立した(2)。

齋藤家の急成長のきっかけは二代喜十郎（庫之丞）による荘内大山酒の取引である。一八四三（天保一四）年に一四歳で家業の酒問屋を継ぐと、廻船を使って荘内の酒を仕入れ販路を拡大した(3)。消費地の新潟町には近郷や遠く灘からも多くの酒が移入されていたが、その中でも荘内大山酒は恒常的に大量移入されていた(4)。さらに清酒と焼酎の自家製造も行うようになり、幕末の頃には清酒や焼酎、米などを蝦夷地や樺太へ移出し、遠距離での北前船経営を行い大きな利益を得るようになった(5)。

資産の急拡大とともに新潟町における地位も向上したと考えられ、一八六九年に政府主導で設立された新潟為替会社への出資や、一八七四年に県令によって設立奨励された新潟川汽船会社の設立など、近代初頭に富商たちへ与えられた官命による事業へ出資や経営参加している。一八七〇年に新潟県の県庁所在地となった新潟町では、赴任してきた県令によって文明開化・近代化政策が急速に進められた。街や交通の整備、銀行の設立、新潟県会の開設などが有力町人への賦課金を元手として矢継ぎ早に行われていた(6)。

一八八一年に洋式船を落成(7)するなど、齋藤家の北前船経営は順調に推移し、遅くとも一八九〇年頃まで続いたと考えられる。その後海運業で得た利益を元手として土地集積を図り大地主となった(8)。松方デフレの影響は地域経済に大きく作用し、稲作が経済の中心である新潟では、農地を手放す農民や地域を離れる人が増え、地主の土地集積が急速に増大した。商業を元手として明治期に急速に土地集積を進めた地主としては沢海村（現在の新潟市江南区沢海）の千町歩地主である伊藤文吉家が有名だが、新潟町の近世来からの商人の中にもこの時期に地主化した者があり齋藤家はその筆頭である。所有地価は一八八五年時点で約三万円であったが、一八九二年時点で約一二万円と増大し、それ以後はあまり増えていない(9)。所有地は新潟近郷に広がりおよそ五〇〇町弱である(10)。

そして第二部で述べた前田松太郎らが設立した越佐汽船会社を一八八九年頃に金融取得し実質的な経営を掌握する。同社は佐渡航路から酒田・北海道航路へも進出し、競合汽船会社を吸収しつつ増船を続け、小樽・函館・伏木・下関・大阪・横浜・東京などに定期航海の航路を持った。また一九〇七年には新潟とウラジオストクの直行航路を開設した(11)。

2　四代目による地方財閥化

一九〇四年に亡くなった二代喜十郎の後を継いだのは四代喜十郎（庫吉）である。一八八〇年代後半から青年実業家としての頭角を現し、それまでの海運業に加え銀行業や化学工業の設立に参画した。

新潟では近代初頭に第四国立銀行が設立されて以来新たな銀行設立の動きがなかったが、一八九五年に新潟市内の若手実業家のサロンであった商話会が中心となって新潟貯蓄銀行が設立されると、庫吉は資金集めにあたり専務取締役のひとりとなった(12)。また地主資本が多かった新潟銀行（第四国立銀行が営業満期によって改組）に対抗し新潟商人らが一八九七年に設立した新潟商業銀行でもその中心的役割を担い二代喜十郎と庫吉が専務取締役となった。新潟商業銀行は新潟銀行が一九一七年に第四銀行と改称した後に、一九一八年に新潟銀行と改称し、一九四三年に戦時金融統制の一環として第四銀行と合併した(13)。

また、明治時代中期から新潟県では中越地方を中心に石油採掘が活発になり、新潟市内にも製油所が増加した。当時の石油精製には硫酸が不可欠だったことから、庫吉や当時硫酸を扱っていた市内の商家らが一八九六年に新潟硫酸会社を設立した。同社は一九〇〇年に第二工場の竣工、一九〇七年には過リン酸肥料の製造を始めるなど業績を拡大した(14)。

なお、四代喜十郎の妻ラクは、沢海村の千町歩地主である五代伊藤文吉の娘である。また、妹タケを新潟市の有力商家二代小沢七三郎へ嫁がせている【図1】。

四代喜十郎は一九一五年には衆議院議員に立候補し当選している。衆議院は翌年に解散したが続いて立候補はしなかった。その後、一九二五年の貴族院多額納税議員互選では、憲政会公認で立候補し当選、一九三二年までの一期を務めた(15)。

このように、齋藤喜十郎家は二代喜十郎が近世末期から近代初頭にかけて北前船経営によって商業資本を蓄積し、四代喜十郎がそれを近代資本へと転換させた。地域の有力者と姻戚関係を結び、資金の融通を図るとともに、関係する企業の要職に親族を配置して地方財閥を形作った。政界にも進出し、明治から戦前の新潟財界をリードする立場にあった。

【図１】齋藤喜十郎家　系図

※0　三国屋　造酒家
※1　三国屋　酒問屋
※2　沢海村　地主
※3　死後に三代を追贈された
※4　上大川前通　廻船問屋間瀬屋
※5　一山三　廻船問屋齋藤支店
※6　上大川前通　塩・食品商
※7　二山三　保険代理店業
※8　小千谷市片貝　酒造業
※9　上大川前通　米穀商

出所

牧田利平編『越佐人物誌』（野島出版、一九七二年）

杉山巌「「三国屋」齋藤喜十郎家と齋藤喜八家その系譜関係を探る」（郷土新潟、二〇一八年）

右を参考に加筆、訂正

二、貸借対照表と損益計算書

1　史料の概要

本節では、一九〇三（明治三六）年から一九一四（大正三）年までの齋藤本店の収入と支出の構成について検討する。齋藤喜十郎家の史料に、本齋藤・貸借対照表、損益計算書、財産評価表の表題がある綴りがあり、一九〇三年から一九一四年と一九一五年から一九三七年がそれぞれ一冊にまとまっている。本史料は年度による科目名の細かな差異はあるが、概ね例年どおりの構成になっており、年度ごとの比較に値するものである。貸借対照表と損益計算書は、ほぼ現在の複式簿記に倣った形式の記載となっている。財産評価表は株式と有価証券の明細で、この合計金額は貸借対照表の「有価証券」という科目と金額が揃っており、その内訳である。

【表1】を見よう。各年の損益計算書から主な収入と支出を整理したものである。まず収入であるが「利息配当」は預金や債券、貸付金の利息と株式配当の合計である。それぞれの明細については不明であるが【表2】の貸借対照表を見ると預金や貸付金の額は他と比べて大きくないので、多くは債券利息や株式配当と考えられる。「作徳米収入」は小作地経営による収入、「倉庫収入」「地代家賃」はそれぞれ賃貸による収入である。「代理店手数料」は保険代理店としての手数料収入である。「株式売買」については現在の一般的な株式売買の差損益という概念ではなく、その時点での所有株式の評価額と購入時の差を一括して計上している。

続いて支出であるが、毎年大きな額が計上されている「作徳入費」「内入費」については【表3】に小目を整理した。史料の中にはこれらを一括して記入している年もあれば細かく小目を記載している年もあり、それらを抜粋して一覧としたものが【表3】である。「作徳入費」は小作地にかかる経費。「内入費」は給与から生活道具まで多岐にわたって支出があり、店の経費と齋藤家の家計が合わさったものであると読み取れる。例年一番大きな経費である。

齋藤本店は主たる業務として小作地の管理・倉庫業・不動産賃貸業・代理店業・株式の所有を行いつつ、事業における経費の他、齋藤家の活動や生活に関わる経費も負担している。また、親族との資金の融通もある。事業と家計が分離していない実態から、齋藤本店という屋号を持ちつつも人格は齋藤喜十郎個人と言って差し支えない。なお、小作地の土地の登記なども齋藤喜十郎の名義でされている(16)。

また、齋藤家では一九一〇年九月に齋藤合資会社を設立している。この法人は一九二〇年に解散しているが、それまでの決算が欠損続きだったことが指摘されており(17)、本史料の内容と同一性がない。本論での検討期間における齋藤合資会社と齋藤本店は別人格とみなすべきであろう。財閥展開論の枠組みで齋藤合資会社を系列企業支配の持ち株会社であるとする認識もあるが(18)、本史料からは系列企業の株式所有と小作経営などの主たる事業は齋藤本店が行っていることがわかり整合しない。同法人設立当時は法人と個人の所得税率

【表1】:損益計算書

単位:円

		1903年	1904年	1905年	1906年	1907年	1908年	1909年	1910年	1911年	1912年	1913年	1914年
		明治36年	明治37年	明治38年	明治39年	明治40年	明治41年	明治42年	明治43年	明治44年	明治45年	大正2年	大正3年
収入	利息配当	30498.304	32908.368	38296.860	38677.387	47863.251	62933.089	61356.653	51925.644	51642.741	75617.609	93566.415	97407.090
	作徳米収入	43722.796	47306.297	34820.096	57011.424	56572.097	57217.903	40763.627	51063.984	59565.422	70923.484	70372.302	50560.032
	倉庫収入	1254.973	1053.656	1260.630	1585.772	767.334	980.868	2175.788	2310.148	2014.232	1457.772	1502.360	1715.136
	地代家賃	2096.510	1738.589	980.746	1167.375	1179.319	1992.564	2472.994	3281.280	4015.110	4373.982	4223.984	4290.150
	代理店手数料					19.592				116.800		655.590	3708.380
	株式売買				279519.969								
	その他(1)		117.490	712.150		464.850	22.120	103.440	1909.790		2101.323	397.020	313.170
		77572.583	83124.400	76070.482	377961.927	106866.443	123146.544	106872.502	110490.846	117354.305	154474.170	170717.671	157993.958
支出	内入費	9326.830	25505.890	13336.168	11193.406	13738.084	8970.351	12484.623	18332.829	14856.185	13985.546	15797.428	14254.448
	作徳入費				4626.261	6673.336	8333.788	9873.109	7540.824	2518.767	4716.862	5378.203	5035.197
	市外課賦金	14951.367	15872.624	17783.335	13212.720	15458.402	15749.672	16572.248	16975.741	16291.284	17084.230	17825.490	19048.906
	店賃入費						978.271	986.266	897.252	1082.374	521.239	644.150	930.325
	倉庫入費						1703.625	692.331	532.764	705.584	634.561	611.349	471.330
	臨時入費				1400.000	4340.736	493.000						
	土蔵建築費	1777.585	1541.977	252.381									
	長屋建築費				939.234								
	普請費	4807.818	944.162				30178.355	5934.884					
	親族		252.467	100.000	30000.000	10000.000	10000.000						
	支払利息						22073.595	19196.393	9609.594	10622.746	27761.842	44861.004	54746.822
	貸金株式諸公税						1886.532						
	東京土地入費										22.120	171.695	121.980
	保険部入費											90.265	450.230
	貸倒・特別損失(2)		301.135	4464.182	3793.803		8309.927	3935.974	1360.500	1321.730	112198.970	255.241	5995.569
	創業費								792.215				
利益		46708.983	38706.145	40134.416	312796.503	56655.885	14469.428	37196.674	54449.127	69955.635	−22451.200	85082.846	56939.151
		77572.583	83124.400	76070.482	377961.927	106866.443	123146.544	106872.502	110490.846	117354.305	154474.170	170717.671	157993.958

出所:「損益計算書　本齋藤」、齋藤喜十郎家文書
注:(1)、その他は保険の割戻金など
(2)、特別損失は前年作徳米売損、前年未収利息の未納など

【表2】:貸借対照表

単位:円

	1903年	1904年	1905年	1906年	1907年	1908年	1909年	1910年	1911年	1912年	1913年	1914年
	明治36年	明治37年	明治38年	明治39年	明治40年	明治41年	明治42年	明治43年	明治44年	明治45年	大正2年	大正3年
資産												
市外土地	415455.780	415455.780	415455.780	415455.780	415455.780	415378.980	415163.430	415163.430	415575.420	420902.502	421977.299	422119.124
市内土地	26216.387	24716.387	24716.387	18916.387	17976.387	21027.741	22173.235	26835.446	30650.960	30650.960	31400.960	35385.410
流作場新田	1600.000	1600.000	1600.000	1600.000	1405.550	661.974	661.974					
東京土地										45136.190	45136.190	45136.190
有価証券	320889.380	364045.183	412601.192	728118.500	1100031.960	1120098.000	1086879.930	1102857.740	1137234.420	1364844.000	1717909.630	1705397.200
貸付金	28996.034	74803.900	69750.180	43751.730	21720.880	20140.880	15813.135	80481.684	37861.129	45518.062	46369.940	46789.292
一山三　勘定				7.677								
二山三　貸し		1208.827	5622.849	1700.408	9936.483	1034.711						
未収作徳米	32013.922	36235.092	33888.888	38401.000	19366.258	55523.848	40077.800	41678.366	38094.246	47277.500	49999.236	49857.223
未収利息配当	6751.379	8091.400	10558.356	9149.871	15816.249	16822.745	16962.970	13597.050	12487.925	14586.450	24442.800	24138.220
預け金	37703.430			9090.590								
古金銀	600.000	600.000	600.000	600.000								
金銀有高	755.920	488.719	448.879	1097.371	838.592	345.348	564.162	609.748	373.045	452.599	240.543	587.228
支配人へ課賦宛金	13751.367	652.183										
支配人課賦貸		6488.406						359.934	317.734			
各村諸雑費		2384.218										
正金同人			60.000									
成資会					11.350							
未決金												100.000
仮渡し										22.995	123.695	28.150
	884733.599	936770.095	975302.511	1267889.314	1602559.489	1651034.227	1598296.636	1681583.398	1672594.879	1969391.258	2337600.293	2329538.037

負債・資本

借入金(親族)	5824.960											
借入金(商業銀行)		9750.000	20210.000		277500.000	309990.000	220700.000	247780.650	167500.000	462800.000	741950.000	672300.000
借入金(新潟銀行)		1500.000				800.000						
借入金(第三銀行)										23000.000	23000.000	
預かり金(親族・敷金)		3562.000		0.300		61.500	152.560	940.685	459.500	396.500	417.500	402.021
預かり金(代理店)					514.590		37.220			1092.570	1640.540	1349.280
市外土地課賦金未払	2656.689	7000.000										
成資会						1168.400	1195.855	2201.935	4019.616	3937.625	7344.844	7419.096
償却金												27881.080
資本金	876251.950	876251.950	914958.095	955092.511	1267889.014	1324544.899	1339014.327	1376211.001	1430660.128	1430660.128	1478164.563	1563247.409
当期利益	0.000	38706.145	40134.416	312796.503	56655.885	14469.428	37196.674	54449.127	69955.635	−22451.200	85082.846	56939.151
繰越金										69955.635		
	884733.599	936770.095	975302.511	1267889.314	1602559.489	1651034.227	1598296.636	1681583.398	1672594.879	1969391.258	2337600.293	2329538.037

出所:「貸借対照表　本齋藤」、齋藤喜十郎家文書

の違いに着目した合法的租税回避行動が全国的に多く見られた(19)。この背景を踏まえ、前述の税務当局からの指摘と、解散時期が税法変更の一九二〇年であることから、齋藤合資会社は節税のために設立された法人と見ることができる。

2　収入の傾向

以上を念頭に置いたうえで、以下本史料から読み取れる齋藤本店の事業行動とその周囲を検討する。これらから読み取れる点は多いが、まず主たる収入が「利息配当」と「作徳米収入」であり、通例的に豪商や商家と称されてきた齋藤家が、この時期には商業関係の収入がほとんどないことを指摘できる。商業の姿ではなく、作徳米収入を投資に向けるという地主と投資家という姿が見えるが、一九〇七年頃から収入の中心が小作料収入から配当収入へ転換し、その後は一貫して配当収入が利益の中心になる。収入の中心となった「利息配当」はその後も増加を続け一九一〇年代半ばから急上昇する。「作徳米収入」は漸増であり、【表2】の貸借対照表を見ると「市外土地」の大きな増減はなく、土地取得が増えていない点からもこの要因は米価変動であることが言える。小作経営をしながらもその拡大には積極性が見られない。

同様に貸借対照表の資産の面から見ても一九〇七年頃から「有価証券」の所有額は急増している。新潟県内の他の地主の多くは同時期には所有土地を増やす動きを取り、第一次世界大戦後(一九一〇年代後半)に収入の軸足を土地・貸金から有価証券へと傾ける動きを取る。この動きは小作争議の影響、地主制度の動揺、第一次世界大戦後の不況下での資金運用のあり方として論じられてきたが(20)、齋藤家はこれよりも少し早い時期に画期があるという特徴が見える。これについては後ほどさらに検討を深めたい。

【表3】：損益計算書に計上されている「作徳入費」「内入費」の小目

作徳入費の内訳

取得税戸数割
耕地整理費
耕地普請費
納米賞与
世話料
皆済料
俵装費
楊益組諸賃払い
積み下げ米運賃
検査料
立見入費
取り立て入費、雇費・旅費及び宿泊料
諸雑費

内入費の内訳

諸公税
火災及び生命保険
電話料
教育費
諸寄付
給料及び手当
書画器具
切手
餐應進物
医薬費
筆墨帳簿
薪炭ガス電燈
呉服費
お布施・慈善会費
旅行費
臨時費
飯米費
食糧費
諸雑費
営繕費

出所：「損益計算書　本齋藤」、齋藤喜十郎家文書

3　支出に見る暮らしの様子

支出の細かな内容には家族を取り巻く当時の出来事を見ることができる。また、これらの出来事からは齋藤家とその一族が新潟における上層町人であったことを傍証できる。

一九〇六年から一九〇八年まで三年にわたって齋藤庫之助「二山三（ニヤマサン）」へ計五万円の出資。庫之助はこの時に分家独立し保険代理店業を始めた。庫之助へは資本金の融通のほか、運転資金と思われる貸付けもある。また、庫之助の妻は、小千谷市片貝の酒造家大塚益郎の娘である。大塚益郎は小国の山口家から大塚家の婿となり、実父は日本石油の創業者山口権三郎である。

一九〇七年には宮殿下御宿に付き入費四三四〇円七三六銭。これは日本赤十字社の総裁であった閑院宮載仁親王殿下と愛国婦人会の総裁であった同妃智恵子殿下が七月三日から五日にかけて齋藤家に滞在されたものである。両殿下は新潟県物産陳列館で開催された日本赤十字社新潟支部の総会に出席のため新潟を訪問し、合わせて新潟師範学校、新潟中学校、新潟商業学校を視察された。四日の夜には三校の生徒が提灯行列を行い、齋藤家の前にて万歳を奉唱した(21)。

一九〇八年から一九〇九年には大火によって焼けた本店本宅の新築費として三万六一一三円二三九銭が計上されている。一九〇八年三月八日に古町八番町から出火した大火は東堀七番町の齋藤喜十郎家の本邸と店舗、上大川前通八番町の齋藤支店「一山三（イチヤマサン）」（分家 齋藤庫造宅）、独立して間もない上大川前通七番町の齋藤庫之助宅を焼いた。一族は小沢七三郎宅へ避難するとともに、焼け残った土蔵に避難させた家財道具や帳簿類によって事業の復興も進めた(22)。四代喜十郎は本邸の再建も直ちに取りかかり、新堀通りに並行して東堀通りとの角に面するように商家棟、東堀通りに面して上手に接客棟、新道側には土蔵が2棟建てられた。この本邸は一九九一年に解体されるまで、中心市街地において古い時代の新潟の佇まいを偲ばせる存在だった。解体の折、「燕喜館」と呼ばれた接客棟の一部は新潟市に寄贈され、白山公園内に移築再建され公開されている。

一九一二年は特別損失が大きく単年度赤字となっている。史料には明確な理由の記載がなく詳細は不明である。幾つかの推測できる可能性を上げておく。一九一〇年から一九一一年にかけて番頭による資金着服があり、村方への貸金や株式売買の資金が帳簿記載の通りではなくなった(23)。また、それに伴って番頭の交代があり、帳簿の記載方法に違いが見られた年でもある。前年利益を資本金に組み入れず繰越とし、同年分と合わせて翌年にまとめて資本金に組み入れている(24)。

4　借入金による有価証券投資

続いて資金の動きを考察する。各年の利益は資本金に繰り入れられ、毎年再投資に向かい有価証券の保有が増えている。その中で注目したいのは、先ほど述べた一つの特徴的な時期である。収入の中心が小作料収入から配当収入へ転換した一九〇七年頃について資金面を【表2】の貸借対照表から見てみよう。

一九〇六年が前年と比べて有価証券の残高が大きく増えているのは特別に決算上で評価差益を計上しているためである。計上された評価差益は二七万九五一九円九六九銭で前年の決算額四一万二六〇一円一九二銭に足すと六九万二一二一円一六一銭。若干の買い増しがあり七二万八一一八円五〇〇銭の決算額になっている。この年は評価差益が大きく計上されたので保有額が大きく増えたように見えるだけで、実質的に買い増した分の資金は前年繰越の資本金から十分捻出できる金額である。続いて翌年一九〇七年の有価証券の残高は一一〇万三一円九六銭で、この年だけで三七万円を越える資金を証券投資に向けていることになる。

この投資資金は自身が経営する銀行である新潟商業銀行からの借入金およそ二八万円で賄われている。前年利益を繰り入れることで資本金も増加しているがこれは前述のように評価差益が計上されたものでキャッシュフローとしてその額が手元にあったわけではない。それを考慮した繰越資金は数万円と推定され、それと借入金を合わせた額が、この年大きく行った証券投資の原資である。齋藤家ではこの頃まで本店として銀行預金はなく借入もほとんどなかったが、一九〇七年から借り入れが固定化し、当初二八万円ほどだった借入金残高は毎年の増減はあるものの一九一四年には六〇万円を越えていた。なお、この時期より前は新潟商業銀行からの借入に利息を払うことをしていなかった。

小作地が増えていないことから、小作料収入の増減は米の収量と相場の動きである。利息配当は順調に増えているが、それを上回るペースで株式の保有残高が増えている。すなわち、この年々増える借入金は有価証券投資の資金に向かっていることがわかる。この史料は年に一度の決算額のため、借入金の季節性がわからないが、商業を行っていないことや作徳米の収入と経費の額とを比べてみても、借入金は投資のための資金と考えて間違いない。

5　他人資本を集め設立された機関銀行

【表4】の株式売買状況を見ると一九〇七年の株式投資は三一の銘柄に買入、払込みをしている。出所史料の財産評価表から個別の金額を詳しく読むと新潟商業銀行が六万五三四九円四三〇銭、新潟硫酸が四万六三三〇円と大きく、両社はこの年に大規模な増資を行っている。

新潟商業銀行は、齋藤家を中心に新潟市の商業関係者が設立発起人となり、一八九七年に公称資本金七〇万円で開業した。その後、一九〇一年に一〇〇万円、一九〇七年に二〇〇万円に増資している。【表5】は設立当初の役員であり、齋藤家の親戚や姻戚、取引関係者で占められている。専務取締役は齋藤家の当主が代々就任し経営の中心にいるとともに、齋藤家と親戚による出資比率は常に二〇パーセント程度を維持していた(25)。

新潟市には同じく新興商家の鍵冨家が設立し、同家の機関銀行として知られた鍵三銀行があったが、当時の同行の資本金は五万円であった(26)。新潟商業銀行の資本金は、当時営業満期で普通銀行に転換した旧国立銀行県内五行に伍した規模であり、設立発起人は新潟市における企業勃興の動きに反応し商業資本を近代資本へと転換させていた事業家が揃っ

【表４】：株式の売買状況　　単位：円

	1903年	1904年	1905年	1906年	1907年	1908年	1909年	1910年	1911年	1912年	1913年	1914年
	明治36年	明治37年	明治38年	明治39年	明治40年	明治41年	明治42年	明治43年	明治44年	明治45年	大正2年	大正3年
買入、払込み	保有）日本郵船、新潟銀行、越佐汽船、米穀取引所、新潟倉庫、第一銀行、帝国海上、日本銀行、日本鉄道、北越鉄道、江差銀行、新潟貯蓄銀行、炭礦鉄道、岩越鉄道、新潟電燈、日本海上運送保険会社、新潟硫酸、札幌麦酒、長岡米穀株式石油取引所、石川島造船浦賀船渠、新潟商業銀行、横浜火災運送、日本勧業銀行、新潟農工銀行、北海道拓殖銀行、日本石油、中越貯金銀行、京釜鉄道、寶田石油、第一生命保険相互、北越水力電気、日本礦油、日本興業銀行、整理公債	日本郵船、越佐汽船、日本鉄道、炭礦鉄道、岩越鉄道、新潟硫酸、札幌麦酒、新潟商業銀行、北海道拓殖銀行、日本石油、京釜鉄道、寶田石油、第一生命保険相互、北越水力電気、日本興業銀行、国庫債券	日本郵船、越佐汽船、第一銀行、日本鉄道、炭礦鉄道、新潟硫酸、札幌麦酒、新潟商業銀行、日本石油、京釜鉄道、国庫債券、新津礦油	第一銀行、日本銀行、日本鉄道、炭礦鉄道、新潟硫酸、大日本麦酒、石川島造船浦賀船渠、新潟商業銀行、日本石油、第一生命相互、北越水力電気、日本興業銀行、日本帝国公債、横浜倉庫、横浜鉄道、東京電力、日本水産、宇治川電気、関屋礦泉、帝国水産、満州製粉、京阪電気鉄道、武相中央鉄道、南満州鉄道、東洋製糖、日清紡績、日清生命保険、中央電気、海外貿易	新潟銀行、越佐汽船、第一銀行、帝国海上運送火災保険、北海道炭礦汽船、日本海上運送火災保険、新潟硫酸、大日本麦酒、石川島造船、新潟商業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本石油、中越貯金銀行、寶田石油、北越水力電気、日本興業銀行、横浜鉄道、東京電燈、関屋礦泉、日清紡績、海外貿易、新潟水力電気、日本練炭、越佐馬匹改良、川崎造船、兵庫電気鉄道、東武鉄道、東北石油組合、大日本製糖、富士瓦斯紡績	新潟銀行、越佐汽船、第一銀行、大日本麦酒、日本勧業銀行、日本石油、寶田石油、北越水力電気、横浜倉庫、横浜鉄道、東京電燈、東洋製糖、川崎造船	日本石油、横浜倉庫、中越貯金銀行、北海道炭礦汽船、京阪電気鉄道、東京電燈、新潟水力電気、帝国水産、兵庫電気、富士瓦斯紡績、寶田石油、日本勧業銀行、日清紡績、日本練炭、越佐汽船、新潟水力電気、乙号公債	日清紡績、日本銀行、新潟鉄工所、日本勧業銀行、改良社、寶田石油、京阪電気鉄道、東京鉄道、明治製糖、東京電燈、新潟瓦斯、炭礦汽船、横浜鉄道、東洋製糖、大日本水産、石川島造船所	新潟銀行、越佐汽船、農工銀行、新潟商業銀行、新潟鉄工所、大日本麦酒、石川島造船所、勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、東京電燈、京阪電気鉄道、新潟水力電気、明治製糖、越後鉄道、宇治川電気	新潟貯蓄銀行、新潟水力電気、越後鉄道、日本銀行、石川島造船所、日本勧業銀行、日本石油、北越水力電気、横浜鉄道、東京電燈、帝国水産、満州製粉、南満州鉄道、東洋製糖、大日本精糖、富士瓦斯紡績、馬来護謨、宇治川電気、鐘渕紡績、東洋拓殖、台湾銀行、朝鮮銀行、帝国製糖、新高製糖、横浜正金銀行、塩水港製糖、台湾製糖、東洋汽船、日本鋼管	新潟銀行、第一銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、台湾銀行、越後鉄道、南満州鉄道、東武鉄道、越佐汽船、北海道炭礦汽船、川崎造船所、新潟水力電気、北越水力電気、東京電燈、日本石油、寶田石油、新高製糖、塩水港精糖、帝国水産、富士紡績、新潟硫酸、合同瓦斯、馬来護謨、日本鋼管	炭礦優先、台湾製糖、日本勧業銀行、川崎造船所、新潟鉄工所、台湾銀行、北越水力電気、馬来護謨、東武鉄道、南満州鉄道、越佐汽船、塩水港精糖、朝鮮銀行、日本鋼管、東京電燈、新潟商業銀行
		42992.803	56424.251	163147.060	387904.760	33333.500	43317.500	181663.000	54330.300	426512.730	424426.080	34894.500
売却、精算、償還			北越鉄道、寶田石油	日本郵船、越佐汽船、北越鉄道、北海道貯蓄銀行、炭礦鉄道、新潟電燈、新潟商業銀行、国庫債券、新津礦油、日本帝国公債	新潟米穀取引所、日本石油、日本水産、海外貿易、新潟水力電気、越佐馬匹改良、中央電気	京釜鉄道、武相中央鉄道、海外貿易	甲号公債、乙号公債	甲号公債、兵庫電気鉄道、寶田石油、日本石油、東京電燈、日清紡績、東武鉄道、東洋製糖、岩越鉄道、宇治川電気	新潟商業銀行、中越銀行、日本石油、大日本水産、京阪電気鉄道、寶田石油	北海道炭礦汽船、第一生命保険、日本石油、寶田石油、大日本精糖、東京鉄道、東洋拓殖、東洋汽船	日本興業銀行、京阪電気鉄道、浦賀船渠、横浜倉庫、新潟硫酸	日本石油、帝国水産、拓殖貯金銀行
		0.000	7868.242	126798.120	15991.300	13267.460	76535.570	140008.590	19953.620	198903.450	53483.790	47406.930
前年累計		321052.380	364045.183	448950.132	728118.500	1100031.960	1120098.000	1086879.930	1102857.740	1137234.420	1364844.000	1717909.630
調整				351.601				25674.600				27881.080
時価見積利益金				279519.969								
現在高	321052.380	364045.183	412601.192	728118.500	1100031.960	1120098.000	1086879.930	1102857.740	1137234.420	1364844.000	1717909.630	1677516.120

出所：「財産評価表　本齋藤」、齋藤喜十郎家文書

注：銘柄や社名に略称があるが、表記は資料記載内容に揃えた。

ていた[27]。商人や事業家が集まり小口預金を集めるとともに手形割引などの商業金融を行っていたが、一九〇七年前期の貸出し金を例にとれば１０６万円ほどである[28]。そのうち齋藤本店の借り入れは二八万円で貸出し金のおよそ二六パーセントに当たる。齋藤家の出資比率が高く経営の中心にいること、その銀行の貸し出しが同人が経営する別な企業に回ること、こう言ったことからも新潟商業銀行は広く他人資本を集めた齋藤家の実質的な機関銀行である。

大正期になると預金も貸出も飛躍的に増え、経営は堅実であった。また、この頃から新潟の商業資本の事業家に加え、石油資本家の山口達太郎と中野貫一が役員に加わった[29]。ともに新潟硫酸と取引関係のある石油資本家であり、山口家は片貝の大塚家を介して親戚の関係にもあった。姻戚の伊藤文吉家と合わせ、取引関係と同族関係が結合した資本を形作っていた。

昭和初期の金融恐慌時には、銀行合同政策のもとで県内の中小銀行を吸収合併し支店網と預金高を増やしたが、その後の戦時金融統合では第四銀行と合併し齋藤喜十郎は第四銀行の副頭取となった[30]。

【表５】：新潟商業銀行創業時の役員

専務取締役	齋藤喜十郎	
	齋藤庫吉	
	八木朋直	新潟銀行取締役、のちに新潟市長
取締役	伊藤文吉	中蒲原郡沢海村の地主、齋藤家と姻戚
	小澤七三郎	新潟市の商人、齋藤家と姻戚
	円山七衛武	北蒲原郡京ケ瀬村の地主
	牧口義方	家は刈羽郡荒浜村の廻船主、県議、のちに衆議院議員（憲政党）
	安宅善平	新潟市の商人
監査役	中山藤七郎	新潟市の商人、齋藤家と姻戚
	南半之助	新潟市の商人、海運業
	青山松蔵	新潟市の商人

出所：小林力三編（一九五八）：『新潟商工会議所六十周年史』新潟商工会議所

6　新潟硫酸の増資と設備投資

新潟硫酸株式会社は、新津や長岡地域における油田開発と発展に促され、石油精製に必要不可欠な硫酸を製造供給することを目論み、一八九六年に新潟市に設立された会社である。創業時は株式による資金調達のほか、新潟貯蓄銀行と第一銀行からの借入金が全事業費の二〇パーセントほどあった。創業時の取締役は、社長 鈴木久蔵、専務取締役 荒川才二、齋藤庫吉（四代喜十郎）、青山勇一郎、山本隆太郎で、齋藤家の親族や旧来の取引関係があった新潟の商人である。設立にあたっての発起人は九人おり、それぞれが引き受けた株式は、社長に就任した鈴木久蔵が一八五株、齋藤庫吉は一五〇株、他の発起人らは一〇〇株から四〇株だった[31]。当初は齋藤家による資本支配ではなかったが、後々は齋藤家が実質的なオーナーになっていった。

当時硫酸は大阪で製造されており、製油家にとって硫酸の調達コストは大きな問題であった[32]。また、新潟市への移入には三条の問屋が関わっていた。一八九三年には長岡市で宝田石油が設立され、一層の硫酸の需要増加が見込まれていた。創業間もなくは石油業界の

不振もあり販売が低迷し赤字決算だったが、需要の高まりと販売価格の高騰により利益率も向上し、一九〇〇年末には第二工場が稼働した。この頃の新潟県内におけるシェアは六〇～七〇パーセントで、他県他社と激しい競争が生じていた。そのため新潟硫酸は、一九〇二年に他県他社と販売特約を結び、新潟県下の統制共同販売がスタートした。堅実な発展で、各年の上期下期二回の配当は一割から一割二分で推移した。齋藤家は、新潟県の生産基盤として産業の中心となった石油業に付帯し、新たな収益を確保することができた。それは油田開発というハイリスクの投資ではなく、また製油業という流通の下流側への投資でもなく、その間に必要不可欠だった硫酸を一手に握るという妙手の展開で得られたものである。

日露戦争により満州からの大豆粕の輸入が途絶え、日本国内では化学肥料（過リン酸肥料）の需要が急拡大した。このため新潟硫酸でも一九〇五年と一九〇七年に相次いで増資を行い、過リン酸工場を建設した(33)。景気の変動による産業の隆盛停滞、米価の変動による農村購買力の多寡など、取り巻く環境は不安定であったが、硫酸製造と化学肥料製造の両輪を持った新潟硫酸は概して順調な発展を遂げた。一九一四年頃からは第一次世界大戦の影響で硫酸の海外輸出が伸び、一九一六年頃には米価の回復から農村購買力が向上し、不漁によって魚肥の供給が少なくなったこともあり化学肥料の引き合いが増えた。化学肥料の製造によって、齋藤家は新潟の生産基盤である稲作から、自身の小作料収入以外の新たな収益を得ることになった。

その後、化学肥料は県外に競合他社が乱立し生産過剰から価格の下落が起きる。扱いやすい化学肥料は小作人の金肥利用を促し、農地改良も進んでいた新潟の水田地帯では生産力が向上した。齋藤家にとって稲作に付帯した新たな収益と見られた化学肥料であるが、生産力向上による小作人の地位向上は、その後の小作争議の一つのきっかけになった。

商人資本の資本主義化の過程については、都市部や集散地の商業による資本蓄積が工業化投資に向かう姿が典型として位置付けられているが、新潟市における近世来の有力商人の過程は松方デフレ以降の土地投資という一段階がそこに組み込まれている。この点は守田氏の指摘の通り(34)であるが、齋藤家の動きはさらに数段階あり、土地収益を企業勃興、資本主義化の投資に向ける過程で機関銀行を設立し、商業金融の旗印のもとで他人の商業資本を幅広く集めてそれを自身の投資へ縦横に使い、更に企業支配を強めていくという一つの姿が実証された。

三、財産評価表

1　先行研究による投資行動の類型

本節では、齋藤家の投資行動と地方における資本の生成や産業近代化について詳細に考察してみたい。

投資行動の傾向を類型化した研究として、谷本雅之氏によるものがある(35)。考察を進めるにあたって整理の前提ともなるので援用する。谷本氏は『富乃越後』を用いて、いくつかの類型を導いた。投資先企業に自身の投資を集中させ、かつその企業において豊富な株数を持つ有力な株主である「企業家（Entrepreneur）」。同様でありながら株式所有規模自体が大きい企業家もいる。一方で、企業そのものとは関連がうすく、投資行動は企業経営への関与と結びつくものではない「利子生活者（Rentner, Rentier）」。両者いずれからも距離を置く類型として、当該企業に対し、相対的に大きなリスクを踏まえた投資行動を行っていながらも企業の実際の経営活動への関与の度合いは弱い「金主＝後援者（Supporter）」。

【表6】は、一九〇〇年頃の齋藤家の保有株式と比較として同じく新潟で地方財閥の一つと言われた鍵冨家の保有株式を整理したものである。この資料が網羅する範囲については不完全であることが広く認識されているが(36)、【表4】の一九〇三年の保有株式と比較しても、概ね傾向の差は見られないので検討に値する内容であろう。鍵冨家は花形と言われた銀行株や鉄道株への投資額が非常に多く、鉄道株については銘柄の範囲も齋藤家に比べて広い。一方齋藤家は銀行株や鉄道株への投資もあるものの、自身が経営する企業の保有が多い。この傾向を谷本の分類で見れば、鍵冨家は利子生活者、齋藤家は企業家ということになろう。

【表６】：齋藤喜十郎と鍵冨三作の株式保有状況（1900年頃）

	齋藤喜十郎	鍵冨三作
所有株式名	払込額　（円）	
日本銀行	3000	60000
勧業銀行	2950	4300
第一銀行	11100	1500
農工銀行	1700	4000
新潟銀行	13975	40800
商業銀行	70000	
北越鉄道	36250	110050
岩越鉄道	6000	7600
山陽鉄道		7300
関西鉄道		19575
日本鉄道	4339	21841
炭礦鉄道	2050	10000
郵船会社	2500	13000
越佐汽船	13680	
日本石油		5000

出所：澁谷喜平編前掲『富乃越後』大株主の部1-2頁、6-7頁。
注：齋藤喜十郎は二代喜十郎と庫吉（四代喜十郎）の合計を示した。

一九〇〇年代前半の齋藤本店の保有株式は、越佐汽船、新潟商業銀行、新潟硫酸が大きく目立ち、続いて第一銀行や日本銀行といった中央の銀行株。北越鉄道や岩越鉄道といった地元の鉄道株、そこに連絡する日本鉄道。日本石油、宝田石油といった地元の石油株。地元及び中央以外として北海道炭礦鉄道である。

2　経営事業に関連する投資先

越佐汽船は、新潟商業銀行及び新潟硫酸と同じく、実質的に齋藤家が支配している企業である。しかし第二部で述べたとおり、越佐汽船はもともと佐渡の秋田藤十郎、市橋藤蔵、新潟の早川正利、前田松太郎らが設立した会社で齋藤喜十郎が創業した会社ではない。

設立時の船は新潟の小島造船所で造られた「度津丸（わたつまる）」である(37)。一八八六年の記録では新潟と両津を年間に一〇六往復、新潟直江津を四七往復しており、越佐汽船は創立当初から新潟佐渡間だけでなく沿岸の中距離航路にも就航していた。就航以来の利益は配当せずに積み立て、一八八八年にはそれが五千円となった。その資金に秋田藤十郎と市橋藤蔵がそれぞれ千五百円、前田松太郎が千円を加え横須賀にて第二度津丸を調達した。

一八八八年十一月の株主総会において前田松太郎が社長に就任し株式の整理も図られたが、その後前田松太郎の経営が急激に悪化する。齋藤喜十郎は前田松太郎に資金融通を行い、その結果として越佐汽船の株式を占有したと考えられる(38)。役員は齋藤家と結びつきが強い商家出身者が就き、株式所有とともに経営も齋藤家が支配している企業である。

一八九二年には新潟酒田航路にも参入し、一八八三年から同航路を担っていた村上町の樋口次郎平が経営する三吉丸汽船会社を吸収し増船拡大を続けた。岩船や山北、庄内加茂などに寄港する新潟酒田航路は一九二四年の羽越線全通まで越佐汽船の独占であった。もともと齋藤家が興した会社ではないという点はふまえておかねばならないが、事業内容や資本関係からみれば、結果的に越佐汽船は齋藤家の近世からの家業である廻船業を近代化したものであると言えよう。一九一八年には新潟汽船株式会社と改称し、本邦汽船事業経営五大会社の一つとして数えられた。昭和に入ると新潟県の主導により他の汽船会社と合併し、現在の佐渡汽船株式会社となった。

新潟を拠点に北海道や太平洋側、遠くウラジオストクなどへも航路を持った越佐汽船だが、航路とその積載品や収益関係を示す詳細な資料は乏しい。そこで、齋藤家の分家で廻船問屋業を営んでいた齋藤庫造（齋藤支店）の一九〇八年の資料から越佐汽船や新潟港を取り巻く商流を見てみたい。齋藤支店は齋藤喜十郎家から一八八四年に分家し上大川前通八に店を構えていた(39)。

この時期の資料を上げる点ではいくつかの理由がある。一つは資料が整理されて残存していること。本論で扱う資料と同時期のものであること。そして鉄道の開通により新潟港からの移出量や移出先が変化した時期であり、その傾向を表しているものであることである。一八九九年に北越鉄道の直江津・沼垂間が開通し、沿線地域は長野や東京と鉄道によって結ばれるようになった。鉄道開通以前には中越地方の産米の大部分は長岡に集められ、信濃川の舟運によって新潟港へ川下しされ各地へ出荷されていた。鉄道の開通により米の出荷は各駅から小口で直接仕向け先へ送られるようになり、北海道向け以外の米は新潟港へ集中するものが漸減していた(40)。【表7】は齋藤支店の一九〇八年の主な移出入商品とその相手先である。移出品の大部分は北海道向けの米と石油であり、これらは【表8】の取扱手数料支払い先からも越佐汽船、日本郵船、新潟運送の船が多くを担っていることがわかる。なお

長野向けの米は鉄道で輸送されている。一方移入品は、北海道からの石炭や海産物が目立つ。

北越鉄道は直江津と新潟・新発田間の鉄道敷設を目論んで計画された会社である。直江津から沼垂までは一八九九（明治三二）年に開通したが、その後の新潟への延伸運動は新潟財界の総力戦となり、信濃川鉄橋の架橋と駅誘致を行っていたことなどから保有を大きくしていたと考えられる(41)。また、岩越鉄道は新潟と郡山を結ぶ計画で設立された会社である(42)。さらに日本鉄道は北越鉄道と岩越鉄道が東京と結ぶために必要なルートで、山陽鉄道、関西鉄道、九州鉄道など幾つかある当時の有力鉄道株の中で日本鉄道のみを保有している点に注目したい。

また、第一銀行は新潟に早くから支店を設け(43)、積極的に地元資産家と関わっていた。前述したように新潟硫酸への貸付もあった。

3　投資傾向と地域経済

こういった事情と投資先を照らし合わせると、齋藤家は事業の関係先の株式を主に保有していることがわかる。谷本氏は第一銀行や日本鉄道といった中央企業株を「資本金額が相対的に大きく、また、営業基盤をすでに確立している当時における代表的な株式会社であり、かつその企業活動の場を考慮に入れるならば、投資家にとって中央企業株

【表７】：1908年度に齋藤支店（廻船問屋業）が取り扱った品名と相手先

移出品　米

	仕向け先	扱い量（石）
	信州	5871.300
	函館	5230.000
	網走	2363.200
	根室	2269.200
	小樽	1579.600
	岩内	1496.800
	釧路	1421.200
	室蘭	850.000
	常呂	824.000
	古平	788.000
	瀬棚	539.857
	江別	538.000
	紋別	288.000
	寿都	1326.800
	江差	440.000
	附込	991.319
		26817.276

その他・雑貨類

品名	仕向け先	扱い量
軽油	北海製綿株式会社（小樽）	50函
石油	下田仁三郎（岩内）	100函
糠空俵	板谷合名会社（小樽）	
畳	畑沢要吉（岩内）	36枚
石油	畑沢要吉（岩内）	5函
塩	尾形六郎兵衛（加茂）	130俵
米糠	尾形六郎兵衛（加茂）	80俵
米糠	宇戸留吉	100俵
大豆粕	細木米松	180枚

移入品　石炭

	出荷元	買入代金（円）
	栗山	10434.025
	岩内	
	茅沼	

その他・雑貨類

品名	出荷元	
蟹缶詰	（委託）	
筋子	（委託）	
塩鱒	（委託）	
塩鮭	（委託）	
塩	（委託）	
昆布	（委託）	
数の子	（委託）	
粒鰊	（委託）	
身欠	（委託）	

出所：「貸借対照・損益勘定表（明治41年度）齋藤支店」米穀部勘定、委託商品部勘定、手数料口銭勘定、内方勘定、上大川前通斎藤家文書
注：その他・雑貨類については明細から品名が抜粋できたもののみ記載

【表８】：1908年度に齋藤支店（廻船問屋業）が支払った荷扱い手数料

支払先	内容	支払額（円）	構成比（%）
濱商店	船積	93.540	20.2
越佐汽船	船積	41.598	9.0
新潟運送	船積	215.181	46.5
藤田	船積	23.560	5.1
小沢	船積	3.551	0.8
中山	船積	0.300	0.1
清水	船積	31.810	6.9
丸二	汽車積	29.500	6.4
岸忠	汽車積	10.000	2.2
荒川	汽車積	8.500	1.8
通運会社	汽車積	5.000	1.1
		462.540	100

出所：「貸借対照・損益勘定表（明治41年度）齋藤支店」手数料口銭勘定、上大川前通斎藤家文書

の所有は、企業活動そのものとの関連が希薄な、資産配分上の一選択肢の性格が色濃いもの」(44)と見なしたが齋藤家にとっての選択動機はそれだけではないようである。投資先は、キャピタルゲインを目論んだ保有や、資産配分上の保有ではなく、自身が関わる直接の事業やその取引上の動機による保有が多くあった。いわゆる顔の見える相手、情報の非対称性が少ない相手、利害関係が一致する相手である。保有株式の選択は、齋藤家にとっては銘柄による資産配分の安全性だけでなく事業の延長と見るべきである。経営に積極的に関与し責任を持つとともに、その事業に密接に結びつく企業の株式を保有していたことは特徴的である。

商人資本と企業勃興についての著書が多くある中西聡氏は、齋藤家の投資行動について「新潟の企業勃興を支えた」(45)としたが、以上の実態からはもう一歩踏み込んだ結論を導くことができる。企業勃興はその過熱ぶりと比例するように、設立間もなく倒産する泡沫企業も多くあった。その資本損失は地方経済にとってダメージである。地域環境のもとで合理的に持続できる企業を経営し、地域の他人資本を集めることは、貴重な資本の浪費や流出を防ぎ、揺籃期の資本主義において地方経済の足元を盤石にする。その上で中央や他の地方企業の情報に積極的に接し堅実な関係を築いていこうとする姿は、新潟の企業勃興のみならず産業化と経済の持続的な発展に貢献していることが言える。

この傾向は齋藤家の志向や方針という主体的な面だけでなく、新潟地域の特性、外的な環境要因も理由としてあげることができる。産業資本確立期における新潟市の機械制大工業の展開は極めて緩慢(46)で、銀行と運輸が先行し主要な工業は新潟硫酸くらいであった。公開的な株式形態による資本集中が必要な他の企業設立が少なかったこともあり、電燈会社のほかには、いわゆる名望家や資金負担者としての立場で株式を保有することは少なかった。

また、新潟の企業勃興はその後の展開としても特徴的である。いち早く産業革命を達成した紡績業や関連する織物産地などでは、その後産業の構造変化があり近代化産業が立地しても頓挫してしまう例が多かったが(47)、石油は他の生産地と競合が少なく、それに付帯する石油関連の重工業が立地した新潟はそうではなかった。企業合同や個々の企業の盛衰はあったが、大きな構造変化はなかったため、創業した事業を拡大していくことができた。逆に在来産業の軽工業化は遅れていた。

4　証券流通の転機と投資先

さらに、地方における有価証券投資の実態を論じるには、経済主体の志向や動向だけでなく、証券流通の側面も考慮しなくてはならない。一九〇〇年代半ばまでの株式保有を見ると新潟の取引所に上場されている株式、または割り当てなどで保有したものが多い。株式配当に対しては所得税が優遇されており、株式保有の動機は強かったと考えられるが、事業取引上の動機以外に遠隔地の企業株式を持たないのはなぜだろうか。現実に地方の投資家が広く銘柄を選び保有することがなかった理由は、証券流通の市場が地域ごとに分断されてお

り、特に場外取引（店頭市場）にあっては、投資家が遠隔地の情報を入手して判断し、実際の売買行動を起こすということが難しかったことがあげられるだろう(48)。

投機的魅力を持った遠隔地の中小や新興の株式の情報を広く検討して銘柄を選ぶことができなかった中で齋藤家の投資状況が変化するのは一九〇六年である。この年齋藤家は新潟の取引所では馴染みのなかった関東や関西の株を手広く買い始める。

一九〇六年は株式市場に大きな構造変化があった年である。政府は日露戦争後の国策として鉄道国有法をこの年制定した。これにより同年一〇月から翌年一〇月の間に日本鉄道をはじめとして一七の鉄道会社を買収し、それらを国有化した。買収は政府が鉄道会社に対して一九〇九年三月から同年七月にかけて鉄道買収公債を発行することで進められ、鉄道会社の株式は公債に変わり、株式市場から消滅した(49)。鉄道株は銀行株と並んで当時の株式市場の主役であった。この消滅を契機に主役は紡績、食品などの軽工業、電力や地域輸送に限定された私鉄、ガス、鉱業などの産業株に交替した。それは新たに都市中間層や地方の地主層を広汎に巻き込んだ投機取引の拡大であったし、合わせて全国各地の株式取引所の活動と株式流通網の普及をも促した(50)。

齋藤家はこの動きに敏感に反応し、新たな投資先として横浜鉄道、京阪電気鉄道、武相中央鉄道、東京電燈、宇治川電気、日清紡績などを大きく買っている。この年に新たに購入した株式は一〇万円ほどだったが、一方では日本郵船の株六万円ほどを全て手放している。この時期からの新たな取引は、払い込みの受領証から東京日本橋の株式仲買商を介して行われていたことがわかる(51)。

あらためて【表4】の保有株式の推移を見てみると、これらの銘柄はそれ以前から保有していた銘柄（自身の事業に関連した銘柄）と比べ、その後の売買が活発である。このことからも、保有動機が投機目的であることは明らかであろう。

遠隔地の株式を投機的に売買するための情報の入手方法については齋藤支店の様子から推測ができる。齋藤支店では東京日本橋の株式現物商須藤商店から電信で相場情報を入手し、売買の注文を出していた(52)。投機資金が行き場を変え膨張している株式市場において、店頭市場を形成していた現物商が電信取引で地方の投資家を顧客として開拓しているのである。

「新潟への地域指向性が強い」(53)投資行動だった齋藤家は、株式流通網が地方へ普及していく一九〇〇年代半ばから、キャピタルゲインを狙った遠隔地の投機的な銘柄も所有するようになった。これらの株は一部においては企業の精算により損失を被ることもあったが、第一次世界大戦の好況期に向けて順調な配当利回りをもたらした。また、こういった取引を齋藤家は拡大させていった。

小括

以上、本章では一九〇三（明治三六）年から一九一四（大正三）年までにおける齋藤喜十郎家の企業活動や投資行動についての実態を、経年の決算帳簿から検討してきた。その結果、以下の諸点が明らかになった。

幕末から明治初期の北前船経営で伸長した齋藤家は、松方デフレ以降に近世来の商業蓄積を土地集積に向け地主化するとともに、地元関係者と共同出資をして家業であった運輸・廻船業の近代化を果たした。商業金融を目論み、他の商家と共同で設立した新潟商業銀行は、幅広く他人資本を集め、のちに自身の機関銀行としても機能した。新潟県で産出された石油事業に関連して設立された新潟硫酸会社の増資や新規設備投資にあたっては、新潟商業銀行から自分が借り入れし、その資金によって増資株式を引き受けることで対応し支配力を強めていった。この設備投資は化学肥料製造のためのもので、そこで生産された肥料は小作人の金肥利用を促し生産力が向上した。また、当初は事業に関連した銘柄が多かった株式保有は、日露戦争後の鉄道国有化を契機とした株式ブームの際に、遠隔地の新興銘柄にも広がり、それらの配当や売買が総じて順調に推移したことで一層の収益をもたらした。

全体像はそれなりに明らかにされてきたものの一次史料に基づいた経営分析はほとんどされなかった地方の資産家の一つが、自らの優位性をもとに地方財閥化していく過程の詳細を解明することができた。この展開過程に基づいて、新潟という地域における齋藤家の位置と役割を最後にまとめる。

齋藤家が事業の近代化を成し遂げ、企業家として拡大していく過程には、共同出資者や多くの株主がいる。彼らの存在が様々な局面で自身の資源のように生かされている。ここから浮かび上がるのは、齋藤家が地域における人的ネットワークの中で、資金力とそれに伴う信用力が数段優位な位置にあり、それを周囲が認めているということである。具体的にあげれば、地域に存在する企業機会や信用の情報に頻繁に触れる可能性が高く、また獲得した情報を具体的に事業化することができた。共同出資者の存在はお互いに創業リスクの低減となり、事業が軌道に乗り増資拡大に向かう過程では資金力で自身の支配を強め成功の果実をより大きいものとしていく。その資金力は、流通が主業の地であった新潟において必要とされていた商業銀行の設立とそこへ集まる他人資本によって成立している。

さらに地域においてこのモデルを他の商人や地主が成し遂げられたかという視点でも齋藤家の位置を見てみよう。前述したように他の商家よりも資金力や信用力で優位にあった齋藤家は、企業勃興の過程で他の商家から投下される資本を広く集める側に立っていた。一歩踏み込んだ見方をすれば、その力は他の商家が成功した事業を後に支配することができる力でもあった。本論でも度々比較として取りあげた鍵冨家は家族経営の米穀取引を主な業務としており、資産配分から株式投資に傾斜する様子は見せるものの企業家ではなかった(54)。

また、守田氏や伊藤氏らの考察(55)からも明らかなように齋藤家と同規模またはそれ以上

の在郷の大地主は、株式投資を行いつつも自らは企業家とならなかった。企業勃興期に株式保有に興味を見せた二宮家（北蒲原郡聖籠町）もそれは資産配分としての保有動機であったし、明治三十年代に株式保有が増えた田巻家（南蒲原郡田上町）は、同時期に小作地の多くを手放し株式保有を増やしているがその企業の経営に積極的に関わるためではなかった。また在郷の大地主たちは多くが第四銀行へ出資しているが経営に携わってはいない。新潟における企業勃興として早かった銀行や運輸の産業は、地主にとって小作米の早い価値実現にとって必要なものだったが、そこまでを自身で掌中に収める動きはなかった。そこには都市部との距離的な隔たりがあったことなどが理由として考えられているがそれぞれ個々の動機はわからない。伊藤氏の考察による「同族における出資関係」(56)も分断された未成熟な市場におけるそれぞれの棲みわけと見ることもできる。

齋藤家は地域の他の資本家と異なり、商業金融の円滑化と資本集積を目指した銀行設立によって地方における資本循環の仕組みを作り、一方では重工業立地の一端を担った。硫酸と化学肥料を生産品とした工業への資本投下は、稲作と石油産業が中心の地域経済に対して産業革命の成果を農業と工業双方の分野への成長をもたらした。また越佐汽船を中心とした流通経営においては、交通網が近代化・大資本化していく過程において中小の汽船や地方資本が活躍する余地があった日本海沿岸航路や北海道向け航路に注力することで港湾物流都市新潟の自立的な展開をある期間支えた。このように齋藤家の企業行動は地域経済の近代化と持続的な発展に寄与している。

註

（1）風間正太郎『舟江遺芳録』（櫻井市作、一九一四年）二七九－二八一頁。齋藤喜十郎家の商標については「山三」が知られているが、三国屋喜十郎を表す「三喜」を染め抜いた物品も現存している。

（2）杉山巌「「三国屋」齋藤喜十郎家と齋藤喜八家　－その系譜関係を探る－」（『郷土新潟』第五八号、新潟郷土史研究会、二〇一八年）。本稿第三部第一章の初出は『新潟史学』第七四号（新潟史学会、二〇一六年）であるが、その後杉山氏によって関連史料が発見されたため本論にあたり改稿をおこなった。

（3）前掲風間正太郎『舟江遺芳録』。

（4）斎藤正一・佐藤誠朗『大山町史』（大山町史刊行委員会、一九六九年）二五六－二五八頁。大山町史では、天保期の新潟の代表的な荷受人として三国屋喜八、小村屋時太郎をあげている。

（5）前掲風間正太郎『舟江遺芳録』。

（6）県令による文明開化政策と新潟町の有力者の結びつきについては、新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史　通史編三近代（上）』（新潟市、一九九六年）第二章を参

照。

（7）『新潟新聞』一八八二年四月十六日。

（8）前掲風間正太郎『舟江遺芳録』。

（9）前掲『新潟市史　通史編三近代（上）』、三〇六頁。この記述の地価額と本論で扱った史料の資産額には大きな隔たりがあるがその事情は不明である。

（10）澁谷喜平編『富之越後』（新潟新聞社、一九〇三年）大地主の部、一－三頁

（11）前掲『新潟市史』通史編三近代（上）、三六五頁。

（12）株式会社第四銀行企画部行史編集室『第四銀行百年史』（第四銀行、一九七四年）七〇七頁。

（13）前掲『第四銀行百年史』、六九〇－六九四頁。

（14）前掲『新潟市史』通史編三近代（上）、三八七－三八八頁。

（15）永木千代治『新潟県政党史』（新潟県政党史刊行会、一九六二年）四六二－四六三頁。

（16）小作地だった地所の旧土地台帳は「新潟市東堀七齋藤喜十郎」で登記されている。

（17）『東北時報』一九二七年一月二三日。

（18）東京農業大学国際日本庭園研究センター編『旧齋藤家別邸庭園調査報告書』（新潟市、二〇一二年）五頁。

（19）高橋志朗「我が国法人税の発達＝法人税の誕生から『シャウプ勧告』発表前夜まで」（『東北学院大学経済学論集』第一七一号、東北学院大学学術研究会、二〇〇九年）三五－四三頁。

（20）前掲伊藤武夫「第一次世界大戦期の株式市場と地方投資家＝新潟県の場合その1」Ⅲ章。

（21）新潟市役所編『新潟市史　下巻』（新潟市役所、一九三四年）一〇五四－一〇五五頁。

（22）「類焼見舞控」上大川前通斎藤家文書、新潟市歴史文化課。

（23）「中村事件調書」齋藤喜十郎家文書、個人蔵。

（24）この年から帳簿の記帳筆跡が変わっている。前年利益を繰越として計上せず、例年通りの記帳処理を行っていれば単年度赤字にはならない。

（25）前掲『第四銀行百年史』六九一頁。

（26）前掲『第四銀行百年史』七〇五頁。

（27）前掲『第四銀行百年史』六九一頁。同人たちが関係していた会社は、第四銀行、新発田第百十六銀行、新潟倉庫、新潟商品取引所、海外貿易会社などの流通関係会社、新潟運送、北洋、新潟曳船汽船、越佐汽船などの運輸会社のほか、新潟電燈、新潟鉱油、新潟硫酸などがあげられている。近郷の地主資本が多かった第四銀行（新潟銀行）の営業方針に不満を持つ商人とも言われている。（前掲『新潟市史　通史編三近代（上）』三七七頁）

（２８）株式会社第四銀行企画部行史編集室編『新潟県内の銀行の営業報告書－第四銀行へ合併した銀行関係－』（第四銀行、一九七四年）。
（２９）前掲『第四銀行百年史』六九二頁。
（３０）前掲『第四銀行百年史』六九四頁。
（３１）新潟硫酸株式会社編『新潟硫酸株式会社五十週年記念誌』（新潟硫酸株式会社、一九四六年）二三－二四頁。
（３２）以下の記述は前掲『新潟硫酸株式会社五十週年記念誌』第１章、第２章を参照。
（３３）以下の記述は前掲『新潟硫酸株式会社五十週年記念誌』第３章、第４章を参照。
（３４）守田志郎前掲『地主経済と地方資本』一五一－一五五頁。
（３５）谷本雅之「戦前期「資産家」の諸活動とその背景」（『日本労働研究雑誌』第四九巻五号、日本労働協会、二〇〇七年）四四－五二頁。なお、この論文は谷本雅之・阿部武司「企業勃興と近代経営・在来経営」（宮本又郎・阿部武司編『日本経営史２　経営革新と工業化』岩波書店、一九九五年）一〇四－一一九頁を基礎としている。
（３６）前掲澁谷喜平編『富之越後』、が調査対象とした会社は、同書の凡例説明によると新潟県下では資本金一〇万円以上の会社のみ。他府県会社については資本金一〇〇万円以上で、新潟県の投資家の払込金額が三万円以上の会社である。なお、県内の石油会社については株価の乱高下が甚だしいため、確実な日本・宝田・蔵王の三社に限っている。また、掲載されている投資家は株式を額面で一万円以上保有している者になっている。このことについては、前掲谷本雅之・阿部武司「企業勃興と近代経営・在来経営」一〇四頁においても「カヴァリッジに一定の限界」とされている。
（３７）新潟佐渡間の航路と越佐汽船については、橘正隆『佐越航海史要』（佐渡汽船、一九四七年）を参照
（３８）前田松太郎と越佐汽船の関係および廻船問屋業の経営悪化については本論第二部を参照。齋藤喜十郎家文書には当該時期の前田松太郎が仕入た物品の荷為替証券があり、齋藤喜十郎の前田松太郎に対する貸金の引当と考えられる。これらは本章の初出後に明らかとなったため本論にあたり改稿を行っている。
（３９）「移徙祝慶帳」上大川前通斎藤家文書、新潟市歴史文化課。
（４０）山口和雄、石井寛治編『近代日本の商品流通』（東京大学出版会、一九八六年）一一七－一一八頁。
（４１）前掲『新潟市史　通史編三近代（上）』三四八－三四九頁。
（４２）以下、新潟と東京を結ぶ鉄道建設の経緯については、新潟県編『新潟県史　通史編７近代二』（新潟県、一九八八年）第二章第二節、第三章第四節を参照。
（４３）小林力三編『新潟商工会議所六十周年史』（新潟商工会議所、一九五八年）三〇－三一頁。第一国立銀行新潟支店として一八八四年に開設された。先に新潟に進出していた三菱為替店新潟支店に対抗して設置されたと言われている。

（44）谷本雅之「日本における〝地域工業化〟と投資活動　企業勃興期　地方資産家の行動をめぐって」（『社会経済史学』第六四巻一号、社会経済史学会、一九九八年）八八－一一四頁。
（45）中西聡『海の富豪の資本主義　北前船と日本の産業化』（名古屋大学出版会、二〇〇九年）二三四頁。
（46）前掲伊藤武夫「産業資本確立期における地方資本の存在構造」七一頁。
（47）中林真幸『近代資本主義の組織　製糸業の発展における取引の統治と生産の構造』（東京大学出版会、二〇〇三年）。
（48）前掲谷本雅之「「日本における〝地域工業化〟と投資活動　企業勃興期　地方資産家の行動をめぐって」九五頁。一八九〇年代には新潟新聞に「舊金銀初公債各株式當港現物取引準拠相場」の記事があり、記載内容から両替商がもたらした情報によるものと考えられている。しかし、東京、大阪等の場外における株式売買の担い手とされる現物商の存在は明治二、三〇年代の新潟県下では確認できていない。
（49）野田正穂「鉄道国有化　最大の投資対象消える」（『証券百年史』日本経済新聞社、一九七八年）
（50）前掲伊藤武夫「第一次世界大戦期の株式市場と地方投資家＝新潟県の場合その1」Ⅰ章
（51）「株式売買証」齋藤喜十郎家文書。東京株式取引所仲買人齋藤吉助商店、同横山久太郎、同今井又治郎。
（52）「電報　日本橋須藤商店」上大川前通斎藤家文書、新潟市歴史文化課。
（53）前掲中西聡『海の富豪の資本主義　北前船と日本の産業化』二三四頁。
（54）鍵冨家は初代三作の力が大きく、その後後継者が育たなかった。後年日東硫曹などを設立するが本論で扱う時期には企業家としての様子は見せなかった。
（55）前掲守田志郎『地主経済と地方資本』一八二－一九八頁。前掲伊藤武夫「第一次世界大戦期の株式市場と地方投資家＝新潟県の場合その1」Ⅳ章
（56）前掲伊藤武夫「第一次世界大戦期の株式市場と地方投資家＝新潟県の場合その1」Ⅳ章

第二章　大正期における齋藤喜十郎の経営と政治行動

一、大正期における齋藤家の経営内容

1　収入内容の検討

本節では筆者の手元にある一九一五（大正四）年から一九二七（昭和二）年までの齋藤本店の貸借対照表【表1】と損益計算書【表2】を整理し、その具体的な動向を検討する。本史料は筆者が前稿で扱った一九〇三（明治三六）年から一九一四年までの各種決算帳簿類の続きとなる綴りである。記載内容は一九一五年から一九三七年までが一冊になっているが、本論ではそのうち大正期の部分のみを検討する。

本史料から齋藤本店の経営を概観すると、収入は大きく二つの分野から得ている。一つ目は会社株式を中心とした有価証券投資による配当収入、二つ目は小作地経営による作徳米収入である。倉庫収入や保険代理店としての手数料収入もあるが、利息配当収入と作徳米収入から比べればその金額は非常に少なく、金額変動もあまり見られない。また、利益に関しては翌年の資本金に組み入れられており、ほぼ毎年黒字となっている。

まず利息配当による収入を検討し、投資行動の傾向を把握したい。貸借対照表【表1】の有価証券と損益計算書【表2】の利息配当を関連しながら見ていこう。両科目の金額は、一九一六年に一度前年比で減少するが、それ以外の年はひたすら伸びを続けている。伸び率の大きい年として注目されるのは一九一七年である。利息配当は前年比で約四十三パーセントの伸びを示している。前年は齋藤家の経営としては例外的に数字が下がった年でもあるので、そのさらに前年一九一五年と比較しても約三十八パーセントの伸びということになる。一方で有価証券の資産額の変化は一九一五年の百四十九万円弱に対して、一九一七年は百五十四万円ほどで、大きく増加していない。日本経済はこの時大戦景気で上昇基調にあった。齋藤家の株式投資行動においても、細かな売買は見られるが、基本的に従来の元手で大きく利益を得ることができたのが一九一七年である。その翌年一九一八年は有価証券の保有額が二〇九万円余りで前年から五十五万円程増加している。この増加分には時下見積り価格との調整で三十万円ほどが織り込まれているが、その分を考慮してもこの年に新たな株式を大きく買ったということがわかる。有価証券で得た配当収入を、さらに投資に向けているのである。なお、株式の時下見積額による評価額の見直しは、翌年一九一九年にも連続して行われ、合わせてこの年には土地評価額の調整も行われた。

一九一五年から一九二一年に関しては、株式の売買や払込について株式勘定として詳細な銘柄の記載がある。また一九一六年から一九一九年にかけては折々の決算時評価額のまとめがある。代表的な銘柄の株価の動きを抜粋したものが【表3】である。この内容を見てみると、期間中の保有株式の評価額は総じて上昇している。ただし、この評価額と貸借対照表に記載された有価証券の金額の突き合わせは年によって異なり記載方法には一貫性がない。その点と株価が騰貴している点には留意しなくてはならないが、齋藤家の資金運用は

【表１】貸借対照表

単位：円

		1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年		1925年		1926年	1927年
		大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年		大正14年		大正15年	昭和2年
											株式会社分	本店分	株式会社分	本店分		
資産	市外土地	423377.224	426338.924	430942.934	431132.874	1100000	1098604.42	1098604.42	7660454.78	7803633.66	4492240.98		4492231.32		2558590.99	1000000
	市内土地	35456.98	59562.07	59102.07	61236.44	256190.1	256190.1	257397.2								600000
	東京土地	45136.19	45136.19	45136.19	45136.19	10000	10000	10000	10000	10000		10000			60810	60810
	有価証券	1489577.8	1053265.86	1542764.96	2094507.5	2485122	3135127.1	3425016.6			2668676.7	109141.55	2596249.7	116682.31	3353905.79	3296516.48
	貸付金	45114.427	34967.857	32716.972	33592.572	2890.55	3146.07	2337.99	2875.91	3265.91		2693.91		4912.65	4900.15	4936.02
	一山三				5											
	未収作徳米	52188.71	58696.62	32802.77	15733.667	130881.29	103500.243	97858.386	85620.379	92121.456	88944		99797.38		68700.2	72723.56
	未収利息配当	23229.31	25592.73	37471	46706.61	46185.175										
	預金（第四銀行）			22.5												
	預金（商業銀行）		109080.25	0.25	0.25	300000.25			34335.58					10398.99		
	預け金							35.62								
	金銀有高	299.513	984.656	1857.152	337.562	296.101	228.679	360.082	146.841	1381.845	326.548	0.437	66.928	18.647	594.995	848.067
	未決金		10.97	11.17												
	仮渡し	58.06	103.5	58.5	26	78.83	26	31	1013	3156	4550	66		30		80.3
	会社									2380						
	自動車									4148.6		5932.73		5932.73	5932.73	5932.73
	齋藤										50		178900			
	代理店（日清生命など）											56.96				
		2114438.21	1813739.63	2182886.47	2728414.67	4331644.3	4606822.61	4891641.3	7794446.49	7920087.47	7254788.23	127891.587	7367245.33	137975.327	6053434.86	5041847.16

負債・資本	当座（商業銀行）					92742.86	60429.58		524428.79	428093.94						
	借入金（商業銀行）	422959.38		223050	262400		100000	217076.87			208020.71	73912.52	253.38		151582.12	146856.97
	預かり金（親族・敷金）	380.43	475.93	321.57	396	23946.68	23860	26400.8	3382.43	2429.32		2523.59		2539.5	2607.66	2706.93
	預かり金（代理店）	1301.07	2711.78	3185.24	2374.29	2973.47	2189.47	860.5	1378.76	2007.37		1654.81		1904.73	1915.77	2125.64
	未決勘定	134.77														
	成資会	8886.832	9812.707	10659.6	12035.855	12889.89	13952.44	14371.42	14534.22	14478.35		15033.71		16953.03	15857.59	17923.5
	資本金	1620186.56	1680775.73	1800739.21	1945670.06	2451208.52	4199091.4	4406391.12	4632931.71	7106480.26	7000000	106480.258	7000000	106480.258	5822526.78	4819687.33
	当期利益	60589.172	119963.478	144930.848	205615.922	1747882.88	207299.726	226540.586	144242.032	219376.191	46767.518	-39010.52	320224.43	-97038.89	58944.94	52546.79
	時下見積価格				299922.54				2473548.55							
	繰越金									144842.042		-32752.781	46767.518	-71763.301		
	齋藤									2380						
	会社											50		178900		
		2114438.21	1813739.63	2182886.47	2728414.67	4331644.3	4606822.61	4891641.3	7794446.49	7920087.47	7254788.23	127891.587	7367245.33	137975.327	6053434.86	5041847.16

出所：「貸借対照表　本齋藤店」、齋藤喜十郎家文書

【表２】損益計算書

単位：円

		1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年		1925年		1926年	1927年
		大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年		大正14年		大正15年	昭和2年
											株式会社分	本店分	株式会社分	本店分		
収入	利息配当	92395.567	88983.130	127341.495	166721.270	161439.035	219397.590	177725.440	194590.085	222906.090	215552.080	7165.390	227455.200	6859.750	239413.210	222831.440
	作徳米収入	52979.418	63308.385	88231.795	136886.584	211602.604	129793.552	144461.151	99057.603	126962.957	132750.514		131984.200		77395.430	97240.71
	倉庫収入	2630.969	2593.679	2129.299	1404.432	1867.698	2158.176	3087.892	2603.811	3807.312	3066.720		2509.650		1254.390	2490.34
	地代家賃	4936.060	5738.080	6251.985	6390.880	7547.230	8580.890	10039.740	11951.300	12113.600	12812.580		14190.030		13445.960	13217.55
	代理店手数料（保険）	3125.480	3501.560	3987.250	4057.940	5285.100	5903.500	6197.120	4726.710	4331.010		5267.890		5270.320	5558.070	5403.890
	自動車部手数料					2036.780	2337.720	1264.770	190.000			2180.410		1094.05		
	株式（時価見積益）				299922.540	611815.840										
	土地（時価見積益）					863862.586										
	自動車賃貸料								654.100	88.7						832.65
	その他		5700.000		337.510	55495.560			1450.055	2392.040				11856.5		21.41
		156067.494	169824.834	227941.824	615721.156	1920952.433	368171.428	342776.113	315223.664	372601.709	364181.894	14613.690	376139.080	25080.620	337067.060	342037.990

株式・土地の見積益は実際の収入ではない

支出	内入費	14746.595	17176.151	23685.009	32568.074	48223.179	64021.511	46594.662	41361.760	58465.990		39022.380		56686.650	61548.98	101174.720
	作徳入費	4751.602	4748.761	6053.787	8839.419	11601.270	11793.936	18305.515	59597.307	13435.718	13518.030		15285.960		80928.460	30218.34
	市外課賦金（諸課賦）	17598.718	17834.339	17761.347	19721.811	22640.389	25038.239	28880.460	29407.260	28603.660	27806.660		29337.010		29293.680	27237.42
	諸税									2792.250	714.03	8677.61	1275.490	7369.610	51300.470	87142.660
	店賃入費	655.069	855.725	954.555	1195.496	1208.200	1682.385	2886.877	4358.475	5833.570	9146.140		3713.200		5611.740	3577.89
	倉庫入費	966.446	500.535	484.260	521.805	631.640	786.220	686.620	680.460	914.960	881.780		885.400		1149.020	1855.66
	臨時入費（選挙経費）	14879.47												50000	30000.000	
	普請費		1635.77	20986.953	33437.029	42038.657	39063.125								2190.210	
	支払利息	34554.690	5141.900	12636.300	13239.330	14114.950	11785.770	7038.650	32854.760	40649.030	21897.670	4037.470	5417.590	6288.180	10936.610	35054.760
	東京土地入費	105.205	151.235	154.190	116.530	166.080										
	保険部入費	308.29	428.060	294.575	440.420	566.210	637.550	1069.665	1061.520	1058.180		1190.070		1330.430	2256.32	2623.850
	自動車部入費					1725.250	832.1	488.22	1660.090	1472.160		696.68		444.64		605.9
	貸倒・特別損失	6912.237	1388.880		102.780	30153.732	5230.866	10284.858							2906.63	
	前期繰越損失										243450.066					
		95478.322	49861.356	83010.976	110182.694	173069.557	160871.702	116235.527	170981.632	153225.518	317414.376	53624.210	55914.650	122119.510	278122.120	289491.200
	当期利益	60589.172	119963.478	144930.848	205615.922	300057.352	207299.726	226540.586	144242.032	219376.191	46767.518	-39010.520	320224.430	-97038.890	58944.940	52546.790

普請費（～1919年）は西大畑別邸造営分

普請費は便所・別邸工事

出所：「損益計算書　本齋藤」、齋藤喜十郎家文書

株式で得た収入をさらに株式に再投下していく手法であることは明らかである。

また、記載方法に一貫性がないという点では一九二二年から一九二六年にかけても注意が必要である。貸借対照表ではこの期間のみ土地建物と有価証券を合算した金額が記されており、それぞれの明細が不明である。しかも、一九二一年と一九二二年の対象項目を比較してみると合わせて二百五十万円弱の増加があり、それを時価見積額による引き上げとしている。前年の有価証券残高は三百四十万円ほどであり、この金額はすでにインフレ期の株価上昇を織り込み済みの金額である。不動産価額についても同時期に再計算がされており、いきなり二百五十万円余りの資産額の増加は不自然である。一転して株価が低迷している不況期でありながら時価額増加としていることもその疑念を強くさせる。

この点について本史料から明確な理由を得ることはできないが、当該時期に起きている齋藤家周辺の事情から次のように推測できる。筆者は前章において齋藤喜十郎個人の人格であるこの本店帳簿類の他に齋藤合資会社の存在を紹介しているが、この合資会社の解散にともなう精算が一九二二年に行われた(1)。齋藤喜十郎は合資会社に対して不動産などの現物出資をしており、精算による残余財産の配当が一九二二年の資産額増加の要因で相違無いであろう。この点を裏付ける経費として、一九二二年の損益勘定には、支払利息の細目

【表３】齋藤喜十郎保有株式　代表的な銘柄の価格推移　　単位：円

	1916年	1917年	1917年	1918年	1919年
	大正5年	大正6年	大正6年	大正7年	大正8年
	3月18日	1月4日	12月下旬	12月末	12月末
新潟（第四）銀行	67	73	74	82	68
新潟商業（新潟）銀行	52	54	54.5	54	52
第一銀行	90	98	107.5	136	190
日本銀行	600	670	710	817	1230
日本勧業銀行	350	375	364	349	408
日本興業銀行	57	58	58	63	72.5
台湾銀行	175	180	225	195	277
朝鮮銀行	150	110	143	160	249
帝国海上保険	178	210	190	117	157
日本海上保険	47	65	60	42	60
越後鉄道	40	54	58	55	63
京阪電鉄	51	54	54	62	70
東武鉄道	65	65	65	66	90
越佐（新潟）汽船	19	25	39	53	45
新潟水力電気	43	49	45	56.5	65
北越水力電気	60	75	90	80	90
東京電燈	62.5	65	68.5	90	74
日本石油	140	153	124	108	140
新潟硫酸	95	114	92	96	150
大阪商船			190	197.5	181
東京モスリン				117	85
東洋紡績				190	303
台湾製糖				110	168.5

出所：「株式勘定明細書」本齋藤店　齋藤喜十郎家文書

※価格は保有株式のうち代表的なものの中から全額払込が完了している株式のみを掲げた

【表４】作徳入費の明細　　単位：円

	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年		1925年		1926年	1927年
	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年		大正14年		大正15年	昭和2年
										株式会社分	本店分	株式会社分	本店分		
市税・戸数割・所得税	1824.400	1522.330	2352.310	3948.015	4254.900	4718.940	11811.020	12465.830			8677.610		7369.610	28506.500	19627.030
耕地整理・普請	501.535	625.045	1516.895	2448.040	3417.889	2641.370	2028.240	3034.610	1494.040	1726.460		1374.850		279.470	365.280
納米賞与	24.130	381.280	320.840	569.795	936.650	1435.410	531.020	1598.820	2603.890	2596.370		2400.090		1643.560	517.020
支配皆済料	5.800	6.910	4.000	35.540	6.000	6.000	6.000	6.000							
諸賃金・蔵敷	1814.874	1387.171	785.252	933.389	1469.516	1808.501		2423.637	2405.538	2299.700		1351.970		1276.050	2007.550
出張費	262.860	276.150	226.425	222.470	311.170	359.810	481.540	415.450	533.740	763.820		868.720		938.630	727.530
雑費	318.003	549.875	409.525	682.170	1205.145	823.905	971.560		2356.040	2477.180		4297.330		3816.360	6973.930
輸出検査料			29.010												
俵米品評会寄付			50.000												
売米口銭			179.530												
本間太儀料			70.000												
押付八幡寄付			110.000												
登記入費							75.630	99.480							
会社創立および諸雑費								37133.020							
諸税								180.460							
自作費									716.940						
給料手当							2400.505	2240.000	3325.570	3654.500		4993.000		5375.000	
慰労金														5898.510	
所得税														32994.380	
小計	4751.602	4748.761	6053.787	8839.419	11601.270	11793.936	18305.515	59597.307	13435.758	13518.030		15285.960		80728.460	30218.340

出所：「損益計算書　本齋藤」、齋藤喜十郎家文書

として「株式名義書換・株券調整其他」として千三百円ほどが計上されている。さらに、一九二二年には新たな法人として齋藤株式会社が設立されている。一九二二年及び一九二三年については、齋藤喜十郎個人名義の資産、精算した合資会社の残余資産、あらたに設立した株式会社の資産が意図的に混同されていたと考えられ、それ以降一九二四年と一九二五年には株式会社分と本店分という別記載が現れる。

なおここで小作地経営による作徳米収入と作徳入費にも少し触れておきたい。経年の特徴をとらえる上でまず確認しておかねばならないのは小作地の増減である。貸借対照表における市外土地の金額は期間を通じて特筆すべき増減がないことから所有面積はほぼ変化がないと考えられる。一九一九年に金額が増加しているのは土地の評価額が上昇したためである。作徳米収入は米価の高騰から一九一九年に大きく増加し収入項目のなかでトップとなるが、それ以外の年は配当収入よりも少ない。また、年々利息配当収入が増加していくなかで、収入における作徳米収入の構成比は低下している。

作徳入費については細目を

【表4】に整理した。取得税や戸数割などの税金は年々増加している。一九二二年には会社創立関連経費を作徳入費の細目として計上しているため金額が大きくなっている。これは前述した齋藤株式会社の設立経費と考えられる。法人設立に関する経費を作徳米関連に計上している点は、今後の小作地経営は法人格で行うことを想定しているのであろう。一方で一九二四年と一九二五年では小作地にかかる税金を本店で計上している。この点から考えると小作地の名義は齋藤喜十郎個人名義であり、その資産を株式会社との間で何らかの契約をした上で小作地経営は株式会社で行うという形態が考えられる。前段で述べた資産の名義を法人と個人の間で意図的に混同し関連づける計上方法がここにも見られるのである。また一九二六年の金額が大きな理由は課税所得の捕捉強化と追徴によるものである。名義の意図的な操作や追徴課税については、節をあらため第三節で触れたいと考えている。

また、一九二一年以降経常的にまとまった額の給料手当が計上されている点や一九二三年には自作費の別掲もあることから、土地所有は維持しつつも耕作者を雇用した自作に移行している部分もあると考えられる。

2　大戦好況期の株式投資の傾向

従来から所有してきた株式への払込も続いているが、この時期に大きく買い入れた銘柄は、齋藤喜十郎が今後の業績に期待していたと考えられるであろう。先に述べた株式勘定から一九一七年に新たに買い入れや買い増しを行いその権利について同年中に払い込んだ銘柄のうち五万円を越えるものを次にあげる。日本石油五万九千五百五十円。大阪商船十万千五百円。東京モスリン七万五千円。東洋紡績九万二千五百円。台湾精糖六万五百円である。重工業や海運などこれらは当時市場において人気の高かった銘柄である。また齋藤家の機関銀行である新潟商業銀行の新株への払込は同年中に二回行われ、その総額は十万二千五百円と突出している。この動きからわかるとおり、齋藤喜十郎の投資行動は、売買差益が狙える人気の高い株式の購入と、自家経営企業の支配強化の二本立てで行われてることを指摘することができる。

配当収入の内訳と詳細金額は不明だが、例年未収分については銘柄ごとの内訳の記載がある【表5】。未収分は年二回配当の下期分と考えられ、仮に上期にも同様の配当がなされたと概算すれば、自家経営企業からの配当金は年間の利息配当収入の三十パーセント程度となる。また、特に越佐汽船と新潟硫酸からの配当金はこの期間に急増している。株式で得た収入の再投下先を自身が経営する企業への出資に向けることによって多額の配当収入を得ているのである。

自家経営企業の支配強化という点では、翌年一九一八年の買い入れと払込にも特徴的な動きがある。齋藤家が実質的なオーナーである越佐汽船の全額払込完了と増資新株の発行である。好況期に他の株式から得た収益を自身が経営する企業へ投下することで未払込資本金を解消させたのである。そして全額払込が達成されたことで増資による新株発行が可能になり、さらに資金を集めることが可能になった。越佐汽船はこの年の十月十一日、新潟

【表５】未収配当　　単位：円

	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年
	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年
新潟（第四）銀行	1284.000	1284.000	1284.000	1284.000	1284.000
新潟県農工銀行	216.800	216.800	216.800	216.800	216.800
新潟貯蓄銀行	406.250	406.250	406.250	406.250	406.250
新潟商業（新潟）銀行	6686.260	6240.500	8609.600	9961.500	9961.500
第一銀行	2137.500	2137.500	2539.350	3489.600	3489.600
越後鉄道	500.000	750.000	920.000	824.400	824.400
越佐（新潟）汽船	649.500	1948.500	3447.000	6842.090	6842.090
北海道炭礦汽船	200.000				
新潟倉庫	30.000	37.500	50.000		
日本石油	7150.000	975.000	2500.000	3865.000	3865.000
新潟硫酸	3519.000	10996.680	10833.000	9731.970	9731.970
満州製粉	450.000	600.000	1040.000	2460.000	2460.000
第一火災				125.000	125.000
大阪商船			5625.000	7500.000	7500.000
小計	23229.310	25592.730	37471.000	46706.610	46706.610

出所：「未収利息配当勘定」本齋藤店　齋藤喜十郎家文書
※これ以外の年は詳細が記されていない。

市の料亭鍋茶屋において渡邊県知事や桜井市長などを来賓として全額払込完了の披露祝宴を開催した(2)。その席上で齋藤喜十郎は、会社名を越佐汽船から新潟汽船へと改称すること、第一次世界大戦の影響で海運界が好況であること、十四号船を関西方面へ傭船し、さらに増資によって二千六百トン級の大型船を建造し傭船すること、新潟港の築港計画を進めるには最善の時機であり、築港埠頭完成の際には新造船を回航させ自営させたい、ということを述べている(3)。

齋藤喜十郎の出資状況から考えても、傭船先は当時経営規模を急拡大している大阪商船であろう。海運好況期の新潟汽船（旧称：越佐汽船）は、新潟佐渡航路や近隣航路という性格だけでなく、不定期船オペレーターに船腹を提供する社外船オーナーでもあった。自営によって新潟港を拠点とした航路を運航するよりも、船腹単位で他者に傭船するほうが収益性がある実態は、戦況下の当時の経済状況をよく表している(4)。また、築港以前の新潟港は大型船には不向きであり、新潟市が抱える地域課題として築港が急務であることを主張している。

機関銀行と複数の同族企業を擁し投資家かつ実業家として新潟の経済界に一定の位置を確保している姿のほか、経営帳簿の細目からはこの時期の齋藤喜十郎の別な側面も見ることができる。一九一五年に計上されている臨時入費およそ一万五千円はこの時に立候補し当選した衆議院議員選挙に関する資金である。また一九二六年の臨時費は前年に当選した貴族院における経費である。地方の実業家である齋藤喜十郎が、政治家として中央進出を目指すことにどのような意図があったのか、また周囲はそれをどのように受け止めたのかという点について、次章以降で検討を進めてみたい。

二、実業家齋藤喜十郎の政界進出

1　新たな政治主体としての実業家

齋藤喜十郎は、一九一五（大正四）年三月二十五日に実施された第十二回衆議院議員総選挙に初めて立候補している。本章では地方の実業家であった齋藤喜十郎が、国会議員として中央に進出した経緯について考察する。

この選挙にあたって全国的に候補者の資産額を見ると、一位は一千万円の安川敬一郎で、百五十万円の齋藤喜十郎は四位になるという(5)。前節で扱った齋藤家の貸借対照表によれば、この時期の齋藤喜十郎の資産額は二百万円を超えている。記事には算出方法の説明がなく金額や順位には若干前後するものがあると考えたほうがよさそうである。その中でも圧倒的な資産額で一位となっている安川敬一郎は、福岡県福岡市選挙区から立候補した実業家である。麻生家・貝島家と並んで「筑豊御三家」と称された家であり、その中心事業は炭鉱業である(6)。新潟市と福岡市及び筑豊地方は、後背地に石油や石炭といった鉱業と農業を合わせ持ち、それに関連した工業立地、またそれらを結ぶ河川交通や鉄道網がある。また日本海側に開けた港湾も有している。地方中核都市としての機能や包含していた問題には類似性があると考えられ、齋藤喜十郎の政治活動について考察する本章は、安川の事例も参考にしつつ進めていく。

齋藤喜十郎は新潟を代表する財界人であったが、自身が直接政治に関わることはなく、またこの時まで議員に立候補したことはなかった。どちらかといえば、議員活動や政治的発言は避けてきていたといえるだろう。その理由について齋藤喜十郎は、父子兄弟など親族が同時に市会議員を務めることは市政の法文上できないため、家内において分業的行動をとったと述べている(7)。しかし、市会議員・市参事会員を務めていた弟の齋藤庫造は一九一三年に病死し、この時点で齋藤家には議員活動をしている者はいなくなっていた。

2　大正初期の新潟市政の諸相

それまで表だった政治行動を行って来なかった齋藤喜十郎が立候補することになった経緯を理解するには、齋藤家の家内事情だけでなく、明治後期からこの頃までの新潟市における政治の諸相を把握することが必要である。

衆議院議員選挙において、新潟市は一九〇二（明治三五）年に行われた第七回総選挙から独立した選挙区となった。郡部から都市部が独立した初めての選挙において当選したのは鈴木長蔵であった。鈴木長蔵家は近世から新潟町において代々廻船問屋小川屋を営み、幕末から明治にかけてその当主であった長蔵は検断など町の要職を歴任し、一八九一年からは八年間にわたって新潟市長も務めた。新潟市におけるいわゆる名望家である。鈴木長蔵はその実績や経歴から、近世的な商業都市の伝統秩序の上に選ばれた人物であるといえよう。

翌年の第八回総選挙においても鈴木長蔵が当選したが、一九〇四年の第九回総選挙では白勢春三が当選した。白勢春三は北蒲原郡の大地主の分家で新潟市に居を構え第四銀行な

ど銀行業を中心に後に電力業や鉱山業も経営する近代の実業家である。次点の丸山嵯峨一郎から白勢春三に対し事業内容が政府の請負業に従事している点が提訴され結果的に当選は無効とされたが(8)、地域を代表する政治の担い手が伝統的秩序の名望家から、経済発展とともに実業家へと移っていく様相が見られた。その後、齋藤喜十郎が立候補し当選する一九一五年の第十二回総選挙までの間は、実業家層ではなく政治的リーダーシップを強く持った齋藤巳三郎や若杉喜三郎らが当選している【表6】。この期間は実業家が政治において期待されつつも職業政治家とせめぎ合っていた時期と見ることができる。衆議院議員になることができなかった白勢春三だが、同時期に市参事会員、商工会議所会頭などで活躍し、議会政治と離れた位置で地域利益を考えた行動を進めている。議員活動を目指す方向から別の立場へと舵を切った白勢春三は、その経済的基盤を重しとして中央政界の動きに翻弄されずに地域利益を実現させたいという機運を醸成し、その意向が現実味を帯びて現れてきたものが当時の市会議員の構成である。

【表6】衆議院議員当選者（新潟市）

第七回総選挙	1902（明治35）年	鈴木長蔵（中立）		
第八回総選挙	1903（明治36）年	鈴木長蔵（進歩党）		
第九回総選挙	1904（明治37）年	白勢春三（中立）	※のちに当選無効	
第十回総選挙	1908（明治41）年	齋藤巳三郎（中立）		
第十一回総選挙	1912（明治45）年	若杉喜三郎（政友会）		
第十二回総選挙	1915（大正4）年	齋藤喜十郎（中立）		
第十三回総選挙	1917（大正6）年	関矢儀八郎（政友会）		
第十四回総選挙	1920（大正9）年	齋藤巳三郎（憲政会）		
第十五回総選挙	1924（大正13）年	松井郡治（憲政会）		
第十六回総選挙	1928（昭和3）年	山本悌二郎（政友会）	田邊熊一（政友会）	安倍邦太郎（民政党）

出所：永木千代治『新潟県政党史』（新潟県政党史刊行会、1962年）

市町村議会議員の選挙は、制限選挙であるだけでなく、納税額の多少によって一級から三級まで区分された「等級選挙制度」であった。また半数改選が行われており、議会の勢力図は流動的であった。しかし、一九一三年に実施された半数改選廃止後の初めての市会議員選挙は、制度廃止と市会における派閥結成が時期的に重なったことで明快な勢力図を示した【表7】。

当時の新潟市の政治勢力のキーマンは桜井市作である。桜井市作は北越鉄道の新潟駅延伸問題における爆破事件で多くの人にその勇壮さを知られることとなり、出獄後は市参事会員に選出された。桜井は時の中央政界すなわち政友会とのパイプ作りを強固にすることによって市政の懸案事項を解決し、新潟市民は政友会による地方利益誘導の力を実感するようになっていった。桜井は政友会系組織として「新潟研究会」を主宰し一九一三年の市会議員選挙における有力会派となった。

一方この選挙の直前、齋藤喜十郎家の分家になる齋藤庫造や政友会と距離を置く政治的立ち位置にいた本田伊平らが市政団体「大正会」を設立した。本田伊平は新潟市上大川前通の材木商で齋藤家の機関銀行である新潟商業銀行の役員を務めたこともある人物である。また県会議員を務めたこ

【表７】新潟市会議員当選者

1913（大正2）年3月

	一級	二級	三級	
有権者	56	358	2138	
投票数	56	318	1767	
大正会	齋藤庫造	小川種次郎	松井郡治	19
	白勢春三	田代三吉	高山新松	
	田辺忠吉	工藤秀一郎	仁木茂平	
	本田伊平	藤田簡吉	花房並次郎	
	長浜省作		高橋助七	
	浅井惣十郎			
	関彦太郎			
	竹山正男			
	大滝文蔵			
	齋藤熊太郎			
研究会	桜井市作	松木弘	水沢三代吉	14
	古関定	若井種次郎	坂本有隣	
		八幡五郎	山田篤治	
		伏見岩蔵	加瀬弟七	
		石山治四郎	三木常吉	
		赤坂長八	小山甚四郎	
独立		若杉藤吉	早山与三郎	3
		銅谷祐蔵		

1917（大正6）年4月

	一級	二級	三級	
有権者				
投票数				
大正会	白勢春三	松井郡治	今成留之助	14
	齋藤庫之助	鈴木久蔵	小川与吉	
	田代三吉	安藤文祐	星恒二	
	竹山正男			
	大滝又蔵			
	齋藤己三郎			
	関彦太郎			
	本田伊平			
研究会	坂本有隣	松木弘	林金次郎	11
	小出尚吉	石山治四郎	薄田幸一郎	
		八幡五助	山田篤治	
		小山甚四郎	中村庸	
		大井猪之松		
鍵冨系	鍵冨三作	今井善蔵	藤田九二	7
	安倍邦太郎	和田喜平	水沢三代吉	
			渡辺伊三吉	
中立		中野四郎太	井出智	4
		大森新太郎	渡辺熊三郎	

1921（大正10）年4月

	一級	二級	三級	
有権者	23	244	2924	
投票数	20	218	2616	
大正会	関彦太郎	小沢七三郎	星恒二	13
	小川種太郎	舟崎仁一	安藤文祐	
	藤田簡吉	小島藤蔵	森節太郎	
	鈴木久蔵	荒川潔		
	竹山正男			
	松井郡治			
正交会	松木弘	飯山三治	石山末松	11
	田代三吉	河辺晃	若井種次郎	
	八幡五助	薄田幸一郎	出塚助衛	
		小山甚四郎	坂本有隣	
鍵冨系	和田喜平	鍵冨健作	安倍邦太郎	5
	渡辺伊三吉		水沢三代吉	
中立	田村文次郎	幸田慶三郎	渡辺熊三郎	6
		藤田儀平	立川甚五郎	
		白勢二朔		

1925（大正14）年4月

	一級	二級	
有権者			
投票数		11484	
大正会	山岸周吉	安藤文祐	4
	齋藤庫四郎		
	高橋又蔵		
正交会	河辺晃	金子左司馬	8
	松木弘	花沢平次	
	宮沢金四郎	山田篤治	
	大森新太郎	後藤八太郎	
新正	出塚助衛	松野伝吉	5
	井出智	若井種次郎	
	坂本有隣		
中立	竹山正男	中島半次	13
	幸田慶三郎	長郷有泰	
	岡正治	水沢三代吉	
	鍵冨三作	田中正治	
	白勢量作	安倍邦太郎	
	富岡弥八郎	齋藤熊太郎	
	太田久満太		
青年		星信雄	2
		笹川加津恵	
中倶		今川幸吉	2
		相馬三郎	
労働農民党		井上乙吉	1
立憲青年会	長谷川寛		1

1929（昭和4）年4月

有権者	20875			
投票数	18764			
民政倶楽部	小沢国治	会社員		
	加藤春秋	新聞記者		
	樋口正勝	弁護士		
	高橋松之助	土木請負		
	今成留之助	弁護士		
	安藤文祐	会社員		
	安倍邦太郎	会社員		
	塩谷健次郎	酒類商		
	吉川大介	新聞記者		
	星信雄	医師		
正交会	宮沢金四郎	金物商	政友	
	大森新太郎	会社員	政友	
	山田篤治	薬種業	政友	
	田中正名	弁護士	政友	
	松木弘	弁護士	政友	
	松野伝吉	無職	政友	
新正	若井種次郎	会社員	政友	
	坂本有隣	弁護士	政友	
中立団	若松重太郎	会社員		
	中島半次	酒造業		
	富岡弥八郎	洋酒罐詰業		
	石黒忠二	会社員	政友	
	鹿野愈	表具職	青年会	
	吉井利八	履物商	政友	吉川か
	新保八十平	鉱山業	政友	
中正倶楽部	篠田喜四郎	旅人宿業		
	竹山正男	医師		
	今川幸吉	会社員		
	幸田慶三郎	問屋業		
	相馬三郎	廻船問屋		
	夏井盛基	会社員		
純中立	渥美重雄	会社員		
	沢崎重之	新聞記者		
	福田賢吉	土木請負		
	花沢平次	米穀問屋		
革新労農党	井上乙吉	新聞記者		

出所：新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史』第一巻（新潟市長、1955年）、同『新潟市政進展史』第二巻（1957年）

ともあり一貫して反政友会の立場を取っていた。桜井市作が市政課題を中央政界の力を頼りに解決していく過程において「新潟市会議員一同が政友会に入党すること」を条件として突きつけられたこともあるとされ(9)、新潟市には桜井の進め方や政友会的手法に反対する勢力があったことは明らかである。

この二つの会派を踏まえて、市会議員選挙の結果から見える傾向は次のようになる(10)。納税額によって一級から三級まで格付けされた階層は二大会派の特徴を表している。研究会は二級と三級の当選者が多く、一方で一級当選者の多くは大正会に所属している。新潟市における上層町人の多くは、桜井市作と政友会に対して一定の距離を置く姿勢が見られ、その結束は白勢家や齋藤家といった機関銀行を有する三大財閥を頂点とした商業的な結びつきや姻戚関係によって構成されている。政治的行動で注目を集めている桜井市作も一方で無尽や各種組合を組織して小口資金を集積しており、新潟市における政治集団は階層化されているだけでなく、各階層の結束が競合関係にある金融系列に大きく依存していることが注目される。

さらに押さえておかねばならない点は、二つの会派が目指す成果は大きく異なるものではなかったことである。築港問題を筆頭に当時の市政にはいくつかの懸案事項があったが、それら地域利益の実現にあっては大正会と研究会という会派によって目指すものが異なるわけではなかった。両者を隔てていたものはそこへ至る政党影響力の是非であり、中央政界の風向きを地方政界に影響させたくないという意向が大正会側に強くあったという点がこの会派対立から指摘できる(11)。

しかし大正会は非政友会系という立場から、選挙後の九月二十四日に発足した立憲同志会新潟支部に合流し中央政党に系列化されて行くことになる。そのような中でも政党政治と距離を置くという考えかたは白勢春三によって強くリードされ、それが一九一五年の衆議院議員選挙で再び具現化されてくる。

3　一九一五（大正四）年の衆議院議員総選挙への立候補

齋藤喜十郎の立候補が具体的に報じられたのは一九一五年一月二十二日の『新潟新聞』である。多年の政争の弊に鑑みて、実業側の有力者を全市一致で推挙したいとの考えから齋藤喜十郎が適任であるとされ、自身もそれを承諾した。当選後も政党政派には属さず、無所属として実業家を標榜するとされたが、合わせて早稲田大学賛助員である関係から大隈伯後援会の援助を受けることも報じられた。齋藤喜十郎の弟たちが皆早稲田大学に学んでいたことの縁である。無所属と言う前提ではあるが、時の政党政治の追い風を受けての出馬なのである。

新潟市内では、白勢春三こそ適任という流れもあったが、当時白勢春三は築港問題の請願の先頭に立っており、市民の目的貫徹のため「議員活動によって進退が拘束されることを避けたい」との意向があって出馬を見送り、代わって齋藤喜十郎を推薦した(12)。白勢春三は衆議院議員として中央政界と地方のパイプ役となり地方利益を実現していくという選択肢

を避けている。むしろ議員になることによって利益実現の障害となる可能性があると考えている。このことからも政党政治と地方における地域利害調整と利益実現は単純に噛み合わないという一端が示されている。

齋藤喜十郎は、実業家として新潟商業銀行を経営し地方における金融調節を行っていること、新潟興業貯蓄銀行を設立し零細貯蓄の蓄積を行っていること、越佐汽船を経営し越佐間の安全な航海を実現していること、硫酸会社によって農事改良に貢献していること、越後鉄道に参画し交通便益の発展に寄与していることなどをあげながら、築港問題と新潟港の商業界における覇権について念ずるものがある。新潟にある幾多の重要問題を解決するには実業界側から進んで政治と調和する必要があると主張している(13)。

実業家が政治を目指した同様の事例としてあげられる福岡県の安川敬一郎の場合は、政策構想と企業経営に密接なつながりがあり、その考えに強く基づいた選挙行動を行っている。安川敬一郎は政策構想として日中関係の安定化があり、それによって自身が経営する企業の対中国投資を円滑にしようと考えていた(14)。政変となることは避けて挙国一致を維持したいと考えており、そのためには二大政党どちらかが優位の政治は好ましいものではなく、実業家を中心とする第三勢力が必要とする論を持っていた。

この安川敬一郎の事例と比較してみると、齋藤喜十郎の立候補は、具体的かつ積極的な政治構想を持っていたとは言えない。越佐汽船の経営と築港整備に相互利益があると捉えることもできるが、そのためにどのような政治行動を起こすのかということは見えてこない。市政と経済の領域が広く融合している当時の新潟市において、齋藤喜十郎の存在根拠はその資金力である。会派の対立は目指す政策結果の違いではなく、つきつめていけば階層対立であった。階層対立の中で上層に位置する実業家がことさらになんらかの政治主張をし自身が議論の中心に出ることはリスクを伴う。資金力で立場が確保されているので政治構想や主張はどちらかといえば不要であり、名誉職に徹していれば安泰なのである。齋藤喜十郎の立候補は、白勢春三の強い意向を受け、新潟財界の序列の中から選ばれたものと考えてよいであろう。安川敬一郎は経営する企業団の中心が石炭・製鉄業であり、日本国家の発展と密接な関わりがある「全国的企業家」(15)であり、齋藤喜十郎は経営業種やその規模を比較すれば地方企業家である。安川敬一郎と齋藤喜十郎を同列に捉えることは難しいが、地方の中核都市である新潟において、財界人の筆頭格が特に具体的な政治構想と前進的な事業構想を持たずに立候補していることは、国際化が進む時代背景の中で地域にとって不十分であることは否めない。

4　衆議院議員としての活動

齋藤喜十郎の議員活動がわかる史料は少なく、唯一とも言えるものが議会報告の読上げ原稿(16)である。以下に冒頭の主要部分を引用する。

只今ヨリ今期議會ノ経過ニ付大體ノ御報告ヲ申上ゲタイト存ジマス。之ヨリ先キ（昨年）

特別議會ニ於テ無所属團ヲ組織致シマシタガ今回議院内ニ於ケル諸般ノ便宜上公友倶楽部ト名称ヲ変更シタノデアリマス。之ハ名称変更デアリマシテ主義方針ニハ固マリ何等ノ変化ガナイノデアリマス。

（中略）

議院ニ於テモ開會冒頭ヨリ波瀾ヲ見タノデアリマシタガ不肖等ハ今日ノ時局決シテ区々党争ヲ事トスベキニアラズ。宜シク國家ノ全力ヲ挙ゲテ國運ノ発展ヲ計ラナケレバナラヌト信ジマシテ衷心予算案ノ成立ヲ希望シテ止マナカツタノデアリマス。

原稿はこの後、野党から提出された内閣弾劾案を否決したこと、新潟港の築港問題について尽力し起債認可が得られたこと、などを述べている。

交友倶楽部は二大政党間の対立軸において実業家が組織する第三党として期待された団体である。当時一般的に実業家から政治を目指した者に期待されていたことは次の三点である(17)。一　党議拘束を嫌う（政治的意見の自由な表明）、二　政権争奪的行動を嫌う（権力欲という「私心」の排除）、三　反政府的行動を嫌う（政府への非協力すなわち仲間割れは国家全体の利益を損なう）。自分たちの実業の展開を最重要視し、そのために政争を避け、ひいては国家による経済活動の支援を望むという実業家層の姿である。報告の中にある「今日ノ時局決シテ区々党争ヲ事トスベキニアラズ。宜シク國家ノ全力ヲ挙ゲテ國運ノ発展ヲ計ラナケレバナラヌト信ジマシテ」という一節はその姿を現していると言えるであろう。

選挙の際に立憲同志会の支援を受けた齋藤喜十郎は、一九一六年に結成された憲政会新潟支部では顧問に就任している。国会や地域、それぞれの局面でそれぞれの立場を示しているのである。その後は、衆議院解散に伴う一九一七年四月二一日の第十三回衆議院議員選挙には立候補せず、衆議院議員としての活動は一期二年ほどで終わった。中立という立場と実際の行動に多くの矛盾を抱え、結果的に中立というポーズは破綻してしまっていた。

齋藤喜十郎が続けての立候補を目指さなかった明確な理由がわかるものは残されていないが、一つには親族の（戸籍上兄弟となる）齋藤庫之助が大正会から市会議員一級に立候補したことにより「政治活動には親族誰か一人で充分」という考えから自身が引いたということが考えられる。また一九一六年の年末には桜井市作が満を持して市長に就任し、勢いのある政友会・研究会勢力との一騎打ちを避けたということも考えられる。さらに国政において自身の拠り所であった大隈重信と交友倶楽部の先行きが不透明になったことも大きい。現実に選挙結果は政友会候補の関矢儀八郎が当選し、衆議院全体の勢力図でも政友会が優勢であった。

新潟市政では、この衆議院議員選挙の直前に市会議員選挙が行われている。この時の当選者は大正会が十四名、研究会が十一名、鍵冨系が七名、中立四名だった。この内、一級の当選者は大正会が八名、研究会が二名、鍵冨系が二名となっている。市会議員の勢力図では大正会側が多くの議席を有し、一方で衆議院議員選挙では政友会候補が当選するという状況も、当時の勢力争いが拮抗していたことを示すものといえよう。

強く自身を主張せず、連続して国政を目指すことがなかった齋藤喜十郎であるが、この時期から自分の存在位置を議員活動とは異なる形で示していくことになる。それは資金力を背景に持つ財界人として、地域の政財界に対して一段上の異なった立ち位置を示すということである。

前節で述べたように、一九一六年以降、齋藤家の収入は好景気に支えられ株式や利息の収入が急増した。それらは株式購入などの再投資にも向けられたが、新潟県で初めての自家用自動車購入や西大畑の別邸造営(18)に使われている。富を象徴するこれらの資産は、地域社会と中央政界両方に対して権威を示す手段として機能していたと考えられる。

三、　貴族院議員当選と脱税

1　大正十四年貴族院多額納税議員選挙

第一次世界大戦の好景気によって経営企業の家族支配を強めて以降、積極的な事業展開を行わず、その資金力をもって新潟の政財界において超越した位置に立っていた齋藤喜十郎が、さらなる自己実現を目指したのは一九二五（大正十四）年の貴族院多額納税者選挙である。選挙直前の貴族院令の改正により、新潟県の定数は従来の一人から二人に増員され、互選人の数も十五人から二百人と一気に増加した。この改正は華族議員を減員し多額納税者議員を増加させる方針を実現したもので、具体的には地方資産家を貴族院に取り込もうとすることにほかならない(19)。有権者が増えたことにより選挙戦に政党が強く関与するようになり、全国的に政党主導によって候補者の選定が進められたこともこの選挙の大きな特徴である(20)。齋藤喜十郎の互選人順位は、制度改正により有権者となった三十二位であった(21)。憲政会の公認を得て当選を果たすが、立候補から当選後に到るまで自身や周囲に大きな混乱を招く結果となった。

この選挙に際し、新潟県下の憲政会は中野忠太郎、五十嵐甚蔵、齋藤喜十郎の三人を公認候補として検討しており(22)、その後齋藤喜十郎の公認が決まった(23)。齋藤喜十郎は比較的早くから新潟県下の憲政会の内部調整に奔走していた様子が窺え当初は独走状態であったが(24)、齋藤喜十郎と党公認を争った北蒲原郡金屋村の五十嵐甚蔵が憲政会と研究会の有志らの支持を集め党非公認で出馬することとなり、状況は複雑な様相を呈した。また政友会と政友本党の側でも候補者をなかなかまとめきれず、最終的に新潟市の鍵冨三作が推薦候補として立候補した。同時期に行われた新潟市会議員選挙では、白勢家を中心とした中立倶楽部が市内の上層町人をまとめており、反山三反鍵冨の団体と目されていた(25)。十年ほど前は桜井市作に対抗するため意見を一本化していた新潟市の資産家たちもこの時点では互いを牽制する立場に戻っている。

齋藤喜十郎、五十嵐甚蔵、鍵冨三作の三者で二議席を争った選挙戦は、齋藤喜十郎の得票数が最多で、次点の票数は五十嵐甚蔵と鍵冨三作が同数であった。互選規則により年長者の五十嵐甚蔵が当選し、新潟県の貴族院議員は憲政会が二議席を独占する形に落ち着いた。

一九一五年に当選し在任期間一期二年ほどを務めた衆議院議員以降、政治に直接的な関係を持たなかった齋藤喜十郎にこの時突如芽生えた野心は何だったのだろうか。従来から憲政会寄りの政治姿勢ではあったが、政党の利害関係からは少し離れた立場を自認していたことを翻し、早くから与党の公認を得ていることも何らかの意図が感じられる。しかし、選挙地盤が弱かった上越地方で行った立候補挨拶(26)でも「憲政のために微力を致し度い」と述べる以外に自身の政治的意見の表明はなく、選挙とその後の議員活動に対する積極的な姿勢などは強く感じることができない。

後述するが、齋藤喜十郎は選挙前から脱税を指摘され、その動きは当選後に至り新聞紙上でも度々大きく報道された。その記事の一つに「大正二年大隈内閣の際御大典議員議員とし

て衆議院議員に当選せる以来憲政会と離れ難き因縁関係あり今回も亦々恰も貴族院議員として御大典の盛儀に参列し得る幸運の希望を有し」という記述がある(27)。前回の当選時に御大典議員であり、今回もそれを目指したということである。齋藤喜十郎は、前回衆議院議員に当選し議員任期だった際に大正天皇の即位の礼に夫婦で参列している。一九一五年十一月十日に京都御所で行われた式典に際し、参列者は東京から特別列車で京都へ向かい、移動の人力車なども事細かく準備と指示がされていた。齋藤喜十郎はこの際の招待状から列車の乗車証、式典の席次表などを大切に保管していた(28)。大正の終わりが予想されたこの時期に、今一度議員を目指すことは齋藤喜十郎にとって大きな希望だったのである。

解散のない貴族院において議員定数の増員と有権者の拡大がこの時期に実施されたことは、再び大典議員の名誉を得たいと望む齋藤喜十郎にとって絶好の機会となった。納税額を抑えつつも制度改正により有権者の立場が得られ、多数党であった憲政会に一定の実力が行使できたことは最強の追い風である。

候補者自身に明確な政治的意思や指導力が乏しくとも、政党の組織力によって選挙戦が展開されたことは、新潟県における貴族院議員多額納税者選挙においても「政党化」が進んだことを示している(29)。しかしそこには、候補者が政治とは無関係な個人的な名誉を政党力に乗って実現したという側面も見られるのである。

【表８】1925（大正14）年4月　貴族院多額納税者選挙有権者（新潟市居住者のみ）　単位：円

		地租		所得税			
	金	市内	郡部	土地	商業	工業	営業税
鍵冨三作	14466.000	680.370	3307.270	8201.000	1802.000		476.000
齋藤喜十郎	6553.000	339.050	6140.340		49.000		25.000
田代三吉	5700.000	147.530	633.630	2074.000	2448.000		397.000
伊狩忠蔵	3597.000	51.150		7.000	315.000		383.000
小林惣七郎	2690.000	17.860	250.260	368.000	1640.000		414.000
高杉儀平	2654.000	149.900	14.200	317.000	1578.000		528.000
小島藤蔵	2449.000	90.900	752.190	1606.000			
杉戸善八	1965.000	232.190	20.360	342.000	949.000		421.000
飯山三治	1924.000	41.820	70.000		1361.000		521.000
布川長次郎	1860.000	11.060	745.210	1104.000			
小沢半七	1835.000	16.870			1137.000		650.000
高橋高四郎	1706.000	365.000		199.000	469.000		673.000
藤田簡吉	1701.000	308.240	132.750	1261.000			
早山与三郎	1694.000	271.000	200.000		10.000	1003.000	210.000

出所：新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史』第一巻（新潟市長、1955年）

2　有権者の納税額

一九二五年九月に行われた貴族院多額納税議員選挙にあたって新潟市内の有権者名簿は【表８】の通りであった。この内容は同年四月十日に新潟市から新潟県へ提出されている。齋藤喜十郎は土地を株式会社の出資に充当しているため不動産所得税の納税がなかった。これについて県会で政友会の相沢成治から脱税ではないかと調査要求があったが(30)、県地方課の見解は欠格に当たらないというものであった(31)。出資していた株式会社とは一九二二年五月三十日に設立された齋藤株式会社である。

続いて齋藤喜十郎の租税回避行動に疑念が向けられたのは一九二六年八月のことである。齋藤喜十郎の本年度の市税戸数割がいわゆる市内の長者番付で七位となり、一九二四年から一九二六年にかけて県税市税とも

戸数割が下がっていることが不自然であるとの報道がされた(32)。齋藤株式会社の資本金七百万円に対し出資している齋藤喜十郎の戸数割の額が少なすぎるという指摘である。しかし、取材の上では齋藤喜十郎の出資比率が不明確なため戸数割の額が妥当なのかの断定はされていない。また、齋藤株式会社は一九二二年の設立以来毎決算毎に純収益がないと申告され、所得税が徴収されたことがない点も不自然であると指摘されている。第二章で扱った決算書類では一九二四年と一九二五年の株式会社分が記されているが、両年とも利益は計上されており税務申告の内容と相違がある。

同族合資会社を活用した租税回避行動は、第一次世界大戦後の好況期に徴収税額が増えなかったことで社会問題化し、その是正のため一九二〇年には税法改正がなされた。また新潟県内においても同族経営会社の様々な租税回避行動が取り上げられ、結果として脱税として認められ追徴を受ける例があり(33)、多くの人が同族会社には問題があるという意識を持っていた。齋藤喜十郎に関するこの記事も、新潟税務所や市の税務係が動いていることを記しており、脱税とは断定できない内容ながら、その筋からかなり明瞭な情報を得ていたと感じられる内容である。「如何に齋藤家の家臣に合法的脱税に巧妙の技術者がいるかが考察される」ともしている。記事後の八月二十五日、新潟税務所において行われた所得調査委員会にて、齋藤喜十郎に対して以前に解散した合資会社分も含めておよそ十万円の所得税追徴額が決定した。これは記事内容とは別の課税対象になる。またこれを受けて新潟市でも戸数割算定の所得捕捉を見直した。第一節で示した損益計算書の一九二六年の作徳入費と諸税が他年から突出している理由はこの追徴分が計上されているためである。作徳入費のうち例年計上されている戸数割と所得税、この年だけ別掲された所得税、そして諸税の三つの小計を前年までと比較すると十万円ほどの増加となり追徴額とほぼ揃う。

記事中の「巧妙の技術者」とは本間賢作という人物である。本間賢作は一八八七（明治二十）年から一八九七年まで新潟県で税務関係の職にあり、税務に精通している点を買われ、一八九七年から齋藤家の機関銀行である新潟商業銀行の副支配人（計算課長と庶務課長も兼務）を務めてきた。齋藤家先代当主の二代目齋藤喜十郎は、新潟商業銀行の設立にあたって、税務官吏であった本間賢作らと協議を重ねていたが、銀行経営には本間賢作の知識が必要と考えヘッドハンティングしたのである。本間賢作は銀行経営だけでなく、齋藤家一家の執事顧問として働き、一九一〇年九月二十二日に設立登記された齋藤合資会社の税務も担当していた。本間賢作はのちに「脱税を成功させたが応分の報酬をもらっていない」と齋藤喜十郎を提訴した。その際の判決文(34)も参考にしつつ、齋藤家の租税回避行動を次節以下で検討していく。

3　同族会社の設立目的

今回租税回避が問題となった齋藤株式会社を理解するうえで、その前身であり一九二〇年以前に活動していた齋藤合資会社から整理していくと次のようになる。

齋藤合資会社は一九一〇年九月二十二日に設立登記され、倉庫業、有価証券不動産の取得

利用を目的としている。この目的からは齋藤家が従来家業として営んできた倉庫賃貸や地主経営を法人化するとともに、株式運用をするものと理解できる。総資本金は十万円で内訳は【表9】のとおりである。九万円が齋藤喜十郎からの不動産出資となっているがその時価は百数十万と報道されている(35)。筆者が知る限りで齋藤喜十郎家の文書群には合資会社の経営内容を示す史料は無いが、同報道を整理すると、この合資会社の内容について次の点が指摘されている。貸借対照表には有価証券の記載があり年々増加している。齋藤合資会社が取得した有価証券類は齋藤喜十郎個人名義の様々な株式を会社名義に書き換えたもので、会社はその取得のために齋藤家の機関銀行である新潟商業銀行から借り入れをしていた。齋藤合資会社は損益計算上その利息の支払いが大変大きく、田畑や株式から生ずる収益を圧迫。結果的に利益の少ない赤字法人として所得税が課税されていない。一九二〇年七月二十三日に解散した際も七万九千円の欠損と申告されていた(36)。この解散は、同族合資会社への課税強化がされる新所得税法の実施一週間ほど前になされてる。

【表9】齋藤合資会社出資内容

無限責任	齋藤喜十郎	田	380町9反6畝10歩	9万円
		畑	70町6反9歩	
		郡村宅地	7町6反5畝26歩	
		市街宅地	6反2畝23歩4合5勺	
		池沼	1畝10歩	
		山林	4町4反8畝15歩	
		原野	10町3畝19歩	
		雑種地	1反4畝1歩	
		用悪水路	1反2畝13歩	
		溜池	2反8畝2歩	
		江敷	2歩	
		木造平屋	5棟（建坪238坪）	
		木造二階屋	9棟（447坪3合5勺2才）	
		土蔵平屋	3棟（建坪174坪）	
	齋藤庫四郎			2千円
有限責任	齋藤庫之助			2千円
	齋藤キヨ			2千円
	齋藤コウ			2千円
	齋藤ラク			2千円
			合計	10万円

出所：『東北時報』1926年8月29日

齋藤合資会社の真の設立目的は家業の法人化ではなく、齋藤家の租税回避のために資金や資産を迂回させるためのいわゆるダミー会社であった。齋藤喜十郎は自家で経営支配する機関銀行から借り入れを行い有価証券保有を増やしてきたが、その有価証券を別人格である合資会社と行き来させ、そのための資金も合資会社が機関銀行から借り入れを行っていた。そしてその利息支払いの額を調整することによって合資会社を赤字決算にし所得税を免れていたのである。

齋藤家では合資会社の解散からおよそ二年後、一九二二年五月三十日に資本金七百万円で齋藤株式会社を設立した。前述のとおり脱税が明るみになったきっかけはこの法人への齋藤喜十郎の出資とそれに対応する税額への疑念である。出資株式に対しての戸数割が少額であることについて、疑念が報じられた一九二六年夏頃の齋藤家側の説明は、齋藤株式会社の資本金七百万円（株式十四万株）のうち、およそ九十五パーセントにあたる十三万四千株が姻戚である中蒲原郡沢海の伊藤文吉名義になっているためというものであった(37)。齋藤株式会社は、一九二三年四月に市県税戸数割賦課細目が変更され無配当株式であっても課税対象とされることになった際に、大部分の株式を親戚名義に変更し課税算定から外し

ていたという主張である。第一節で扱った齋藤家の貸借対照表では、一九二四年と一九二五年に株式会社分として資本金七百万円が計上されているが、このほとんどが伊藤文吉によるものという説明である。しかし、この説明から一年ほど前、貴族院議員選挙の有権者名簿作成時には「土地を株式会社に出資している」と証言しており著しく矛盾している。齋藤家と伊藤家が口裏を合わせただけのこの行為は脱税とされのちに追徴された(38)。

齋藤株式会社に対しての齋藤喜十郎の出資については、さらに辻褄の合わない点が指摘されている。齋藤喜十郎は一九二〇年に解散した齋藤合資会社に所有不動産を出資の形で提供していたが、その資産は一九二二年に設立された齋藤株式会社に売却された。売却代金は株式会社への齋藤喜十郎の出資金と相殺されていることになっている。会社に対しては不動産取得税が賦課される筈であるが、売却された資産がいまだに齋藤喜十郎個人名義になっているので会社へ賦課できない状態になっていた(39)。

重ねて不審な点は、合資会社の解散から株式会社の設立までの間およそ二年の時間があり、その間で出資資産が両法人を動いたことである。この点にも制度を巧みに利用した資産操作がある。齋藤合資会社は一九二〇年七月二十三日に解散しているが、その精算期間は一九二二年五月二十九日まで続いていた。すなわち株式会社設立の前日までである。精算期間の長さも異例で、さらに精算終了時には前期繰越し金百三十万円、当期益金四十二万円が計上されていた。解散時は七万九千円の欠損があったにもかかわらずである。精算期間中に利益金が発生することは不自然であり、この益金は本来解散時に計上し課税対象とされるものと考えられた。さらにこの益金は各出資者へ配当されているがそれについても課税されていない。この疑義に関しては、のちに規則の錯誤が認められ追徴はされなかった(40)。

4　市会と市民の反応

市会は齋藤家の租税回避行動に対する戸数割の遡った課税への是非や、課税を避けた市官吏や市長の責任問題の追求、関係市会議員の疑わしき行動などが次々表面化し、一九二七（昭和二）年まで混乱が続いた。市会で齋藤家を鋭く追求した中島半次議員は鍵富系であった。一方で大正会に所属していた安藤文祐議員は当初市議会でこの問題が取り上げられた時から齋藤家擁護の論説を繰り返した。齋藤家はこの騒動に関連して市へ無条件で三万円の寄付を申し出たが、安藤文祐はこの寄付を受けることで戸数割問題を終焉すべきという主旨の演説を行った。のちに安藤文祐は擁護発言と引き換えに新潟銀行との貸金二万二千円余りが棒引きされていたことも発覚した(41)。新潟市への寄付について齋藤家は、当初無条件を標榜しつつも「追徴課税されたので寄付はしない」と表明しさらに市会で冷笑されることとなった。この点を追求したのは大森新太郎議員で、この後昭和の新潟財界を代表する一人である(42)。

齋藤家への追徴課税によって市の税収額が再計算され、他の各戸の戸数割は減額された。市会における脱税問題は、その後齋藤喜十郎の貴族院議員辞任世論へと発展し辞職勧告の市民大会も計画された(43)。脱税騒動の最中、頸城地方の貴族院有権者からは貴族院資格に

ついて疑義の訴願が貴族院審査委員会に提出された。混乱の中で齋藤喜十郎は、憲政会と距離を置き「厳正中立」の立場を守るという新聞広告を出した。この広告は無資格追及の訴願を今後提出させない交換条件の密約との報道もされたが(44)真相はわからない。公認した憲政会関係者からは非難の声が多く上がった。

経済人の政治に対して期待される役割は変化し、資金力を持って政党政治に左右されないという立ち位置を取ることは難しくなっていた。さらに選挙権の拡大によって政治が大衆化していく過程において相対的にその地位は低下し、地方議会においても経済的連関によって資産家グループが議席を多数確保することは難しくなっていた。齋藤喜十郎は再び大典議員の栄誉を得たいという個人的欲求を成し遂げるため貴族院議員で立候補し当選できたが、結果的に世論はそれに大きく反発したのである。

富豪を自認する(45)齋藤喜十郎は前年の一九二六年の春頃に子爵議員を中心とした貴族院会派の研究会に所属している。「ケチなことですこぶる有名な資産家が、子爵たちとの交流のために研究会入会を希望したが、それにはいくら必要か心配した」との新聞記事(46)が書かれるなど、この行動も決して周囲から歓迎されるものではなかったようである。

小括

大正期を中心とした齋藤喜十郎について、本論によって明らかになった点をまとめると次のようになる。

経営面は第一次世界大戦による好況を受けて有価証券投資による収入が好調に推移した。配当収入の再投資によって取得した銘柄は海運や重工業、東アジア諸国の特別会社など当該期に人気が高かった企業を中心としたものであった。これらの銘柄は投機的に短期間で売却されることもあった。この中で特徴的なことは、越佐汽船や新潟商業銀行といった自家経営企業の未払込資本額を減少させ自家による支配力を強固なものにし、収入基盤をさらに安定させたことがあげられる。

このような経営判断や行動は、制度に精通した使用人によって組み立てられ、資金を迂回させる企業を介することにより税額を低く抑えることに成功していた。従来、齋藤家が経営していた齋藤合資会社および齋藤株式会社については、戦前の財閥企業についての理解から「持ち株会社」と認識されてきたが(47)、両社の目的は企業統治ではなく資金迂回と収益調整が主なものであった。地方の資産家を概念的に「財閥」と称し、そこにコンツェルン形態の枠組みを当てはめた理解は齋藤家の経営には当てはまらない。なお、齋藤株式会社は脱税事件の混乱の中、一九二六（昭和元）年十二月二十九日に第一回の清算手続きを行い、一九二七年三月三十日の二回目の清算手続きで解散した(48)。

資金力を背景として立候補し当選した二回の国会議員活動は、地域課題の解決には至らず、自己の個人的栄誉に帰する部分が大きかった。この点については、齋藤喜十郎が主体的に議員活動の展望を持たず、周囲からの言葉によって場当たり的な行動をとったことが結果を招いていると言える。

政党政治が本格化した大正時代初期の衆議院において、実業家は政治の担い手の第三極として期待される立場にあった。新潟市においても白勢家の白勢春三を中心としてそのような考え方があり、齋藤喜十郎の一九一五（大正四）年の衆議院議員立候補はその意向を強く受けたものであった。白勢家は大正時代、地主小作経営のモデルを朝鮮半島へ移し農業や林業を展開することや、大規模送電技術が確立していく中で電力事業を積極的に行うなど時代の状況を見据えた経営を行っている。市政においても中央政党の影響から距離を置く立場を示し、度々なされた会派の再構成の際も、一定の影響力を堅持した。一方で齋藤家は明治時代後半に越佐汽船、新潟商業銀行、新潟硫酸の三つの自家経営企業によって地域の近代化に寄与して以降、実業家として積極的な事業展開は行わず、資産家としての資金運用による経営に終始した。西大畑別邸の造営や自動車の購入は地域社会において別格の富を誇示したが、この頃が資金力によって社会的位置を確保できたピークと言えよう。

大正時代末期の貴族院では、地方資産家が政党勢力拡大の一翼として期待され、齋藤喜十郎も一九二五年には貴族院議員となる。しかし従来の経営手法と資金運用方法は齋藤家の社会的位置を却って脅かす結果を生んだ。資産家の自己中心的な経済行動は、いわゆる「大

正デモクラシー」期の政治の大衆化に伴う政治的対立の激化と階層対立の顕在化の中で、社会的に認められなくなったからである。新潟市における資産家の社会的位置が大正期の政治の大衆化によって変化せざるを得なかったことが、齋藤喜十郎の実りのない政治行動によって皮肉にも明らかにされることになった。

大正時代を通じて、新潟市は経済発展とともに人口が急増し、市民生活の様々なレベルで都市特有の問題が山積していく。地域課題や世論と乖離した位置に齋藤喜十郎がいた一方で、喜十郎の夫人らくは自身の名前で新潟市の様々な社会事業へ多額の寄付を続けた。本論では当主喜十郎のみに視点を当てて論じてきたが、夫人らくの行動には喜十郎とはまた異なる立場と信念が見える。実業家・資産家と地域社会の関係を論じる上では、家族とくに女性が地域社会とどのように関わっていたのかという点にも大きな論点があると考えられるが、本章ではその点まで及ばなかった。今後の課題としたい。

註

（1）『東北時報』一九二七年一月二三日。

（2）『新潟新聞』一九一八年十月二三日。

（3）「越佐汽船全額払込完了祝宴挨拶」齋藤喜十郎家文書。

（4）齋藤家は幕末からの北前船経営で伸長した商家である。そして越佐汽船はその北前船経営を近代化した企業と理解されている。汽船経営が安定した軌道に乗るのは、日本海海運に汽船を投入してから三十年以上経った大正期であり、その理由が従来の運送が汽船によって近代化したものではなく、大戦による世界的海運市況の影響を受けたものであるという点は大変興味深い。

（5）『新潟新聞』一九一五年二月二十一日。

（6）中村尚史「安川敬一郎の事業活動と資産形成」（前掲有馬学編『近代日本の起業家と政治―安川敬一郎とその時代―』吉川弘文館、二〇〇九年、第二章）。

（7）『新潟新聞』一九一五年二月二十四日。

（8）新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第一巻』（新潟市長村田三郎、一九五五年、一三〇頁。

（9）前掲新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第一巻』一五〇頁。

（10）新潟市会の会派別構成については、新潟市史編さん近代史部会編『新潟市史 通史編4 近代（下）』（新潟市、一九九七年）一一〇－一一六頁も参照。

（11）整理をしておくと、白勢家・齋藤家と上層町人らが大正会（＝非政友会）を組織、新潟新聞は大正会寄りの姿勢。桜井市作のもとには主に中層町人が集まり研究会（＝政友会）を組織、新潟毎日・新潟公友は研究会寄り。三大財閥の一つ鍵冨家は機関銀行として鍵三銀行を有し政治的には大正会とは少し距離を置く位置にいた

が桜井派ではない。

（12）『新潟新聞』一九一五年一月二十三日。

（13）『新潟新聞』一九一五年二月二十四日。

（14）有馬学「企業家の政治活動における〈国家〉と〈地方〉―安川敬一郎と大正前期の政界―」（前掲有馬学編『近代日本の起業家と政治―安川敬一郎とその時代―』第三章）。

（15）季武嘉也「貴族院議員・安川敬一郎―「実際家」の普選法反対活動―」（前掲有馬学編『近代日本の起業家と政治―安川敬一郎とその時代―』第四章、一一〇―一一三頁）。

（16）「第三十七議会報告」齋藤喜十郎家文書。

（17）季武嘉也「貴族院議員・安川敬一郎―「実際家」の普選法反対活動―」（前掲有馬学編『近代日本の起業家と政治―安川敬一郎とその時代―』第四章、一一三頁）。

（18）西大畑別邸の造営目的については、明確な史料は欠くものの迎賓用途に重きを置いていたということが知られている（東京農業大学 国際日本庭園研究センター編『旧齋藤氏別邸庭園保存管理・整備基本計画 報告書』新潟市、二〇一三年、六頁参照）。筆者の手元にある齋藤喜十郎の各種会合での挨拶原稿からも様々な人を招いた様子が窺え、その中には近衛文麿、若槻礼次郎らをもてなしたものもある。

（19）西尾林太郎「大正14年の貴族院改革」（『現代社会研究科研究報告』第5集、愛知淑徳大学大学院現代社会研究科、二〇一〇年）六五～六七頁。

（20）西尾林太郎「大正14年多額納税者議員選挙とその当選者」（『愛知淑徳大学論集―交流文化学部篇―』第4号、愛知淑徳大学交流文化学部、二〇一四年）七七～七八頁。

（21）安良城盛昭編『貴族院多額納税者議員互選人名簿 第十五巻新潟県』（御茶の水書房、一九六九年）五七～一八八頁。

（22）『東北時報』一九二五年七月十二日。

（23）『東北時報』一九二五年八月二十三日。

（24）『東北時報』一九二五年九月六日。

（25）『東北時報』一九二五年六月二十一日。

（26）「立候補挨拶」齋藤喜十郎家文書。

（27）『東北時報』一九二七年一月二十三日。

（28）齋藤喜十郎家文書のなかでも関連するものがまとまって残存しているのが大正天皇の即位礼に関する史料群であり意図をもって大切に保管されていたことが窺える。

（29）選挙戦の詳細については、伊藤寛崇「新潟県下の大正十四年貴族院多額納税者議員選挙」（『皇學館史学』第三十三号、皇學館大学史学会、二〇一八年）も参照。

（30）前掲新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第一巻』四二〇頁。

（31）前掲新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第一巻』三八四頁。

（32）『東北時報』一九二六年八月十五日。
（33）『東北時報』一九二五年六月十四日。この齋藤家の脱税疑惑が報じられる直前には金津村（現在の新潟市秋葉区）で石油事業を行なっていた中野興業の脱税と追徴課税が報道されていた。
（34）「判決文」齋藤喜十郎家文書。
（35）『東北時報』一九二六年八月二十九日。
（36）「判決文」齋藤喜十郎家文書。
（37）『東北時報』一九二七年二月十三日。
（38）新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第二巻』（新潟市長村田三郎、一九五七年）二六頁。
（39）『東北時報』一九二七年二月六日、二月十三日。
（40）前掲新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第二巻』二六頁。
（41）前掲新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第二巻』二八頁。
（42）前掲新潟市政進展史編纂部編『新潟市政進展史 第二巻』二八頁。
（43）『東北時報』一九二七年年三月六日。
（44）『東北時報』一九二七年一月二十三日。
（45）『読売新聞』一九二五年九月十三日。
（46）『読売新聞』一九二六年五月十一日。
（47）東京農業大学 国際日本庭園研究センター編『旧齋藤家別邸庭園調査報告書』（新潟市、二〇一二年）五頁。
（48）「株式会社清算結了ニ付登記申請」齋藤喜十郎家文書。

おわりに

齋藤喜十郎の経営は、利潤追求とリスク回避についてきわめて経済合理的な行動を重ねているという点が一貫した特徴である。地域貢献的に採算を棚上げした名望家的な行動は一切行なっておらず、企業設立にあたっても当初は他の新潟商人と協調しながら少ない出資を行い、事業が軌道に乗ると出資を増やしていくという手法をとっている。そして機関銀行の設立によって地域経済の中に重要なポジションを築き、それがさらに自己の資本蓄積に大きな因子として機能している。限られた地域の濃密な社会関係の中で、利潤追求に自己中心的な行動を貫きつつ、結果的に地域の産業連関や資本循環の円滑化に貢献し、自身の社会的地位も確保するという展開である。廻船による商業的蓄積からの土地集積、その資金をもっての機関銀行設立。汽船業や化学工業の経営と有価証券投資。そして資金力を背景とした政治進出という過程を明らかにしていくことは、まさに上昇展開の足跡を辿るものであった。成果に目が奪われがちであるが、各章においては、この展開が商業資本の近代化や地域の資本主義化の上でどのように位置付けられるかにできるかぎり留意しつつ論を進めてきたつもりである。

しかし、本論の大きなテーマである商業資本の経営展開について、大きな部分で課題を残しているので最後にそれをあげておきたい。それは西南戦争後のインフレから松方デフレに対して商人資本がどのように対応したのか、新潟の他の商人も含めて事例検討の積み重ねが必要という点である。本論では扱った経営資料が一九〇三（明治三六）年以降のものであり、本格的な検討からは対象を外した時期であるが、齋藤喜十郎が買積廻船業に見切りをつけ土地集積を開始した時期にあたり大きな画期である。本論では二代喜十郎没後に記された人物紹介(1)から「廻船業で得た利益を土地集積へむけた」としたが、松方デフレ期には買積廻船業の収益も落ち込んでいた筈である。本論でもたびたび援用してきた廣海家では、インフレ期には強蓄積を成し遂げたものの、デフレ期になると集散地における商品価格の急激な下落により買積廻船経営で大きな損失を計上している(2)。それにより廣海家は所持廻船を売却し買積廻船経営から撤退するとともに、地価が下落していた田畑を取得し数年にわたってその所有を増やしてきた。齋藤喜十郎の経営においても、買積廻船による経済余剰を土地集積へ向けたものなのか、経営不振による方向性の転換なのか、それとも金融的な土地流入（いわゆる質流れ）なのか、商業的蓄積を不動産経営へ投下する動機は掘り下げる必要があると考えられる。齋藤家側の一次史料が今後発見されることの期待は薄いが、周辺資料からこの点は検討を要する。そして、なぜ他の新潟商人の多くは土地集積へと向かわなかったのかという点も比較検討が必要である。この時の意思決定は他の商人と齋藤喜十郎の今後を大きく違うものとしたからである。

本論で明らかにしてきた点に大胆な予測を交えて言えば、近世から近代への移行期に新潟商人にとって明暗をわけた時期は次の三つと考えられる。まずは幕末維新期の混乱と凶作の際に自己資本をしっかりと維持できていたかどうか。二つ目は松方デフレの影響と損

失をいかに少なく抑えられたか。三つ目は松方デフレ期以降の第一次企業勃興期に商業的蓄積が向かう先（投資先）をどう選んだか、ということである。そして齋藤喜十郎はこの三つをすべてくぐり抜けてきている。また、とくに三つ目の点で新潟は企業設立や工業立地が緩慢で商人資本の行き先が更なる資本形成へと向かわなかった（と言うよりも向かう先がなかった）。齋藤喜十郎はこの点で土地投資へ向かっていることがやはり注目できる経営判断なのである。

註

（1）風間正太郎『舟江遺芳録』（櫻井市作、一九一四年）二七九－二八一頁。

（2）中西聡・花井俊介「収益基盤の転換と多様化」（石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営　米穀肥料商廣海家の近世・近代』名古屋大学出版会、二〇〇六年）。

終章　商人資本の源泉と展開

最後に、近世から近代の地方湊町における商人の経営展開について、本論で明らかにしてきた内容を、当銀屋江口家、前田松太郎、齋藤喜十郎それぞれの時代の特徴を整理して総括する。各商家の活動を商業内容、資本形成、金融市場における立場という三つの視角を用いて時代ごとにまとめたものが【表1】である。

【表1】

		近世後期	幕末	明治前期	明治後期	大正
当銀屋	商業	廻船問屋業				
	資本形成	廻船からの預り金 他人資本の運用	自己資本の蓄積			
	金融市場	町人への商品担保金融 領主層などへの資金融通				
前田松太郎	商業		廻船業→廻船問屋業			
	資本形成		自己資本	汽船業や近代商業への設備投資		
	金融市場		商業資金の借入			
齋藤喜十郎	商業		酒問屋→廻船業			
	資本形成		自己資本の蓄積	土地集積	化学工業 汽船業 有価証券投資	
	金融市場		町人への貸付		機関銀行設立	

矢印があらわすもの
資本の投下（投資行動）
事業活動の継続

近世後期から幕末にかけて、当銀屋は日本海海運において活発に活動をはじめた北陸地方の買積廻船との商業取引で廻船問屋業を発展させた。商品と廻船の運航には季節性があり、そのために預けられていた廻船側からの商業資金を他人資本として自らの経営に取り入れ運用していた。金融市場において当銀屋はもっぱら貸手であり、それら資金は町人や領主層に貸し付けられ、それによって得られた利足収入は商業利潤とともに自己資本として蓄積されていく。幕末期にはその自己資本を用いて遠隔地の廻船主へ貸付を行う例も見られた。他人資本を金融活動に投じることによって維持されてきた経営は、幕末期になり貸し倒れの増加と社会情勢の急激な変化、廻船側から要求された資金引き上げによって破綻した。

幕末から明治初期に活動した前田松太郎は、買積廻船業で蓄積した自己資本を廻船問屋業へ投じて業態転換をはかった。しかし参入した市場は株仲間の枠組みによって旧来の商人に大きな権利があり、参入当初は経営を理想的に発展させることはできなかった。明治になり新興廻船主を多く扱うことで商業は回復するが、取引相手は零細な船主が多く近世期の当銀屋のように廻船側に商業資金を依存することは難しかったと考えられる。金融市場では借手であり、商品担保などによって資金調達を行っていた。前田松太郎の経営は幕末から近代への狭間で相互の時代からの圧力を受けたという印象が強いが、商業利潤を近代的な汽船業や商業施設に投資したという意義は大きい。これらの設備投資は、結果的に前田の自己資本が脆弱だったために他人へと受け継がれていくことになった。

齋藤喜十郎はもともと自分荷の酒を廻船で輸送していたが、その後複数船を擁する買積廻船業へと発展した(1)。松方デフレ期には土地集積を図って寄生地主化し、作徳米が齋藤家の収入の基礎となった。明治後期には機関銀行を設立し地域の資本を集めるとともに、そこからの借入金によって工業や汽船業を発展させた。また有価証券投資は自家経営企業の支配強化を基軸に行われたが、配当収入や売買差益を狙った幅広い銘柄に投資する様子も見られた。そしてこれらの資本形成は実業家として地域社会のリーダーを期待されることにもつながった。

本論で検討した三者の展開は、各々が市場における主役の交代や断絶を経験している。そしてその節目には近世と近代の画期や地方と大都市のあり方の変化が見えてくる。十八世紀後半から二十世紀前半に至る百五十年間の各商人の活動を資本の源泉と展開という2つの視点で位置付けてみたい。

まず広大な後背地における米の生産と、圧倒的な量の米の集積があったという地域的な特徴は新潟湊（港）の商業を成立させる大前提であり、ここから生み出される経済余剰が様々な経済主体の資本形成に及んでいる。

近世においてこの米が換金された際の収益を多く蓄積したのは、遠隔地間の価格差で収入を得ていた買積廻船主である。買積廻船からの資金は湊町の商人へ他人資本という形で還流し、当銀屋はその資本を流通過程での金融へ投じた。湊町の商人が行ったこの投資は、なんらかの物的資本を形成するためではなく、また最終的に自身の商業規模拡大へとつな

がる米の生産性向上のための産地への設備投資などでもない。この点は資本形成対象の近世的な事例として位置付けることができる。現代と比べて輸送に時間がかかることや商品作物の収穫や廻船の運航に季節性があることによって商品が在庫として存在する時間が非常に長かったからである。一種の前貸資本、在庫投資にあたるものであり、いうなれば資本を流通過程の時間に投資していたということになる(2)。また、近世は工業化が大きく進展する前段階であり設備投資の機会はそれほどなかったという側面もあると考えられる。

近代に入ると、商人資本が地域の近代化事業へと投資される事例が見られるようになる。買積廻船との商業によって資本がもたらされる点は近世と同様だが、その投資先として社会資本の発展が見られるようになったことは大きな時代の変化であり、近世から近代への経済発展の典型的な事例と言えよう。新潟において運輸業の近代化を目論むことは港町の商業や周辺に様々な波及効果を生み出す期待が高く、汽船業を創業し二隻の度津丸を調達した前田松太郎らの投資行動は注目できるものである。

齋藤喜十郎の経営は幕末から近代へと自己資本の源泉を巧みに変化させてきているが、その経営展開の大きな発展は明治後期の機関銀行の設立にあるといえよう。地域の資本をそこへ集積し、その資金をもって化学工業や汽船業を経営した。また、投資先は自家経営の企業だけでなく有価証券投資の形で大都市の企業にも及んだ。近世の諸藩が行った勧業政策や明治初期の殖産興業は地方における投資を促進したと考えられるが、明治後期には工業の大都市集中が進んでいる。地方から大都市への資金移動が投資の形で現れることはこの時代の特徴と位置付けられよう。

以上のように、地方湊町の商人資本は、時代に応じて変化していく市場ネットワークの中で全国市場と地域市場を結びつけ経済連関を円滑化する役割を担ってきた。近世から近代へ経済システムや産業構造は大きな変容を遂げるが、商人資本はその発展に柔軟に対応し近代化を地域から支えた。生産と消費、その流通を媒介する商人資本が果たす意義と役割は、どの時代においても地域経済の要といえよう。

註

(1) 齋藤喜十郎は明治初期に酒造業や焼酎醸造業、廻船問屋業、金融業も行なっているが、この時期の主たる収入は買積廻船業と考えられる。

(2) 尾高煌之助「非農生産と資本形成」(西川俊作・尾高煌之助・斎藤修『日本経済の200年』日本評論社、一九九六年)三九二頁。近世の資本形成の対象について生産設備よりも在庫投資が主流であり、その要因は輸送や生産に時間を要したことをあげている。

謝辞

本論文の作成にあたり終始丁寧にご指導くださいました本学原直史教授に心より感謝申し上げます。本学中村元准教授、堀健彦准教授には折々に適切なご助言を賜りました。深く感謝申し上げます。

新潟市歴史文化課の長谷川伸氏、新潟市歴史博物館の安宅俊介氏には資料閲覧で大変お世話になりました。ありがとうございました。

高校以来の友人で、日々あたたかな眼差しで励ましてくれた東京大学史料編纂所の杉山巌氏。ありがとうございました。

巻末史料

【史料1】安政四年～六年　若狭屋市兵衛　前田松太郎入船帳

【史料2】明治二年～六年　前田松太郎入船帳

【史料3】小橋屋彦七仕切状（新潟関係のみ）

【史料１】安政四年～六年 若狭屋市兵衛 前田松太郎入船帳

番号	入津 年号	年	月	日	地域	船主・船頭居所	船主または船頭	沖船頭	人数	船種	船名	出し	出帆 月	日	注釈	
1	安政	4	3	10	隠州島後	布施村	熊屋熊右衛門	惣助	7	五百石積	春日丸	熊	3	18		
2	安政	4	4	23	能州	シミズ出村	端野屋喜三郎	直乗	6	三百石積	吉福丸	ヤマキ	5	9		
3	安政	4	4	24	松前	江差	村上三郎右衛門	六右衛門			万悦丸	丸に二	5	9	※１	
4	安政	4	5	25	能州	正院	住吉屋佐平治	佐助	3	百石積	北辰丸	井桁に久				
5	安政	4	5	25	隠州島後	宇屋町	塩屋和助	元市	6	三百石積	小新造丸	塩	5	晦日		
6	安政	4	5	朔日	隠州島後	宇屋町	次兵衛	辰之助	5	二百石積	日吉丸	亀	閏5	8		
7	安政	4	閏5	20	隠州島後	宇屋町	嶋屋吉右衛門	御子息鯉之助	6	三百五十石積	八幡丸	嶋	6	21		
8	安政	4	閏5	19	当国	新潟	若狭屋理助	兵蔵			一方丸		閏5	23		
9	安政	4	閏5	19	当国	新潟	若狭屋理助	半次郎			至誠丸		6	2		
10	安政	4	6	8	当国	新潟	若狭屋理助	善右衛門	3	二百石積	勢乗丸		6	11		
11	安政	4	6	14	松前	江差	村上三郎右衛門	六右衛門	7	三百五十石積	万悦丸		6	22	※２	
12	安政	4	6	19	当国	新潟	若狭屋利助	兵蔵			一方丸		6	22		
13	安政	4	6	23	御船			岩崎市左衛門		君澤形	順捷丸		6	25	※３	
14	安政	4	6	24	当国	新潟	若狭屋利助	半次郎			至誠丸		6	27		
15	安政	4	6	25	能州	蛸島	浜野屋甚之丞	直乗	3	百二十石積	神清丸		7	13		
16	安政	4	6	25	越中	西岩瀬	加渡屋庄三郎		6	三百石積	寶久丸	正	7	5	※４	
17	安政	4	7	6	能州	鹿磯浦	浜野屋喜三郎	直	3	百五十石積	栄寿丸		7	14		
18	安政	4	7	7	能州	正院	住吉屋佐平治	弥助		百石積	北辰丸	井桁に久	7	15		
19	安政	4	7	13	奥州津軽	下前村	播磨屋今助	半七	5	二百石積	観音丸		7	27	※５	
20	安政	4	7	13	松前	江差	村上屋三郎右衛門	六右衛門	7	三百五十石積	万悦丸		7	27	※６	
21	安政	4	7	14	松前	江差	村上三郎右衛門	善吉	5	二百石積	善通丸		7	27	※７	
22	安政	4	7	20	当国	新潟	若狭屋利助	平四郎改佐次郎	3	二百石積	勢乗丸		7	27		
23	安政	4	7	17	当国	新潟	若狭屋利助	兵蔵			一方丸		8	5		
24	安政	4	7	21	当国	新潟	若狭屋利助	半次郎			至誠丸		7	25		
25	安政	4	8	18	隠州島後	宇屋町	亀屋次兵衛	辰之助	5	二百石積	日吉丸		9	6		
26	安政	4	8	26	佐州	北五十里	本間善十郎								※８	囲い船
27	安政	4	9	7	松前	江差	村上三郎右衛門	六右衛門	7	三百五十石積	万悦丸				※９	囲い船
28	安政	4	9	7	当国	新潟	若狭屋利助	竹次郎	3	二百石積	勢乗丸					
29	安政	4	9		当国	新潟	若狭屋利助	半次郎			至誠丸					囲い船
30	安政	4	11	13	当国	新潟	若狭屋利助	兵蔵			一方丸					囲い船
31	安政	5	正月	6日乗込	松前	江差	村上三郎右衛門	六右衛門	7	三百五十石積	万悦丸		正月	27	※１０	囲い船
32	安政	5			当国	新潟	若狭屋利助	兵蔵			一方丸		正月	16	※１１	囲い船
33	安政	5			当国	新潟	若狭屋利助	竹次郎			至誠丸		正月	16	※１２	囲い船
34	安政	5			当国	新潟	若狭屋利助	半次郎			寶殊丸		3	26	※１３	新造
35	安政	5	2	2日御渡海	佐州	北五十里	本間善十郎								※１４	囲い船
36	安政	5	4	2	当国	新潟	若狭屋利助	竹次郎			至誠丸		4	10		
37	安政	5	4	2	能州	赤神	小橋屋彦七	伝吉			白山丸					
38	安政	5	4	10	隠州島後	宇屋町	塩屋和助	御子息辰之助	5	三百石積	小新造丸		4	18		
39	安政	5	4	14	能州	鹿磯	浜形屋甚三郎	直乗					4	17	※１５	
40	安政	5	4	15	能州	赤神	中屋市郎右衛門						4	17	※１６	
41	安政	5	4	17	隠州島後	宇屋町	島屋吉右衛門	元五郎	6	三百五十石積	八幡丸	嶋	4	25		
42	安政	5	4	25	当国	新潟	若狭屋利助	兵蔵			一方丸		5	2		
43	安政	5	5	朔日	隠州島後	岸浜村	新屋幸重郎		3	百五十石積	蛭子丸	あ	5	7	※１７	
44	安政	5	5	2	隠州島後	宇屋町	板屋虎吉	熊五郎	5	二百石積	蛭子丸	丸にイ	5	7		
45	安政	5	5	2	能州	剱地	中屋弥左衛門	弥助		十六反	亀寿丸				※１８	新造
46	安政	5	5	11	能州	福浦	新屋弥左衛門		3	百五十石積	永福丸		5	14		
47	安政	5	5	13	当国	新潟	若狭屋利助	竹次郎			至誠丸					
48	安政	5	5	14	隠州島後	宇屋町	塩屋和助	辰之助	5	三百石積	小新造丸		5	25		
49	安政	5	5	20	隠州島後	布施村	熊屋熊右衛門	清八	5	三百石積	春日丸		6	12		
50	安政	5	6	15	隠州島後	宇屋町	塩屋和助	辰之助	5	三百石積	小新造丸		7	朔日		
51	安政	5	6	16	佐州	北五十里	本間善十郎		2	九十石積			6	20		
52	安政	5	6	20	能州	剱地	西玉屋吉兵衛	直乗	3	百二十石積	千寿丸		9	3		
53	安政	5	6	28	松前	江差	村上三郎右衛門	善吉	4	二百石積	善通丸		7	17	※１９	
54	安政	5	7	4	佐渡	北五十里	本間善十郎		3	九十石積						
55	安政	5	7	13	奥州津軽	小泊浦	播磨屋福松	直乗	5	三百石積			8	6		
56	安政	5	8	朔日	隠州島後	宇屋町	塩屋和助	辰之助	5	三百石積			9	3	※２０	
57	安政	5	8	13	隠州島後	布施村	熊屋熊右衛門	盛八	5	三百石積	春日丸		9	2		
58	安政	5	8	14	隠州島後	宇屋町	嶋屋吉右衛門		6	三百五十石積	八幡丸		9	21		
59	安政	5	8	23	佐州	北五十里	本間善十郎	次郎左衛門	4	百五十石積	観音丸		9	2		
60	安政	5	9	8	佐州	北五十里	本間善十郎	次郎左衛門	3	百五十石積			9	21		
61	安政	5	10	4	松前	江差	村上三郎右衛門	六右衛門	7	三百五十石積	万悦丸				※２１	囲い船
62	安政	5	10	5	当国	新潟	若狭屋利助	竹次郎	4	二百石積	至誠丸				※２２	囲い船
63	安政	5	10	7	当国	新潟	若狭屋利助	兵蔵			一方丸					
64	安政	5	10	7	隠州島後	宇屋町	塩屋和助	辰之助	5	三百石積						浮き囲い
65	安政	5	10	24	当国	荒浜	牧口庄三郎	御代米平							※２３	囲い船
66	安政	5	11	17	当国	新潟	若狭屋利助	半次郎			寶殊丸					
67	安政	6			隠州島後	宇屋町	塩屋和助	御子息辰之助	5	三百石積	小新造丸		3	22	※２４	浮き囲い
68	安政	6	正月	13日乗込	松前	江差	村上三郎右衛門	六右衛門	7	三百五十石積	万悦丸		2	10	※２５	囲い船
69	安政	6	正月	20日乗込	当国	荒浜	牧口庄三郎	米平	12	七百五十石積	興栄丸		2	16	※２６	
70	安政	6			能州	赤神	小橋屋彦七	又三郎					2	10	※２７	囲い船
71	安政	6			能州	剱地	中屋弥左衛門	弥三兵衛					2	17	※２８	囲い船
72	安政	6	2	9	能州	赤神	小橋屋彦七	亀吉								
73	安政	6			当国	荒浜	牧口庄三郎	御子息虎之助							※２９	

74	安政	6	2	21	能州	剱地	中屋弥左衛門	与助										
75	安政	6	3	11	隠州島後	宇屋町	板屋虎吉	熊五郎	4	二百石積		蛭子丸	丸にイ	3	22			
76	安政	6	4	4	隠州島後	宇屋町	嶋屋吉右衛門		6	三百五十石積		八幡丸	嶋					
77	安政	6	4		佐州	北五十里	本間善十郎		3	百五十石積								
78	安政	6	4	27	能州	蛸島	浜野屋甚之丞				十一反		上コ					
79	安政	6	4	17	松前	泊	中川利右衛門	金次郎		三百石積	十七反	金峯丸	丸にキ			※３０	※３１	
80	安政	6	5	9	当国	新潟	当銀屋重四郎	勘右衛門	7	四百石積				6	14			
81	安政	6	5	9	当国	新潟	当銀屋重四郎	寅蔵	7	四百五十石積				5	25	※３２		
82	安政	6	5	15	隠州島後	宇屋町	塩屋和助	辰之助	5	三百石積	十七反	小新造丸		6	4			
83	安政	6	6	8	当国	新潟	当銀屋重四郎	五兵衛	8	六百石積				6	14			
84	安政	6	6	23	隠州島後	布施村	熊屋熊右衛門	八蔵	7	四百石積	十八反	春日丸	熊					
85	安政	6	7	11		箱館大町	五十嵐屋三次郎	真治郎	5	三百石積	十六反	三光丸	×	8	28			
86	安政	6	7	17	当国	新潟	当銀屋重四郎	七三	4	二百石積	十四反	赤山丸	一文	8	2			
87	安政	6	8	朔日	能州	飯田	真脇屋□三郎		2	百石積	十二反	善吉丸						
88	安政	6	9	5	当国	新井浜	蔵兵衛	藤次郎	7	四百石積	十八反	永福丸		9	27			
89	安政	6	9	6	当国	新潟	当銀屋重四郎	寅蔵	7	四百五十石積	廿反		一九	9	27			
90	安政	6	9	9	隠州島後	宇屋町	嶋屋吉右衛門	仙市	6	三百五十石積	十七反	八幡丸	嶋	9	27			
91	安政	6	10	9	当国	新潟	当銀屋重四郎	七之助	4	二百石積	十四反	赤山丸	一文					囲い船

※１　小川屋ゟ書上
※２　当国間島浦村上屋六右衛門船往来
※３　御上乗平沼与兵衛様　御差配江戸日本橋品川町裏河岸伊勢屋平作殿　御手代長八殿
右カタマイ三百石目粕御積入　東海廻リ之上箱館ゟ入候品御積登リニ・・・
※４　往来西岩瀬虎作郎船沖船頭庄三郎乗届
※５　往来松前江指村上久兵衛船沖船頭直吉乗之届
※６　当国間島村上屋六右衛門船直乗
※７　村上屋久兵衛沖船頭善吉乗之往来也　尤久兵衛殿事ハ三郎右衛門殿御子息御名前
※８　船玉為御求出も崎ゟ御越被成候
九反帆船諸道具付代金拾八両三分弐朱百十一文ニ而佐渡屋伊兵衛ゟ御買求被成
船玉御囲被成候
九月十三日小宿へ御□□成候
※９　御囲被成候
※１０　御囲被成候
※１１　御囲被成候
※１２　御囲被成候
※１３　新造御合船
※１４　去九月於当所船玉御求被成候
※１５　秋田表御下り□ニ而御入船ニ付届不致
※１６　右同断（＝※１５）
※１７　此度始而ニ付初廻状出
※１８　新造
※１９　往来村上屋久兵衛船
※２０　九月三日辰之助殿者当所御残り御船玉者松前江差運賃ニ而御下り
※２１　当国間島村上六右衛門船　十月十七日巻上
※２２　往来当所櫛屋三助船　十月十七日巻上
※２３　此度小川屋喜兵衛所持之廿弐反帆船玉代金七百廿両ト百拾壱文ニ而御買受被成候
※２４　浮囲御越年被成候
※２５　御囲船
※２６　去年十月右船御求被成候
※２７　御囲船
※２８　御囲船
※２９　御手船中荷与板御米御下し御上乗被成御越被成候
同十四日品田御子息御同伴御出立
※３０　松前地江指船主泊村利右衛門沖船頭利吉乗増水主ども□止五人乗船中相改候處御制禁宗門之者無御座候依之津々浦々無滞可給

御通し候以上

安政六二月松前伊豆之守内　新井田浦人

津々浦々　御番所衆中

※３１　此度初而ニ付初廻状出し

※３２　五月廿五日出帆ノ所六月二日出帆届ケ仕リ候

【史料２】明治二年～六年 前田松太郎入船帳

入津													出帆			
番号	年号	年	月	日	地域	船主・船頭居所	船主または船頭	沖船頭	人数	船種		船名	出し	月	日	注釈	
101	明治	2	2	27	能州鳳至郡	剱地浦	輪島屋三平	平助	7	三百五十石積	十八反	他力丸	二	3	17		
102	明治	2	2	27		当所	前田屋八十兵衛	常治郎	3	百二十石積	十三反	徳吉丸		3	13		
103	明治	2	2	27	加州	金石町	平木屋長三郎	文右衛門	3	百二十石積	十三反	高運丸		4	7		
104	明治	2	3	12	能州鳳至郡	鵜入浦	浜屋七郎左衛門	直乗	3	百石積	十一反			3	22		出帆改済
105	明治	2	3	12	能州鳳至郡	剱地浦	二日屋勘七	直乗	3	百石積	十反			4	3		
106	明治	2	3	13	大坂	薩摩堀納屋町	和泉屋市兵衛	喜三郎	7	三百五十石積	十八反	吉福丸		4	10		
107	明治	2	3	14	能州羽咋郡	一ノ宮浦	西村屋忠五郎	忠左衛門	7	四百五十石積	二十反	政吉丸	山に西	4	10		
108	明治	2	3	16	能州鳳至郡	剱地浦	越前屋市五郎	周蔵	3	百石積	十二反	久福丸		4	12		
109	明治	2	3	17	大坂	長堀江五丁目	飯屋惣七	多七	8	四百石積	十八反	神通丸		3	17	※３３	
110	明治	2	3	21	能州鳳至郡	輪島	鍵屋平左衛門	宇右衛門	4	百二十石積	十二反	身在丸	米粒３つ	4	7		
111	明治	2	3	21	隠州	布施	山口屋武左衛門	直乗	5	百五十石積	十四反	春日丸	山二つ	4	7		
112	明治	2	3	27	能州鳳至郡	輪島	浜屋忠左衛門	利助	9	五百石積	二十一反	幸福丸	二吉	4	12		
113	明治	2	3	29	能州鳳至郡	鵜入浦	新屋藤吉	直乗	9	四百五十石積	二十反	貫寶丸	丸に二	4	19		
114	明治	2	3	29	能州鳳至郡	輪島	米屋市郎兵衛	与助	11	七百石積	二十三反	加徳丸	丸に一	4	19		
115	明治	2			当国	荒浜	品田屋文蔵	孫平	6	二百五十石積	十五反			4	3	※３４	
116	明治	2	4	4	越前	宿浦	面屋喜助	直乗	8	三百石積	十七反	長次丸	鍵にキ	4	21		
117	明治	2	4	4	越前	白浜	岩見屋勘助	直乗	5	百二十石積	十二反			4	18		
118	明治	2	4	7	能州	時国	田中屋源治郎	直乗	3	百石積	十二反	水宝丸		4	21	※３５	
119	明治	2	4	7	能州鳳至郡	輪島	米屋市郎兵衛	善助	8	三百五十石積	十八反	庚申丸	丸に一	4	22		
120	明治	2	4	8	隠州	目貫	橋本屋惣助	久平	5	二百石積	十五反	寶栄丸	山に吉	5	3	※３６	
121	明治	2				当所	前田屋八十兵衛	九左衛門	6	三百五十石積	十六反	周連丸		6	14	※３７	
122	明治	2	4	14	能州	輪島海士浦	山下屋和十郎	直乗	2	五十石積	十反			4	25		
123	明治	2	4	14	大坂	南堀江二丁目	鍋屋常吉	治郎作	7	二百五十石積	十七反	榮力丸	丸にかたばみ	4	21	※３８	初客船
124	明治	2	4	15	越前	蒲生浦	青木勝左衛門	伊兵衛	9	四百五十石積	二十反	海運丸		5	25		
125	明治	2	4	15	能州	赤神	前橋屋武兵衛	直乗	4	百二十石積	十三反	徳吉丸		4	26		
126	明治	2	4	16	越前	四ケ浦	新保屋吉治郎	勘右衛門	6	三百石積	十七反	金吉丸	丸にカ	5	29		
127	明治	2	4	17	能州	輪島	能生手屋六郎右衛門		5	百五十石積	十四反	榮宝丸		4	19		
128	明治	2	4	16	能州	あ部屋	小川屋小兵衛	幸吉	3	百二十石積	十一反	大寶丸		4	25	※３９	
129	明治	2	4	20		当所	近江屋栄助	平作	7	三百五十石積	十八反	三穂丸		4	21	※４０	
130	明治	2	4	19	能州鳳至郡	海士浦	伊勢屋七郎兵衛	直乗	2	七十石積	十反	永寿丸		4	26		
131	明治	2	4	28	能州羽咋郡	福浦	都屋幸之助	直乗	4	百五十石積	十四反	永寶丸	都	5	3		当所初
132	明治	2	4	27	越前	敦賀	山本屋惣右衛門	直乗	4	百五十石積	十四反	神徳丸		5	28		
133	明治	2	5	朔日	大坂	長堀江五丁目	飯屋惣七	多七	9	三百五十石積	十八反	神通丸		6	8		
134	明治	2	5	6		当所	前田屋八十兵衛	常治郎	4	百五十石積	十三反	徳吉丸		6	5		
135	明治	2	5	7	越前	四ケ浦	新屋治左衛門	直乗	5	二百石積	十五反	神力丸	丸にかたばみ	5	9	※４１	
136	明治	2	5	8	能州	海士浦	筑前屋安兵衛	直乗	3	百石積	十反	安福丸		5	14		
137	明治	2	5	8	能州	皆月	吉岡屋宇兵衛	七郎右衛門	3	百石積	十反	嘉祥丸		5	21		
138	明治	2	5	11	佐州	河崎	大和屋新太郎	長兵衛	7	二百石積	産帆十五反	福寿丸	山に上	5	29	※４２	
139	明治	2	5	11	能州	酒見浦	越前屋仁左衛門	直乗	5	百五十石積	十二反	永寿丸		5	21		
140	明治	2	5	12	大坂	南本町壱丁目	柏屋太郎兵衛	市三郎	8	三百五十石積	十八反	稲荷丸	角に北	5	29		
141	明治	2	5	14		荒浜	品田屋新助	直乗	2	七十石積	九反	勢応丸		5	25	※４３	
142	明治	2	5	29	能州	輪島	坂下屋久五郎	嘉右衛門	5	二百石積	十五反	久福丸	カギに久	6	5		
143	明治	2	5	29	能州	阿部屋浦	小川屋小兵衛	幸吉	3	百石積	十一反	大寶丸		6	14		
144	明治	2	5	29	能州	輪島	小中屋市左衛門	直乗	4	百五十石積	十四反	栄通丸	角に中	6	5		
145	明治	2	6	朔日	越前	四ケ浦	面屋喜助	直乗	8	三百石積	十七反	長徳丸	鍵にキ	7	4		
146	明治	2	6	7	能州	海士浦	筑前屋安兵衛	直乗	3	百石積	十反	安福丸		6	14		
147	明治	2	6	9	能州	赤神	板屋勘三郎	勘七	9	五百石積	二十反	宝徳丸		7	11		
148	明治	2	6	11	能州	剱地浦	中塚屋勘四郎	平作	7	三百石積	十六反	二徳丸	ニ	7	7		
149	明治	2	6	11	越前	四ケ浦	新屋治左衛門	直乗	6	二百石積	十五反	神力丸	丸にかたばみ	6	25		
150	明治	2	6	11	能州	赤神	川谷内屋惣四郎	直乗	4	百二十石積	十三反			6	19		
151	明治	2	6	11	能州	川尻	南屋忠右衛門	直乗	4	百二十石積	十二反			6	21		
152	明治	2	6	18	能州	剱地浦	二日屋勘七	直乗	3	百石積	十反	乗勝丸		7	20		
153	明治	2	6	19	豊後杵築国東郡	富来浦	福来屋敬作	仁三郎	6	三百石積	十六反	住吉丸	カギに福	7	3		
154	明治	2	6	20	能州	剱地浦	輪島屋三平	平助	8	五百石積	二十反	他力丸		7	28		
155	明治	2	6	20	越前	下海浦	但馬屋仁三郎	直乗	4	百二十石積	十三反	宝神丸		6	25		
156	明治	2	6	22	隠州	布施	山口屋武左衛門	嘉十	4	百五十石積	十四反	春日丸	山二つ	7	28		
157	明治	2	6	22		荒浜	品田屋新助		2	七十石積	九反	勢応丸				※４４	
158	明治	2	6	23	能州	海士浦	浜屋喜三八	直乗	4	百二十石積	十三反	慶永丸		7	2		
159	明治	2	6	25		当所	近江屋栄助	平作	7	三百五十石積	十八反	三徳丸		7	28		
160	明治	2	6	27	能州	海士浦	筑前屋吉治郎	直乗			九反			6	26	※４５	日付おかしい
161	明治	2	6	27	能州	海士浦	浜屋久助	直乗			九反			6	26	※４６	日付おかしい
162	明治	2	6	29	能州	阿部屋浦	小川屋小兵衛	幸吉	3	百石積	十反	大宝丸		7	11		
163	明治	2	7	朔日		当所	前田屋八十兵衛	常治郎	4	百二十石積	十三反	徳吉丸		8	29		
164	明治	2	6	29	越前	敦賀	山本屋惣右衛門	直乗	4	百五十石積	十四反	神徳丸		8	10		
165	明治	2	7	7	能州	蛸島	宮崎屋与四郎	直乗	3	百石積	八反	善力丸		7	28	※４７	
166	明治	2	7	10	越前	下海浦	但馬屋仁三郎	直乗	4	百五十石積	十四反	宝神丸	カギに吉	8	29		
167	明治	2	7	11	大坂	北堀へ五丁目	油屋吉蔵	金助	8	四百五十石積	十九反	金栄丸	角に正	7	12	※４８	
168	明治	2	7	11	大坂	安土町壱丁目	米屋清兵衛	新兵衛	7	四百石積	十八反	神在丸	重ね菱	8	10		
169	明治	2	7	11	能州	赤神	川谷内屋惣四郎	直乗	4	百二十石積	十三反	大福丸		7	13	※４９	
170	明治	2	7	11	能州	輪島	浦屋吉治郎	直乗	4	百二十石積	十三反	徳丸	桝	7	18		
171	明治	2	7	18	大坂	南久宝寺町三町目	和泉屋加平治	治右衛門	7	三百五十石積	十七反	松吉丸	入に一	8	22		

172	明治	2	7	18	大坂	南堀江五丁目	新保屋吉次郎	勘右衛門	7	三百五十石積	十七反	金吉丸	丸にカ				
173	明治	2	7	22	越前	白浜	田葉粉屋太三郎	直乗	4	百五十石積	十三反	春日丸	山に太				
174	明治	2	7	27	大坂	新大黒町	讃岐屋佐七	長治郎	12	九百石積	二十四反	潤利丸	山二つに大				囲い船
175	明治	2	7	29	能州	剱地浦	越前屋市五郎	周蔵	4	百二十石積	十二反	久福丸		8	16		
176	明治	2	7	29	能州	剱地浦	板屋浅右衛門	直乗	4	百二十石積	十二反	二津丸		8	16		
177	明治	2	7	29	能州	皆月	西出屋藤兵衛	直乗	5	二百五十石積	十五反	三吉丸	井桁にト	8	14		
178	明治	2	7	29	能州	阿部屋浦	小川屋小兵衛	幸吉	4	百二十石積	十反	大宝丸		8	18		
179	明治	2	7	29	能州	輪島	鍵屋平左衛門	宇右衛門	4	百五十石積	十四反	身在丸		8	29		
180	明治	2	8	4	能州	鵜入浦	新屋太郎左衛門	直乗	4	百五十石積	十二反	貴宝丸		8	14		
181	明治	2	8	5	能州	川尻	南屋忠右衛門	直乗	4	百五十石積	十二反	永寶丸		8	29		
182	明治	2	8	9	伊予越智郡	今治城下	柳瀬屋亀之助	幸吉	13	九百石積	二十四反	幸若丸		9	11		
183	明治	2	8	9	越前	四ケ浦	面屋喜助	直乗	7	三百五十石積	十七反	長徳丸	鍵にキ				
184	明治	2	8	13	松前	箱館大町	齋藤屋伝蔵	直乗	3	百二十石積	十一反	寶丸		9	8		
185	明治	2	8	15	能州	輪島	筑前屋安兵衛	直乗	3	百二十石積	十反	安福丸		9	9		
186	明治	2	8	15	能州	皆月	西出屋藤兵衛		5	二百五十石積	十五反	八幡丸	井桁にト	8	29		
187	明治	2	8	21	能州	輪島	坂下屋久五郎	三太郎	13	九百石積	二十三反	長久丸	カギに久	9	20		
188	明治	2	8	24	越前	蒲生浦	青木勝右衛門	清兵衛改伊兵衛	9	五百石積	二十反	開運丸					囲い船
189	明治	2	8	25		荒浜	渡辺屋惣七	直乗	2	八十石積	九反						
190	明治	2	8	25		荒浜	品田屋新助	直乗	2	八十石積	九反						
191	明治	2	9	2	能州	酒見浦	越前屋仁左衛門	直乗	4	二百石積	十四反	永徳丸					
192	明治	2	9	3		当所	中川屋皆右衛門	靄吉	5	三百石積	十六反	永栄丸		9	9	※５０※５１	
193	明治	2	9	9	能州	剱地浦	二日屋勘七	直乗	3	百石積	十反	乗勝丸		9	25		
194	明治	2	9	10	能州	一ノ宮浦	西村屋忠五郎	茂三郎	8	五百石積	二十反	政吉丸	山に西	9	27		
195	明治	2	9	18	雲州神門郡	杵築	東間屋寛左衛門	重蔵	15	千石積	二十五反	神厚子丸	山二つに土			※５２	
196	明治	2	9	18	佐州	川崎	大和屋信太郎	長兵衛	6	三百石積	産帆十五反	福寿丸		9	25		
197	明治	2	9	25	越中	放生津	鍛冶屋仁左衛門	六右衛門	7	四百石積	十七反	宝寿丸	丸に				囲い船
198	明治	2	9	26	能州鳳至郡	剱地浦	越前屋市五郎	庄三郎	2	百五十石積	十二反			9	29		
199	明治	2	9	26	能州	赤神	板屋勘三郎	勘七	8	八百石積	二十反	寶徳丸	丸に蔦				囲い船
200	明治	2	9	26	能州	輪島	浜屋長左衛門	利助	8	八百石積	二十一反		二吉				囲い船
201	明治	2	9	26	能州	輪島	米屋市郎兵衛	善助	6	六百石積	十八反		丸に一				囲い船
202	明治	2	10	3	能州	輪島	蔵屋吉次郎	直乗	4	百二十石積	十三反	増徳丸					囲い船
203	明治	2	10	7	越中新川郡	生地村	能登屋勘七	吉二郎	3	百二十石積	産十一反						
204	明治	2	10	21	能州	剱地	輪島屋三平	平助	9	四百石積	二十反	他力丸	二	3	20		囲い船
205	明治	2	10	21	能州	風戸	谷内屋太八郎	直乗	7	三百五十石積	十八反		角に久				囲い船
206	明治	3	2	22	能州鳳至郡	赤神	橋屋彦右衛門	勘兵衛	8	四百石積	十八反	寶稲丸					
207	明治	3	2	24		当所	近江屋栄助	平作	8	四百石積	十八	三徳丸		3	15		
208	明治	3	3	10	能州	剱地	中塚屋甚四郎	平作	6	三百五十石積	十六反	二徳丸	二	3	20		
209	明治	3	3	10	大坂	北堀へ五丁目	油屋吉蔵	金助	9	五百石積	十九反	金栄丸		3	20		
210	明治	3	3	13			平木屋長左衛門	伝兵衛	5	三百石積	十六反	平弾丸		3	23		
211	明治	3	3	15	能州羽咋郡	安部屋	小川屋小兵衛	幸吉	3	百二十石積	十二反	大宝丸		3	21		
212	明治	3	3	15	能州	一ノ宮	西村屋忠五郎	茂三郎	5	五百石積	二十反	政吉丸	山に西	3	23		
213	明治	3	3	16	越中新川郡	生地	能登屋勘七	善七	3	百石積	十反			3	23		
214	明治	3	3	18	能州	鵜入	浜屋七郎左衛門	直乗	3	百	十一反	寶山丸		3	24		
215	明治	3	3	18	能州	剱地	坂屋浅右衛門	直乗	3	百石積	十一反	二津丸		3	22		
216	明治	3	4	2	能州	皆月	西出屋藤兵衛	直乗	8	四百石積	十五反	八幡丸		4	2		
217	明治	3	4	2	豊後	堅来村	塩屋津蔵	留蔵	10	五百石積	十九反	弁天丸	丸もっこ	5	26		
218	明治	3	4	2	加州	木津	紺屋重左衛門	藤四郎	10	五百石積	十八反	宝永丸		5	14		
219	明治	3	4	15	能州	剱地	板屋浅右衛門	直乗	4	百五十石積	十一反	二津丸					
220	明治	3	4	18	能州	阿部谷	小川屋小兵衛	幸吉	5	百五十石積	十二反	大寶丸					
221	明治	3	4	20	越前国	宿浦	面屋喜助	直乗	7	三百五十石積	十七反	長徳丸		5	16		
222	明治	3	4	20	豊後杵築国東郡	古市浦	塩屋孫治	末太郎	6	三百石積	十五反	金市丸	塩	6	3		
223	明治	3	4	22	越前	白浜浦	田葉粉屋太三郎	直乗	5	二百石積	十三反			5	18		
224	明治	3	4	21	佐州	川崎	大和五郎兵衛	伝之助	7	四百石積	十七反	福寿丸		5	18		
225	明治	3	4	22	能州	一ノ宮	西村屋忠五郎	茂三郎	10	六百石積	二十反	政吉丸	山に西	5	25		
226	明治	3	4	22	能州	輪島	浦屋忠三郎	直乗	13	千石積	二十四反	弁天丸		5	16		
227	明治	3	4	22	能州	赤神	上ノ橋屋武兵衛		5	二百石積	十三反	徳吉丸		5	6		
228	明治	3	4	25	越前	下海浦	新屋多三郎	治左衛門	6	三百石積	十三反	神力丸		5	6		
229	明治	3	4	29	越前	加茂浦	青木勝左衛門	伊兵衛	9	六百石積	二十一反	開運丸		5	25		
230	明治	3	4	29	大坂	南堀江二丁目	塩屋幸治郎	吉兵衛	4	百五十石積	十二反	観音丸		5	11		
231	明治	3	5	3	能州	輪島	坂ノ下屋久五郎	嘉左衛門	6	三百石積	十六反	久福丸		5	8		
232	明治	3	5	11	能州鹿島郡	中島村	瀬戸屋次郎右衛門		3	百石積	十反	千代丸		5	22		
233	明治	3	5	14	能州鳳至郡	赤神	川谷内屋宗四郎	直乗	4	百二十石積	十三反	大福丸		5	26		
234	明治	3	5	14	加州	宮ノ腰	平木屋長三郎	孫兵衛	4	百二十石積	十三反		平	5	26		
235	明治	3	5	15	加州	金石町	和泉屋長右衛門	伊右衛門	5	二百石積	十五反	静長丸		5	26		
236	明治	3	5	17	大坂	北堀へ五丁目	油屋吉蔵	金助	7	四百石積	十九反	金栄丸		5	26	※５３	
237	明治	3	5	18	能州	輪島浦	浅津屋半次郎	直乗	3	七十石積	八反			5	26		
238	明治	3	5	20	能州	剱地	板屋浅右衛門	直乗	3	百石積	十一反	二津丸		5	22		
239	明治	3	5	22	能州鳳至郡	海士町浦	浜屋喜三八	直乗	5	二百五十石積	十六反		二吉	6	26		
240	明治	3	5	28	浜田県管轄所隠岐国	目貫村	扇屋仙五郎	平七	4	百二十石積	十三反	栄宝丸	扇	6	11		
241	明治	3	5	29	能州	剱地	越前屋市三郎	庄蔵	4	百二十石積	十二反	久福丸		6	11		
242	明治	3	6	朔日	能州	輪島	筑前屋安兵衛	直乗	3	百石積	十反	安福丸		6	10		
243	明治	3	6	3	大森県出張所隠州知夫郡	知夫村	小室屋元吉		6	三百五十石積	十七反	権現丸	丸に立花	6	10		
244	明治	3	6	3	能州	安部屋浦	小川屋小兵衛	幸吉	3	百二十石積	十二反	大宝丸		6	10		
245	明治	3	6	朔日	能州	阿部谷浦	小酒屋作次郎	幸吉	3	百二十石積	十二反			6	10		

246	明治	3	6	8		当所	前田屋八十兵衛	林左衛門	3	百石積	十一反	□宝丸	入り山にせ				
247	明治	3	6	9	能州鹿島郡	所口浦	桶屋富右衛門	直乗	4	百五十石積	十三反	金成丸					
248	明治	3	6	18	能州鳳至郡	赤神	川谷内屋宗四郎	直乗	4	百二十石積	十三反	大福丸		7	11		開帆
249	明治	3	6	20	越前国	宿浦	岩倉屋丈三郎	直乗	6	三百五十石積	十七反	伊勢丸	山にタ	7	11		開帆
250	明治	3	6	25	同国	阿ら浜	品田屋新助		2	五十石積	蓙五反					※５４	
251	明治	3	6	27	越前国	玉川浦	米屋久左衛門	久蔵	4	百二十石積	十三反		※出し	7	11		開帆
252	明治	3	6	27	能州	千り浜浦	他門屋佐兵衛	喜三右衛門	4	百二十石積	十二反			7	2		
253	明治	3	6	27	浜田県管轄所隠州	布施村	山口屋彦八	兼三郎	4	二百五十石積	十六反	春日丸	入り山	7	11		開帆
254	明治	3	6	27	能州鹿島郡熊木浦	中島村	瀬戸屋次郎右衛門	伊左衛門	3	百石積	十反	千代丸		7	11		
255	明治	3	6	27	越前国	道ヶ浦	米屋又平	直乗	3	七十石積	九反	長福丸		7	10		開帆
256	明治	3	6	27	能州鳳至郡	剱地浦	板屋浅右衛門	直乗	4	百二十石積	十二反	二津丸		7	10		
257	明治	3	7	2	能州	剱地	中塚屋甚四郎	平作	5	三百石積	十六反	二徳丸		7	28		
258	明治	3	7	3	大森県管轄所隠州	布施村	山口屋常八	嘉十	4	二百石積	十四反	春日丸	入り山	7	11		
259	明治	3	7	5	能州羽咋郡	あ部谷浦	小川屋小兵衛	幸吉	3	百五十石積	十二反	大宝丸		7	11		
260	明治	3	7	5	越前国	古海浦	新屋多三郎	次左衛門	4	二百五十石積	十五反	神力丸		7	11		
261	明治	3	7	6	能州珠洲郡	蛸島浦	角屋環左衛門			百石積	蓙八反	長徳丸		7	11		
262	明治	3	7	7		当所	近江屋栄助	平作	8	四百石積	十八反	三徳丸		8	4		
263	明治	3	7	7	大坂	北堀へ五丁目	油屋吉蔵	金助	8	四百五十石積	十九反	金栄丸		8	10		
264	明治	3	7	7	越前国丹生郡	玉川浦	山田屋六三郎		8	四百五十石積	十九反	住慶丸改長福丸		7	11		
265	明治	3	7	7	能州鳳至郡	赤神	板屋勘三郎	勘七	9	五百石積	二十反	宝徳丸	丸つた	7	晦日		
266	明治	3	7	7	能州鳳至郡	剱地	輪島屋三平	佐兵衛	9	五百石積	二十反	他力丸	二	8	3		
267	明治	3	7	10	能州鳳至郡	輪島海士	浜長五郎		4	二百石積	十三反	蛭子丸		7	10	※５５	
268	明治	3	7	11		当所	前田屋八十兵衛	林左衛門	3	百二十石積	十一反	永宝丸	山にせ	7	28		
269	明治	3	7	23	越前国	小丹生浦	岩本屋七三郎	直乗	4	百五十石積	十四反	長徳丸		8	2		
270	明治	3	7	23	越前国	小丹生浦	小坂屋住平	直乗	4	百五十石積	十二反	金力丸		8	1		
271	明治	3	7	23	能州鹿島郡	熊木浦	米屋儀右衛門		2	百石積	十一反			7	晦日	※５６	
272	明治	3	7	23	能州鳳至郡	輪島浦	米屋市郎兵衛	善助	8	四百石積	十八反	庚申丸		8	10		
273	明治	3	7	28	能州	赤神浦	上橋屋武兵衛	直乗	4	百五十石積	十三反	徳吉丸		7	晦日	※５７	
274	明治	3	7	29	摂州大坂	薩摩堀東町	桜井屋重太郎	栄之助	10	七百石積	二十二反			8	20	※５８	
275	明治	3	7	29	越前	浜□浦	米屋長右衛門	直乗	2	百石積	十反			8	11		
276	明治	3	7	29	能州	剱地浦	板屋浅右衛門	直乗	3	百二十石積	十二反	二津丸	山にス	8	13		
277	明治	3	7	29	能州羽咋郡	大念寺浦	小山屋杢右衛門		2	七十石積	八反	利天丸		8	12		
278	明治	3	7	29	越前国	上海浦	織田屋吉左衛門		3	百石積	十一反	金毘羅丸	尾	9	12		
279	明治	3	7	晦日	能州	阿部谷浦	小川屋小兵衛	幸吉	3	百五十石積	十二反	大宝丸		8	22		
280	明治	3	8	2	越前	小丹生	出村屋佐次平	直乗	3	百五十石積	十二反	永福丸		8	12		
281	明治	3	8	2	能州	輪島島村	浅津屋半次郎	直乗	3	七十石積	八反			8	13		
282	明治	3	8	3	松前勝千代内	江刺	三津屋久兵衛	重助	2	百石積	十反	三津丸		8	13		
283	明治	3	8	11	能州	安部谷浦	丸山屋理左衛門		3	百石積	十反			8	20		
284	明治	3	8	20	大坂	北堀	米屋市郎兵衛	幸次郎	8	六百石積	二十一反	永治丸					
285	明治	3	8	21	越前国丹生郡	玉川	泉屋長次郎		3	百二十石積	十二反	長得丸		9	12		
286	明治	3	8	25	浜田県管轄所隠州	布施村	山口屋常八	兼三郎	6	三百石積	十六反	春日丸	入り山	9	3		
287	明治	3	8	27	日田県支配所豊後国東郡	堅来村	塩屋伴蔵	留蔵	6	四百五十石積	十九反	弁天丸	丸もっこ	9	朔日		
288	明治	3	8	29	能州鳳至郡	海士町	筑前屋安兵衛		3	百石積	十反	安福丸		9	12		
289	明治	3	8	29	能州	輪島浦	米屋市郎兵衛	善助	5	四百石積	十八反	庚申丸	丸に一	未4	29		
290	明治	3	9	5	能州鹿島郡	中島村	瀬戸屋次郎右衛門		3	百石積	十反	千代丸		9	28		
291	明治	3	9	12	能州	剱地	越前屋市三郎	庄蔵	3	百石積	十二反	久福丸		9	28		
292	明治	3	9	15	松前	江差津花町	村上久兵衛	兵蔵	8	六百石積	二十二反	万悦丸				※５９	
293	明治	3	9	17	越前国丹生郡	小丹生	鈴木屋五助	彦右衛門	3	百三十石積	十三反	栄通丸					
294	明治	3	9	21	加州	金石町	丸屋作蔵		3	百五十石積	十四反	長寶丸		10	4		
295	明治	3	9	21	加州	金石町	紺屋藤七		3	百石積	十一反			10	4		
296	明治	3	9	24	能州鹿島郡	所口村	越前屋久左衛門	伝右衛門	3	百三十石積	十三反	天運丸					
297	明治	3	10	11	大坂	薩摩堀東之町	桜井屋重太郎	市三郎	7	四百石積	十九反	正玉丸	丸に正			※６０	
298	明治	3	10	11	大坂	薩摩堀東町	桜井屋重太郎	長次郎	5	二百五十石積	十六反		上			※６１	
299	明治	3	10	12	大坂	薩摩堀東町	桜井屋重太郎	栄之助	8	六百石積	二十二反	住栄丸		4	3		
300	明治	3	10	20	大坂	北堀へ五丁目	油屋吉蔵	金助	7	四百石積	十八反	金栄丸					
301	明治	3	10	22	羽州庄内	高野浜	泊屋松五郎		4	二百五十石積	十六反	神通丸		4	3		
302	明治	3	10	22	能州	剱地	輪島屋三平	佐兵衛	8	四百五十石積	二十反	他力丸	二	3	19		
303	明治	3	10	22		当所	近江屋栄助	平作	6	三百五十石積	十八反	三徳丸		3	19		
304	明治	3	閏10		能州	輪島	坂ノ下屋久五郎	久右衛門	3	百五十石積	十反	久福丸	カギに久				
305	明治	3	閏10		能州	海士浦	中□屋理三郎		2	七十石積	十反						
306	明治	4	2	12	能州	輪島	浜屋喜三八			二百五十石積	十六反	慶永丸	二吉				
307	明治	4	2	12	能州	赤神浦	橋屋彦右衛門	勘兵衛	5	三百五十石積	十七反	寶福丸		4	3		
308	明治	4	2	17	能州	剱地浦	中塚屋甚四郎	平作	5	二百五十石積	十六反	二徳丸	二	4	10	※６２	
309	明治	4	2	23	越前国	宿浦	岩倉屋丈太郎		5	三百石積	十六反	伊勢丸		4	3		
310	明治	4	2	23	能州羽咋郡	阿部谷	小川屋小兵衛	幸吉	2	百五十石積	十五反			4	3		
311	明治	4	3	17	越前国	蒲生浦	青木勝左右	次郎左衛門	10	五百五十石積	二十二反	寶寿丸		5	12		
312	明治	4	3	17	越前国	加茂	青木勝左右	清平	7	四百五十石積	二十一反	開運丸		5	28		
313	明治	4	3	17	能州	阿部谷	小泉半左衛門	惣七	6	三百石積	十七反	幸悳丸	小	4	10		
314	明治	4	3	17	隠州	目貫村	扇屋仙五郎	平七	7	三百五十石積	十八反	栄宝丸	扇				
315	明治	4	3	17	隠州	福井村	山崎屋善市	房四郎・年蔵	4	百五十石積	十四反	寶栄丸		4	10		
316	明治	4	3	17	豊後国東郡	堅来村	塩屋津蔵	留蔵	7	四百五十石積	二十一反	弁天丸		9	12		
317	明治	4	3	17	能州	剱地浦	上鍛冶屋小右衛門	武兵衛	2	百石積	十二反			4	3		
318	明治	4	3	17	能州	大谷	谷政右衛門		3	百石積	十二反	大善丸		4	3		
319	明治	4	3	21	隠州	布施村	山口屋常八	兼三郎	5	二百五十石積	十八反	春日丸		9	2		

320	明治	4	3	22	佐州	小木町村	中原利吉		3	百五十石積	十四反	金毘羅丸		4	14		
321	明治	4	4	2	加州	江沼郡橋立浦	忠屋長兵衛		10	八百石積	二十四反	久王丸		6	3		
322	明治	4	4	2	能州	赤神	小中屋市左衛門	治郎	3	百二十石積	十三反	栄通丸		4	10		
323	明治	4	4	2	能州	皆月浦	西屋與九郎		2	百石積	十二反	観音丸		4	10		
324	明治	4	4	2	越前国	加茂浦	新屋長兵衛		2	八十石積	十反					※６３	
325	明治	4	4	4	佐州加茂郡	下久知村	菊本善太郎		2	五十石積	壷八反					※６４	
326	明治	4	4	5	隠州		若松屋伊八		7	三百五十石積	十八反		若	5	5		
327	明治	4	4	5	能州	赤神浦	上橋屋武兵衛		3	百五十石積	十三反	徳吉丸		4	14		
328	明治	4	4	6	能州	剱地	西村屋甚蔵	伝七	2	百二十石積	十二反	長福丸		4	12		
329	明治	4	4	8	越前国	下海浦	新屋多三郎		4	二百石積	十五反	神力丸		5	13		
330	明治	4	4	13	能州	輪島浦	中川屋九郎平		3	百二十石積	十三反	白山丸		4	29	※６５	
331	明治	4	4	13	能州珠洲郡	真浦	卯沼屋文右衛門		2	百石積	十一反	長徳丸		4	29		
332	明治	4	4	13	能州	輪島浦	林屋七郎左衛門		2	百石積	十一反	聡明丸		4	29		
333	明治	4	4	13	能州鳳至郡	鵜入	新屋太郎左衛門		2	百石積	十二反	済宝丸		4	29		
334	明治	4	4	27	能州羽咋郡	柳瀬	山下屋八右衛門		2	百石積	十二反	神明丸		5	6		
335	明治	4	4	29	能州	皆月浦	西屋與九郎	与兵衛	2	百石積	十二反	順通丸		5	3		
336	明治	4	4	晦日	能州羽咋郡	風戸	谷内屋太八郎		7	四百石積	十八反	久蔵丸		5	12		
337	明治	4	5	3	能州	剱地村	上鍛冶屋小右衛門	武兵衛	2	百石積	十二反	末□丸		5	23		
338	明治	4	5	4	能州羽咋郡	地頭町	川端屋甚七		2	百石積	十一反			6	18		
339	明治	4	5	14	豊後杵築藩国東郡	富来浦	福来屋敬作	藤松	7	四百石積	十八反	住久丸		8	23		
340	明治	4	5	16	能州	阿部谷浦	小川屋幸吉		4	二百石積	十五反	大宝丸	小	5	28		
341	明治	4	5	22	越前国	宿浦	岩倉屋丈太郎		6	三百石積	十六反	伊勢丸		7	10		
342	明治	4	5	27	豊後杵築藩国東郡		福来屋敬作	平次郎		三百石積	十六反	住吉丸		8	23		
343	明治	4	5	22	隠州		小六屋元吉			三百五十石積	十七反	権現丸		6	3	※６６	
344	明治	4	6	2	能州鹿島郡	所口村	小島屋藤右衛門		2	百石積	十反	虎吉丸		6	9		
345	明治	4	6	2	大坂	北堀へ五丁目	油屋吉蔵	九郎兵衛	3	百二十石積	十三反	白山丸		7	17		
346	明治	4	6	2	能州珠洲郡	片岩村	中川屋小八郎		3	百二十石積	十三反			7	17		
347	明治	4	6	2	能州	剱地	西村屋甚蔵	弥七	3	百二十石積	十二反	長福丸				※６７	
348	明治	4	6	6	能州	阿部谷浦	浜屋三平	市蔵	2	五十石積	八反	長徳丸		6	13		
349	明治	4	7	朔日	能州	川尻	南屋彦次郎		2	八十石積	十反	□先丸				※６８	
350	明治	4	7	4	能州	剱地浦	上鍛冶屋小右衛門	勘七	2	百石積	十一反			7	11		
351	明治	4	7	8	佐渡国	下久知村	菊本善太郎		2	五十石積	六反	善宝丸		7	19		
352	明治	4	7	11	能州	赤神浦	小中屋市三郎		4	二百五十石積	十五反	栄寶丸		9	12		
353	明治	4	7	20	松前	江差	三津屋重□		3	百石積	十反						久兵衛船
354	明治	4	8	6	佐州	小木町	紺屋利吉		3	百五十石積	十四反	金福丸		8	4		
355	明治	4	9	2	佐州	下久知村	菊本善太郎		3	七十石積	八反	善宝丸		9	12		
356	明治	4	9	2	能州	阿部谷	小川屋小兵衛	幸吉	5	二百石積	十五反	大宝丸	カギに小	9	12		
357	明治	5	3	16	越前	宿浦	岩倉丈太郎		3	三百石積	十六反	伊勢丸	山にタ	4	8	※６９	
358	明治	5	3	16	能州鳳至郡	黒島	北野金助		8	四百石積	十九反	金栄丸	カギにス	4	10	※７０	
359	明治	5	3	23	能州	阿部谷	小川屋小兵衛	幸吉	5	二百石積	十五反	大寶丸	小	4	29	※７１	
360	明治	5	3	27	能州珠洲郡	大谷村	谷政衛	辰蔵	4	百十石積	十四反	大善丸		4	朔日		
361	明治	5	3	27	大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	6	二百二十五石積	十六反	回向丸	二	4	6		
362	明治	5	3	27	能州	赤神浦	小中市三郎		5	二百十五石積	十五反	栄宝丸	角に中	5	12		
363	明治	5	3	29	越前国丹生郡	蒲生	青木勝左右	久治郎	6	二百五十石積	十六反	神力丸		4	16		
364	明治	5	3	29	豊後国国東郡	堅来村	塩谷伴蔵		8	四百五十石積	二十反	弁天丸		5	17		
365	明治	5	4	2	能州鳳至郡	輪島浦	半治郎		3	百石積	十反	永寶丸		4	10		
366	明治	5	4	2	能州鳳至郡	剱地浦	小右衛門	武兵衛	3	百十石積	十二反	神風丸		4	16		
367	明治	5	4	4	能州	風戸浦	谷内屋太八郎		8	四百石積	十九反	千年丸		4	29		
368	明治	5	4	5	加州	橋立	忠屋久五郎	長平	12	九百石積	二十四反	久應丸		5	2		
369	明治	5	4	16	越前国丹生郡	下海浦	新谷多三郎		5	百三十七石積	十五反	神力丸		4	23		
370	明治	5	4	19	肥後国天草郡	御領村	小山清次郎	芳三郎	10	六百石積	二十二反	永寶丸		6	4		
371	明治	5	4	20	能州	阿部谷浦	浜谷三平		4	百石積	十二反	長徳丸		5	17		
372	明治	5	5	12	大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	6	二百二十五石積	十六反	回向丸		6	4		
373	明治	5	5	28	能州鹿島郡	所口	藤沢伝右衛門		3	五十石積	十一反	順吉丸		6	10		
374	明治	5	6	2	能州	剱地	小右衛門	武兵衛	3	百十石積	十二反	神風丸		6	7		
375	明治	5	6	3	能州鳳至郡	時国	時国源次郎		3	百石積	十二反	永寶丸		6	21		
376	明治	5	6	10	能州羽咋郡	あ部谷浦	小川小兵衛	幸吉	5	百七十五石積	十五反	大寶丸		6	21		
377	明治	5	6	13	能州	黒島浦	北野金助		8	四百石積	二十反	金栄丸		6	26		
378	明治	5	6	15	隠州	布施村	山口嘉十		6	二百五十石積	十六反	春日丸		7	5		
379	明治	5	6	17	越前国丹生郡	道口浦	米屋又兵衛		4	百二十七石積	十三反	長福丸		6	26		
380	明治	5	6	26	大坂	薩摩堀へ東之町	桜井重太郎	忠治郎	4	百石積	十二反	幸吉丸		7	5	※７２	
381	明治	5	6	26	能州珠洲郡	川尻村	家敷清兵衛		4	百七十五石積	十四反	清徳丸		7	2	※７３	
382	明治	5	7	3	大坂	南堀江五丁目	木屋伊助		6	二百二十五石積	十六反	回向丸		7	13		
383	明治	5	7	7	加州石川郡	金石町	丸屋又吉		3	八十五石積	九反	長栄丸		7	13		
384	明治	5	7	10	越中射水郡	高岡町	佐野屋與平	与四郎	3	百五十石積	十二反	神力丸		7	13		
385	明治	5	7	13	能州	高屋浦	寺屋助兵衛		4	百四十石積	十三反	長永丸		7	21		
386	明治	5	7	15	越前国丹生郡		寺屋惣八		5	百八十六石一斗積	十六反	観音丸		8	11		
387	明治	5	7	17	越前国丹生郡	蒲生浦	青木勝左右	久治郎	7	二百五十石積	十六反	神力丸		8	4		
388	明治	5	7	17	若州遠敷郡	松本町	田中長右衛門	喜助	8	二百八石積	十七反	長徳丸		8	4		
389	明治	5	7	17	能州鹿島郡	七尾町	藤沢伝右衛門		2	九十三石積	十一反	順吉丸		8	5		
390	明治	5	7	18	能州	剱地	小右衛門	武兵衛	3	百十石積	十二反	神風丸		8	5		
391	明治	5	7	18	豊後	堅来村	塩谷伴蔵		8	四百五十石積	二十反	弁天丸		8	25		
392	明治	5	7	18	能州	阿部谷	浜谷三平		3	百石積	十三反	長徳丸		8	11		
393	明治	5	7	21	越前	道口浦	米屋又兵衛		4	百二十七石積	十三反	長福丸		8	11		

394	明治	5	8	朔日	能州	赤神	市三郎		4	二百十五石積	十五反	栄宝丸		8	13		
395	明治	5	8	15	大坂	薩摩堀へ東之町	桜井重太郎	忠治郎	4	百石積	十二反	幸吉丸		9	13		
396	明治	5	8	17	能州	赤神浦	小中市左衛門	治作	4	百九十石積	十三反	永通丸		8	22		
397	明治	5	9	朔日	越前丹生郡	大丹生浦	田中善左衛門		8	三百四石九斗八升積	十九反	松寿丸		9	22		
398	明治	5	9	朔日	能州珠洲郡	川浦	家敷清兵衛		4	百七十石積	十四反	清徳丸		9	14		
399	明治	5	9	2	大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	6	二百二十五石積	十六反	回向丸		9	15		
400	明治	5	9	8	能州	黒島浦	北野金助		8	四百石積	二十反	金栄丸		9	22		
401	明治	5	9	9	能州	輪島浦	浅津屋半次郎		3	百石積	十反	永宝丸		10	3		
402	明治	5	9	9	越中	生地	能登屋甚七	太三郎	3	百石積	十一反	神王丸		9	15		
403	明治	5	9	19	大坂	油町二町目	河内屋与三兵衛	藤右衛門	9	五百二十九石積	二十反	徳栄丸		10	3		
404	明治	5	10	2	大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	6	二百二十五石積	十六反	回向丸					
405	明治	6	4	5	能州鳳至郡	輪島浦	浜谷長五郎		3	百六十石積	十三反	蛭子丸		4	19		
406	明治	6	4	29	越前国丹生郡	上海浦	金崎勘四郎		6	二百四十一石積	十七反	金吉丸		6	12		
407	明治	6	5	6	能州	輪島浦	深井源右衛門	九十蔵	3	七十五石積	九反	天神丸		5	14		
408	明治	6	5	7	能登国羽咋郡	大念寺新村	若松弥右衛門		3	八十石積	九反	住吉丸		5	13		
409	明治	6	5	8	越前国丹生郡	宿浦	九谷太三郎		5	百八十石積	十六反	長栄丸		5	19		
410	明治	6	5	8	越前丹生郡	海浦	新井清右衛門		5	百三十石積	十五反	神力丸		5	16		
411	明治	6	5	8	佐州加茂郡	下久知村	菊池善太郎		3	四十七石積	八反	善宝丸		5	14		
412	明治	6	5	9	能州	七尾	藤沢伝右衛門		3	九十三石積	十一反	順吉丸		5	12		
413	明治	6	5	22	能州国第八区鳳至郡	皆月	相坂善三郎	橋本儀三郎		七十五石積	十一反	大善丸		5	27		
414	明治	6	5	23	隠州知夫郡	知夫村	鹿島弥吉	元吉	7	二百十四石積	十七反	権現丸					
415	明治	6	5	24	越前国丹生郡	海浦	織田吉兵衛		3	七十四石積	十一反	金比羅丸		5	30		
416	明治	6	5	25	能登国鳳至郡	赤神浦	小中市三郎			二百十五石積	十五反	栄宝丸		5	27		
417	明治	6	5	27	能州珠洲郡	高屋浦	寺谷助兵衛		4	百四十石積	十三反	長永丸		6	2		
418	明治	6	5	27	摂州大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	4	二百二十五石積	十六反	回向丸		6	3		
419	明治	6	6	2	能登国鳳至郡	皆月浦	西出屋藤平		外1	七十五石積	十反	辰吉丸		6	20		
420	明治	6	6	4	隠州周吉郡	布施村	山口常八	森田兼三郎	6	百五十三石積	十六反	春日丸		6	15		
421	明治	6	6	4	能登国鳳至郡	輪島	山下和十郎	三船仲治郎	3	百十石積	十二反	通吉丸		6	5		
422	明治	6			能登国鳳至郡	剱地村	中塚平治郎		3	百石積	十二反	輪順丸		6	8	※７４	
423	明治	6	6	9	佐州加茂郡	下久知村	菊地善太郎		4	四十七石積	両産八反	善寶丸		6	12		
424	明治	6	6	13	能州珠洲郡	高谷村	坂尻四平		3	百十石積	十一反	久寶丸		6	20	※７５	
425	明治	6	6	21	越中国新川郡	生地村	能登甚七		6	百八十四石積	十六反	年徳丸	カギにノ	7	11	※７６	
426	明治	6	6	28	佐州加茂郡	下久知村	菊池善太郎		4	四十七石積	両産八反	善寶丸		7	6	※７７	
427	明治	6	6	28	豊後国国東郡	堅来村	一井伴蔵	富蔵	8	五百石積	二十反	弁天丸	丸もっこ	8	11	※７８	
428	明治	6	6	29	能州珠洲郡	伏見村	坂本七郎平		4	百五十石積	十三反	寶久丸		7	25	※７９	
429	明治	6	7	1	能州珠洲郡	高谷村	藤谷藤五郎		3	百二十五石積	十二反	多福丸		7	4	※８０	
430	明治	6	7	4	能州羽咋郡	安部谷村	小泉庄太郎	平助	2	百石積	十二反	改運丸	小	7	16		
431	明治	6	7	5	能登国羽咋郡	安部谷村	小川幸吉改小平		2	百七十五石積	十五反	大寶丸	カギに小	7	18		
432	明治	6			能登国鳳至郡	剱地村	中塚平治郎			百石積	十二反	輪順丸		7	8	※８１	
433	明治	6	7	9	越前国丹生郡	道口浦	米谷又平			百二十七石積	十三反	長福丸	山に大	7	21	※８２	
434	明治	6	7	12	隠州周吉郡	布施村	山口常八	嘉十	6	百九十七石積	十六反	春日丸	入山	7	25		
435	明治	6	7	16	大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	3	二百二十五石積	十六反	回向丸	ニ	7	25	※８３	
436	明治	6	7	17	能州	皆月	西出藤平	直吉	2	七十五石積	十反	辰吉丸	菱桁にト	7	20		
437	明治	6	7	21	隠州周吉郡	布施村	山口常八	森田兼三郎	6	百五十三石積	十五反	春日丸	入山	7	27	※８４	
438	明治	6	7	21	越中射水郡	新湊六渡寺町	竹ノ内庄吉		7	四百四石積	十九反	妙天丸	竹又	8	1	※８５	
439	明治	6	7	21	越前丹生郡	下海浦	寶来庄三郎		6	二百三十八石積	十七反	永寶丸	山に十	7	27	※８６	
440	明治	6	7	25	隠州知夫郡	知夫村	鹿島弥吉	元吉	7	二百十四石積	十七反	権現丸	丸に橘			※８７	
441	明治	6	7	28	能州珠洲郡	飯田村	米谷又六	三太郎	3	百石積	十反	加徳丸				※８８	
442	明治	6	7	29	佐州加茂郡	下久知村	菊地善太郎		2	四十七石積	八反	善寶丸		8	1	※８９	
443	明治	6	7	29	越前国丹生郡	宿浦	富田太三郎		5	二百三十三石積	十六反	長永丸	丸	8	2	※９０	
444	明治	6	7	29	能州羽咋郡	川尻村	米澤又右衛門	傳四郎	3	九十五石六升五斗五合積	十一反	蛭子丸				※９１	
445	明治	6	8	9	越前国丹生郡	海浦	梅谷治郎平		5	百二十一石積	十五反	常宮丸		8	26	※９２	
446	明治	6	8	17	越前国	上海浦	恩田長十郎			四十六石積		長宝丸	カギに長	8	26	※９３	
447	明治	6	8	18	佐州加茂郡	下久知村	菊地善太郎		4	四十七石積	両産八反	善宝丸		8	22		
448	明治	6	9	7	能州鳳至郡	時国	正村源右衛門		3	八十石積	十二反	寶来丸		9	22	※９４	
449	明治	6	9	11	越前国丹生郡	宿浦	寺谷惣八		5	二百四十六石積	十七反	観音丸	丸に三	9	20		
450	明治	6	9	14	能州珠洲郡	高谷村	藤谷藤五郎		3	八十石積	十二反	神力丸		9	16		
451	明治	6	9	14	能州珠洲郡	高谷村	荒木惣助		3	百石積	十反	惣吉丸		9	22		
452	明治	6	9	14	能州珠洲郡	高谷村	桶田平吉		3	七十九石積	九反	明寶丸		9	22		
453	明治	6	9	15	能州羽咋郡	安部谷村	小川小兵衛		2	百七十五石積	十五反	大宝丸	カギに小				
454	明治	6	9	15	能州羽咋郡	安部谷村	小泉庄太郎	平助	2	百石積	十二反	改運丸	小				
455	明治	6	9	20	能州珠洲郡	狼煙村	角田北吾		4	百五十石積	十二反	栄寿丸		9	23		
456	明治	6	9	23	越中国新川郡	生地村	能登屋甚七		6	百八十四石積	十六反	年徳丸	カギにノ	10	29	※９５	
457	明治	6	9	27	佐州加茂郡	下久知村	菊地善太郎		4	四十七石積	両産八反	善寶丸		10	1		
458	明治	6	10	1	隠州周吉郡	布施村	山口常八	嘉十	6	百九十九石積	十六反	春日丸	入山	10	9		
459	明治	6	10	1	隠州周吉郡	布施村	山口常八	兼三郎	6	百五十三石積	十五反	春日丸	入山	10	9		
460	明治	6	10	15	能州鳳至郡	輪島町	深井源右衛門	九十蔵	2	七十五石積	九反	天神丸					
461	明治	6	10	15	能州鳳至郡	輪島町	筑前屋徳右衛門		3	六十石積	八反	徳吉丸					
462	明治	6	11	7	越後国岩船郡	早川村	斎藤三五郎		5	百十七石積	十三反	栄福丸				※９６	
463	明治	6	11	7	佐州加茂郡	大川村	阪野五平		4	六十一石積	蓙六反	天正丸					
464	明治	6	11	7	能州鳳至郡	輪島浦	磯見次郎八		4	百石積	十二反	栄福丸				※９７	囲い船
465	明治	6			佐州加茂郡	和木浦	畠山善太郎		3	五十石積	蓙九反	八幡丸				※９８	
466	明治	6	11	8	摂州大坂	南堀江五丁目	木屋伊助	庄蔵	3	二百二十五石積	十六反	回向丸	ニ			※９９	囲い船
467	明治	6	11	14	佐州加茂郡	下久知村	菊地善太郎		4	四十七石積	両産八反	善寶丸		11	19	※１００	

468	明治	6	12	25	佐州加茂郡	片野尾村	三国源四郎	4	七十五石積	蓙八反	長久丸

※３３　此船小松屋弥右衛門客船買船来状候分
※３４　但し敦賀屋吉左衛門客船当所南部屋惣右衛門船買出来仕候
※３５　四月七日入船仕候得共御番所へ不御届ケ
※３６　御料因幡中納言取締所隠州島後周吉郡目貫村惣助船沖船頭
久平水主共五人乗
令出船候条此無御御通し可被成候以上
明治二年巳三月　因幡中納言内　生野禮蔵
諸国津々　番人中
※３７　但し敦賀屋吉左衛門客船亀田屋重兵衛船買来仕候
※３８　右此船者能州一ノ宮塩屋次郎作様与申船ニ候間年々右江書
状出ス事
※３９　但し水戸名乗之義者当銀屋等名乗被成候間御番所往来届ケ
ス
※４０　但し小川屋長右衛門客船雲州鵜峠浦中井屋国平船買求仕候
※４１　五月七日入船仕候得共御番所へ往来不届ケ候
※４２　佐渡国加茂河崎村廻船壱艘仮百壱石積船頭水主合七人乗相
違無御座候以上
明治二巳年四月　船主　信太郎
民政　御役所
〆
表書之通相違無之者也
明治二巳年四月　佐渡縣民政御役所
諸国浦々　改所
〆
※４３　五月十四日入船仕候得共御番所へ往来不届ケ
※４４　但し往来之義ハ御番所へ御届ケス
※４５　但し往来之義ハ御番所へ御届ケ不申候
※４６　右同断
※４７　御番所往来不届ケ
※４８　但し往来者御番所へ不届ケ　七月十二日出帆仕候　御番所
へ七月廿一日届
※４９　往来不届ケ　但し七月十三日出帆
※５０　但し小松屋喜兵衛ゟ昨辰年囲船にて御届ケ申上候当国今町
大屋平次郎船沖船頭善吉乗買来仕候
※５１　右者下宿屋長左衛門ゟ出帆届ケ仕候分
※５２　雲州神門郡杵築寛左衛門船拾五人乗船頭水主宗門皆相改出
帆申付候条津々浦々無滞御通し可被下候仍而如件
慶応三卯年　出雲少将内　山本覚兵衛　書印
諸国御関所　御番衆中
※５３　五月廿六日掛積出帆
※５４　但し往来之儀者届ケなし
※５５　御番所本届不致

※５６　御番所江御往来届不仕
※５７　御番所江御往来届不仕
※５８　右者大坂往来左之通本国越前国玉川山本屋太三郎沖船頭栄之助乗
※５９　右船宿儀ハ大上ニ候得共御往来之儀ハ拙方ニ而取扱申事ニ前々ゟ執極候事
※６０　但し加州本吉□屋ニ候得共御往来之儀ハ大坂往来ニ御座候
※６１　但し同国同所上野屋七三郎殿ニて右同断
※６２　右者大坂油屋吉蔵御名前御往来ニ而御番所届仕候
※６３　右船沖ノ口御改所へ不届
※６４　右船御番所不届
※６５　但し大坂油屋吉蔵名前御往来御番所届仕候
※６６　右船玉之儀者角〆当年丈宿往来之儀者私届仕候
※６７　御番所届不致候
※６８　但し御番所江往来届不仕候
※６９　前浜塩　四百俵
　白砂ト　百丁
　玉砂ト　三百丁
※７０　松永塩　千俵
　玉砂ト　三十丁
　繰綿　廿本
※７１　能登塩　六百俵
※７２　但し能州鳳至郡西出屋與三郎船　往来佐州ニ而紛失仕候ニ付　大坂往来差上ケ申候
※７３　但し往来不届ケ
※７４　右船玉御往来之儀ニ付　入船之節ハ塩勘ニ御座候共出帆免状之儀私才ニ而願置候事
※７５　六月五日蛸島港出帆
※７６　四月十三日當港出帆　五月二十五日南部着船　六月十三日同出帆
※７７　同二十三日出帆
※７８　其港出帆五月二十四日　蛸島港入船六月十一日　同出帆同十四日
※７９　六月十三日其港出帆
※８０　四月十日小木出帆　同十二日高谷入船　同二十日其港出帆同二十六日伏木入船　六月六日敦賀出帆　六月十七日高谷入船
※８１　但シ入船届ケ之儀ハ塩勘ニ而届ケ出デ候共　出帆免状私方ニ而願置候事
※８２　七月二日敦賀出帆
※８３　六月三日其港出帆
※８４　七月六日出帆
※８５　七月四日其港出帆

※８６　七月六日其港出帆
※８７　七月六日安芸国豊田郡御手洗港
※８８　七月二十四日頸城郡直江港出帆
※８９　佐州水津湊当七月二十八日出帆　積荷　竹千四百本　薪千把
※９０　七月二十六日敦賀港出帆
※９１　七月二十七日東岩瀬港出帆
※９２　七月二十七日小浜港出帆　同日敦賀港入船　同三十日其港出帆
※９３　八月十日坂井湊出帆　十六日松ヶ崎湊入船　十七日同出帆十八日当湊入船
※９４　右船旧宿之儀者小川ニ御座候共　差支リ砌　私方ニ取扱申候以上
※９５　九月十六日函館湊出帆
※９６　十月十七日越前坂井湊出帆
※９７　十一月一日松ヶ崎出帆
※９８　十月九日同夷湊出帆
※９９　備後国糸崎湊出帆十月九日
※１００　十月二十九日水津湊出帆

【史料３】小橋屋彦七仕切状（新潟関係のみ）

番号	日付	品物		相手	船頭	
1	嘉永5年8月29日	村松米	買	当銀屋善平	庄助	
2	安政2年4月29日	三田尻塩	売	若狭屋	庄助	※
3	安政2年5月5日	舘村米	買	若狭屋	庄助	※
4	安政2年5月5日	金納作徳米	買	若狭屋	庄助	※
5	万延元年11月24日	高崎米	買	当銀屋善平	又三郎	
6	万延元年11月30日	三田米	買	当銀屋善平	彦七・又三郎	※
7	慶応元年8月25日	新三田米	買	当銀屋善平	与惣吉	
8	慶応2年3月15日	繰綿	売	当銀屋善平	又三郎	
9	慶応2年3月15日	繰綿	売	当銀屋善平	又三郎	
10	慶応2年3月15日	富浜塩	売	当銀屋善平	又三郎	
11	慶応2年3月17日	白砂糖	売	漆屋	又三郎	
12	慶応2年3月20日	生蝋	売	当銀屋善平	又三郎	
13	慶応2年3月20日	徳ノ島玉砂糖	売	当銀屋善平	又三郎	
14	慶応2年3月20日	生蝋	売	当銀屋善平	又三郎	
15	慶応2年3月21日	白砂糖	売	当銀屋善平	又三郎	
16	慶応3年2月27日	村松見付米	買	当銀屋善平	彦助	※
17	慶応3年5月20日	魚油	買	当銀屋善平	又三郎	
18	慶応3年5月20日	村上米	買	当銀屋善平	又三郎	※
19	慶応3年5月22日	小麦	買	当銀屋善平	又三郎	
20	慶応3年8月16日	沼津米	買	当銀屋善平	彦助	※
21	慶応4年4月17日	柴田米	買	当銀屋善平	永徳丸又三郎	
22	慶応4年4月20日	生蝋	売	当銀屋善平	又三郎	
23	慶応4年4月20日	取合生蝋	売	当銀屋善平	又三郎	
24	慶応4年4月22日	生蝋	売	当銀屋善平	又三郎	
25	慶応4年4月22日	新井郷三田米	買	当銀屋善平	永徳丸又三郎	
26	慶応4年4月22日	佐々木三田米	買	当銀屋善平	永徳丸又三郎	
27	明治元年12月13日	生蝋	預	当銀屋善平	又三郎	
28	明治2年4月21日	種粕	買	当銀屋善平	彦左衛門	
29	明治3年2月16日	村上米	買	当銀屋善平	又三郎	
30	明治3年2月	三田米	買	当銀屋善平	又三郎	
31	明治3年2月	新発田米	買	当銀屋善平	又三郎	
32	明治3年2月	三田米	買	当銀屋善平	又三郎	
33	明治3年3月19日	三田米	買	当銀屋善平	彦左衛門	
34	明治3年7月9日	三盆白砂糖	売	当銀屋善平	又三郎	
35	明治3年7月14日	繰綿	売	漆屋	又三郎	
36	明治3年7月18日	晒蝋	売	当銀屋善平	又三郎	
37	明治3年10月4日	七島	売	当銀屋善平	彦左衛門	
38	明治3年10月4日	蜜	売	当銀屋善平	彦左衛門	
39	明治3年10月4日	三田尻塩	売	当銀屋善平	彦左衛門	
40	明治3年10月9日	名羽玉砂糖	売	当銀屋善平	又三郎	
41	明治4年5月17日	小干鰯	買	当銀屋善平	又三郎	
42	明治4年5月27日	大干鰯	買	当銀屋善平	又三郎	
43	明治4年	鰯〆粕	買	当銀屋善平	又三郎	

44	明治5年10月18日	糸桜繰綿	売	能越屋雄作	白山丸
45	明治5年10月18日	白砂糖	売	能越屋雄作	白山丸
46	明治5年10月20日	繰綿	売	塩屋勘六	又三郎
47	明治5年10月26日	繰綿	売	間瀬屋佐吉	又三郎
48	明治5年10月	繰綿	売	碇屋三左衛門	又三郎
49	明治6年9月4日	玉砂糖	売	能越屋雄作	彦助
50	明治6年10月15日	糸桜・薄桜	売	能越屋雄作	又三郎
51	明治6年10月15日	白砂糖	売	能越屋雄作	又三郎
52	明治6年10月17日	松永塩	売	能越屋雄作	又三郎
53	明治6年10月18日	天朝米	買	能越屋雄作	又三郎
54	明治6年10月18日	天朝御下タ米	買	能越屋雄作	又三郎
55	明治7年4月11日	肥浜塩	売	能越屋雄作	惣兵衛
56	明治7年4月12日	白砂糖	売	碇屋三左衛門	宗兵衛
57	明治7年4月15日	大島玉砂糖	売	塩屋清水芳蔵	宗兵衛
58	明治7年5月23日	白砂糖	売	碇屋三左衛門	宗兵衛
59	明治7年5月23日	生蝋	売	能越屋雄作	又三郎
60	明治7年5月25日	白砂糖	売	能越屋雄作	又三郎
61	明治7年5月26日	亀錦印半紙	売	漆屋	又三郎
62	明治7年6月1日	玉国印繰綿	売	能越屋雄作	又三郎
63	明治7年6月7日	三田米	買	能越屋雄作	又三郎
64	明治7年6月7日	柴田米	買	能越屋雄作	又三郎
65	明治7年6月23日	白砂糖	売	塩屋清水芳蔵	宗兵衛
66	明治7年6月23日	繰綿	売	塩屋清水芳蔵	宗兵衛
67	明治7年6月24日	素麺	売	塩屋清水芳蔵	宗兵衛
68	明治7年6月24日	繰綿	売	碇屋三左衛門	宗兵衛
69	明治7年6月25日	冨浜塩	売	能越屋雄作	宗兵衛
70	明治7年6月26日	冨浜塩	売	塩屋清水芳蔵	宗兵衛
71	明治7年6月27日	七島蓙	売	間瀬屋佐吉	宗兵衛
72	明治7年6月29日	古三田米	買	塩屋清水芳蔵	彦助
73	明治7年6月29日	生蝋	売	塩屋清水芳蔵	彦助
74	明治7年9月25日	繰綿	売	能越屋雄作	又三郎
75	明治7年9月26日	玉砂糖	売	能越屋雄作	又三郎
76	明治7年9月26日	玉砂糖	売	能越屋雄作	又三郎
77	明治7年9月27日	玉砂糖	売	塩屋清水芳蔵・碇屋三左衛門	又三郎
78	明治7年9月27日	イ印玉砂糖	売	塩屋清水芳蔵・碇屋三左衛門	又三郎
79	明治7年9月27日	白砂糖	売	能越屋雄作	又三郎
80	明治7年9月27日	白砂糖	売	能越屋雄作	又三郎
81	明治7年9月29日	松永塩・瀬取塩	売	能越屋雄作	又三郎
82	明治7年10月20日	三田米	買	能越屋雄作	又三郎
83	明治7年10月23日	新三田米	買	能越屋雄作	又三郎
84	明治7年10月	三田米	買	塩屋清水芳蔵	又三郎
85	明治8年4月11日	醤油	買	碇屋三左衛門	彦左衛門
86	明治8年4月20日	玉砂糖	売	江口雄作	又三郎
87	明治8年4月21日	松永塩・瀬取塩	売	江口雄作	又三郎
88	明治8年8月4日	天朝米	買	塩屋清水芳蔵	宗兵衛
89	明治9年3月27日	白砂糖	売	当銀屋江口善蔵	又三郎

90	明治9年3月27日	白砂糖	売	当銀屋江口善蔵	又三郎	
91	明治9年4月5日	松永塩	売	当銀屋江口善蔵	宗兵衛	
92	明治9年12月1日	繰綿	売	塩屋清水芳蔵	惣兵衛	
93	明治9年12月7日	備中繰綿	売	間瀬屋佐吉	白山丸惣兵衛	※
94	明治9年12月28日	野崎塩	売	塩屋清水芳蔵	惣兵衛	
95	明治10年1月6日	白砂糖	売	塩屋清水芳蔵	又三郎	
96	明治10年3月16日	備後畳	買	塩屋清水芳蔵	長太郎	
97	明治10年4月5日	白砂糖	売	当銀屋江口善蔵	長太郎	
98	明治10年4月12日	大島玉砂糖	売	間瀬屋佐吉	長太郎	※
99	明治10年4月17日	大島玉砂糖	売	碇屋三左衛門	長太郎	
100	明治10年4月26日	薄桜繰綿	売	当銀屋江口善蔵	長太郎	
101	明治10年7月16日	前浜塩	売	当銀屋江口善蔵	又三郎	
102	明治11年5月3日	焼酎	買	鈴木周吉	宗平	
103	明治11年5月3日	味噌	買	鈴木周吉	宗平	
104	明治11年5月3日	三田米	買	鈴木周吉	宗平	
105	明治11年5月3日	梨子	買	鈴木周吉	宗平	
106	明治11年5月4日	初関酒	買	鈴木周吉	宗平	
107	明治11年10月7日	繰綿	売	碇屋三左衛門	宗兵衛	
108	明治11年10月7日	泉州白下	売	間瀬屋佐吉	白山丸惣兵衛	
109	明治11年10月7日	空豆	売	間瀬屋佐吉	白山丸惣兵衛	
110	明治11年10月8日	新大豆	買	鈴木周吉	宗平	
111	明治11年10月8日	生蝋・土佐鰹節	売	南部屋	惣兵衛	
112	明治11年10月8日	土佐鰹節	売	南部屋	惣兵衛	
113	明治12年3月23日	松永塩・肥浜塩	売	鈴木周吉	宗兵衛	
114	明治12年3月23日	備後表	売	間瀬屋佐吉	白山丸惣兵衛	※
115	明治12年3月25日	台湾砂糖	売	間瀬屋佐吉	白山丸惣兵衛	
116	明治12年3月27日	玉砂糖	売	鈴木周吉	宗平	
117	明治12年3月27日	古三田米	買	鈴木周吉	大福丸孫左衛門	
118	明治12年3月27日	大豆	買	鈴木周吉	大福丸長太郎	
119	明治12年3月27日	琉藩玉砂糖	売	鈴木周吉	宗平	
120	明治12年3月27日	笠利玉砂糖	売	鈴木周吉	宗平	
121	明治12年3月27日	繰綿		鈴木周吉	宗平	
122	明治12年3月27日	晒蝋	売	鈴木周吉		
123	明治12年3月27日	白砂糖	売	鈴木周吉	宗平	
124	明治12年3月29日	焚込蜜	売	碇屋三左衛門	宗兵衛	
125	明治12年3月29日	焚込弐拾挺	売	南部屋	惣兵衛	
126	明治12年4月5日	新三田米	買	鈴木周吉	宗平	
127	明治12年4月15日	新島玉砂糖	売	鈴木周吉	又三郎・久三郎	
128	明治12年6月15日	鰹節	売	鈴木周吉	宗平	
129	明治12年6月15日	生蝋	売	鈴木周吉	宗平	
130	明治12年6月15日	塩	売	鈴木周吉	宗平	
131	明治12年6月15日	七島表	売	当銀屋小島徳松	宗兵衛	
132	明治12年6月18日	白砂糖	売	碇屋三左衛門	宗兵衛	
133	明治12年6月21日	玉砂糖	売	鈴木周吉	長太郎	
134	明治12年6月21日	白砂糖	売	鈴木周吉	長太郎	
135	明治12年6月21日	繰綿	売	鈴木周吉	長太郎	

136	明治12年6月21日	白米		鈴木周吉	宗平	
137	明治12年6月23日	鰹節	売	南部屋	長太郎	
138	明治12年6月25日	鰹節	売	碇屋三左衛門	長太郎	
139	明治12年6月26日	鰹節		間瀬屋佐吉	長太郎	※
140	明治12年6月27日	三田米	買	鈴木周吉	又四郎	
141	明治12年7月24日	玉砂糖	売	碇屋三左衛門		※
142	明治12年7月26日	関半紙	売	鈴木周吉	又三郎	
143	明治12年8月2日	三等米	買	鈴木周吉	亦三郎	
144	明治12年11月5日	繰綿	売	鈴木周吉	又三郎	
145	明治13年3月14日	三田米	買	鈴木周吉	又三郎	
146	明治13年3月16日	小豆	買	鈴木周吉	又三郎	
147	明治13年3月18日	松永塩・吉和塩	売	鈴木周吉	宗平	
148	明治13年3月18日	備後表	売	鈴木周吉	宗平	
149	明治13年3月18日	玉砂糖	売	鈴木周吉	宗平	
150	明治13年3月26日	三田米	買	鈴木周吉	宗平	
151	明治13年3月27日	三田米	買	鈴木周吉	宗平	
152	明治13年7月22日	玉砂糖	売	鈴木周吉	又三郎	
153	明治13年7月22日	白砂糖	売	神田三十郎	大福丸宗太郎	
154	明治13年7月22日	名瀬玉砂糖	売	南部屋	又三郎	
155	明治13年8月31日	三田米	買	鈴木周吉	宗平	
156	明治13年9月4日	三田米	買	鈴木周吉	宗平	
157	明治14年3月22日	三田米	買	鈴木周吉	宗平	
158	明治14年6月	干鰯	買	鈴木周吉	宗平	
159	明治14年8月20日	鰹節	売	鈴木周吉	宗平	
160	明治14年8月25日	生蝋	売	鈴木周吉	宗平	
161	明治15年6月14日	洋鉄	売	鈴木周吉	宗兵衛	
162	明治15年6月24日	琉藩玉砂糖	売	鈴木周吉	宗兵衛	
163	明治15年6月24日	白砂糖	売	鈴木周吉	宗兵衛	
164	明治15年6月24日	備後表	売	鈴木周吉	宗兵衛	
165	明治15年6月25日	白砂糖	売	塩屋清水芳蔵	宗兵衛	
166	明治15年7月15日	生蝋	売	碇屋神田三十郎	宗平	
167	明治15年9月16日	晒蝋	売	碇屋神田三十郎	宗平	
168	明治15年7月16日	豊国名産青筵		小川屋鈴木長蔵	惣兵衛	
169	明治15年9月19日	琉藩玉砂糖	売	塩屋清水芳蔵	宗平	
170	明治15年9月23日	槙錦半紙	売	南部屋	宗兵衛	
171	明治15年9月26日	鰹節		碇屋神田三十郎	彦左衛門	
172	明治16年7月15日	生蝋	売	西村治郎助	彦左衛門	
173	明治16年9月24日	七島	売	小川屋鈴木長蔵	彦左衛門	
174	明治16年10月6日	生蝋		碇屋神田三十郎	彦左衛門	
175	明治16年10月7日	蒲原三田米	買	小川屋鈴木長蔵		
176	明治16年10月12日		差引書	小川屋		
177	明治18年8月9日	米	買	小川屋鈴木長蔵	卯太郎	
178	明治18年8月19日	三田米	買	小川屋鈴木長蔵	卯太郎	
179	明治19年4月7日	玉砂糖	売	小川屋鈴木長蔵	卯太郎	
180	明治19年4月15日	海鹿	売	小川屋鈴木長蔵	卯太郎	
181	明治19年4月22日	扁天	売	碇屋神田三十郎	宇太郎	

182	明治19年4月23日	焼酎	買	小川屋鈴木長蔵	卯太郎
183	明治19年4月23日	白米	買	小川屋鈴木長蔵	卯太郎
184	明治19年5月31日	三田米	買	小川屋鈴木長蔵	卯太郎
185	明治20年6月6日	硝子	売	碇屋神田三十郎	宇太郎
186	明治20年10月23日	石油	買	小川屋鈴木長蔵	卯太郎

出所：新修門前町史資料編

※＝原典は年不詳。そのため前後の内容から年号を推定。